

第2次

加須市 総合振興計画 改訂版

みんなでつくる 元気あふれる

安全・安心・未来のまち 加須



2021

2030

「みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須」の実現を目指して

私たちのまち「加須市」は、旧加須市・騎西町・北川辺町・大利根町が心をひとつにして誕生したまちで、合併から歩みを重ね、地域のつながりを大切にしながら発展してまいりました。

合併から16年が経過したこれまでの間、直面する多くの課題に対し、全ての市民の皆様の暮らしを支えるために何が必要かを常に考え、合理的な「判断」と問題を先送りしない責任ある「決断」を持って、一步一步着実に取り組んでまいりました。

市政運営の基本は「継承」と「革新」、目指すまちづくりのキーワードは3つ「安全」「安心」「未来」です。行政施策には、継続すべきもの、継続しなければならないものが数多くあります。それらを着実に進めるとともに、新たな工夫や挑戦を加えることで、市政はさらに発展してまいります。

「第2次加須市総合振興計画改訂版」は、社会や市民ニーズの変化を踏まえながら、行政課題に的確に対応していくため、「基本構想」とその実現に向けて具体的な施策などを位置付けた「後期基本計画」について、策定時には見通せなかった取組を加筆するなど見直したものです。

加須市の未来は、私たち自身の手の中にあります。

誇りと希望を持てる元気あふれる加須市を築いていくため、みんなで一緒に、まちづくりを進めていきましょう。

結びに、本計画改訂版の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、総合振興計画審議会の委員並びに市議会議員の皆様のお指導と御協力に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、なお一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。



令和8年3月

加須市長

角田守良

市章・市の花・市の木

市章



平成 22 年 11 月 21 日制定

市の花 (コスモス)



市の木 (サクラ)



平成 25 年 3 月 10 日制定

目次

I 序論

1	計画策定の目的等	2
	(1) 計画の目的	2
	(2) 計画の根拠	2
	(3) 計画の構成と期間	3
	(4) 計画の推進体制	4
2	加須市の特性	5
	(1) 加須市の現況	5
	(2) 社会情勢の動向	10
	(3) 市民満足度の状況	19
	(4) まちづくりの課題	30

II 基本構想

1	基本理念	42
2	将来都市像	43
3	基本指標の見通し	44
	(1) 人口の見通し	44
	(2) 財政の見通し	45
	(3) 土地利用の方針	46
4	まちづくりの基本目標	48
5	まちづくりの施策	56
	(1) 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり	57
	(2) 未来へつなぐ人を育むまちづくり	61
	(3) 魅力と活力を生む産業のまちづくり	64
	(4) 豊かな自然と快適な環境のまちづくり	66
	(5) 協働による持続可能なまちづくり	68

Ⅲ 後期基本計画 第3次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ① 加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化…………… 72
- ② SDGsの推進…………… 73

■ 第1章 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり…………… 77

第1節 災害に強いまちをつくる

- 第1項 水害対策の強化…………… 78
- 第2項 震災等対策の強化…………… 80

第2節 安全なまちをつくる

- 第1項 防犯体制の強化…………… 82
- 第2項 交通安全対策の充実…………… 84
- 第3項 消防力の強化…………… 86
- 第4項 安全な水道水の安定的な供給…………… 88

第3節 スポーツを通じて健康ではつらつと輝けるまちをつくる

- 第1項 健康づくりの推進…………… 90
- 第2項 スポーツ・レクリエーションの振興…………… 92

第4節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

- 第1項 感染症対策の迅速・適切な実施…………… 94
- 第2項 地域医療体制の充実…………… 96
- 第3項 高齢者福祉の充実…………… 98
- 第4項 障がい者福祉の充実…………… 100
- 第5項 とともに支え合う地域福祉の推進…………… 102
- 第6項 生活の安定・安心の促進…………… 104

■ 第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり…………… 107

第1節 こどもを産み育てやすいまちをつくる

- 第1項 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援…………… 108
- 第2項 こどもの健やかな成長の支援…………… 110
- 第3項 仕事と子育ての両立の支援…………… 112
- 第4項 幼児教育の充実…………… 114

第2節 確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる

- 第1項 学校教育の充実と家庭・地域で健やかなこどもを育む環境づくり… 116

第3節 自ら学び自分らしく生きるまちをつくる

- 第1項 生涯学習の推進・芸術文化の振興…………… 118

第4節 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

- 第1項 人権尊重社会の推進…………… 120
- 第2項 男女共同参画社会の推進…………… 122

■ 第3章 魅力と活力を生む産業のまちづくり …………… 125

- 第1節 企業誘致の推進と雇用の創出で働きやすい環境のまちをつくる
 - 第1項 企業誘致の推進と多様な雇用の創出 …………… 126
- 第2節 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる
 - 第1項 農業の活性化 …………… 128
 - 第2項 商業の活性化 …………… 130
 - 第3項 地域経済の活性化 …………… 132
- 第3節 地域の魅力で人が集まるまちをつくる
 - 第1項 観光によるまちおこし …………… 134

■ 第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり …………… 137

- 第1節 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる
 - 第1項 環境学習・教育の推進 …………… 138
 - 第2項 環境活動の促進 …………… 140
- 第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる
 - 第1項 自然環境との共生 …………… 142
 - 第2項 美しい景観の形成 …………… 144
- 第3節 地球にやさしいまちをつくる
 - 第1項 地球温暖化への対応 …………… 146
- 第4節 快適で暮らしやすいまちをつくる
 - 第1項 循環型社会の構築 …………… 148
 - 第2項 きれいな水の再生 …………… 150
 - 第3項 公害のない生活環境の確保 …………… 152

■ 第5章 協働による持続可能なまちづくり …………… 155

- 第1節 地域の絆で協働のまちをつくる
 - 第1項 シティプロモーションの推進 …………… 156
 - 第2項 広聴の推進 …………… 158
 - 第3項 市民と行政との協働 …………… 160
- 第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる
 - 第1項 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成 …………… 162
 - 第2項 道路ネットワークの構築・道路環境の向上 …………… 164
 - 第3項 魅力ある公園づくり …………… 166
 - 第4項 地域公共交通の充実 …………… 168
 - 第5項 行政手続の利便性と窓口サービスの向上 …………… 170
- 第3節 持続可能な自治体経営を実現する
 - 第1項 効果的で効率的な自治体運営 …………… 172

IV 資料編

1	第2次加須市総合振興計画改訂版策定の経過	176
2	市民参加	177
	(1) まちづくりアンケート調査	177
	(2) 若者の進学・就職などの希望に関する調査	181
	(3) パブリックコメント	184
3	加須市総合振興計画審議会	185
	(1) 審議会条例	185
	(2) 委員名簿	186
	(3) 諮問	187
	(4) 答申	188
4	加須市総合振興計画推進本部	189
5	用語解説	190

I 序論

1 計画策定の目的等

(1) 計画の目的

本市は、平成22年3月の合併後、向こう10年間のまちづくりの指針として「第1次加須市総合振興計画」を平成24年1月に策定するとともに、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための5箇年戦略として「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年2月に策定し、市の将来都市像の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりを基本に、その推進に取り組んできました。

このような中、「第1次加須市総合振興計画」の取組を評価し、本市が直面する課題の解決、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、今後の10年・20年を見据えたまちづくりの指針として「第2次加須市総合振興計画」を令和3年2月に策定しました。

このたび、同計画の「前期基本計画」の計画期間が令和7年度をもって終了することから、年々変化する社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、行政課題に的確に対応していくため、「基本構想」について必要な見直しを行うとともに、「後期基本計画」を策定するものです。

なお、「後期基本計画」は、「前期基本計画」に引き続き、「第3次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した一体的な計画として策定します。

(2) 計画の根拠

平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体独自の判断に委ねられることとなっています。

本市においては、平成23年10月に「加須市協働によるまちづくり推進条例」を制定し、同条例第5条において、総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想を定めることが明記されています。

また、平成30年7月には「加須市議会基本条例」を制定し、同条例第23条において、加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関することを議会の議決事件としています。

■加須市協働によるまちづくり推進条例（平成23年加須市条例第21号）

（協働によるまちづくりの基本原則）

第5条 私たちは、次に掲げる3原則に基づき、協働によるまちづくりを推進します。

(1)・(2) 略

(3) 目標共有の原則 私たちは、加須市の一体性を確保しながらまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想を定め、これを共通の目標としてまちづくりに取り組みます。

■加須市議会基本条例（平成30年加須市条例第34号）

（議決事件）

第23条 法第96条第2項の規定により、次に掲げるものを議会の議決すべき事件とする。

(1) 加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関すること。

(2)・(3) 略

(3) 計画の構成と期間

本計画の計画期間は、令和3年度から目標年度である令和12年度までの10年間とし、基本構想・基本計画で構成します。

また、後期基本計画に「第3次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含し、本市のまちづくりの指針となる2つの計画を一体的な計画として構成します。

なお、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

<基本構想（10年間）>

まちづくりの基本的な考え方を示した基本理念や将来都市像を定め、その実現に向けた基本目標と、基本目標を達成するために取り組む施策の基本方針を明らかにします。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

<基本計画（5年間）>

基本構想で定めた将来の目標などを実現するための基本的政策を体系的に整理し、具体的に実施する施策を示します。

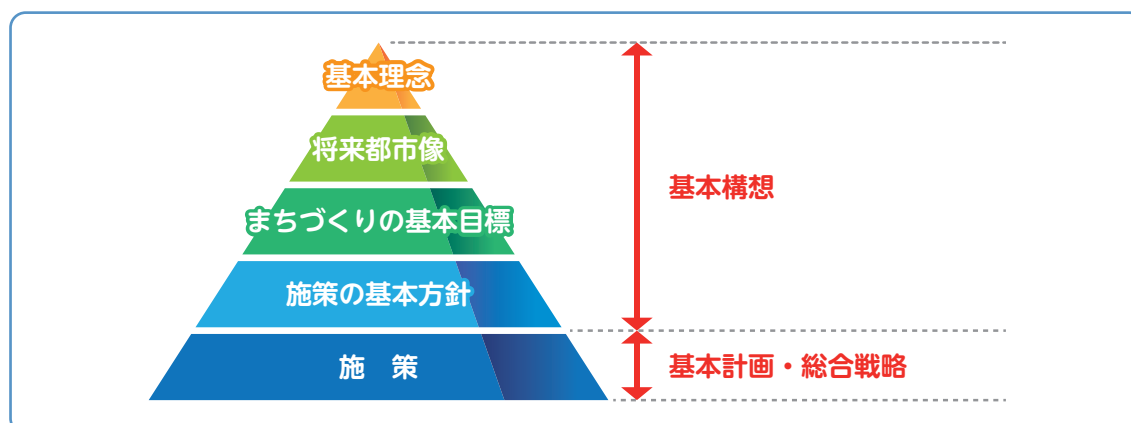
計画期間は、前期基本計画と後期基本計画の各5年に区分し、前期基本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、後期基本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

<総合戦略（5年間）>

人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために戦略的に取り組む施策を示します。

計画期間は、後期基本計画と同じ令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

■ 図1 総合振興計画の構成イメージ



■図2 計画期間

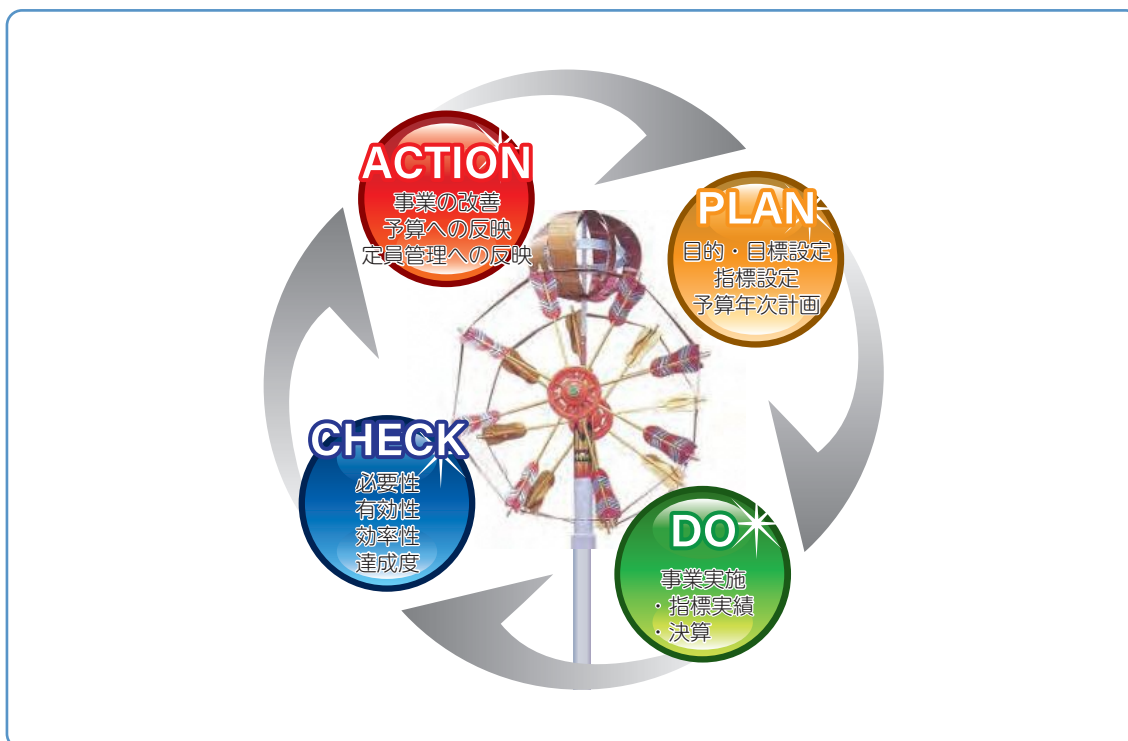
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想	[Blue arrow spanning R3 to R12]									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
総合戦略	第2次					第3次				

(4) 計画の推進体制

本計画に位置付けた施策の効果を検証するため、本市の行政マネジメントサイクルツールである「加須やぐるまマネジメントサイクル」により、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) のPDCA サイクルによる具体的な施策の進行管理を行い、絶えず改善を図ることで実効性を確保します。

また、各施策の KPI (重要業績評価指標) を検証することで、本計画をフォローアップするとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

■加須やぐるまマネジメントサイクル



(1) 加須市の現況

①位置・地勢

本市は、埼玉県の北東部、関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、古き良き歴史を残した都市機能が集積する市街地と、その周辺に広がる水と緑の豊かな農村地域が調和する田園都市です。

利根川の堆積で形成され、海拔（令和6年水準測量成果表）は最高15.657m、最低9.652m、高低差6mほどの平坦地で、東西と南北それぞれ約16kmの広がりをもち、面積133.30km²、都心からおおむね50km圏内にあり、茨城県、栃木県及び群馬県に接し、関東のどまんなか位置しています。

気候は太平洋側気候に属しており、令和6年の年間平均気温は約17℃、年間降水量は約1,200mmです。また、快晴の日数が多いことが大きな特徴です。夏は日中かなりの高温になり、雷雨が発生し、冬は北西の季節風が強く、空気が乾燥しますが、生活にはおおむね好適と言えます。

鉄道は、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、JR東北本線（宇都宮線）・東武日光線の栗橋駅に近接しています。

主要な道路は、国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向を通り、東側で国道4号に近接しています。また、東北縦貫自動車道加須インターチェンジがあり、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジに近接しています。



（令和元年5月 東北縦貫自動車道加須インターチェンジ上空から市街地方面撮影）

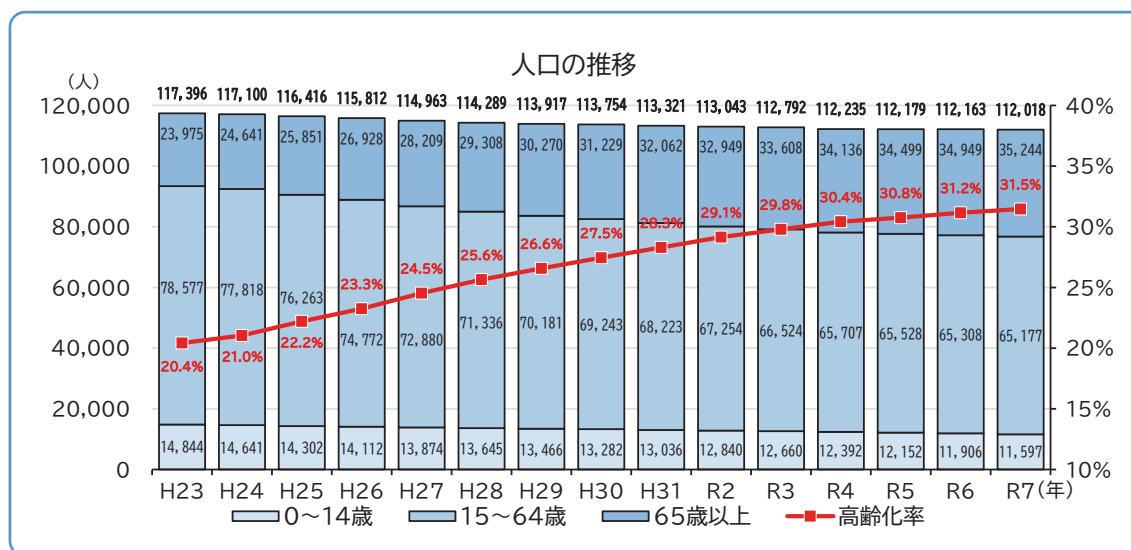
②人口の状況

本市の人口及び世帯数は、令和7年（1月1日現在）の人口が112,018人、世帯数が51,289世帯、1世帯当たりの人員が2.18人です。

人口は、合併以降減少傾向で推移しており、合併後の15年間で約5,000人の減少となっていますが、前期基本計画策定時における令和7年の推計人口と比較すると減少は緩やかとなっています。

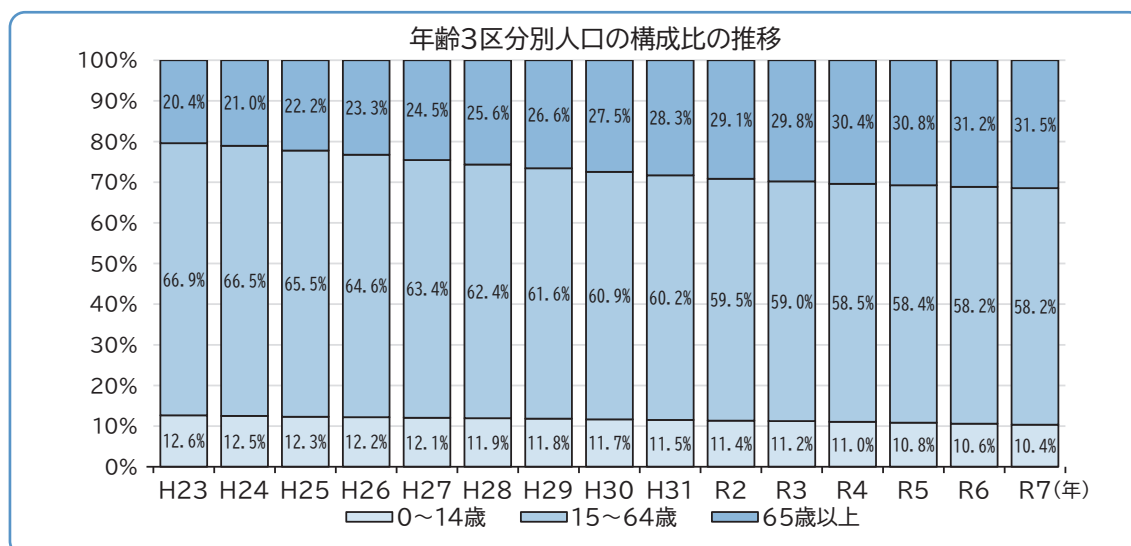
年齢3区分別人口の構成比は、平成23年に14歳以下の年少人口が12.6%、65歳以上の高齢者人口が20.4%でしたが、令和7年には年少人口が10.4%、高齢者人口が31.5%となり、少子高齢化が急速に進展しています。

■図3 人口の推移



<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）>

■図4 年齢3区分別人口の構成比の推移



<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）>

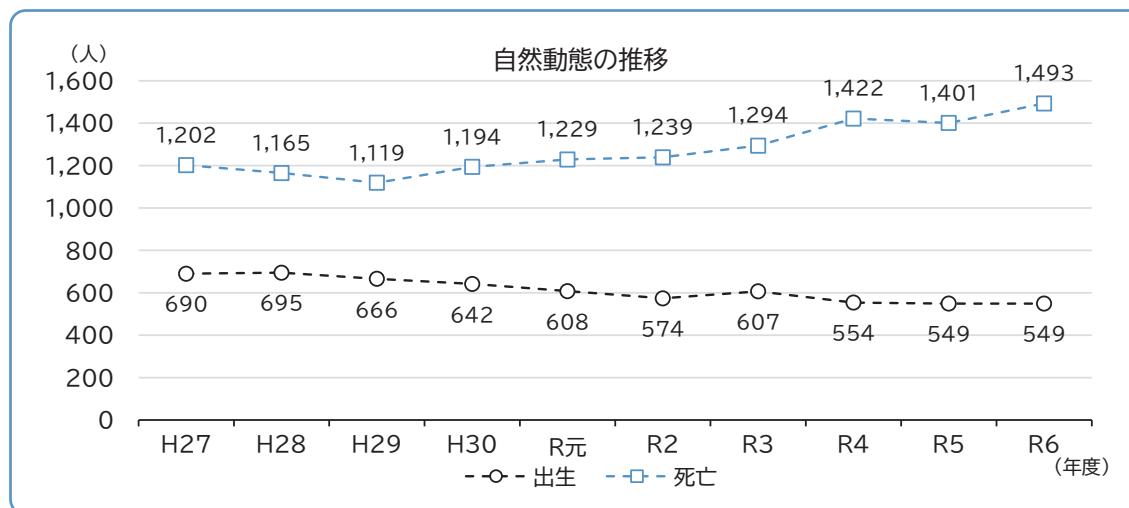
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とはなりません。

③自然動態・社会動態の状況

出生・死亡による人口の自然動態については、令和4年度から令和6年度までの直近3箇年では死亡数が1,400人を上回っており増加傾向にあります。一方、出生数は減少傾向が続いており、死亡数が出生数を上回る自然減の状況です。

令和6年度の出生数は549人、死亡数は1,493人で自然増減数は944人の減少となっています。

■図5 自然動態の推移

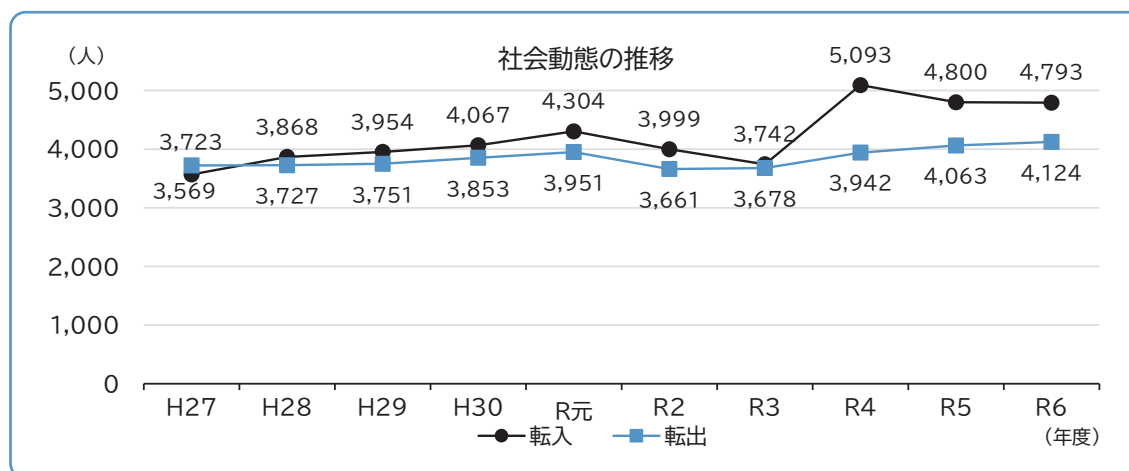


<出典：住民異動月報（市民課）>

転入・転出による人口の社会動態については、平成28年度に転入数が転出数を上回る転入超過に転じ、以降も社会増の状態が続いています。

令和6年度の転入数は4,793人、転出数は4,124人で社会増減数は669人の増加となっています。

■図6 社会動態の推移

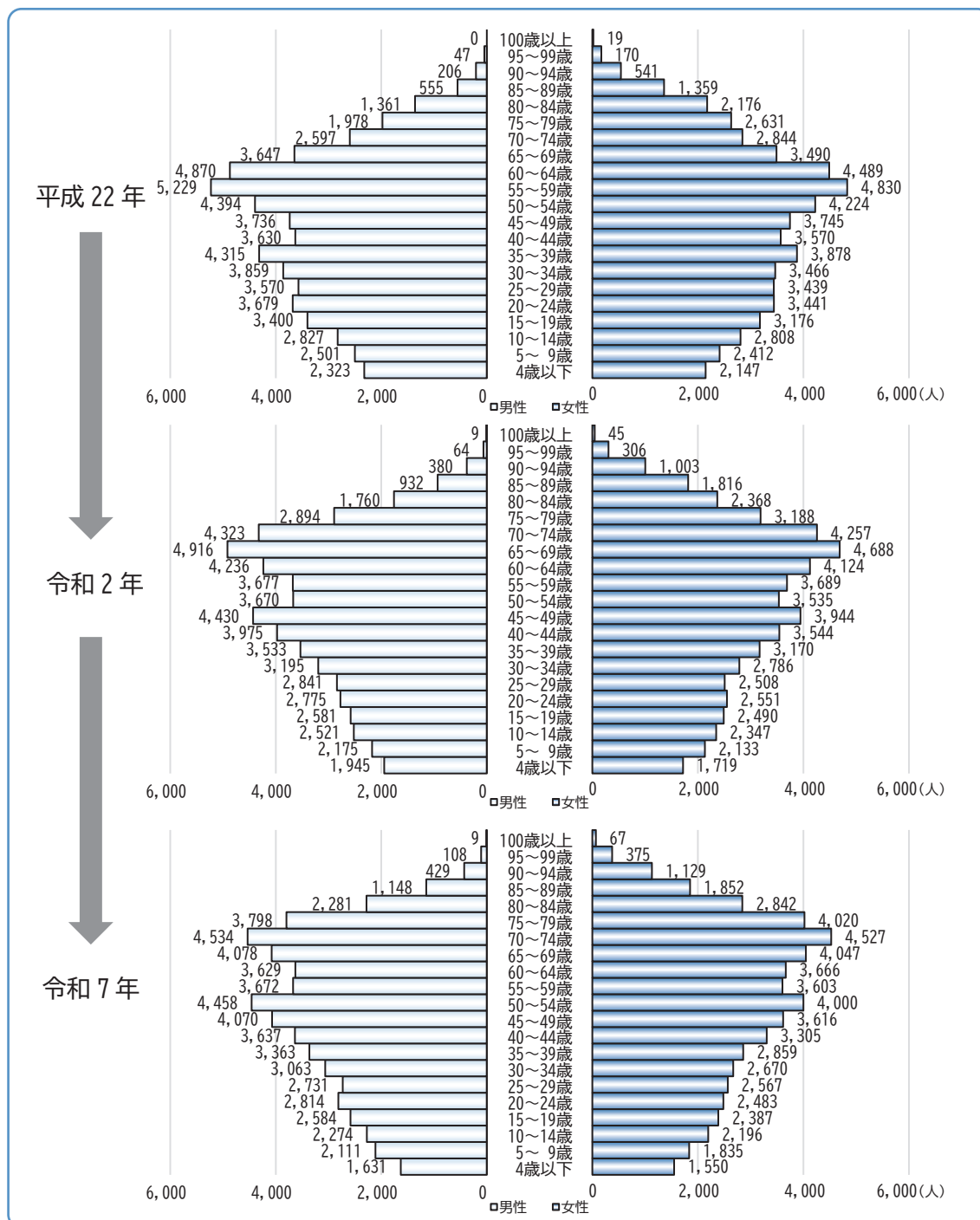


<出典：住民異動月報（市民課）>

本市の人口ピラミッドは、平成22年は男女ともに55～59歳、次いで60～64歳の層にピークがみられ、10年後の令和2年には65～69歳、70～74歳の層に移行しています。

令和7年は、さらに5年分移行し、高齢化の傾向が顕在化しています。また、平成22年と比較すると、54歳以下の層では年齢が低いほど人口が少ない傾向にあり、今後も人口減少が続くと考えられます。

■図7 人口ピラミッドの平成22年、令和2年、令和7年の比較



<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）の数値を基に作成>

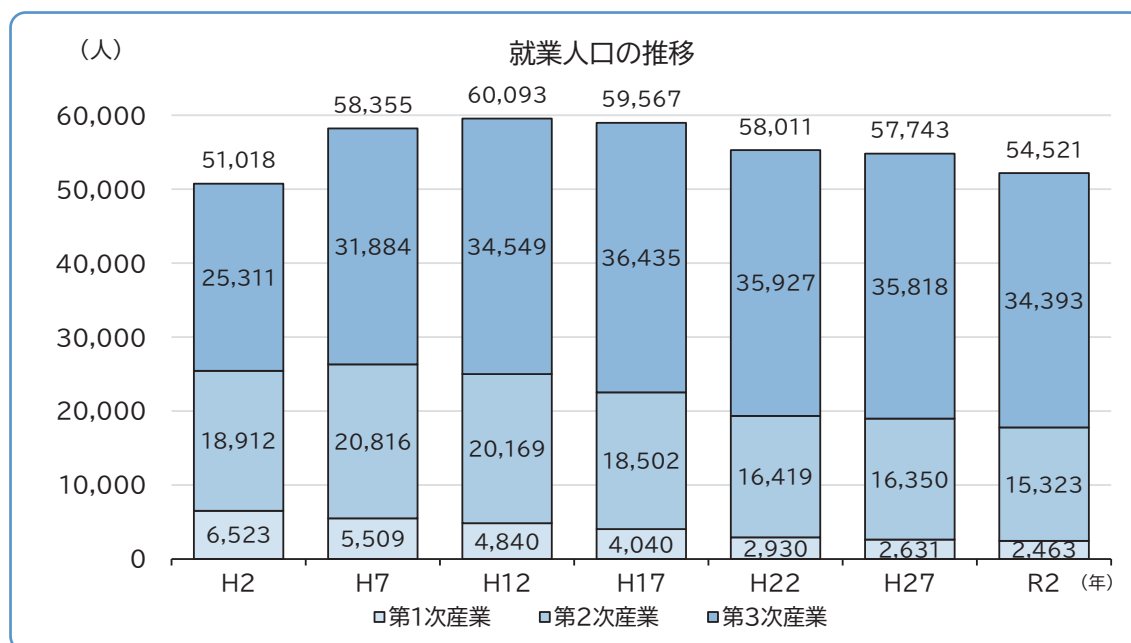
④産業の状況

本市の就業人口（国勢調査）は、平成2年以降、増加傾向にありましたが、平成12年の60,093人をピークに減少し、令和2年は54,521人となっています。

就業者の内訳では、第1次産業（農業など）は、平成2年には6,523人でしたが令和2年には2,463人にまで減少し、この間で約6割減少しています。第2次産業（製造業など）では、平成7年には20,816人でしたが令和2年には15,323人にまで減少し、ピーク時と比較して約4分の3に減少しています。第3次産業（商業など）では、平成17年の36,435人をピークに令和2年には34,393人と減少に転じています。

こうした就業人口の減少は、産業構造の変化とともに、少子化に伴う人口減少による生産年齢人口（15～64歳）の減少や高齢化の進展が大きく関わってきていると言えます。

■ 図8 就業人口の推移



<出典：国勢調査>（総数には分類不能を含みます。）
 ※ H2～H17の値は、合併前の1市3町の値を合算したものの

産業の特徴については、第1次産業では、農林水産省の「わがマチ・わがムラランキング」によると水稲作付面積4,560ha、水稲収穫量22,100tは、いずれも埼玉県内第1位（令和6年現在）となっています。

第2次産業では、交通の利便性が良いことから、市内には11箇所の工業団地があり、約260社が立地しています。市内全域では、特に大規模な製造業の工場である特定工場が、埼玉県内で最多の90社が立地しています。

第3次産業では、市内総生産額（令和4年）を産業別で見ると、第3次産業の割合が約58%で最も多くなっています。次いで第2次産業が約40%で第2次・第3次産業で市内総生産額のほとんどを占めています。

(2) 社会情勢の動向

- ①人口の動向
- ②少子高齢化社会への対応
- ③安全・安心に対する意識の高まり
- ④産業の動向
- ⑤環境問題への関心の高まり
- ⑥自治体経営
- ⑦地方創生の推進とSDGsへの取組
- ⑧デジタル社会の発展

①人口の動向

(全国的な状況)

日本の総人口は、平成20年をピークに人口減少に転じました。令和2年の国勢調査によると、日本の総人口は1億2,615万人であり、平成22年の国勢調査に比べて191万人減少（年平均19万人減少）しています。

15歳未満人口は11.9%と過去最低を更新し、出生数の減少による少子化が進んでいます。現役世代である15～64歳人口の割合は59.5%にとどまり、働き手の減少が進む中で、支える世代と支えられる世代のバランスが崩れつつあります。

一方、65歳以上人口は3,602万人に達し、高齢化率は28.6%となっています。特に75歳以上人口は1,860万人と、65～74歳人口を上回っており、人口構造の中心が一層高齢層へ移行しています。

また、少子高齢化による地域の労働力人口の確保等を背景として、多様な国籍の外国人の定住が増加しています。

(加須市の状況)

本市においても、人口は緩やかに減少しています。年齢3区分別人口の構成比は、令和7年には年少人口が10.4%、高齢者人口が31.5%となり、10年前(平成27年)と比較すると年少人口が1.7%減、高齢者人口が7%増となっており、少子高齢化が進行しています。

自然増減を見ると、出生数の減少と死亡数の増加により一貫して自然減が続いています。一方、社会増減を見ると、平成28年度に転入数が転出数を上回る転入超過に転じ、以降も社会増の状態が続いています。

また、外国人人口は増加傾向にあり、ベトナム、中国、フィリピン、ブラジルなど多様な国籍の住民が定住しています。

②少子高齢化社会への対応

(全国的な状況)

少子化が進行する中で、家庭生活における女性への家事や育児の分担の偏り、保育人材の不足や地域差、虐待・貧困への対応やヤングケアラーへの支援の不十分さなどがみられます。今後は、男女が共に育児と仕事を両立できる制度の整備、保育人材の確保や地域差の是正、こどもの権利を尊重した支援の拡充等を進め、社会全体でこどもを育む、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた仕組みを強化することが求められます。

また、少子化により学校規模の縮小や地域差が広がる中、教育の質と機会均等を確保する取組が進められています。少人数学級による教師の負担軽減や専門性の向上を図り、デジタル教材やオンライン学習の活用で地域差の縮小を目指しています。

さらに、不登校や特別な支援を必要とするこどもへの対応を強化し、社会全体でこどもを支える教育環境づくりが重要視されています。

また、高齢化の進展に伴い、医療・介護・生活支援等を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築や認知症フレンドリー社会の実現が必要であるとともに、一人暮らし高齢者の増加やライフスタイルの多様化等に対応するため、地域共生社会の実現が求められています。

加えて、持続可能な高齢者医療制度や安定的な公的年金制度の運営が必要となっています。

(加須市の状況)

こども・若者などの意見を施策に反映させながら、必要な支援がこども・若者の年齢によって途切れることがないように、継続的に支援していくことが求められています。

こうした中で、本市では、様々な子育て相談に対応するためのワンストップの相談窓口として、「すくすく子育て相談室」を設置し、また、多様な保育ニーズに対応するため、様々なサービスを展開するとともに、保育環境や幼児教育の質の確保等のため、計画に基づく幼稚園・保育園の再編に取り組んでいます。さらに、こども食堂やフードパントリーの取組への支援など経済的に厳しい状況に置かれている家庭への対策を行っています。

教育においては、少子化や核家族化が進行する中、その目的を「人づくり」と捉え、こどもたちが健やかに成長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進していることに加え、将来を見据えた持続可能な魅力ある学校づくりを進めるため、こどもたちにとってより良い教育環境の実現に向けた学校の再編等に着手しています。

また、本市では、高齢化の進展に伴う高齢者の生活支援ニーズの増加に対応するため、地域全体で高齢者を支え合う「地域包括ケアシステム」の確立に取り組んでいます。

さらに、認知症の人の増加が見込まれる中、認知症に関する様々な普及啓発の実施、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置など、認知症の人やその家族などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを進めています。

加えて、「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を進めており、特に国保健診（特定健診）については、様々な取組により受診率が向上しています。

③安全・安心に対する意識の高まり

(全国的な状況)

近年、日本各地で豪雨、台風被害が頻発し、その被害が広域化、大規模化、多様化しつつあります。

また、南海トラフ地震、首都直下地震等が高い確率で発生することが見込まれるとともに、老朽化するインフラ施設の増加に伴い、地震等の災害発生時の復旧の遅れや、大規模な事故などが発生しています。

さらに、国内外における凶悪事件、振り込め詐欺などの特殊詐欺事件や地域の治安を悪化させる原因となる空家・空地の増加、高齢ドライバーによる交通事故などが相次ぎ、安全・安心に対する国民の意識が高まっています。

住民意識の変化や少子高齢化・核家族化などによる地域のつながりの希薄化の進行やコミュニティ機能の低下が、地域の防犯、災害時の安全確保など、安全・安心志向の高まりに拍車をかけていると考えられます。

将来的には、人口減少下での地域防災力・防犯力の維持、気候変動による災害リスク増大への対応、住民参加型の安全・安心社会の構築が重要であり、先端技術の導入や地域の協働が求められます。

また、地域医療においては、中長期的な人口構造や医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保が必要となっています。

(加須市の状況)

本市は、比較的自然災害が少ない地域ですが、令和元年10月に発生した台風第19号により、昭和22年9月に関東地方を襲ったカスリーン台風以来72年ぶりに、利根川が氾濫するおそれのある水位に達しました。人的被害はなかったものの、本市では初めて避難情報を発令し、9,500人以上が避難を実施しました。

自然災害の発生に備え、地域防災計画に基づき、水害と震災に分けて「災害に強いまちづくり」を推進しています。

また、現行サービスの終了に伴う防災行政無線の整備を進めるとともに、水害時の避難に関し、避難情報の周知、避難情報発令のタイミング、避難場所の確保・運営、移動の手段・経路などの課題について対策を講じているほか、避難場所の災害用備蓄品の計画的な確保に努めています。

さらに、防犯や交通安全の取組においては、LED防犯灯及び防犯カメラの設置や地域パトロールの強化、特殊詐欺被害防止に向けた啓発活動を継続的に実施するほか、生活環境を阻害し犯罪の温床となる空家・空地の発生防止と活用促進を図るとともに、世代に応じた交通安全教育や啓発活動の推進、自転車乗車時のヘルメットの着用促進に取り組んでいます。

また、地域医療体制に関しては、市内医療機関の輪番による休日・夜間診療の実施や、令和4年6月開院の埼玉県済生会加須病院の誘致などにより、医療体制の確保に努めています。

④産業の動向

(全国的な状況)

我が国の経済は、人口構造の変化を踏まえつつ、多様な人材活用と生産性向上を軸に展開されようとしています。労働市場では、女性や高齢者、外国人など幅広い人材の就労が進み、定年延長や再雇用制度の拡充、介護や子育てと両立できる柔軟な働き方の整備が進められています。

また、デジタル化の推進や新しいビジネスモデルの実装、事業の承継や再構築に向けた支援策が広がり、企業の収益基盤や競争力の強化が進められています。

さらに、農業分野では、農地の集積・集約化、大区画化やスマート農業の導入に加え、担い手の育成や農村地域での6次産業化などが進められています。

また、観光分野では、国内旅行の促進や地域交流の拡大、インバウンド需要の回復に伴う訪日観光客及び観光収入が増加していることに加え、地域独自の資源を活かした観光コンテンツづくりが推進されるなど、産業・地域一体の活力創出に向けた動きが強まっています。

(加須市の状況)

本市は、水稲づくりを中心とした農業や製造業を中心とした工業、道路交通網の優位性を活かした流通業が盛んに行われています。

本市の基幹産業である農業は、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の発生、気候変動の影響に加え、「令和の米騒動」と言われる米の需給問題などの課題を抱える中、生産基盤の整備及び農業経営への支援を充実させることで収益性の向上を図り、農業がより魅力ある産業となるよう取り組んでいます。

また、本市経済の活性化を図るために、市民生活や地域経済を支える都市基盤の充実を基礎に、農業や地場産業をはじめとする工業の活性化に加え、それぞれの地域資源を活かした農工商の連携による地域産業の活性化、道路交通網を活かした企業誘致などに取り組んでいます。

さらに、加須駅周辺では、駅と一体であった商業施設の撤退や空き店舗が増加傾向にある中、埼玉県済生会加須病院の開院を契機とした都市機能の集積と既存市街地におけるにぎわいの創出など新たなまちづくりに取り組んでいます。

また、地域経済の持続的な発展を視野に入れた施策を進めており、中小企業の経営安定化や新たな事業展開への支援、市役所内の「ふるさとハローワーク」などと連携した雇用機会の充実、本市の知名度及び製品の付加価値の向上を目的とした「かぞブランド」認定制度の実施、地域内で消費を促す「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用、ポストコロナやインバウンド対応を踏まえた本市が有する豊かな自然や祭り、文化、農業、スポーツ、サイクリングとの連携による誘客促進などに取り組んでいます。

⑤環境問題への関心の高まり

(全国的な状況)

日本の年平均気温は、長期的にみると上昇しており、1898年の統計開始から2024年までにおいて、100年当たり1.40℃の割合で上昇し、世界の気温上昇率(0.77℃/100年)より高くなっています。また、全国の日降水量(0時～24時の1日の降水量)については、100mmを超える大雨の年間日数が20世紀初めの0.8日、20世紀末の1.0日と比べ、近年は1.2日と増加しています。このような猛暑や大雨の頻度の増加など、地球温暖化に伴う気候変動の影響が全国各地で生じており、さらに、今後これらの影響が長期にわたり拡大するおそれがあると考えられています。

そこで、国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスを2013年度から2030年度に46%削減、さらに野心的な目標として、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減することを掲げ、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーなどの脱炭素効果の高い電源の最大限活用、公共部門や地域の脱炭素化、脱炭素型の暮らしへの転換等の取組などを進めています。

また、海洋プラスチック問題やアジア各国による廃棄物の輸入規制などを背景に、プラスチックなどのごみ問題の解決に向けて、ごみの資源化や減量化などによる循環型社会の構築が求められています。

さらに、「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の理念に基づき、2030年までに生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せるという目標達成のため、生物多様性の保全・創造・活用に取り組んでいます。

加えて、環境基本法に定められている7公害(大気の汚染・水質の汚濁・土壌の汚染・騒音・振動・地盤の沈下・悪臭)への対応も強化されています。

(加須市の状況)

本市の水辺や緑豊かな自然環境は、市民の財産であり、令和7年9月に実施した環境に関するアンケート調査によれば、満足度が高く、本市の魅力として、まちづくりの貴重な資源となっています。

特に、平成24年7月に埼玉県内初のラムサール条約湿地として登録された渡良瀬遊水地は、多様な動植物の宝庫でもあり、湿地の「保全・再生」・「賢明な利用(ワイズユース)」・「交流・学習」を広域連携により推進しています。

また、地球温暖化の防止に向け、令和5年3月に「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量の削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用を促進しています。

さらに、本市では、平成25年にごみの分別を5種18分別に統一し、令和5年度の人口10万人以上の自治体におけるリサイクル率は全国5位(埼玉県内1位)と11年連続して全国トップ5を維持しています。マイバッグ・マイボトル運動や食品ロスの削減、ごみ分別の徹底など、市民との協働によるごみの資源化・減量化の推進により、「日本一のリサイクルのまち」を目指しています。

⑥自治体経営

(全国的な状況)

自治体は、人口減少や高齢化、社会保障費の増大に伴う財政の圧迫を背景に、持続可能な経営への転換を迫られています。

また、基金や起債の適正管理、公共施設の再編、公共施設における指定管理者制度の導入など効果的・効率的な自治体運営が求められています。

そのような中、市民（市民団体、住民自治組織、NPO等）と行政が、情報を共有しながら対等な立場で役割分担を決め、地域課題や社会的課題の解決に取り組んでいます。さらに、財政状況等の行政情報の公開の徹底やパブリックコメント制度等の導入、性別に関係なく市政への市民参加、参画することを定めた、いわゆる「自治基本条例」を制定する自治体が全国的に増えています。

加えて、地域の労働力人口の確保等を背景として多様な国籍の外国人の定住が増加していることから、外国人住民を地域の一員として受け入れ、共に支え合う多文化共生の推進が必要となっています。

(加須市の状況)

本市では、生産年齢人口の減少に加え、物価高騰・労務単価の上昇、扶助費の増加などにより、経常的経費が大きく増加していますが、多様化する市民ニーズへ適切に対応するためには、より多くの財源が必要となることから、財政状況は厳しさを増しています。

また、市町村合併を経て機能を同じくする公共施設を複数所有しており、さらに、多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策に多額の経費が必要となっていることから、真に必要とされる公共施設の適正な配置の実現の取組を進めています。

こうした中、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、自治協力団体をはじめとして、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

加えて、本市でも外国人の定住者が増えていることから、互いの文化や価値観などの違いを認め合う多文化共生社会の構築を目指しています。

⑦地方創生の推進とSDGsへの取組

(全国的な状況)

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、人口減少と地域経済の縮小を克服するために、「東京一極集中の是正」や「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に則した課題解決」を基本的視点とした地方創生の取組が展開されるようになりました。

しかしながら、東京圏への転入超過は一貫して増加が続き、更なる取組が必要となっていることから、令和元年12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の一層の推進に向けた取組が進められてきました。その後、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく観点から、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたことに加えて、令和7年6月には「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、今後10年間を見据えた地方創生の新たな方向性が示されました。

また、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たって、SDGsの理念に沿って進めることにより、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進するとしています。

(加須市の状況)

本市では、平成28年2月に「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、4つの基本目標と18のプロジェクトを掲げ、その達成に向けて取り組んできました。その後、同戦略の計画期間の満了に伴い、令和3年2月に、「第2次加須市総合振興計画・前期基本計画」との一体的な計画として「第2次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑制による将来にわたる活力ある地域社会の維持を図るため、当該計画に定める施策を推進してきました。その結果、平成28年度以降、転入者が転出者を上回る社会増を維持し、「人口の社会増のプラス傾向」を継続しています。

また、SDGsが掲げる目標は、スケールは異なるものの本市の取組と重なるものも多く、SDGsの理念は、市政の中に相当程度取り込まれています。

さらに、SDGsが掲げる目標年度と本計画の計画年度は同じ2030年（令和12年）ということもあり、本計画の推進に当たっては、引き続きSDGsが掲げる目標を意識し取り組むこととしています。

SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals) は、日本では「持続可能な開発目標」と解される、2015年(平成27年)9月の国連サミットで全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年(令和12年)までを期限とする17の国際目標のことであります。

■ SDGs の特徴



普遍性 先進国を含め、全ての国が行動する

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」

参画型 全てのステークホルダー(政府、企業、NGO、有識者等)が役割を

統合性 社会・経済・環境は不可欠であり、統合的に取り組む

透明性 モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップ

■ 持続可能な開発目標

目標 1 貧困		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2 飢餓		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3 保健		あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4 教育		全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5 ジェンダー		ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
目標 6 水・衛生		全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7 エネルギー		全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8 成長・雇用		包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標 9 イノベーション		強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10 不平等		各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11 都市		包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12 生産・消費		持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13 気候変動		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14 海洋資源		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15 陸上資源		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16 平和		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17 実施手段		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

⑧デジタル社会の発展

(全国的な状況)

スマートフォンやタブレットなどのデジタル機器の普及や SNS をはじめとした多種多様なデジタルサービスの飛躍的な発展により、必要なときに必要な情報を自ら取得できる環境が整備され、人々のライフスタイルやコミュニケーションの方法に大きな変化をもたらしています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行をきっかけとして、社会の様々な場面でデジタル技術の活用が広がり、キャッシュレス決済やフードデリバリーなど消費スタイルも大きく変化し、これまで対面が原則とされていた業種・業界でも、オンラインの活用が広がってきています。

さらに、ビジネスの現場においては、オンラインによる会議や商談、電子契約、電子帳簿、押印廃止・ペーパーレス、AI による顧客対応などそのプロセスが大きく変わりつつあります。

また、学校教育においても「GIGA スクール構想」により児童生徒に一人 1 台端末が整備され、学童期からデジタルを使うことが前提の教育に変わってきています。

こうした社会的潮流の中で、国は令和 2 年に「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」を策定するとともに、令和 3 年にデジタル庁を設立し、自治体情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続オンライン化の推進など、デジタル社会の実現に向けて自治体 DX (デジタル・トランスフォーメーション) の支援に取り組んでいます。

また、令和 4 年頃から生成 AI の社会実装が進み、新しいサービスが出現したことで、ビジネスや行政サービスの充実、業務の効率化などへの様々な期待がある一方、個人情報や機密情報の保護、知的財産権への配慮など社会の進展を阻害し混乱をもたらさないような適切な運用に取り組むことが必要となっています。

このように、デジタル技術が暮らしやビジネスで当たり前となる時代へと移行しつつある中で、セキュリティ対策やデジタルに不慣れな人への配慮を進め、デジタル技術やデータを活用した、全ての市民が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

(加須市の状況)

本市では、令和 4 年度に策定した「加須市 DX 推進計画」を DX (デジタル・トランスフォーメーション) 推進の羅針盤とし、市民生活の質の向上や行政の効率化、地域課題の解決など様々な分野において DX の推進に取り組んでいます。

具体的には、マイナンバーカードの普及促進、電子申請や公共施設予約などのオンラインサービス、4 税 7 料金のコンビニ収納、住民票や税証明書などのコンビニ交付に加え、AI の利活用などにより、市民サービスの向上と業務の効率化を図っています。

一方、現在も書類による手続や市役所等に出向いての対面による手続が残っており、今後さらに行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための自治体 DX の推進が求められています。

学校教育の現場においては、全小・中学校の児童生徒一人 1 台端末の環境を整備し、ICT を活用した学習やオンライン授業の実施などを推進しています。

(3) 市民満足度の状況

「第2次加須市総合振興計画」(計画期間:令和3年度~令和12年度)では、5つの基本目標を掲げ、市民との協働によるまちづくりを基本に、その推進に取り組んでいます。

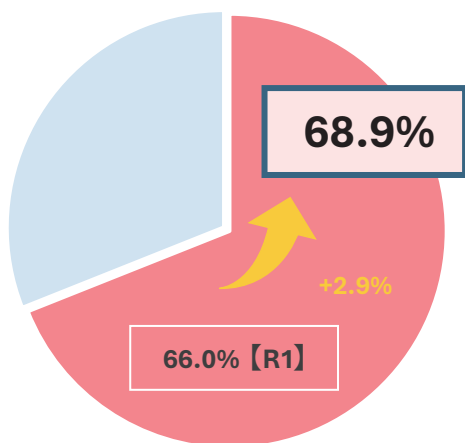
「後期基本計画」の策定に当たり、広く市民意向を把握するため、令和6年度に「加須市まちづくりアンケート調査」を実施しました。

この調査結果のうち、本市の住みやすさや本市への定住意向など、まちづくりに対する総括的な満足度を示す3項目の結果は以下のとおりです。

また、5つの基本目標に係る施策ごとの市民満足度・重要度の状況は、次ページ以降のとおりです。

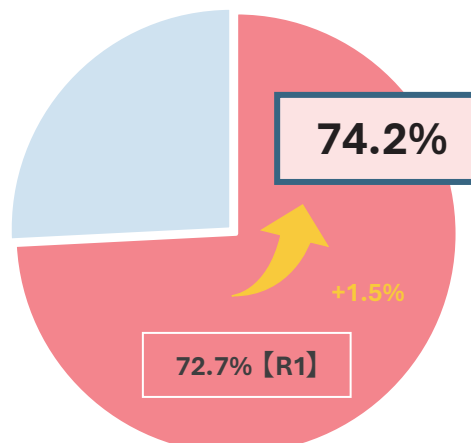
【加須市のまちづくりに対する総括的な満足度】

加須市は住みやすい



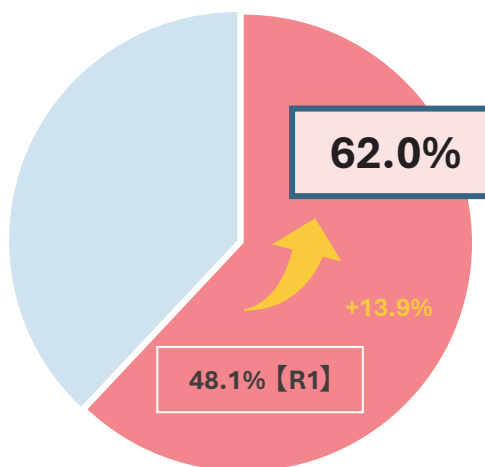
※ 「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合の合計

加須市に住み続けたい



※ 「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と回答した割合の合計

加須市に住んで良かった



※ 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標1 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

満足度

「満足度（推移の合計）」は、基本目標1を構成する13施策（令和元年度と比較ができないNo.2の施策を除く。）のうち11施策で向上しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は86ポイント増加し、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）は56ポイント減少しています。合計すると142ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	健康づくりの推進	・病気の発症予防と重症化予防 ・生活習慣の改善推進 ・こころの健康づくりの推進	17% 27%	↑ +10	11% 8%	↓ -3	↑ +13
2	感染症対策の迅速・適切な実施	・感染予防の推進 ・生活支援の推進 ・事業者支援の推進	29%	—	11%	—	—
3	地域医療体制の充実	・地域医療連携の推進 ・地域医療資源の確保 ・救急医療体制の充実 ・国民健康保険事業の安定的な運営 ・後期高齢者医療制度の安定的な運営	21% 31%	↑ +10	26% 19%	↓ -7	↑ +17
4	高齢者福祉の充実	・高齢者の健康づくりと介護予防の推進 ・高齢者の日常生活を支える体制づくり ・認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり ・在宅医療・介護サービス提供体制等の充実 ・介護保険制度の安定的な運営	16% 20%	↑ +4	21% 14%	↓ -7	↑ +11
5	障がい者福祉の充実	・相互理解と権利擁護の推進 ・日常生活への支援 ・障がい児に対する支援 ・就労への支援 ・社会参加の促進 ・障がい者の安心安全の取組	10% 15%	↑ +5	16% 13%	↓ -3	↑ +8
6	ともに支え合う地域福祉の推進	・地域共生社会の推進 ・地域福祉活動の推進 ・ともに助け合う安心な地域づくりの推進 ・社会福祉法人等への支援 ・ユニバーサルデザインの推進	9% 17%	↑ +8	12% 12%	→ +0	↑ +8
7	生活の安定・安心の促進	・国民年金窓口の充実 ・生活困窮者の自立支援 ・生活保護受給者の自立促進 ・消費生活の安心安全の確保	11% 16%	↑ +5	17% 15%	↓ -2	↑ +7
8	水害対策の強化	・利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進 ・利根川・渡良瀬川・荒川の減災対策の推進 ・利根川・渡良瀬川の水防体制の充実・強化 ・水害時避難者支援対策の充実 ・水害被災者への復旧支援対策の充実 ・中川水系等県管理河川の整備促進 ・溢水対策の整備推進 ・土地改良区管理水路の整備促進	19% 31%	↑ +12	29% 17%	↓ -12	↑ +24
9	震災等対策の強化	・建築物の耐震化の促進 ・震災等予防対策の推進 ・震災等応急対策の充実・強化 ・震災等避難者支援対策の充実 ・震災等被災者への復旧支援対策の充実	13% 18%	↑ +5	32% 16%	↓ -16	↑ +21
10	防犯体制の強化	・防犯意識の向上 ・防犯体制の整備 ・防犯環境の整備 ・空家・空地対策の充実	9% 13%	↑ +4	28% 32%	↑ +4	→ +0
11	交通安全対策の充実	・交通安全意識の向上 ・交通環境の整備 ・救助・救急活動の充実 ・交通事故被害者支援の推進	13% 18%	↑ +5	23% 18%	↓ -5	↑ +10
12	消防力の強化	・広域消防体制の充実 ・消防施設の充実 ・消防団活動の充実	23% 22%	↓ -1	11% 7%	↓ -4	↑ +3
13	安全な水道水の安定的な供給	・安心して飲める水道 ・安定して供給できる水道 ・経営基盤の強化	25% 44%	↑ +19	8% 7%	↓ -1	↑ +20
向上ポイント数の合計			+86ポイント		-56ポイント		+142ポイント

基本目標 1 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

重要度

「重要度（推移の合計）」は、基本目標 1 を構成する 13 施策（令和元年度と比較ができない No.2 の施策を除く。）のうち 6 施策で向上し、5 施策で低下しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は 38 ポイント増加しましたが、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）も 2 ポイント増加しています。合計すると 36 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	健康づくりの推進	・病気の発症予防と重症化予防 ・生活習慣の改善推進 ・こころの健康づくりの推進	64%	↑	3%	↓	↑ +13
			76%	+12	2%	-1	
2	感染症対策の迅速・適切な実施	・感染予防の推進 ・生活支援の推進 ・事業者支援の推進	74%	—	3%	—	—
3	地域医療体制の充実	・地域医療連携の推進 ・地域医療資源の確保 ・救急医療体制の充実 ・国民健康保険事業の安定的な運営 ・後期高齢者医療制度の安定的な運営	78%	↑	1%	↑	↑ +2
			81%	+3	2%	+1	
4	高齢者福祉の充実	・高齢者の健康づくりと介護予防の推進 ・高齢者の日常生活を支える体制づくり ・認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり ・在宅医療・介護サービス提供体制等の充実 ・介護保険制度の安定的な運営	79%	↓	2%	↑	↓ -2
			78%	-1	3%	+1	
5	障がい者福祉の充実	・相互理解と権利擁護の推進 ・日常生活への支援 ・障がい児に対する支援 ・就労への支援 ・社会参加の促進 ・障がい者の安心安全の取組	70%	↓	2%	→	↓ -3
			67%	-3	2%	+0	
6	ともに支え合う地域福祉の推進	・地域共生社会の推進 ・地域福祉活動の推進 ・ともに助け合う安心な地域づくりの推進 ・社会福祉法人等への支援 ・ユニバーサルデザインの推進	45%	↑	6%	↓	↑ +19
			61%	+16	3%	-3	
7	生活の安定・安心の促進	・国民年金窓口の充実 ・生活困窮者の自立支援 ・生活保護受給者の自立促進 ・消費生活の安心安全の確保	64%	↑	3%	→	↑ +2
			66%	+2	3%	+0	
8	水害対策の強化	・利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進 ・利根川・渡良瀬川・荒川の減災対策の推進 ・利根川・渡良瀬川の水防体制の充実・強化 ・水害時避難者支援対策の充実 ・水害被災者への復旧支援対策の充実 ・中川水系等県管理河川の整備促進 ・治水対策の整備推進 ・土地改良区管理水路の整備促進	82%	→	1%	↑	↓ -1
			82%	+0	2%	+1	
9	震災等対策の強化	・建築物の耐震性の促進 ・震災等予防対策の推進 ・震災等応急対策の充実・強化 ・震災等避難者支援対策の充実 ・震災等被災者への復旧支援対策の充実	82%	↓	0%	↑	↓ -3
			80%	-2	1%	+1	
10	防犯体制の強化	・防犯意識の向上 ・防犯体制の整備 ・防犯環境の整備 ・空家・空地対策の充実	77%	↑	1%	→	↑ +6
			83%	+6	1%	+0	
11	交通安全対策の充実	・交通安全意識の向上 ・交通環境の整備 ・救助・救急活動の充実 ・交通事故被害者支援の推進	75%	→	1%	→	→ +0
			75%	+0	1%	+0	
12	消防力の強化	・広域消防体制の充実 ・消防施設の充実 ・消防団活動の充実	74%	↓	1%	↑	↓ -8
			67%	-7	2%	+1	
13	安全な水道水の安定的な供給	・安心して飲める水道 ・安定して供給できる水道 ・経営基盤の強化	69%	↑	1%	↑	↑ +11
			81%	+12	2%	+1	
向上ポイント数の合計			+38ポイント		+2ポイント	+36ポイント	

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標2 未来へつなぐ人を育むまちづくり

満足度

「満足度（推移の合計）」は、基本目標2を構成する10施策のうち5施策で向上し、4施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は15ポイント増加し、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）は2ポイント減少しています。合計すると17ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援	・出会い・結婚・妊娠・出産の切れ目ない支援 ・出産後の子育て支援 ・子育て家庭への経済的支援等の充実 ・地域での子育て家庭への支援	20%	↓	15%	↑	↓ -4
			19%	-1	18%	+3	
2	子どもの健やかな成長の支援	・親と子の健康づくりの推進 ・子どもの貧困対策の推進	20%	↓	15%	↓	↓ -1
			17%	-3	13%	-2	
3	仕事と子育ての両立の支援	・保育サービスの充実 ・保育環境の整備・充実 ・放課後児童健全育成の充実	20%	→	13%	↑	↓ -3
			20%	+0	16%	+3	
4	幼児教育の充実	・教育内容の充実 ・適切な教育環境のための施設運営	16%	→	16%	↓	↑ +2
			16%	+0	14%	-2	
5	学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり	・自ら学ぶ力と確かな学力の育成 ・豊かな心を育む取組の推進 ・安全で安心な学校給食の提供と健やかな体の育成 ・質の高い教育のための環境づくり ・家庭や地域で健やかな子どもを育む取組の推進	15%	↑	11%	↑	→ +0
			18%	+3	14%	+3	
6	生涯学習の推進・芸術文化の振興（生涯学習の推進）	・生涯学習活動の推進 ・芸術文化の振興	23%	↓	11%	↓	↓ -3
			18%	-5	9%	-2	
7	生涯学習の推進・芸術文化の振興（芸術文化の振興）	・文化財の保存継承による郷土愛の醸成 ・読書活動の推進	13%	↑	9%	→	↑ +5
			18%	+5	9%	+0	
8	スポーツ・レクリエーションの振興	・スポーツ参画人口の拡大 ・スポーツを核とした交流人口の拡大	16%	↑	12%	↓	↑ +7
			19%	+3	8%	-4	
9	人権尊重社会の推進	・人権教育・啓発の推進 ・相談・支援の推進 ・市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり	8%	↑	8%	↓	↑ +8
			15%	+7	7%	-1	
10	男女共同参画社会の推進	・社会全体における男女共同参画の推進 ・家庭における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・働く場における男女共同参画の推進 ・教育の場における男女共同参画の推進	8%	↑	8%	→	↑ +6
			14%	+6	8%	+0	
向上ポイント数の合計			+15ポイント		-2ポイント		+17ポイント

基本目標 2 未来へつなぐ人を育むまちづくり

重要度

「重要度（推移の合計）」は、基本目標 2 を構成する 10 施策のうち 4 施策で向上し、5 施策で低下しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は 39 ポイント増加しましたが、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）も 4 ポイント増加しています。合計すると 35 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援	・出会い・結婚・妊娠・出産の切れ目ない支援 ・出産後の子育て支援 ・子育て家庭への経済的支援等の充実 ・地域での子育て家庭への支援	75%	↓	2%	↓	↓ -1
			73%	-2	1%	-1	
2	子どもの健やかな成長の支援	・親と子の健康づくりの推進 ・子どもの貧困対策の推進	75%	↓	2%	→	↓ -2
			73%	-2	2%	+0	
3	仕事と子育ての両立の支援	・保育サービスの充実 ・保育環境の整備・充実 ・放課後児童健全育成の充実	72%	→	2%	→	→ +0
			72%	+0	2%	+0	
4	幼児教育の充実	・教育内容の充実 ・適切な教育環境のための施設運営	70%	↓	2%	↑	↓ -3
			68%	-2	3%	+1	
5	学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり	・自ら学ぶ力と確かな学力の育成 ・豊かな心を育む取組の推進 ・安全で安心な学校給食の提供と健やかな体の育成 ・質の高い教育のための環境づくり ・家庭や地域で健やかな子どもを育む取組の推進	56%	↑	4%	↓	↑ +18
			72%	+16	2%	-2	
6	生涯学習の推進・芸術文化の振興（生涯学習の推進）	・生涯学習活動の推進 ・芸術文化の振興	54%	↓	5%	↑	↓ -8
			49%	-5	8%	+3	
7	生涯学習の推進・芸術文化の振興（芸術文化の振興）	・文化財の保存継承による郷土愛の醸成 ・読書活動の推進	35%	↑	13%	↓	↑ +20
			50%	+15	8%	-5	
8	スポーツ・レクリエーションの振興	・スポーツ参画人口の拡大 ・スポーツを核とした交流人口の拡大	41%	↑	9%	↑	↓ -4
			42%	+1	14%	+5	
9	人権尊重社会の推進	・人権教育・啓発の推進 ・相談・支援の推進 ・市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり	42%	↑	5%	↑	↑ +5
			49%	+7	7%	+2	
10	男女共同参画社会の推進	・社会全体における男女共同参画の推進 ・家庭における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・働く場における男女共同参画の推進 ・教育の場における男女共同参画の推進	38%	↑	6%	↑	↑ +10
			49%	+11	7%	+1	
向上ポイント数の合計			+39ポイント		+4ポイント		+35ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標3 魅力と活力を生む産業のまちづくり

満足度

「満足度（推移の合計）」は、基本目標3を構成する8施策のうち3施策で向上し、4施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は11ポイント増加しましたが、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）も38ポイント増加しています。合計すると27ポイントの減少となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	多様な雇用の創出（工業の振興）	・企業誘致の推進 ・就業支援の充実 ・女性の活躍推進	11%	↑	15%	↑	↓
			12%	+1	19%	+4	-3
2	多様な雇用の創出（勤労者に対する支援）		6%	↑	22%	↓	↑
			12%	+6	19%	-3	+9
3	農業の活性化	・良好な生産基盤の確保と農地の有効活用 ・「稼ぐ」農業の確立 ・多様な担い手の育成 ・市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現	16%	↓	17%	↑	↓
			12%	-4	23%	+6	-10
4	商業の活性化（商業の振興）	・商店街や地域商店の魅力アップ ・起業家やチャレンジ企業への支援	7%	↑	39%	→	↑
			8%	+1	39%	+0	+1
5	商業の活性化（産業の創出）	・商店街や地域商業のにぎわい創出	6%	↑	16%	↑	↓
			8%	+2	39%	+23	-21
6	地域経済の活性化（産業の創出）	・市内企業に対する支援 ・地場産業の振興	6%	↑	16%	↑	→
			10%	+4	20%	+4	+0
7	地域経済の活性化（工業の振興）	・産業の連携	11%	↓	15%	↑	↓
			10%	-1	20%	+5	-6
8	観光によるまちおこし	・観光資源の魅力アップ ・観光サイクリングのブランド化 ・観光情報発信の充実 ・観光推進体制の強化	8%	↑	29%	↓	↑
			10%	+2	28%	-1	+3
向上ポイント数の合計			+11ポイント		+38ポイント		-27ポイント

基本目標3 魅力と活力を生む産業のまちづくり

重要度

「重要度（推移の合計）」は、基本目標3を構成する8施策全てで向上しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は104ポイント増加し、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）は増減がありません。合計すると104ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	多様な雇用の創出（工業の振興）	・企業誘致の推進 ・就業支援の充実 ・女性の活躍推進	50%	↑	3%	→	↑
			67%	+17	3%	+0	+17
2	多様な雇用の創出（勤労者に対する支援）		60%	↑	2%	↑	↑
			67%	+7	3%	+1	+6
3	農業の活性化	・良好な生産基盤の確保と農地の有効活用 ・「稼ぐ」農業の確立 ・多様な担い手の育成 ・市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現	60%	↑	2%	↑	↑
			68%	+8	3%	+1	+7
4	商業の活性化（商業の振興）	・商店街や地域商店の魅力アップ ・起業家やチャレンジ企業への支援 ・商店街や地域商業のにぎわい創出	60%	↑	4%	↓	↑
			68%	+8	3%	-1	+9
5	商業の活性化（産業の創出）		40%	↑	5%	↓	↑
			68%	+28	3%	-2	+30
6	地域経済の活性化（産業の創出）	・市内企業に対する支援 ・地場産業の振興	40%	↑	5%	↓	↑
			61%	+21	4%	-1	+22
7	地域経済の活性化（工業の振興）	・産業の連携	50%	↑	3%	↑	↑
			61%	+11	4%	+1	+10
8	観光によるまちおこし	・観光資源の魅力アップ ・観光サイクリングのブランド化 ・観光情報発信の充実 ・観光推進体制の強化	49%	↑	8%	↑	↑
			53%	+4	9%	+1	+3
向上ポイント数の合計			+104ポイント		+0ポイント		+104ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標4 豊かな自然と快適な環境まちづくり

満足度

「満足度（推移の合計）」は、基本目標4を構成する8施策のうち7施策で向上しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は36ポイント増加しましたが、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）も1ポイント増加しています。合計すると35ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	環境学習・教育の推進	・環境学習・環境教育の充実 ・環境情報の共有	10%	↑	7%	↑	↑
			14%	+4	10%	+3	+1
2	環境活動の促進	・環境活動団体の育成・支援 ・環境美化・地域衛生の推進 ・環境活動への参加・協働の推進	10%	↑	8%	↑	↑
			16%	+6	10%	+2	+4
3	自然環境との共生	・自然環境の保全・再生・活用 ・水辺環境の保全・再生・活用 ・緑の保全・創造・活用	15%	↑	10%	↑	↑
			20%	+5	11%	+1	+4
4	美しい景観の形成	・緑化の推進 ・美しい街並みの形成	18%	→	19%	→	→
			18%	+0	19%	+0	+0
5	地球温暖化への対応	・省資源・省エネルギー対策の推進 ・再生可能エネルギーの推進 ・環境にやさしい自動車利用等の促進 ・自転車利用の促進 ・温室効果ガスの吸収源対策 ・気候変動への対応	8%	↑	16%	↑	↑
			13%	+5	17%	+1	+4
6	循環型社会の構築	・ごみの資源化・減量化の推進 ・ごみの適正処理	29%	↑	16%	↓	↑
			34%	+5	14%	-2	+7
7	きれいな水の再生	・公共下水道の整備と適正な維持管理 ・農業集落排水処理施設の適正な維持管理 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・河川の浄化対策	19%	↑	15%	↓	↑
			24%	+5	12%	-3	+8
8	公害のない生活環境の確保	・公害の未然防止 ・監視測定の実施 ・生活環境の保全・指導	14%	↑	9%	↓	↑
			20%	+6	8%	-1	+7
向上ポイント数の合計			+36ポイント		+1ポイント		+35ポイント

基本目標 4 豊かな自然と快適な環境まちづくり

重要度

「重要度（推移の合計）」は、基本目標 4 を構成する 8 施策全てで向上しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は 74 ポイント増加し、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）は 6 ポイント減少しています。合計すると 80 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	環境学習・教育の推進	・環境学習・環境教育の充実 ・環境情報の共有	39%	↑	5%	↓	↑ +14
			52%	+13	4%	-1	
2	環境活動の促進	・環境活動団体の育成・支援 ・環境美化・地域衛生の推進 ・環境活動への参加・協働の推進	41%	↑	5%	→	↑ +13
			54%	+13	5%	+0	
3	自然環境との共生	・自然環境の保全・再生・活用 ・水辺環境の保全・再生・活用 ・緑の保全・創造・活用	55%	↑	3%	→	↑ +9
			64%	+9	3%	+0	
4	美しい景観の形成	・緑化の推進 ・美しい街並みの形成	56%	↑	5%	↓	↑ +7
			62%	+6	4%	-1	
5	地球温暖化への対応	・省資源・省エネルギー対策の推進 ・再生可能エネルギーの推進 ・環境にやさしい自動車利用等の促進 ・自転車利用の促進 ・温室効果ガスの吸収源対策 ・気候変動への対応	53%	↑	5%	↓	↑ +17
			68%	+15	3%	-2	
6	循環型社会の構築	・ごみの資源化・減量化の推進 ・ごみの適正処理	70%	↑	3%	↓	↑ +6
			75%	+5	2%	-1	
7	きれいな水の再生	・公共下水道の整備と適正な維持管理 ・農業集落排水処理施設の適正な維持管理 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・河川の浄化対策	70%	↑	1%	→	↑ +4
			74%	+4	1%	+0	
8	公害のない生活環境の確保	・公害の未然防止 ・監視測定の実施 ・生活環境の保全・指導	59%	↑	3%	↓	↑ +10
			68%	+9	2%	-1	
向上ポイント数の合計			+74ポイント		-6ポイント		+80ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標5 協働による持続可能なまちづくり

満足度

「満足度（推移の合計）」は、基本目標5を構成する10施策のうち6施策で向上し、4施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は15ポイント増加しましたが、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）も30ポイント増加しています。合計すると15ポイントの減少となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	シティプロモーションの 推進	・広報活動の充実 ・市の魅力発信の充実	12%	↑	12%	↑	↑ +2
			18%	+6	16%	+4	
2	広聴の推進	・対話の推進 ・広聴活動の充実	12%	↓	12%	↓	↓ -2
			9%	-3	11%	-1	
3	市民と行政との協働（市 民と行政の協働）	・市民と行政との協働の推進 ・行政情報の公開 ・絆による「ふるさとづくり」と地域コミュニティ の活性化	10%	↑	11%	↑	↑ +1
			13%	+3	13%	+2	
4	市民と行政との協働（自治 体間交流・国際交流）	・自治体間交流の推進 ・国際交流の推進	7%	↑	11%	↑	↑ +4
			13%	+6	13%	+2	
5	地域の特性を活かした土 地利用と良好な住環境の 形成	・地域の特性を活かした土地利用の推進 ・良好な住環境の形成 ・UIJ ターン居住による定住の促進	10%	↓	22%	↓	↑ +1
			9%	-1	20%	-2	
6	交通ネットワークの構 築・道路環境の向上	・県道の整備促進 ・利根川新橋の整備促進 ・南北幹線道路の整備促進 ・幹線市道・生活道路の整備 ・橋りよりの整備推進 ・道路環境の維持・向上	15%	↑	30%	↓	↑ +3
			16%	+1	28%	-2	
7	公園の維持・充実	・公園機能の充実 ・公園施設の適切な維持管理 ・様々な担い手による公園の維持管理	18%	↓	19%	↑	↓ -13
			16%	-2	30%	+11	
8	地域公共交通の充実	・コミュニティバスの充実 ・民間路線バス・タクシーの維持 ・鉄道の輸送力増強と利便性の向上	15%	↓	30%	↑	↓ -12
			14%	-1	41%	+11	
9	行政手続の利便性と窓口 サービスの向上	・行政手続オンライン化の推進 ・窓口サービスの向上 ・個人情報の保護	17%	↑	14%	↑	↓ -1
			20%	+3	18%	+4	
10	効果的で効率的な自治体 経営	・計画的な行財政運営 ・効果的な行政運営 ・職員的能力開発と時代に合った組織管理 ・公共施設等の適正な配置 ・広域行政の推進	9%	↑	14%	↑	↑ +2
			12%	+3	15%	+1	
向上ポイント数の合計			+15ポイント		+30ポイント		-15ポイント

基本目標 5 協働による持続可能なまちづくり

重要度

「重要度（推移の合計）」は、基本目標 5 を構成する 10 施策のうち 9 施策で向上し、1 施策で低下しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は 84 ポイント増加し、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）は 8 ポイント減少しています。合計すると 92 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	シティプロモーションの 推進	・広報活動の充実 ・市の魅力発信の充実	35%	↑	8%	↓	↑ +15
			49%	+14	7%	-1	
2	広聴の推進	・対話の推進 ・広聴活動の充実	35%	↑	8%	↓	↑ +5
			39%	+4	7%	-1	
3	市民と行政との協働（市 民と行政の協働）	・市民と行政との協働の推進 ・行政情報の公開 ・絆による「ふるさとづくり」と地域コミュニティ の活性化	41%	↑	5%	↑	↑ +6
			48%	+7	6%	+1	
4	市民と行政との協働（自治 体間交流・国際交流）	・自治体間交流の推進 ・国際交流の推進	31%	↑	11%	↓	↑ +22
			48%	+17	6%	-5	
5	地域の特性を活かした土 地利用と良好な住環境の 形成	・地域の特性を活かした土地利用の推進 ・良好な住環境の形成 ・UIJ ターン居住による定住の促進	53%	↑	3%	↑	↓ -1
			54%	+1	5%	+2	
6	交通ネットワークの構 築・道路環境の向上	・県道の整備促進 ・利根川新橋の整備促進 ・南北幹線道路の整備促進 ・幹線市道・生活道路の整備 ・橋りょうの整備推進 ・道路環境の維持・向上	68%	↑	2%	↓	↑ +5
			72%	+4	1%	-1	
7	公園の維持・充実	・公園機能の充実 ・公園施設の適切な維持管理 ・様々な担い手による公園の維持管理	56%	↑	5%	→	↑ +7
			63%	+7	5%	+0	
8	地域公共交通の充実	・コミュニティバスの充実 ・民間路線バス・タクシーの維持 ・鉄道の輸送力増強と利便性の向上	68%	↑	2%	→	↑ +9
			77%	+9	2%	+0	
9	行政手続の利便性と窓口 サービスの向上	・行政手続オンライン化の推進 ・窓口サービスの向上 ・個人情報の保護	54%	↑	4%	↓	↑ +16
			68%	+14	2%	-2	
10	効果的で効率的な自治体 経営	・計画的な行財政運営 ・効果的な行政運営 ・職員の能力開発と時代に合った組織管理 ・公共施設等の適正な配置 ・広域行政の推進	50%	↑	4%	↓	↑ +8
			57%	+7	3%	-1	
向上ポイント数の合計			+84ポイント		-8ポイント		+92ポイント

(4) まちづくりの課題

前述の本市を取り巻く社会情勢や市民満足度の状況等を踏まえ、これまでの取組の評価を通じて把握した今後のまちづくりの課題を整理すると、大きく次の5つに分けられます。

- ①安全で安心な暮らしの確保
- ②未来の人づくりにつながる子育て支援や教育環境の充実
- ③産業の活性化と地域経済の好循環化
- ④自然環境の保全と地球環境問題への対応
- ⑤協働による一体感の醸成と持続可能なまちづくりの推進

①安全で安心な暮らしの確保

ア 水害対策においては、水害時における円滑な広域避難が重要な課題であり、洪水など防ぎきれない災害を想定し、市民が早期かつ円滑に避難できるよう、情報提供や避難訓練の充実を図るとともに、防災意識の向上と発令体制の迅速化が必要です。

また、埼玉県が事業主体となる一級河川中川及び青毛堀川の整備・改修事業の促進が求められており、本市としては沿川自治体と連携し継続的な要望活動を行っていく必要があります。

さらに、線状降水帯の頻発や記録的短時間大雨による内水氾濫への備えとして排水施設の整備・管理や広域的な対策を進めるとともに、高齢者や障がい者など災害弱者への支援体制及び復旧支援を強化する必要があります。

イ 震災等の対策については、発生を予測することが困難であることから、引き続き住宅や公共施設の耐震化を進めるとともに、防災行政無線の整備や災害備蓄品の充実が必要となります。

また、地域や各家庭における平時からの備えも重要な課題であり、市民の防災意識の向上を図るための周知・啓発の強化に加え、地域の人的資源を活用しながら、防災の要となる自主防災組織の設立や、自主防災訓練・研修の実施に対する支援に重点を置いて取り組む必要があります。

ウ 近年、少子高齢化・核家族化、地域における人のつながりの希薄化が進み、防犯力の低下が懸念されています。市民の安全な暮らしを守るため、自主防犯組織の支援やこどもの見守り体制の整備を進め、警察と連携して特殊詐欺やインターネットを通じた犯罪の防止、迅速な情報提供が求められています。

また、犯罪が発生しにくい環境を整備するため、防犯環境の整備や空家対策の充実が求められています。

併せて、SNS やインターネットを介した犯罪の防止にも努め、引き続き防犯意識の向上を図ることが求められます。

エ 依然として歩行者・自転車の死亡事故や高齢者の関与する事故が増加していることから、市民一人ひとりの交通安全意識の向上や交通環境整備、救急活動の充実、交通事故被害者への支援体制の強化が必要です。

また、自転車事故による高額賠償事例を踏まえ、自転車保険加入の周知・促進を図るとともに、交通安全関係団体との連携による取組を推進することが求められます。

オ 火災や災害の大規模化・複雑化が進む中、市民の安全で安心な生活を守るためには更なる消防力の強化が必要です。市民と一体となった消防力の強化のため関係機関の活動体制の充実及び市民の防火防災意識を高めていくことが求められます。

特に、地域防災の中核である非常備消防の加須市消防団においては、団員確保の難しさや訓練の充実、資機材の整備などが課題であり、更なる支援が求められます。

カ 将来にわたり安全な水道水の安定供給の実現に向け、人口減少に伴う収益減少、施設の老朽化と更新需要の高まりとともに、更新費の増大や自然災害への対応など、多くの課題を抱えており、将来の水需要減少に対応した統廃合やダウンサイジングなどを考慮した施設の計画的な更新・耐震化と、効率的な事業運営や財源確保による経営基盤の強化が必要です。

キ 健康寿命をさらに延伸するため、本市において発症比率の高いがんや高血圧、糖尿病などの生活習慣病の対策を図る必要があります。これら生活習慣病の発症や重症化を予防するために、食生活、運動、飲酒、喫煙、歯や口腔、休養などの生活習慣の改善やスポーツに取り組むことのできる機会を充実させ、市民の健康意識向上と行動変容を促す取組が必要となります。

また、生活習慣病やがんを早期に発見するため、国保健診（特定健診）、特定保健指導及びがん検診の受診率を向上させる必要があります。

さらに、社会経済状況が大きく変化している中で、身体の健康だけでなく、こころの健康にも目を向ける必要があり、精神的な不調や悩みに対応できる相談体制の充実が求められています。

ク 「加須市スポーツ元気都市」を宣言し、スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通じた活力と魅力あるまちづくりを目指します。健康や体力の維持・増進のため、生涯にわたりスポーツに取り組むことのできる機会の充実が必要です。

女子野球をはじめとするトップスポーツチームとの交流機会の創出や、全国規模の大会の誘致・開催を推進し、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意欲の向上を図ると同時に、市民に誇りと喜びを与えるようなアスリート支援を行います。

一方で、本市が所有するスポーツ施設の多くは老朽化による劣化等が見受けられることから、スポーツ施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等が必要となります。

ケ 新型インフルエンザ等の感染症対策として、市民の生命と健康を守り、市民生活及び市民経済を安定させるため、関係機関等と連携し、対策を「準備期」「初期期」「対応期」の3段階に区分し、それぞれの段階に応じて迅速かつ適切に取り組む必要があります。

コ これまでの取組により地域医療は前進しましたが、今後は埼玉県済生会加須病院と市内医療機関との連携を強化し、医師等の医療従事者の確保や救急医療体制の充実、医療 DX（デジタル・トランスフォーメーション）やパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の周知を進める必要があります。

また、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全な財政運営に取り組むことが求められます。

サ 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる医療・介護・福祉のニーズに適切に対応できるよう、医療・介護・福祉分野における人材の確保や連携を推進する必要があります。

複雑化・多様化する高齢者支援ニーズに適切に対応するための相談支援体制の強化や地域包括ケアシステムの確立を目指し、地域全体で高齢者を支援する体制を確立する必要があります。

また、認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の予防の取組と地域において認知症の人とその家族などを支える共生の取組を推進する必要があります。

さらに、医療や介護などに関するデータを有効に活用し、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進することが必要です。

シ 地域共生社会の実現に向けては、障がい者が住み慣れた地域で社会参加し、自立した生活を送ることができるよう、障害に対する理解を促進する取組を進める必要があります。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者を地域で支える体制の整備も求められます。

さらに、医療的ケア児を含む障がい児の発達支援や、家族が安心して暮らせる社会の実現に向け、誰もが生活しやすい地域環境の形成を目指し、サービスの充実や体制整備などを地域全体で取り組むことが必要です。

ス 少子高齢化、災害や生活困窮など多様な課題に対応するため、市民と行政が協働し、誰もが役割を持って支え合う地域共生社会の実現が必要です。そのために、担い手不足の解消や多様な主体の参画を進めるとともに、ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが安心して暮らせる生活環境を整備することが求められます。

セ 生活困窮者に対する就労支援に当たっては、引き続きハローワークと連携し、就労自立促進事業の十分な活用に加え、就労に向けた課題がある方に対しても支援をする必要があります。生活困窮者が抱える課題は複雑多岐にわたり、これまで以上に困窮の程度に応じた的確に対応するため、総合的な対策をとることが求められます。

また、消費生活の安全安心を確保するため、消費者団体や関係機関と連携しながら、消費生活相談の充実や高齢者等の見守り活動、消費生活情報の提供や啓発活動等により、消費者被害の未然防止やトラブル解決に努めることが求められます。

②未来の人づくりにつながる子育て支援や教育環境の充実

ア 経済的な事情や異性との出会いの機会の少なさ、不妊や不育症に関する悩みを解消し、今後も若い世代の人が結婚や出産に希望を持てるように支援を推進する必要があります。

また、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、産前・産後において安心して子どもを産み育てられるよう、相談窓口の一層の充実やタイムリーな情報提供を行う必要があります。

さらに、子育て家庭への経済的支援の拡充や、地域での子育てしやすい環境整備が求められています。

イ 「こども基本法」の成立、「こども大綱」における支援対象の明確化により、こども・若者などの意見を施策に反映しつつ、必要な支援が途切れないよう継続的に支援することが求められています。こども・若者の貧困は、将来に与える影響が大きい上に、児童虐待、ひきこもりなどへとつながり得ることから、こども・若者の貧困対策を総合的に推進し、成長を支えていくことが必要です。

ウ 多様な働き方に対応し、子育てと仕事を安心して両立できる環境づくりが求められています。

また、一人ひとりの保育ニーズに応じるために、質の高い多様な保育を推進することが必要です。市立保育所については、今後もセーフティネットとしての役割を果たすべく、安全性と保育の質の確保とともに、市全体として適正に配置していくことが必要となります。

エ 園児数が適正規模に満たない市立幼稚園は、教育の質の確保と効率的な運営を図る観点から、段階的な再編、統合、認定こども園化の検討を行い、柔軟な運営と利便性の向上を実現することが求められます。

また、特別な配慮を必要とするこどもの割合が増加傾向にあることから、個別支援への対応力がより一層必要とされています。

オ 他者との人間関係を苦手とするこどもたちが少なくないことから、他人の気持ちを思いやり、共感できる人間関係を築くための指導体制の充実が必要です。

また、近年、外国籍の児童生徒数は増加傾向にあり、学校での生活、日本の生活習慣や文化に適應できるよう支援が求められています。

さらに、特別な配慮を要する児童生徒への支援充実として、インクルーシブ教育の推進も求められています。

今後、児童生徒が、急激にデジタル化が進む社会の中で主体的に生きる力を身に着けるためには、学ぶ意欲の醸成と確かな学力の向上が重要となります。そのために、個性と創造力を伸ばす教育やICTの効果的な活用を一層推進する教育環境の整備が必要となります。

また、学校施設の老朽化の進行や少子化による学校の小規模化等の背景から、計画的な学校施設の改修、学校再編や通学区域の見直しを検討し、持続可能な魅力ある学校づくりが必要となります。

カ 市民の学び直しをはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供し、市民が持つ豊かな知識や経験を活かして地域で活躍する場の充実を図ることが求められています。

豊かな感性と創造力に富んだ芸術文化の振興を図り、郷土の文化財や伝統芸能を理解し、郷土愛を醸成し、次世代に継承することが必要です。

文化・学習センター及び加須未来館は、教育施設として機能を充実させ魅力をアップすることが必要となっています。

また、近年の携帯情報端末やインターネットの普及による「読書離れ」が指摘される中、図書館では、資料の充実に努めるとともに、Wi-Fi環境の整備や図書資料のデジタル化を進めていく必要があります。

さらに、将来を見据えた特色ある図書館となるよう見直すことが必要です。

キ 我が国の憲法や世界人権宣言において人権保障の重要性が認められ、さらに、各法令や県条例が近年施行されましたが、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害などの問題は、複雑・多様化しています。同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決し、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、人権教育に取り組む指導者の育成を含め、市民やNPO、企業、各種団体等の参加・協働による地域に密着した人権教育・啓発の推進が求められています。

また、市民が気軽に安心して相談できるよう、相談員の資質の向上、相談体制の充実、相談機関の周知などが求められています。

ク 日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性に対する支援が法的にも定められる中、社会の様々な場における男性と女性の意識と役割の実態の格差が生じており、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保、様々な利益の享受、ともに責任を担う社会にすることが必要です。男女が互いの立場を尊重・理解するとともに、多様性も認め合うジェンダー平等の理念の下、市民相互の一体感のある地域社会を確立するため、絆づくりを基本姿勢として、さらに積極的な男女共同参画社会の推進を図っていくことが求められます。

③産業の活性化と地域経済の好循環化

ア 道路交通網を活かした新たな産業立地基盤を整備し、企業誘致を図る必要があります。しかしながら、市内には農業振興地域内の農用地区域が多く、関連法令等の規制や課題があり、新たな用地の確保には相当の調整が必要です。

また、女性や高齢者、障がい者など、社会構造の変化に伴う多様な就労ニーズを踏まえた就業支援の充実が求められています。

イ 将来的な農業の経営安定化や効率化を目指すために、地域の実情に即したほ場整備や農地利用集積等の生産基盤の強化とともに、水稻のほか高収益農作物への転換やブランド化による収益性及び品質向上、気候変動対策、農業生産性の向上に資する技術導入が必要となります。

また、農業従事者の高齢化、後継者不足、稲作農業を中心とした担い手不足、耕作放棄地の発生、米の需給問題への対応とともに、多くの市民が農業に触れる機会を創出し、地産地消をはじめ農産物の供給など、農業の重要性の理解促進や農業の活性化への様々な取組が求められています。

ウ 駅と一体であった商業施設の撤退や空き店舗の増加など商業環境の変化に対して、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組とともに、空き店舗の活用、意欲ある事業者や新たに起業する者等を支援する取組が必要となります。

また、加須駅周辺の新たなまちづくりによるにぎわい創出が求められています。

エ かつて盛んに行われてきた地場産業が、現在は多様な業種へと変化し、市内の経済と雇用を支えています。空き店舗や事業所の移転、廃業が進んでいる中で、中小企業の経営安定化と基盤強化に向け、新たな創業や経営革新、企業連携などへの支援が求められています。

オ 本市の自然や祭り・文化、農業、スポーツ、サイクリングなどの観光資源を活かした観光振興を推進するとともに、新たな観光コンテンツの開発に取り組みながら誘客を促進していく必要があります。

また、関係機関や周辺自治体等と連携し、広域的な視点からの観光振興も必要となります。

④自然環境の保全と地球環境問題への対応

ア 市民一人ひとりが環境問題や取組に対する理解を深めるための機会や場づくりを進めながら、参加・体験を基本とする環境学習・環境教育を推進していくとともに、環境意識の向上を図ることが必要です。

イ 地域の環境美化や地域衛生の向上のために団体・リーダーの育成や組織の充実を図るとともに、地域の誇りである自然環境を保全するため、水辺や緑の環境の保全・再生・活用に取り組むとともに、市内の関係団体の活動が継続できる支援を行い、次の世代へ活動をつなげていくことが必要です。

ウ 浮野の里、風の里、オニバス自生地、お花が池などの水辺環境の保全や、代表的な景観である武蔵野の面影を残す屋敷林等の保全、環境にやさしい環境保全型農業の促進に努めることが必要です。

また、生態系に影響を与え、農作物などに被害を与えるおそれのあるアライグマなどの特定外来生物や、鳥獣害の駆除・予防に努めることが必要です。

エ 市内に広がる広大な田園風景や用排水、市の木「サクラ」、加須未来館周辺で栽培されている市の花「コスモス」など地域の日常に溶け込んだ景観の保全・活用に努めるとともに、地元との協働による継続した景観形成が必要です。特にサクラのクビアカツヤカミキリによる被害の拡大の防止が必要です。

オ 「加須市ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量の削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用を促進していくとともに、地球温暖化に伴う気候変動の被害の防止・軽減を図ることが必要です。

カ 全国トップレベルのリサイクル率を維持しながら、ごみの資源化・減量化とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に努めるとともに、新たな製品等の出現に応じた適切な分別の周知や、従来の仕組みの補完、ごみ処理施設の計画的な再編が必要です。

キ 生活排水の適正処理を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽による総合的な生活排水対策を推進していくことが必要です。

ク 公害の監視測定を継続するとともに、発生源対策、公害苦情の迅速・適切な処理などの公害の未然防止を図るとともに、生活環境の保全に向けた空地の適正管理や不法投棄パトロールの実施、動物愛護と適正飼養に係る啓発や飼い主等への指導が必要です。

⑤協働による一体感の醸成と持続可能なまちづくりの推進

ア 広報紙やSNS（LINE、X、Facebook等）の特徴を活かし、タイムリーな情報発信や市の魅力を発信する画像・動画により登録者数が増加しています。今後もデジタル社会の変化に対応した、迅速かつ効果的なシティプロモーションの展開が必要となります。

また、市民・来訪者など多様な対象に向けて的確な情報提供を行うとともに、郷土への誇りや愛着を育み、交流人口や定住人口の増加を目指すシティプロモーションが求められています。

イ 各種会議、イベントなどを通じて市民と市長が直接対話する機会や市職員が窓口対応等による市民との対話において、市政に対する意見・要望などを伺い、相互理解と信頼の構築に努めています。

また、各種団体等からの要望も市民を代表する声として受け付け、さらに、手紙・メール・アンケートなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を展開し、市民の意見・要望などを幅広く伺っています。

さらに、協働による持続可能なまちづくりのため、市民と行政が情報や目標を共有し、市民の声を市政に反映し、市政への市民参画を促進する必要があります。

ウ 「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民と行政が役割分担し協働を推進しています。市民がまちづくりに参加しやすい環境をつくり市民活動の活性化を図るため、自治協力団体やボランティア活動を支援し、地域の誇りと愛着を育む地域社会づくりを目指す必要があります。

また、外国人の定住者が増えているため、暮らしやすい環境の整備が必要となっています。互いの文化や価値観などの違いを認め合う機会を提供するなど、多文化共生社会の構築が求められています。

さらに、情報公開制度の適正運用や選挙参加、他自治体との交流の促進も重要な取組となってきます。

エ 東北自動車道加須インターチェンジや国道125号などの国・県道の整備が進んだことによる交通利便性を活かし、秩序ある産業目的の土地利用を推進することが必要となります。

加須駅周辺では、駅と一体となった商業施設跡地などへの対策のほか、埼玉県済生会加須病院の開院を契機に都市的な土地利用を図り、にぎわいを創出することが求められています。

また、市街化区域の占める割合が小さく、市街化調整区域では、都市計画法第34条第11号による民間住宅開発が多く行われていることから、適切な開発指導を行い、田園都市にふさわしい住環境の形成に努める必要があります。

オ 国・県道整備により利便性は向上しましたが、依然として渋滞や未整備区間が残るため、今後も県道の整備促進に加えて、県域を越える広域避難経路の確保や緊急輸送道路としての活用などが見込まれる「利根川新橋」の整備を促進するために、近隣自治体と連携し、国や県へ要望活動を継続することが求められています。

また、鉄道などによるまちの分断や踏切による慢性的な交通渋滞を解消するためには、市内を南北に結ぶ幹線道路の整備促進が必要となります。

さらに、国・県道とのネットワークを構築するための計画的な幹線市道の整備、公平性・効率性のため加須市生活道路整備事業評価システムに基づく生活道路の整備及び老朽化した橋りょうや舗装・側溝の修繕を計画的に実施することが必要です。

カ 公園を4形態に分類し、防災機能も含めた整備を推進してきました。一方で、今後の少子高齢化による公園利用状況を見据え、公園の廃止や統合、施設の再配置を検討し、公園形態の分類の見直しが必要となります。

また、市民からのニーズが高い加須駅南口への公園整備に応えることも求められています。

さらに、公園づくりにおいて、誰もが安心して利用できる公園施設の整備と、市民との協働による維持管理を進めていくことが必要となります。

キ 交通弱者支援のため、コミュニティバス「かぞ絆号」の利便性向上と安定した持続的運行体制の見直しが求められています。加えて、自動運転バス等の導入を検討するなど、移手段の充実と確保が必要です。

また、地域公共交通について、民間路線バスやタクシー事業者との連携でそれぞれの役割を担いながら、ともに地域交通を支えていくことが必要となります。そのため、利用者の減少や運転手の高齢化等の課題を抱えている市内公共交通事業者の存続を支援することも必要となります。

さらに、鉄道事業者や関係機関に対して輸送力増強等の要望も継続し、利便性の向上を求めていく必要があります。

ク 多様なニーズに的確かつ迅速に対応するため、デジタル技術を活用した行政サービス提供の基盤となるマイナンバーカードの普及や、市役所を訪れることなく行政手続きができるオンライン化など、利便性とサービスの充実を図る必要があります。

一方で、利便性の向上には情報セキュリティ対策が不可欠であり、安心して利用できる環境整備を進めていくことが必要です。

ケ 多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策を進めながら人口規模に見合った施設となるように、公共施設の統廃合と適正な配置の実現が求められています。

また、少子高齢化の進展をはじめ、制度改正や新たな行政需要に対応するため、行政評価による事業見直しやDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による事務改善など、新たな行政サービスや財源確保策が必要です。最適の人員で最大の効果が挙げられる組織や定員管理に加え、職員の能力開発を継続して行う必要があります。

さらに、多様化する市民ニーズや自然災害などの広域課題には、他自治体との連携強化で対応することが必要です。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用し、地域課題の解決・改善を図る

少子高齢化による人口構造の変化に加え、市民のライフスタイルや価値観の多様化など本市を取り巻く環境が大きく変容していく中において、持続可能な地域社会を形成していく上で、地域の課題への取組に対し、市民に最も身近な地方公共団体として求められる役割は大きく、本市においても、①から⑤までに前述したようなあらゆる分野の課題に対応するための共通の手段として、DXの推進は不可欠です。

**本市におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の定義
※加須市DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画抜粋**

DXは、デジタル化から社会の仕組みを、よりよい方向へと変革しようとする考え方を含む概念です。そして、その実現には、デジタル化による変化を浸透させつつ、段階を経ながらステップアップすることが必要です。

デジタル化は目的ではなく手段に過ぎず、また、単にデジタルを活用することではなく、同時に業務・サービス・仕事・組織などのあり方までをも変革するための手段であることを忘れてはなりません。

本市では、DXを「変わる」ではなく「変える」といった能動的な観点を強く意識し、「デジタル技術を活用し、市民サービスの向上や業務・働き方を改革することで、新たな価値を創出し、一人ひとりの人生を、より豊かにする」ことを定義付けることとします。

Ⅱ 基本構想

1 基本理念

市民との協働によるまちづくりの考え方を基本とし、様々な機会に寄せられてきた多くの市民からの意見等を踏まえるとともに、第1次加須市総合振興計画に基づくこれまでの取組の評価により整理した課題の解決に取り組み、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するための基本理念を設定します。

- ①安全で安心に誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり
- ②地域の資源と豊かな自然を活かし、元気と魅力があふれるまちづくり
- ③絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり
- ④DXを推進し、新しい時代の流れを力にするまちづくり

①安全で安心に誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり

台風をはじめとする風水害や地震による犠牲者を出さず、市民の生命・財産を最優先に守るため、自助・共助・公助による防災意識が全市民に根付いた、誰もが安全で安心に暮らし、これからも住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

また、少子高齢化が進展している中、若い世代の出会い・結婚・出産・子育ての切れ目ない支援と、健康・医療・福祉・人づくり・生きがいづくりなどの全世代への行政サービスの充実を通じ、赤ちゃんからお年寄りまで、老若男女全ての市民がいきいきと心豊かに暮らすまちづくりを目指します。

②地域の資源と豊かな自然を活かし、元気と魅力があふれるまちづくり

本市が今後も発展するためには、人もまちも元気で、誰にとっても魅力があふれる地域であることが必要です。

地域の人材・資源・産業を最大限に活かし、地域の外からも稼ぐ力を創出し、地域内経済が元気で、誰もが活躍するまちづくりを目指します。

また、本市の豊かで大切な自然環境の保全・継承・活用により、魅力があふれ、市民が愛着を持ち続けるまちづくりを目指します。

③絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり

地域における市民の絆を育み、本市に関わりを持つ全ての関係者との一体感を醸成するとともに、社会環境の変化による市民のニーズが高度化・多様化する中、将来に向けて住みよい親しまれる加須市となるよう、市民一人ひとりがまちづくりに参画し、協働して地域の課題解決に取り組む市民が主役のまちづくりを目指します。

④DXを推進し、新しい時代の流れを力にするまちづくり

近年、飛躍的に進展し、今後も更なる発展が見込まれる情報技術を十分に活用できる環境・体制を整備するとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、あらゆる分野における地域課題の解決・改善につなげることができるまちづくりを目指します。

2

将来都市像

みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須

本市の将来都市像は、
『みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須』とします。

『みんなでつくる』とは…

まちづくりの主体であり、主役となるのは、市民の「みんな」であることを表現しています。
また、市民相互の信頼関係やコミュニティ意識を高めることにより、地域力の向上を図るとともに、“絆”を原動力とした市民と行政との協働により、明るく希望に満ちた加須市の未来を切り拓いていくことを表現しています。

基本理念③「絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり」の主旨を盛り込んでいます。

『元気あふれる』とは…

市民一人ひとりが心身ともに健康で生きがいを持って活躍する「元気あふれる」まちを表現しています。

また、本市の恵まれた身近な緑は、潤いや安らぎのある都市景観の形成などの機能を有する貴重な資源であり、この恵まれた自然環境と良好な居住環境や市民生活を支える商業地などの都市機能をバランスよく結び合わせ、それぞれの長所を活かしながら、活気と落ち着きが共存していくことを表現しています。

基本理念①「安全で安心に誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり」と基本理念②「地域の資源と豊かな自然を活かし、元気と魅力があふれるまちづくり」の主旨を盛り込んでいます。

『安全・安心・未来のまち 加須』とは…

シニアも若者も、子育て世代も、障がいのある方もない方も、赤ちゃんからお年寄りまで、全ての市民の暮らしを守る「安全」、支えていく「安心」、そのためには、あらゆる分野、あらゆる課題に向き合う必要があります。そして、「安全」も「安心」も全ての取組は「未来」へとつながります。全方位戦略でまちづくりに臨んでいくことを表現しています。

基本理念全ての主旨を盛り込んでいます。

将来都市像の実現のために

改めるべきものは徹底して改める「**改革**」、
それぞれの地域の歴史や伝統、文化など次代につなぐべきものはつなぐ「**継承**」、
そして、家族や地域の絆づくりのための市民と市がともに汗をかく「**協働**」
を推進し、新しい加須市を創り上げていきます。

3 基本指標の見通し

(1) 人口の見通し

人口の見通しに当たっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠しながら、本市独自の推計をしました。

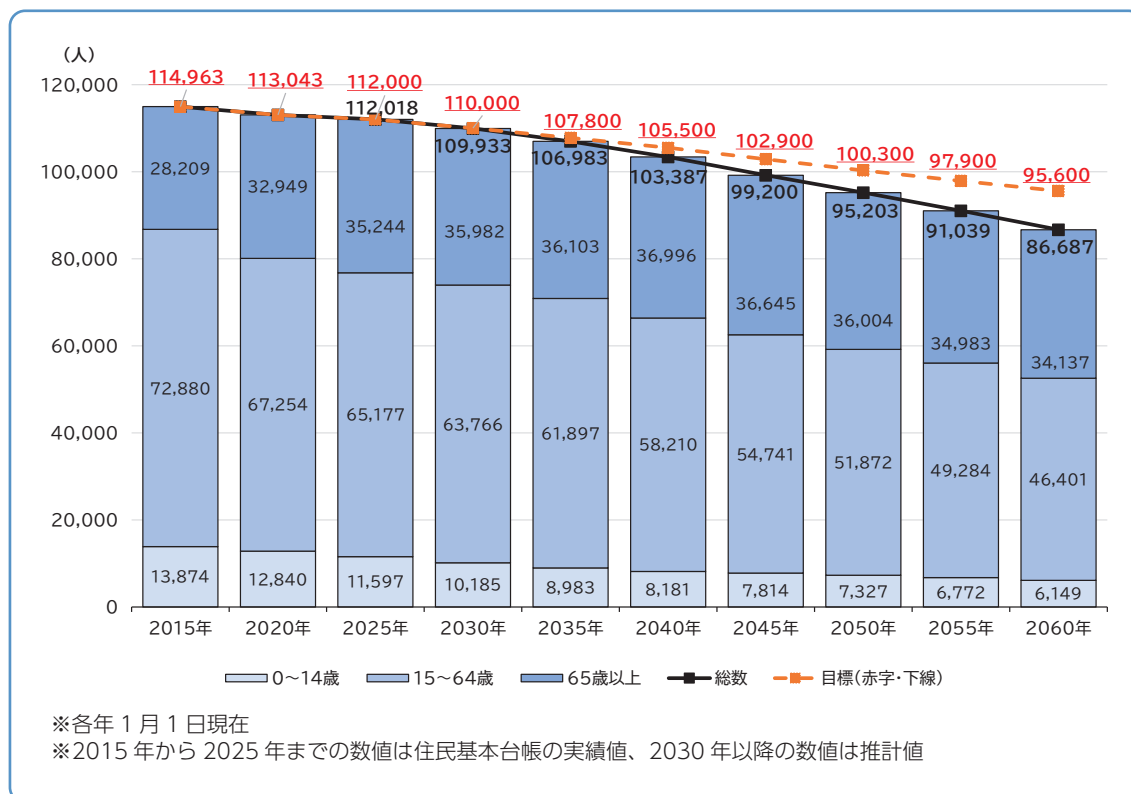
①人口の推計

本市の人口（住民基本台帳）は、平成27年（2015年）1月1日では114,963人、令和2年（2020年）1月1日では113,043人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、前期基本計画時の推計においては、目標年次である令和12年（2030年）には105,226人となるものと予想されていました。しかしながら、後期基本計画策定時において、直近5箇年の人口動態を踏まえ、新たに人口推計を実施したところ、社会増等を要因として、令和12年（2030年）の推計人口は109,933人となりました。

②人口の目標

前期基本計画と同様に、引き続き本計画に位置付ける施策を実施することにより、自然減抑制や社会増維持といった人口減少対策を推進し、本計画での目標人口（令和12年（2030年））を110,000人と設定します。

■ 図9 人口の見通しと目標



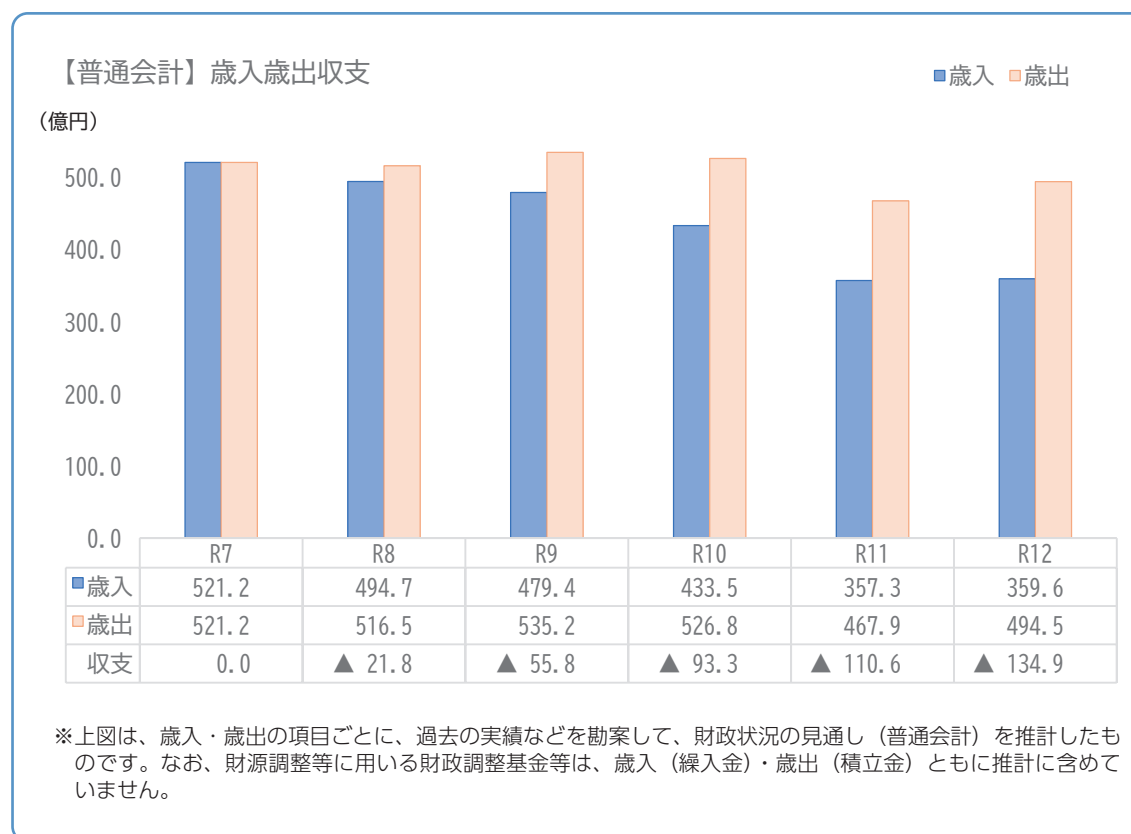
(2) 財政の見通し

本市の歳入においては、将来的には生産年齢人口の減少による安定的な税収の確保が課題ですが、当面は、賃上げによる所得の上昇などに伴う税収増が見込まれます。また、堅調な国税収入による地方交付税の増加なども見込まれています。

一方、歳出においては、賃上げ及び物価上昇に伴う人件費や物件費の増大に加え、子育て支援や高齢者施策に関する経費、公共施設の老朽化対策と合わせ、施設の統廃合をはじめとする公共施設の適正配置に関する経費の増大が見込まれるなど、歳入の増加を上回る多額の財政需要へ対応するための財源の確保が課題となります。

このような厳しい財政状況の中、財政運営の基本姿勢である、「収支の均衡」・「債務残高の圧縮」・「将来への備え」に基づき、今後の多種多様な財政需要に対応するため、本市の独自行政評価である「加須やぐるまマネジメントサイクル」による効率的・効果的な予算編成を行うとともに、財源の確保や事業見直し等により、持続可能で安定的な財政運営を推進していくことが必要です。

■ 図 10 財政の見通し



(3) 土地利用の方針

①土地利用の基本的な考え方

関東のどまんなかで埼玉県北東部に位置する中核的な都市として、秩序ある整備と発展を推進するため、「住居系」、「商業・サービス系」、「産業系」、「農業共生」の4つのゾーンを設定し、それぞれの方針に基づき、計画的な土地利用を図ります。

住居系ゾーンでは、既存の住宅地や集落、新たに整備された住宅地などの居住環境の保全・向上を、商業・サービス系ゾーンでは、市民の消費生活を支える商業・サービス機能の集積地の活性化を、産業系ゾーンでは、産業団地における操業環境の保全と本市の持つ交通の要衝という立地特性を活かした産業適地の確保と企業誘致の推進を、農業共生ゾーンでは、本市の経済の一翼を担うとともに、市民の原風景ともなっている田園地帯の保全を図るなど、地域の特性を最大限に活用しながら、都市的土地利用を重視しつつ、計画的な土地利用を推進します。

②土地利用の方針

◆ 住居系ゾーン

既存の住宅地については地区計画や建築協定を活用しながら良好な住環境の保全に努め、住宅地整備を進めている地区については土地区画整理事業などの基盤整備を行います。

また、駅周辺の利便性の高い地域については、病院や社会福祉施設など、公共的な施設の立地を誘導するとともに、優良な住宅の整備によるまちなか居住を促進します。

良好な住環境を確保するため、緑地の保全・活用など景観の形成に努めます。

◆ 商業・サービス系ゾーン

駅周辺や既存の商店街、大型店など、多くの人が集まる場所や、幹線道路沿いにおいて、商業やサービス機能などの集積・充実を図ります。

加須駅周辺の既存中心市街地は、にぎわいのある商業地として活性化を図り、その他の駅周辺は、地域の拠点として商業機能やサービス機能の充実を図ります。

◆ 産業系ゾーン

東北自動車道加須インターチェンジを有し、同羽生インターチェンジ及び圏央道白岡菖蒲インターチェンジにも近接する立地特性を活かし、多様な産業に対応した柔軟な土地利用を図ります。

また、既存の産業団地について良好な操業環境の維持を図るとともに、更なる産業適地の確保と企業誘致を推進します。

◆ 農業共生ゾーン

農業の振興を図りながら、自然と共生する美しい田園風景を保全するとともに、田園風景と調和したゆとりある住居地の形成を図ります。

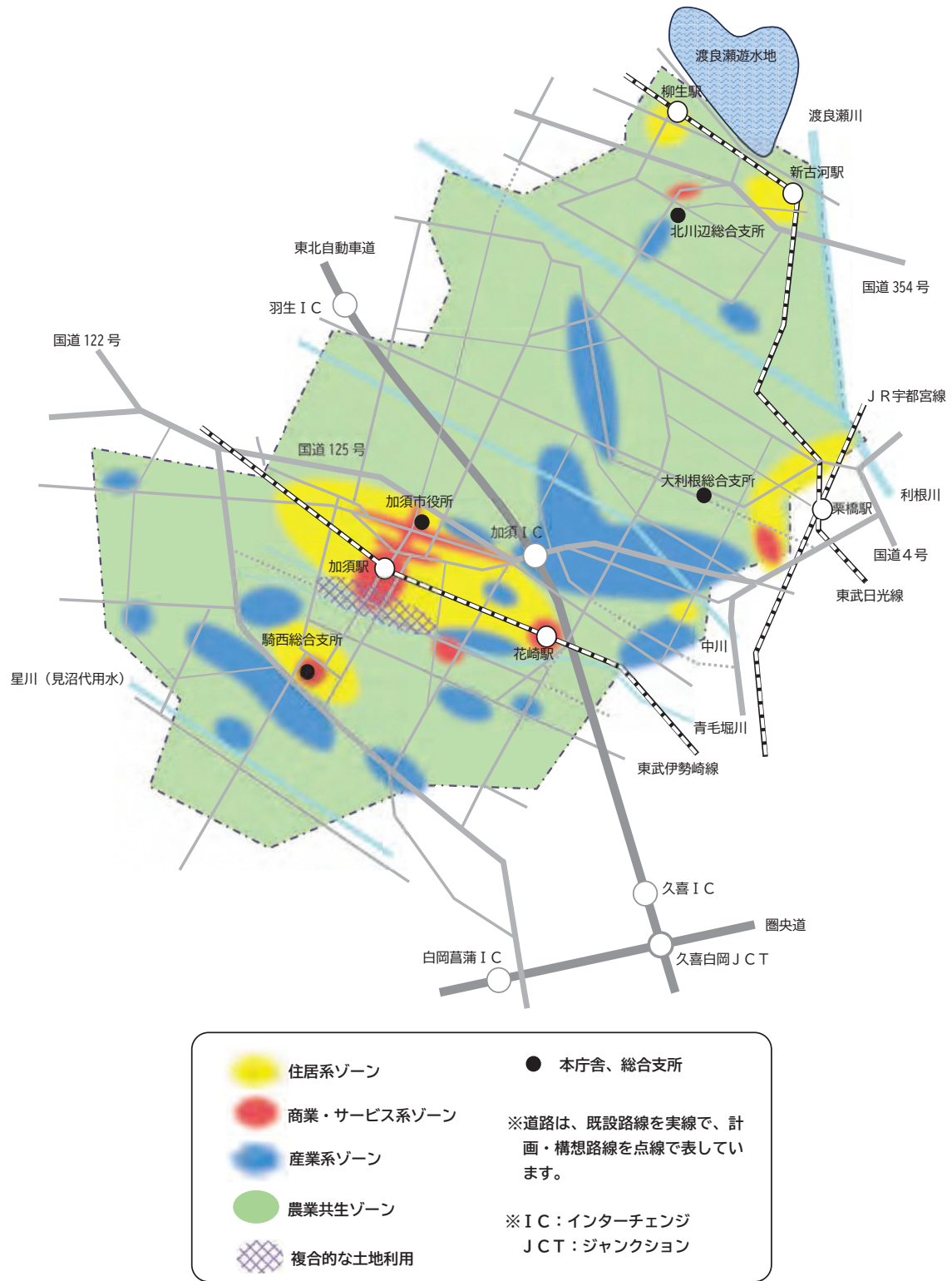
また、優良農地として保全に努める地域、そして、都市的土地利用への転換を検討する地域、それぞれの特性を踏まえながら、適正な土地利用を図ります。

◆ 複合的な土地利用

加須駅の南側では、民間活力の可能性が発揮されるように各ゾーンが持つ特性を組み合わせた複合的な土地利用に努めます。

③土地利用構想図

※この構想図は、長期的な視点に立った土地利用について図示化したものです。

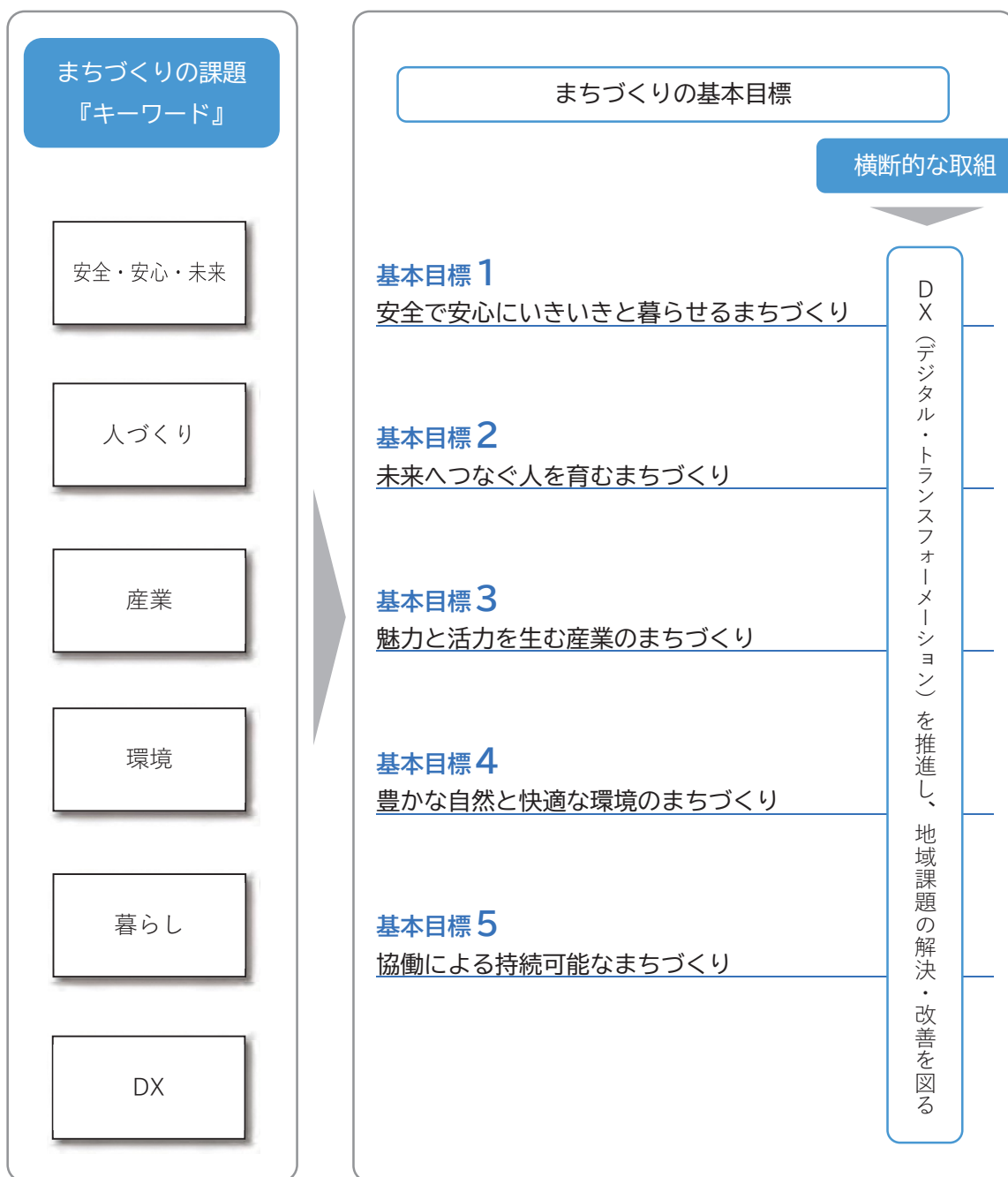


4 まちづくりの基本目標

本市の将来都市像『みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須』を実現するためには、今後のまちづくりの課題の解決・改善を図ることが必要です。

そのため、本市は、今後のまちづくりの課題に対応した次の5つの基本目標を設定し、地方創生やSDGsの理念を踏まえ、市民との協働により、その目標の達成に向けた取組を全力で推進します。

また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、あらゆる分野の地域課題の解決・改善を図ります。



基本目標1 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり

- 水害対策として、近年の気候変動を踏まえ、関係機関と連携して大規模河川の洪水被害対策を促進し、中小河川及び排水路等の流域を含めた溢水（いっすい）対策を進めるとともに、円滑な避難の支援に努め、災害時要援護者への支援体制の強化を図ります。
- 震災等対策として、過去の災害からの教訓も踏まえ、地域防災計画に基づき、予防、応急、復旧にわたる実効性のある災害対策に努めます。また、ハード面、ソフト面の双方から国や県、関係機関と連携して災害対策の更なる充実・強化に取り組みます。
- 市民の安全な暮らしを守るため、自主防犯組織の支援やこどもの見守り体制の整備を進め、警察と連携して犯罪の防止や情報提供に取り組みます。また、防犯灯や防犯カメラの設置により犯罪の発生を抑止するとともに、空家や空地の発生防止・適正管理を推進します。
- 交通事故の防止に向け、子どもや高齢者などの交通弱者を重視し、世代に応じた交通安全教育・啓発を警察や関係団体と連携して地域一体で推進し、交通事故による被害者等への支援にも取り組みます。
- 様々な災害に迅速かつ適切に対応し被害を軽減するため、高度な消防設備・体制の確立と強化を図ります。また、関係機関の活動体制を充実させるとともに、市民の防火防災意識を高め、市民と一体となった消防力の強化を図ります。
- 水道は、市民生活に必要なライフラインであり、水道水の安全を確保し、災害に対応した老朽施設の更新・耐震化を図るとともに、将来の水需要にも対応するなど、将来にわたり健全かつ安定的な事業運営を確保します。
- 「埼玉一の健康寿命のまち」を実現するため、スポーツや生活習慣の改善を通じて病気の予防・重症化防止を推進します。また、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちを実現します。
- 豊かで健康な人生を送ることができるように、日常生活においてスポーツに親しむ市民を増やすため、スポーツ・レクリエーションの機会の充実を図ります。また、スポーツ施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等の検討を進めます。
- 新型インフルエンザ等の感染症対策として、関係機関等と連携し、対策を「準備期」「初動期」「対応期」の3段階に区分し、各段階に応じた体制づくりに努め、迅速かつ適切に取り組みます。

- 埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図り、地域完結型医療を推進し、医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用を促進するとともに、人材確保や救急医療体制の充実、各種保険や制度の安定的な運営に努めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの確立を目指します。併せて、介護人材の確保や介護給付の適正化を進め、介護保険制度の安定的な運営に取り組みます。
- 障害の有無にかかわらず、互いを尊重し合う社会づくりと障害福祉サービスの充実や発達・教育支援、就労支援、社会参加支援を推進し、障がい者、医療ケア児を含めた障がい児や家族が安全に安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- 地域の福祉活動を支える組織の育成、きめ細やかなサービスの充実、関係機関の連携、ユニバーサルデザインの考え方を採用した地域環境の形成に取り組み、地域包括ケアシステムの構築により地域共生社会を推進します。
- 全ての市民が健康で文化的な生活ができるよう、経済的な支援の充実を図り、とりわけ生活困窮者については、一人ひとりの状態に応じた効果的な就労支援を推進します。また、消費生活の安全安心の確保に努めます。



加須市社会福祉協議会



埼玉県済生会加須病院

基本目標2 未来へつなぐ人を育むまちづくり

- 出会いの機会の提供、安心して子どもを産み育てられるようにするための相談支援や経済的支援など、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでを切れ目なく支援し、地域で子ども・若者を育てていく環境づくりに努めます。
- 子ども・若者の意見を尊重し、親子の健康づくりや貧困対策、安全で安心して過ごせる居場所づくり、多様な学びや体験の機会の提供により、子ども・若者の健やかな成長を支えます。
- 子育てと仕事を安心して両立できるよう保育サービスを充実し、待機児童ゼロの維持に努めます。多様化・高度化するニーズに応じた施設・人材両面での受入体制の更なる強化により、全ての子どもに質の高い保育を提供します。
- 市立・私立幼稚園、認定こども園において、質の高い総合的な幼児教育を提供します。適正規模未満の市立施設については、教育水準の維持と運営の効率化の観点から、段階的に再編・統合・認定こども園化を検討します。
- 学校・家庭・地域が一体となった地域密着型教育による子どもの健全育成や学力向上に取り組みます。ICTの効果的な活用やインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進します。また、子どもたちにとって魅力ある持続可能な学校づくりに向けた再編に取り組みます。
- 老若男女を問わず、一人ひとりの学び直しをはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会の充実を図り、市民の豊かな知識や経験を活かして地域社会で活躍できる場を充実します。また、芸術文化を振興し、文化財の保存継承に努めて市民の郷土愛を醸成するとともに、読書に親しむ機会の充実を図るなど、市民の読書活動を推進します。
- 人権教育・啓発や相談・支援を充実させ、お互いの個性を認め合い、一人ひとりが能力を発揮できる、差別や偏見のない人権尊重の地域社会の実現を目指します。
- ジェンダー平等の理念の下、あらゆる分野において誰もが対等に参画し、かつ、仕事と生活が調和する環境とともに、責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標3 魅力と活力を生む産業のまちづくり

- 雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、企業誘致を推進し、女性や高齢者、障がい者など様々なニーズに対応した就業支援と働きやすい環境づくりに努めます。
- 農業経営の安定化や効率化を図るため、農地の利用集積や生産基盤強化、収益性の向上や農産物等のブランド化の推進、担い手の確保・育成で地域農業の活性化を目指します。また、地産地消をはじめ農産物の供給など、農業の活性化及び重要性についての理解を醸成していきます。
- 商店街の活性化とにぎわいのある中心市街地づくりを推進し、既存商業施設や商店の経営継続に加え、新たな起業や経営面、販路拡大などにチャレンジ意欲のある事業者を支援するとともに、加須駅周辺の新たなまちづくりによるにぎわいの創出を図ります。
- 中小企業や地場産業の経営の安定化を図るため、制度融資の充実や創業・経営革新などへの支援を行うとともに、市内産品のブランド化や地域通貨の活用、産業の連携などにより、地域経済の活性化を図ります。
- 自然・文化・農業などの観光資源を活かし、効果的な情報発信と広域連携により、新たな誘客と広域的な視点での観光振興を推進します。



加須のうどん



ジャンボこいのぼり4世



道の駅かぞわたらせ



道の駅童謡のふる里おとね

基本目標4 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

- 市民一人ひとりが環境に配慮した生活と主体的な環境活動を進めるため、環境問題の理解促進等の環境学習・環境教育を推進します。
- 市民や事業者との協働による環境活動を推進するとともに、自主的な清掃美化活動等の環境活動を促進します。
- 本市の恵まれた水辺や緑に存在する多種多様な生物多様性の保全・創造・活用を通じたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を進めます。
- 緑化や環境美化に努めるとともに、市民との協働により美しい景観を保全し、市内の魅力的な景観の保全・創造を推進します。
- ゼロカーボンシティの実現による脱炭素社会の構築に向け、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進に努めるとともに、気候変動の影響からの被害を防止・軽減するための取組を推進します。
- 「日本一のリサイクルのまち」の実現に向け、市民、事業者、行政との協働による5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の推進とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進し、循環型社会の構築を図るとともに、ごみ処理施設の再編等の施設整備を行います。
- 生活排水の適正な処理や、公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、処理施設の再編を図り、きれいな水の再生に努めます。
- 公害苦情への迅速な対応や、工場や事業者への規制による公害の監視や防止により、公害のない生活環境の確保に取り組むとともに、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。



自然観察会（浮野の里）

基本目標5 協働による持続可能なまちづくり

- 市民参画を促す広報活動を強化し、様々な機会を捉えて情報発信を充実させます。広報紙・SNS・PR動画など多様な媒体を活用して市の魅力を広く伝えることで、加須市のイメージアップや郷土愛の醸成、交流人口の増加や移住・定住を促進します。
- 市民と行政の対話を推進するとともに、各種団体等からの要望や手紙・メールなど様々なチャネルを活用した広聴活動を推進することにより、市民と情報や目標を共有し、市民の市政に対する意見などを市政に反映します。
- 自治協力団体をはじめとする市民団体の活動を支援するとともに、市民と行政との情報共有を図りながら、それぞれが責任や役割を分担し、連携した協働によるまちづくりを進めます。また、地域コミュニティを活性化し、地域への愛着を育むとともに、多文化共生を推進します。
- 地域の特性を活かし、秩序ある土地利用を計画的に推進します。加須駅周辺では、埼玉県済生会加須病院の開院を契機とした新たなまちづくりを推進します。
- 渋滞解消や安全対策を図るため、国・県道の整備を埼玉県に要望し、「利根川新橋」や南北幹線道路の早期整備を推進します。また、幹線市道や生活道路の整備、老朽化した橋りょうの修繕を計画的に進め、市民との協働により、道路環境の維持向上を目指します。
- 公園の機能に応じた公園形態の分類を見直し、統廃合や施設の再配置を進め、緑と憩いの場を提供します。また、加須駅周辺には世代を超えた交流空間の創出を推進します。さらに、安全安心な施設整備と維持管理を推進するとともに、市民や団体と協働し、地域に愛される身近な公園づくりを目指します。
- 高齢者など交通弱者の移動支援としてコミュニティバス「かぞ絆号」の持続と運行改善を進め、利便性向上と利用促進を図ります。民間路線バスやタクシーの維持にも努め、鉄道の輸送力強化や利便性向上などを関係機関に要望し、地域公共交通の充実を目指します。
- 市民ニーズに応え、行政手続のオンライン化を推進し、窓口サービスの向上に努め、デジタルで喜びや笑顔あふれるスマートな市役所づくりを目指します。引き続き、情報セキュリティ対策を徹底し、行政手続の利便性と窓口サービスの向上を図ります。

- 公共施設の適正配置や職員育成、組織改革を通じて、安定した行財政基盤の確立と効率的な行政運営を推進します。デジタル技術を活用した自治体 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進により業務を効率化し、効果的な行政サービスの提供を図ります。また、近隣自治体との連携を強化し、広域的な取組を推進します。



かぞまっぷ（地図情報サービス）



加須市役所本庁舎

5 まちづくりの施策

■ 図 11 施策の体系



(1) 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり

①災害に強いまちをつくる

ア 水害対策の強化

近年の異常気象から、台風の大型化、記録的豪雨の頻発化による利根川、渡良瀬川、荒川の洪水被害に備えるため、国が進める利根川、渡良瀬川の堤防強化対策を促進しながら、広域避難に重点を置いた避難情報を市民に確実に伝達し、逃げ遅れゼロを目指すとともに、水防体制の充実・強化を図ります。

中川・青毛堀川など中小河川、農業排水路が溢水（いっすい）する内水氾濫による浸水被害を解消・軽減するため、埼玉県が進める河川改修や国営かんがい排水事業、土地改良区管理水路の整備を促進するとともに、排水路の整備・改修や排水機場などの適正な維持管理を行い、流域を含めた溢水対策を進めます。

水害時の避難者に対して、避難支援等関係者と連携し、適切な避難誘導や避難場所の確保、開設、運営等に努めます。また、高齢者や障がい者など災害時要援護者への支援対策を図るとともに、被災者に対しても復旧支援などの対策を図ります。

イ 震災等対策の強化

震災等の災害対策に当たっては、市民の生命や身体、財産を守るため、過去の地震等の経験を踏まえ、本市の地域防災計画に基づき、予防・応急・復旧対策に取り組み、実効性のある災害対策に努めます。

また、耐震性に課題のある建築物については、計画的に耐震化を図ります。

さらに、防災行政無線等の通信環境は、新たな防災行政無線の整備を進め、併せて災害備蓄品の充実を図ります。

また、今後はこれまで以上に自助、共助の意識の啓発を図り、地域の人的資源を活用した組織づくりを推進するとともに、国、埼玉県をはじめ地域の消防団など防災関係機関や団体と連携するなど、更なる震災等対策の充実・強化を図ります。



令和元年5月渡良瀬遊水地周辺上空から撮影

②安全なまちをつくる

ア 防犯体制の強化

市民が犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりを実現するため、自主防犯組織の設立・支援やこどもの見守り体制の整備を推進するとともに、警察と連携して SNS・インターネットを経由した犯罪や特殊詐欺などの防止に努め、発生状況等の情報を迅速に提供します。

また、暗く危険な箇所への LED 防犯灯の設置や公共空間への防犯カメラの設置により、犯罪が発生しにくい環境を整備するほか、地域で問題となる空家の発生防止や活用促進を図るとともに、空地についても適正管理を促進します。

イ 交通安全対策の充実

交通事故を防止し、交通弱者と言われるこどもや高齢者等に重点を置きながら、世代に応じた交通安全教育や啓発活動を、警察や交通安全関係団体などと連携し、地域一体となって推進します。

また、交通事故の実態や通学路などの危険箇所などを把握し、優先性を考慮した効果的な交通安全施設の整備を図るため、地域と連携して交通安全対策を推進します。

さらに、交通事故による被害者への支援を図るため、交通事故に関する相談窓口の情報提供や各種被害者救済制度の周知を図るなど、交通事故被害者等支援を促進します。

ウ 消防力の強化

様々な災害に迅速かつ的確に対応し、被害を軽減するため、常備消防の埼玉東部消防組合の構成市として、組合の高度な消防設備・体制の確立及び強化を図るとともに、非常備消防の加須市消防団をはじめとする関係機関の活動体制の充実及び市民の防火防災に対する意識の高揚に努め、市民と一体となった消防力の強化を図ります。

エ 安全な水道水の安定的な供給

将来の水需要に対する安定給水の確保と合わせ、持続可能な水道事業運営を図るため、老朽化施設の統廃合・更新、施設の一元管理等の合理的な給水体制の整備及び水質管理体制の充実等に努めるとともに、災害にも強い水道の確保を図るため、水道施設の耐震化を実施し、水道事業の効率化と健全経営に努め、安全な水道水の安定的な供給を推進します。

③スポーツを通じて健康ではつらつと輝けるまちをつくる

ア 健康づくりの推進

「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

また、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病をはじめとした病気の発症予防と重症化予防、食生活の改善や運動の習慣、歯と口の健康づくりなどへの支援、さらに、こころの健康づくりの推進に向けた諸施策を拡充し、市民が生涯にわたりいきいきと健康で暮らせるように取り組みます。

イ スポーツ・レクリエーションの振興

市民が幸せで豊かな生活を送るために、日常生活においてスポーツに親しむ人を増やし健康づくりを進めるとともに、スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通して、健康で豊かな人生を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーションの機会や場の充実を図ります。

関係団体と連携を図り、トップスポーツチームや選手との交流、全国規模の大会の誘致・開催を推進し、スポーツへの興味や親しみ、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意欲の向上を図るとともに、アスリートへの支援を推進します。

また、市内スポーツ施設について、将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、統廃合や快適に利用できる機能整備等を検討します。

④いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

ア 感染症対策の迅速・適切な実施

新型インフルエンザ等の感染症対策として、市民の生命、健康を守るとともに、市民生活及び市民経済を安定させるため、国、埼玉県、医療機関等と連携しながら対策を推進します。対策に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、対策項目ごとに3期（準備期・初動期・対応期）に区分して対策を整理し、感染症危機に対応できる体制づくりに努め、迅速かつ適切に実施します。

イ 地域医療体制の充実

地域医療体制の充実を図るため、埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図り、地域全体で市民に対し質の高い医療を提供する地域完結型医療を目指すとともに、医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用を促進します。

また、医師をはじめとする医療従事者の確保や新たな医療機関の開設を促進するとともに、初期、第二次及び第三次救急医療体制の確保・充実に向けた支援を進めます。

さらに、国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。



サイクリング（渡良瀬遊水地）



KAZO クライミングカップ（加須市民体育館）

ウ 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者相談センター」をはじめとする相談支援体制の強化、高齢者の健康の増進や社会参加の促進、在宅医療と介護との連携の推進、日常生活を送る上で何らかの支援を必要としている認知症の高齢者やその家族などを地域全体で支える「地域ブロンズ会議」や「チームオレンジ」などの取組を推進し、地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、介護人材の確保や介護給付の適正化など、介護保険制度を支えるための取組を推進します。

エ 障がい者福祉の充実

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し合う機運を醸成するとともに、住み慣れた地域で自立し、充実した生活を送れるよう障害福祉サービスの充実を図り、医療的ケア児を含めた障がい児への発達支援や教育支援、働くことの喜びを感じる就労支援、積極的な社会参加支援などを推進します。

また、生活環境の整備、保健・医療や障がい者福祉施設の充実、緊急時対応の促進を図ることにより、日常生活において障がい者が安全に安心して暮らせるよう努めます。

オ ともに支え合う地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安全安心でいきいきと健康で暮らし続けていくために、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民、地縁組織、志縁組織、事業者及び行政等が、それぞれの責任や役割を分担しながら、身近な地域の課題に対して、地域が一体となり主体的に地域福祉に取り組む「全ての市民を対象とした地域包括ケアシステム」を構築し、市民がともに支え合う地域共生社会を推進します。

また、地域の福祉活動を支える組織を育成するとともに、市民の共助の精神に基づくボランティア活動の促進など、きめ細やかなサービスの充実を図ります。

さらに、行政の各部門及び関係機関が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが生活しやすい地域環境の形成に努めます。

カ 生活の安定・安心の促進

全ての市民が健康で文化的な生活ができるよう経済的な支援の充実を図り、生活の安定・安心を促進します。

国民年金制度については、老後に安定した生活を送るために制度の周知を図るとともに、制度の適正な運用を関係機関に要請します。

また、社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクが高い方が増加傾向にあり、最後のセーフティネットである生活保護制度は重要な役割を担っています。生活困窮者に対しては、こどもへの学習支援や住居確保などを推進し、各種相談に応じ自立のための支援を図ります。生活保護受給者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、就労支援をはじめとする自立に向けたきめ細かな支援を行います。

消費生活相談の充実、啓発活動の推進により、消費生活の安全安心の確保に努めます。

(2) 未来へつなぐ人を育むまちづくり

① 子どもを産み育てやすいまちをつくる

ア 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援

結婚に対する希望をかなえるため、男女の出会いの場の提供や相談支援の取組を推進します。

不妊に悩み、妊娠を希望する人を支援するために、不妊治療費等を助成します。

産前・産後の不安や悩みを解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て家庭への人的支援や子育て相談窓口の充実を図ります。

また、手当の支給や医療費の助成など経済的な支援を継続します。

さらに、子育て中の人安心して子育てをすることができ、次代を担う子ども・若者が健やかに育つよう、地域子育て支援機関への支援や地域社会の活動を促進し、地域で子ども・若者を育てていく環境づくりに努めます。

イ こどもの健やかな成長の支援

「子どもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・若者が尊厳を重んぜられ、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

乳幼児健診や相談の機会を提供するとともに、予防接種や食育の実施などにより、親と子の健康づくりを推進します。

全ての子ども・若者が夢や希望を持って成長し、活躍できるよう、教育を受ける機会の確保、生活の安定と自立のための就労支援や経済的支援などの子ども・若者の貧困対策を総合的に推進するとともに、ヤングケアラーやひきこもり、不登校など配慮を必要とする子ども・若者などを支援します。

子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く糧となる多様な体験をすることができるよう支援します。

ウ 仕事と子育ての両立の支援

子育てと仕事を安心して両立できる社会の実現に向けて、多様化・高度化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、全ての子どもに質の高い保育を保障するため、保育環境の整備・充実や待機児童ゼロの維持に努めます。

また、市立保育所については、私立保育所の補完的な役割を担いながら、特別な配慮が必要な子どもへの対応やセーフティネット機能を果たす施設として、再整備・再編を進めていきます。

さらに、放課後児童健全育成事業へのニーズの高まりに対応するため、引き続き、施設・人材両面で受入体制を強化し、待機児童ゼロの維持に努めます。

エ 幼児教育の充実

市立・私立幼稚園、認定子ども園で質の高い総合的な幼児教育を提供します。

市立幼稚園では、引き続き3年保育を実施し、小学校や地域と連携した幼児教育を展開します。

また、園児数の減少や教育ニーズの多様化を踏まえ、教育の質の確保と効率的な運営のため、段階的に再編、統合、認定子ども園化を検討していきます。

②確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる

ア 学校教育の充実と家庭・地域で健やかなこどもを育む環境づくり

学校教育では、こどもたちが自ら学び考える力や豊かな人間性、健やかな体など、将来をたくましく生きる力を育みます。

市独自の加配教員による個に応じた指導をはじめとする指導方法の工夫・改善に加え、インクルーシブ教育の推進等により、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える支援を充実させるとともに、ICTを効果的に活用し、一人ひとりの学力を伸ばす教育を推進します。

また、将来を見据えた持続可能な魅力ある学校づくりを進めるため、未来を担うこどもたちにとってより良い教育環境の実現に向けた学校再編に取り組みます。

さらに、中学校区内の保・幼・小中一貫教育を進め、家庭や地域社会との連携を強化することで、こどもの健全育成と学力向上を支援します。

地域密着型教育の一環として家族・地域の絆推進運動の「加須市あいさつ運動」を推進するとともに、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、青少年団体の活動を支援しながら、家庭教育の充実を推進します。



トマト（木甘坊）



田植え体験

③自ら学び自分らしく生きるまちをつくる

ア 生涯学習の推進・芸術文化の振興

ライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、老若男女を問わず一人ひとりの学び直し（リカレント教育）をはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会の充実を図ります。文化・学習センター、コミュニティセンター、図書館、加須未来館、郷土資料館など生涯学習関連施設が連携して生涯学習の機会を充実させるとともに、市民の豊かな知識や経験を活かして地域社会で活躍できる場を充実します。

また、芸術文化を振興するとともに、文化財の保存継承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図ります。さらに、読書に親しむ機会の充実に努め、市民の読書活動を推進します。

④互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

ア 人権尊重社会の推進

人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、相談・支援の充実を図り、全ての市民や人権団体をはじめとする各種団体等の地域社会の構成員が人との絆を大切にし、お互いの個性を認め合い、それぞれの能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。

イ 男女共同参画社会の推進

ジェンダー平等の理念の下、男女（みんな）が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、先入観や社会通念、慣習などにとらわれず、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において対等に参画し、かつ、仕事と生活の調和する環境の実現に努め、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。



加須未来館



騎西城（郷土史料展示室）

(3) 魅力と活力を生む産業のまちづくり

①企業誘致の推進と雇用の創出で働きやすい環境のまちをつくる

ア 企業誘致の推進と多様な雇用の創出

地域経済を活性化させていくために、道路交通網の要衝である本市の地域特性を活かし、新たな産業用地を確保し、企業誘致を推進します。

また、勤労者が安心して働き、充実した生活が送れるよう、職業能力の開発を支援し、求職者が希望する職種に就けるよう、加須市ふるさとハローワークによる身近で便利な就職相談や職業紹介を行うとともに、加須市シルバー人材センター等の関係機関と連携し、女性や高齢者、障がい者などの様々なニーズに対応した就業を支援します。

②産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる

ア 農業の活性化

農業経営の安定化・効率化を図るため、農地の利用集積や生産基盤の整備を促進するとともに、収益性の向上や農産物等のブランド化を推進し、農産物等の生産及び販売に係る支援の充実を図り、さらには持続的な農業につなげるため、地域農業を牽引する農業経営体を支援し、新たな担い手の確保・育成に努めます。

また、道の駅をはじめとした農産物直売所の活用や学校給食、公立保育所、市内飲食店等と連携した地産地消を積極的に推進し、他産業との連携による農産物等の消費及び販路の拡大を図るとともに、農産物の供給などの農業の重要性について市民への理解醸成を図ります。



埼玉県内一の米どころ（稲刈り）



梨



加須の地酒（加須の舞）



つるつきいちご

イ 商業の活性化

商業環境の変化に対応した魅力ある地域商店や商店街づくり、にぎわいのある中心市街地づくりを推進するとともに、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組を推進します。

また、起業や新たな商品の開発などチャレンジ意欲のある事業者を支援します。

さらに、経営体質の強化や商工団体の育成強化など、支援体制の充実を図るとともに、地域の特色を活かした商業の振興、観光や農業等と連携した商業環境など、近隣の大型商業施設への消費の流出を防ぐため、消費ニーズに応じた環境づくりを推進します。

ウ 地域経済の活性化

中小企業・地場産業の経営の安定化や経営基盤の強化に向け、関係機関との連携による制度融資の充実を図るとともに、創業や経営革新などを支援することにより、地域経済の活性化を図ります。

また、「かぞブランド」認定制度による支援を行うとともに、地域内消費を促すため、「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用の拡充を図ります。

さらに、企業間の連携を促進し、地域経済の活性化を図ります。

③地域の魅力で人が集まるまちをつくる

ア 観光によるまちおこし

本市固有の豊かな自然や祭り、文化、農業、スポーツ、サイクリングなどの観光資源の魅力アップを図るとともに、イベント・観光情報を国内外に発信・PRすることにより、本市への誘客の促進を図ります。

また、観光振興の中核を担うべく新たに発足した一般社団法人加須市物産観光協会の持続的な発展を支援するとともに、周辺自治体の観光協会や商工会、鉄道事業者をはじめとする交通・観光関連事業者等との連携による観光推進体制を強化し、市域・県域を越えた広域的な魅力ある観光都市づくりを推進します。



加須どんとこい祭り



大藤（玉敷公園）



ホテアオイ（道の駅童謡のふる里おおとね）



三県境

(4) 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

①環境意識を醸成し行動できるまちをつくる

ア 環境学習・教育の推進

学校、家庭、職場、地域などで環境問題についての理解を深め、環境を保全するための主体的な環境活動に結び付くよう、環境学習や環境教育を推進します。

また、地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、人づくり・教育により理解を深めることが必要であることから、環境学習や環境教育を通して市民一人ひとりが環境に配慮した生活に結び付くよう、ライフスタイルの見直し等の意識の向上を図ります。

イ 環境活動の促進

環境活動団体の育成や支援を行うとともに、市民や事業者との協働による環境活動を推進します。また、市民や事業者の自主的な清掃・美化活動などの環境活動を促進します。

②豊かな自然と共生するまちをつくる

ア 自然環境との共生

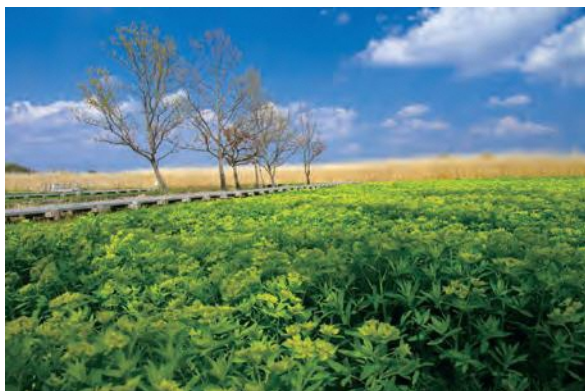
本市は、利根川や渡良瀬川等の河川のほか、田畑や屋敷林、池沼など、豊かな水辺や緑などの自然環境に恵まれ、多種多様な生態系が存在しています。

これらの貴重な自然環境と生物多様性の保全・創造・活用を通して、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現し、自然環境と共生できるまちを目指します。

イ 美しい景観の形成

身近な緑や憩いの場を提供する緑化や環境美化に努めます。

また、本市の特徴である市内に広がる広大な田園風景をはじめ、市内の魅力的な景観を保全・創造するため、市民との協働による美しい景観の形成を推進します。



ノウルシ（浮野の里）



オニバス（オニバス自生地）

③地球にやさしいまちをつくる

ア 地球温暖化への対応

地球温暖化を防止するため、化石燃料や電力の使用量削減など省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーである太陽光発電やバイオマス発電による電力の創出、環境にやさしい移動手段への普及促進など、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制を推進し、ゼロカーボンシティの実現による脱炭素社会の構築を目指します。

また、並行して地球温暖化に伴う気候の変動に対応するため、気候変動の影響からの被害を防止・軽減するための取組を推進します。

④快適で暮らしやすいまちをつくる

ア 循環型社会の構築

市民や事業者と協働して、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指し、ごみの資源化・減量化を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rの推進とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進し、最終処分場の延命化を図りながら、関係機関との連携によるごみ等の不法投棄などの防止やごみ処理施設でのごみの適正処理に努め、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

また、老朽化の著しいごみ処理施設について、統廃合を含めた再編を計画的に推進し、安定的にごみ処理を行える施設整備を進めます。

イ きれいな水の再生

日常生活に伴い排出される生活排水を適正に処理することにより、きれいな水を取り戻し、快適な生活環境づくりに努めます。

公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化と合併処理浄化槽の適正管理の徹底に努めます。

また、公共下水道施設や農業集落排水処理施設への接続の推進、合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

併せて、公共下水道施設に農業集落排水処理施設を接続するなど、処理施設の再編を進めていきます。

ウ 公害のない生活環境の確保

公害苦情に迅速に対応し、助言・指導による早期解決を図り、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

また、大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施するとともに、法令に基づく工場や事業所の規制を実施し、公害の監視や防止に努めます。

さらに、動物愛護とペットの適正飼養の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

(5) 協働による持続可能なまちづくり

①地域の絆で協働のまちをつくる

ア シティプロモーションの推進

市民参画を促進する広報活動を積極的に推進し、様々な機会を捉えて情報の収集と提供活動を強化し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNS、PR 動画など様々なチャンネルを活用したシティプロモーションを展開し、市のイメージアップや郷土愛の醸成、交流人口の増加や移住・定住を促進します。

イ 広聴の推進

市民と行政の対話を推進するとともに、各種団体等からの要望、手紙・メールや各種アンケートなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を積極的に推進することにより、市民と情報や目標を共有し、市民の市政に対する意見・提言・要望を市政に反映します。

ウ 市民と行政との協働

急激な少子高齢化などに適切に対応できる持続可能なまちづくりの構築に向け、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、自治協力団体による地域の自治活動をはじめ、地域の様々な場面において、多くの市民の参加の下で行われているボランティア活動やコミュニティ活動などの市民活動を支援するとともに、市民と行政との情報の共有化を図りながら、それぞれが責任や役割を分担し、連携した協働によるまちづくりを一層推進します。

また、市民一人ひとりが家族や地域のつながり・愛着を深められるよう、ふるさとづくりを進めていくとともに、地域の特色を活かした他の自治体との交流を通して、相互理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

さらに、国籍等の異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合い、ともに生きていくことのできる多文化共生のまちづくりを目指します。

②便利で暮らしやすいまちをつくる

ア 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成

地域の特性を十分に活かし、秩序ある整備と発展を目指すため、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に計画的な土地利用を推進します。

特に、加須駅周辺では、埼玉県済生会加須病院の開院を契機として、都市機能の集積を図るとともに、既存市街地におけるにぎわい創出など新たなまちづくりを推進します。

また、良好な住環境を整備する民間開発や土地区画整理事業、個性ある街並みなどの整備を計画的に推進します。

イ 道路ネットワークの構築・道路環境の向上

渋滞の解消や安全対策を図るため、国・県道の早期整備に向けて埼玉県への継続的な要望に努めます。

また、災害時の広域避難経路や緊急輸送道路を確保するための「利根川新橋」及び市内を南北に結ぶ幹線道路の早期整備の促進に努めます。

企業などの社会経済活動や市民の日常生活を支え、便利で暮らしやすいまちをつくるため、市内の幹線市道による道路ネットワークの構築に努めるとともに、誰もが利用する最も身近な生活道路の整備に努めます。

さらに、老朽化した橋りょうの計画的な修繕や、市民との協働などにより、効率的・効果的な維持管理に取り組み、道路環境の維持向上に努めます。

ウ 魅力ある公園づくり

機能に応じた公園形態の分類の見直し、公園の統廃合や施設の再配置を行い、身近な緑や憩いの場を提供します。

加須駅周辺の新たなまちづくりエリアには、市民からニーズが高い、あらゆる世代が集い交流する魅力ある新たな交流空間の創出を推進します。

また、あらゆる人が、安全安心で利用しやすい公園施設の設置を推進するとともに、公園の適切な維持管理を推進します。

さらに、地域にある身近な公園に愛着を持ってもらうため、市民や自治協力団体、企業などと一緒に協働による公園づくりを推進します。



サクラ（花崎北公園）



イチョウ（大利根運動公園）

エ 地域公共交通の充実

コミュニティバス「かぞ絆号」については、交通弱者と言われる高齢者等の通院や買物などの移動手段として、市内公共交通事業者と連携して、必要な運行改善を実施し、利便性の向上と利用促進を図ります。

また、コミュニティバスとともに地域公共交通を支えている民間路線バスやタクシーの維持に努めます。

鉄道については、鉄道事業者や関係機関に対し、輸送力増強や利便性の向上などに関する要望を粘り強く継続します。

オ 行政手続の利便性と窓口サービスの向上

デジタル社会の発展や多様化する市民ニーズに対応するため、デジタル技術を活用して行政手続などのオンライン化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努め、デジタルで喜びや笑顔あふれるスマートな市役所づくりを推進します。

また、こうした行政手続などのオンライン化による利便性の向上に当たっては、引き続き、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

③持続可能な自治体経営を実現する

ア 効果的で効率的な自治体運営

持続可能で安定的な行財政基盤を確立できるよう、公共施設の適正な配置や計画的な行財政運営に努め、職員の能力開発や組織の見直し、「加須やぐるまマネジメントサイクル」による行政評価を実践し、効果的な行財政運営を推進します。

また、デジタル社会の発展に対応した行政のデジタル化を実現するため、AI やクラウドなどのデジタル技術を活用した自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、あらゆる分野において効果的に行政サービスを提供するため、業務の効率化を図ります。

さらに、近隣自治体との連携を強化し、広域的な取組を推進します。



加須駅南口



コミュニティバス（デマンド型乗合タクシー）

Ⅲ 後期基本計画

1 加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化

国においては、少子高齢化の進展に対応し、人口減少の抑制及び東京圏への過度な人口集中の是正を図るため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。また、同年12月には、日本の人口の現状と将来像を示した「長期ビジョン」及び地方創生に関する施策を総合的・計画的に推進するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和元年12月には、第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、地方創生の取組を継続してきました。さらに、令和4年12月には、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図る「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これまでの取組は「地方創生1.0」と位置付けられており、その成果と課題を踏まえ、令和7年6月には、次の10年を見据えた「地方創生2.0基本構想」を閣議決定し、同年12月には、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」(計画期間：令和7年度～令和11年度)を策定しています。

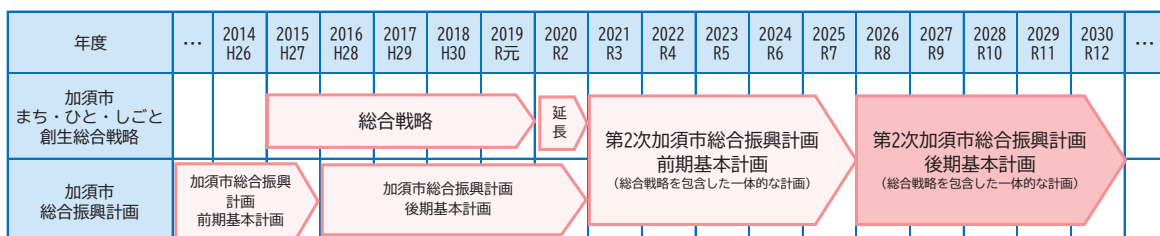
「まち・ひと・しごと創生法」は、地方公共団体に対し、国との役割分担の下で「地方版総合戦略」を策定し、これを着実に推進するよう努めることを求めています。このため、計画期間の満了に当たっては、取組に途切れが生じることのないよう、次期「地方版総合戦略」を速やかに策定し、継続的に取り組んでいく必要があります。

本市は、国の「総合戦略」を勘案しつつ、本市独自の人口ビジョンを検討した上で、人口動向の分析及び将来展望を踏まえ、本市の特性を活かした具体的施策を取りまとめた「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(計画期間：平成27年度～令和元年度)(以下「第1次総合戦略」という。)を平成28年2月に策定し、地方創生の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。当該総合戦略は、当初、令和元年度をもって計画期間が満了するものでしたが、第2期となる地方版総合戦略(以下「第2次総合戦略」という。)を「第2次加須市総合振興計画」(計画期間：令和3年度～令和12年度)と一体的な計画として位置付ける方針としたことから、令和2年3月に改訂を行い、計画期間を令和2年度まで1年間延長しました。

令和3年度以降は、「第2次加須市総合振興計画・前期基本計画」(計画期間：令和3年度～令和7年度)を、第2次総合戦略として位置付けた上で、本市における人口減少の抑制と、将来にわたる活力ある地域社会の維持を図る観点から、当該計画に定める施策を推進してきました。

令和8年度以降においては、「第2次加須市総合振興計画・後期基本計画」(計画期間：令和8年度～令和12年度)を第3期となる地方版総合戦略(第3次総合戦略)として位置付け、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」に掲げられた「強い経済」、「豊かな生活環境」、「選ばれる地方」という考え方を踏まえ、その実現のために具体的な施策を総合的に展開していきます。

また、本市においては、第2次加須市総合振興計画の前期及び後期の各基本計画に定める主な成果指標を、「地方版総合戦略」に求められる重要業績評価指標(KPI)として位置付け、計画期間を通じてPDCAサイクルによる検証・評価を行い、その結果を踏まえながら施策の改善及び進捗管理を行うこととします。



2

SDGs の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて示された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

SDGsは、貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための17のゴールと169のターゲットから構成されています。また、取組に当たっては、普遍性、包摂性、参画性、統合性、透明性の5つの原則を重視することとしています。

普遍性	先進国を含め、全ての国が国内と国外の両面で行動する
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」包摂的な取組を行う
参画性	全てのステークホルダー（政府、企業、NGO、有識者等）が役割を持つ
統合性	社会・経済・環境は相互関連性があるため、統合的に取り組む
透明性	モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップし、評価・公表する




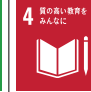

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



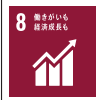











我が国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日改定）において、政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化（SDGsの要素を最大限反映）することとしています。同実施指針は、2023年（令和5年）12月19日に改定されましたが、国においては、引き続き当該実施指針に基づき、国際社会におけるSDGs達成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進しています。

SDGsが掲げる目標は、スケールは異なるものの本市の取組と重なるものも多く、SDGsの理念は、従来から市政の中に相当程度取り込まれているところですが、本計画の各施策分野にSDGsの17のゴールを明確に関連付けることで、総合振興計画、地方創生、SDGsを一体的に推進するものとし、

■ 施策ごとのSDGsにおける17の国際目標の対応一覧

		1	2	3	4	5
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー
基本目標	施策					
1 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり	1 水害対策の強化		●	●		
	2 震災等対策の強化			●		
	3 防犯体制の強化				●	●
	4 交通安全対策の充実			●		
	5 消防力の強化					
	6 安全な水道水の安定的な供給					
	7 健康づくりの推進			●	●	
	8 スポーツ・レクリエーションの振興			●	●	●
	9 感染症対策の迅速・適切な実施	●	●	●		
	10 地域医療体制の充実			●		
	11 高齢者福祉の充実	●	●	●	●	
	12 障がい者福祉の充実	●	●	●	●	
	13 とともに支え合う地域福祉の推進	●	●	●	●	
	14 生活の安定・安心の促進	●	●	●	●	
2 未来へつなぐ人を育てるまちづくり	15 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援	●	●	●	●	●
	16 こどもの健やかな成長の支援	●	●	●	●	●
	17 仕事と子育ての両立の支援				●	●
	18 幼児教育の充実				●	●
	19 学校教育の充実と家庭・地域で健やかなこどもを育む環境づくり	●	●	●	●	●
	20 生涯学習の推進・芸術文化の振興				●	●
	21 人権尊重社会の推進	●		●	●	●
	22 男女共同参画社会の推進	●		●	●	●
3 魅力と活力を生む産業のまちづくり	23 企業誘致の推進と多様な雇用の創出	●			●	●
	24 農業の活性化		●	●	●	
	25 商業の活性化	●				
	26 地域経済の活性化	●				
	27 観光によるまちおこし				●	
4 豊かな自然と快適な環境のまちづくり	28 環境学習・教育の推進				●	
	29 環境活動の促進				●	
	30 自然環境との共生		●			
	31 美しい景観の形成					
	32 地球温暖化への対応		●	●		
	33 循環型社会の構築					
	34 きれいな水の再生					
	35 公害のない生活環境の確保			●		
5 協働による持続可能なまちづくり	36 シティプロモーションの推進					
	37 広聴の推進					
	38 市民と行政との協働			●	●	
	39 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成			●		
	40 道路ネットワークの構築・道路環境の向上			●		
	41 魅力ある公園づくり					
	42 地域公共交通の充実			●		
	43 行政手続の利便性と窓口サービスの向上					
	44 効果的で効率的な自治体運営					●

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
 6 安全な水とトイレを世界中に	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 8 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任つかう責任	 13 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを保ちよう	 15 陸の豊かさも守ろう	 16 平和と公正をすべての人に	 17 パートナーシップで目標を達成しよう
●					●	●	●		●		●
					●						●
				●	●					●	●
					●						●
					●						●
●			●		●	●					●
				●				●			●
		●									●
		●	●								●
		●		●	●						●
		●		●	●						●
		●	●	●	●						●
		●		●	●			●		●	●
		●		●	●						●
		●	●	●	●						●
		●		●	●						●
		●	●	●	●						●
		●		●	●			●			●
		●	●	●	●	●			●		●
		●	●	●	●	●	●				●
		●	●	●	●	●	●		●		●
●	●				●	●	●		●	●	●
●	●				●	●	●	●	●		●
●	●				●	●	●		●		●
					●	●			●		●
	●	●	●		●	●	●		●		●
	●		●		●	●		●	●		●
●					●	●	●	●	●		●
●					●	●	●	●	●		●
			●								●
			●	●	●					●	●
		●			●				●		●
	●		●		●		●				●
	●		●	●	●		●		●		●
			●		●					●	●
			●		●	●	●			●	●

第1章

安全で安心に いきいきと暮らせるまちづくり

満足度
アップを
目指します!

市民の満足度

[上段：令和元年 下段：令和6年]

第1節 災害に強いまちをつくる

第1項	水害対策の強化		19% 31%	↗ +12
第2項	震災等対策の強化		13% 18%	↗ +5

第2節 安全なまちをつくる

第1項	防犯体制の強化		9% 13%	↗ +4
第2項	交通安全対策の充実		13% 18%	↗ +5
第3項	消防力の強化		23% 22%	↘ -1
第4項	安全な水道水の安定的な供給		25% 44%	↗ +19

第3節 スポーツを通じて健康ではつらつと輝けるまちをつくる

第1項	健康づくりの推進		17% 27%	↗ +10
第2項	スポーツ・レクリエーションの振興		16% 19%	↗ +3

第4節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

第1項	感染症対策の迅速・適切な実施		29%	—
第2項	地域医療体制の充実		21% 31%	↗ +10
第3項	高齢者福祉の充実		16% 20%	↗ +4
第4項	障がい者福祉の充実		10% 15%	↗ +5
第5項	ともに支え合う地域福祉の推進		9% 17%	↗ +8
第6項	生活の安定・安心の促進		11% 16%	↗ +5

第1項 水害対策の強化

基本方針

近年の異常気象から、台風の大規模化、記録的豪雨の頻発化による利根川、渡良瀬川、荒川の洪水被害に備えるため、国が進める利根川、渡良瀬川の堤防強化対策を促進しながら、広域避難に重点を置いた避難情報を市民に確実に伝達し、逃げ遅れゼロを目指すとともに、水防体制の充実・強化を図ります。

中川・青毛堀川など中小河川や農業排水路が溢水（いっすい）する内水氾濫による浸水被害を解消・軽減するため、埼玉県が進める河川改修や国営かんがい排水事業、土地改良区管理水路の整備を促進するとともに、排水路の整備・改修や排水機場・調整池などの適正な維持管理を行い、流域を含めた溢水対策を進めます。

水害時の避難者に対して、避難支援等関係者と連携し、適切な避難誘導や避難場所の確保、開設、運営等に努めます。また、高齢者や障がい者など災害時要援護者への支援対策を図るとともに、被災者に対しても復旧支援などの対策を図ります。

関連するSDGs



現状と課題

本市は、昭和22年9月に発生したカスリーン台風によって利根川や渡良瀬川の堤防が決壊し、甚大な被害を受けた経験があることから、国が進める利根川や渡良瀬川の治水対策とともに、水防訓練により水防団の水防活動の実践力向上を図り、水防体制の強化・充実を総合的かつ強力に推進することが必要です。

一方で、堤防強化、水防活動等では防ぎきれない災害については、洪水から人命を守り被害を最小限にするため、市民への確かな情報提供を行い、円滑な避難行動が行えるように、平時から洪水を想定した避難訓練を実施するなど、市民の防災意識の醸成を図ることが必要です。

令和元年10月に台風第19号が接近・通過した際は、利根川の水位が深夜に急上昇し、市では初めての避難指示（緊急）を発令するなど、近年において最も緊迫した事態となりました。この教訓を受けて本市では、市民が早い段階から安全で円滑に避難行動を起こせるよう、気象情報・河川水位情報の入手や見通しの判断、発令までの一連の対応を迅速に行うための見直しを行いました。

内水氾濫では、開発等に伴う遊水・保水機能を持つ水田の減少が進む中、近年、線状降水帯や記録的短時間大雨情報などが発表されるような集中豪雨などに伴う水路溢水や道路冠水、床下・床上浸水が発生していることから、広域的な視点による内水氾濫対策が必要です。また、水害時の避難者等に対する支援対策については、ハード及びソフトの両面から総合的に対応するとともに、市民や関係機関との協働した取組が求められます。

高齢者や障がい者など災害時に自力での避難が困難な方への支援や、なかでも支援の必要性の高い方への対応が必要となっています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市地域防災計画（風水害対策編）	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
水防計画（加須市・羽生市水防事務組合）	利根川・渡良瀬川の洪水被害を警戒、防御、軽減するため、水防団の活動等の水防上必要な事項を加須市・羽生市水防事務組合が定めた計画（毎年更新）
加須市溢水対策計画	溢水被害の早期解消を図るため、計画的・効果的な市管理水路や道路側溝の整備を推進するための計画、また、関係する県管理河川や土地改良区管理水路の整備促進なども含めた総合的な計画

具体的な施策

(1) 利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進

洪水被害から市民を守るため、国が進める利根川右岸の「首都圏氾濫区域堤防強化対策」、利根川左岸及び渡良瀬川右岸の「第1次国土強靱化実施中期計画」による堤防整備の早期完成について国へ強く要望します。

(2) 利根川・渡良瀬川・荒川の減災対策の推進

利根川・渡良瀬川・荒川の洪水の危険性が高まった場合、災害対策情報収集室で早期に情報を収集し、防災行政無線、防災ラジオ、防災アプリなどにより市民に情報提供を行い、逃げ遅れゼロを目指します。

令和元年台風第19号の検証結果から、広域避難に重点を置き、利根川上流河川事務所、気象庁、関係自治体で組織する「利根川中流4県境広域避難協議会」と連携した避難情報を発信します。

災害対策本部の設置、水害時避難場所の開設、避難情報の発令など、タイムラインに基づき円滑な洪水時体制の構築を図ります。また、国や埼玉県と連携し、減災対策協議会、流域治水プロジェクトの対策に積極的に取り組み、円滑で的確な避難体制を構築し、市民の防災意識の高揚を図ります。

(3) 利根川・渡良瀬川の水防体制の充実・強化

人命と財産を水害から守り、被害を最小限に抑えるため、水防団による水防訓練を実施し、利根川や渡良瀬川の水位が上昇した場合には、水防団による堤防の巡視、警戒などの水防活動を行います。

(4) 中川水系等県管理河川の整備促進

近年の集中豪雨や台風に伴う大雨による浸水被害を解消するため、市管理水路の流末である中川水系の県管理河川と青毛堀川について、沿川自治体と連携し、河川改修等を埼玉県へ強く要望します。

(5) 中川上流地区国営かんがい排水事業等の整備促進

近年の集中豪雨や台風による農地等への湛水（たんすい）被害解消、地域農業の活性化のため、中川上流地区における土地改良区管理の排水路等について、関係機関と連携し、整備・改修の推進を国へ強く要望します。

(6) 土地改良区管理水路の整備促進

市管理水路の流末となっている土地改良区管理の排水路については、土地改良区と連携し、国・埼玉県の補助金を活用するなど、整備・改修を促進します。

(7) 溢水対策の整備推進

集中豪雨などによる浸水被害の解消・軽減に向け、水路等の整備・改修の推進、排水機場及び貯留施設の維持管理等の徹底、市民との協働により、浸水家屋の発生ゼロを目指します。

(8) 水害時避難者支援対策の充実

小・中学校を中心とした避難場所などの整備・充実を図るとともに、避難支援等関係者（自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災士及び関係団体等）と連携し、水害時の災害情報の共有化を図り、避難誘導や安全で安心な避難場所の確保・開設・運営等の避難者支援対策に努めます。

また、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援を充実するために、避難支援等関係者と連携して災害時要援護者の登録を進め避難援助者（市民等）とのマッチングに努めるとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実を図ります。

さらに、広域避難対象地域にお住まいで、支援の必要性の高い方が福祉避難所に直接避難できる体制を構築します。

(9) 水害被災者への復旧支援対策の充実

り災証明の迅速な交付や税の減免、ごみ受入れの無償化など各種の被災者支援対策を実施するとともに、被災者生活再建支援法や埼玉県・市町村被災者安心支援制度のほか、災害救助法に基づく各種の生活再建や住宅復旧支援などの対策を実施し、被災者支援の充実を図ります。

協働のまちづくり

市民との役割分担による水路の除草・清掃等、道路冠水時の水防協力員の配置、水害時の自治協力団体等による避難誘導や避難場所運営等の避難者支援など、市民との協働による安全安心なまちづくりに努めます。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
総合水害広域避難訓練の参加者数	1,110人	1,500人	
建物浸水被害件数	0件	0件	

第2項 震災等対策の強化

基本方針

震災等の災害対策に当たっては、市民の生命や身体、財産を守るため、過去の地震等の経験を踏まえ、本市の地域防災計画に基づき、予防・応急・復旧対策に取り組み、実効性のある災害対策に努めます。

また、耐震性に課題のある建築物については、計画的に耐震化を図ります。

さらに、防災行政無線等の通信環境は、新たな防災行政無線の整備を進め、併せて災害備蓄品の充実を図ります。

また、今後はこれまで以上に自助、共助の意識の啓発を図り、地域の人的資源を活用した組織づくりを推進するとともに、国、埼玉県をはじめ地域の消防団など防災関係機関や団体と連携するなど、更なる震災等対策の充実・強化を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

震災や各種災害が地域に与える被害は甚大であり、市民の生命や財産を守るためには、様々な事態を想定し、震災に準じた活動体制を構築することが必要です。

住宅については、震災により、被害が大きくなる可能性があるため、耐震化を推進する必要があります。また、公共施設については、一部で耐震性の低い施設があるため、耐震化を計画的に進める必要があります。

防災行政無線については、現在使用しているサービスが令和11年5月31日をもって終了するため、計画的に新たな防災行政無線の整備を進めていく必要があります。

災害用の備蓄品については、備蓄品目や数量の見直しを行い、備蓄計画に基づき不足している備蓄品を計画的に確保することが必要です。

一方、災害発生時の被害を最小限にするために、市民の防災意識を啓発するとともに、高齢者や障がい者など災害時に援護が必要な市民（災害時要援護者）に対し、迅速かつ安全な避難ができるように、避難に関する適切な情報の伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握ができる体制の整備が必要です。

そのため、市等が実施する防災訓練への参加を促していますが、若年世代の参加率の向上が課題となっています。また、自主防災組織の組織率の向上に併せ、自主防災訓練の実施率の向上も必要です。さらに、地域防災力の向上には、防災士の役割が大きいことから、その活動を支援することも必要です。

災害による危機をより早く察知し、迅速で適切な対応をするため、市の危機管理防災体制を強化するとともに、国や埼玉県、関係機関、団体などと連携・協力し、更なる危機管理防災対策を図ることが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市地域防災計画 (震災対策編) (大規模事故等対策編)	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	武力攻撃事態、緊急対処事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画
加須市建築物耐震化計画	市内の建築物の耐震化を計画的かつ迅速に促進するための計画

具体的な施策

(1) 建築物の耐震化の促進

震災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の耐震化支援を進めるとともに、引き続き、公共施設の耐震化を計画的に進めます。

(2) 新たな情報伝達手段の確保

現行の800MHz帯デジタルMCA方式のサービスが令和11年5月31日に終了することから、新たな防災行政無線の設計・整備を行い、住民向け災害情報の一斉伝達機能を強化し、無線放送を補完する防災アプリ等を活用して防災情報の多重化を促進するとともに、関係機関との相互連絡を担保するため、新たな移動無線システムを構築します。

(3) 避難場所の備蓄品の充実

避難場所等における一定量の飲料水や非常食用糧、生活必需品などの災害用備蓄品を計画的に確保するとともに、備蓄品や資機材等が不足するなどの場合に備えて、事業者、民間団体との災害時応援協定の締結を進めます。

(4) 防災意識の啓発

震災に関するパンフレットなどによる啓発や地震想定防災訓練、防災学習などを充実し、市民一人ひとりの震災に対する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の設立や活動の支援、自主防災組織と防災士の連携体制の強化及び防災士の活動に対する支援により、地域及び市民の更なる防災力の向上を図ります。

(5) 避難者支援体制の整備

小・中学校を中心とした避難場所の空調設備など生活環境の整備・充実を図るとともに、避難支援等関係者（自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災士及び関係団体等）と連携し、避難者とともに災害情報の共有化を図り、適切な避難誘導や安全安心な避難場所の確保・開設・運営等の避難者支援対策を実施します。

また、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援を充実するために、避難支援等関係者と連携して災害時要援護者の登録を進め、避難援助者（市民等）とのマッチングに努めるとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実を図ります。

さらに、スフィア基準や市民へのアンケート調査結果に基づき避難者収容可能人数を見直すほか、災害ケースマネジメント体制の構築を進めます。

(6) 応急対策の連携・強化

震災等の発災直後から、災害対策情報収集室を設置し、自治協力団体等と連携し、迅速かつ正確な情報収集・伝達及び的確な初動対応に努めるとともに、国・埼玉県及び災害時応援協定を締結している関係市町、団体及び企業等との連携を図り、消火、救急・救助、建築物や道路及びライフライン等の危険箇所等の迅速な応急対応に努めます。

避難場所の入退管理や、り災証明の迅速な交付を図るとともに、税の減免やごみ受入れの無償化など各種の被災者支援を実施します。また、各種法制度に基づく生活再建や住宅復旧支援を実施するとともに、各種機関・団体との関係を構築し、被災者に対する円滑な支援の充実を図ります。

協働のまちづくり

自主防災組織をはじめとする地域・市民と協働し、防災訓練や啓発活動などを通じて防災意識の高揚を図り、発災時には、避難場所運営等の避難者支援など防災力の強化に努めます。

また、災害時要援護者支援制度の充実を図り、安心して避難できる環境を整備していきます。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
市有建築物の耐震化率	92.8%	100%	(新耐震基準の棟数+旧耐震基準で耐震化済の棟数)÷対象建築物の棟数×100
自主防災訓練実施率	15.3%	33.3%	自主防災組織数に対する自主防災訓練実施数の割合
自主防災組織の組織率	94.5%	100%	自治協力団体総数に対する自主防災組織数の割合
自主防災組織への防災士配置率	47.2%	100%	自主防災組織数に対する防災士が配置されている割合

第1項 防犯体制の強化

基本方針

市民が犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりを実現するため、自主防犯組織の設立・支援やこどもの見守り体制の整備を推進するとともに、警察と連携して SNS・インターネットを経由した犯罪や特殊詐欺などの防止に努め、発生状況等の情報を迅速に提供します。

また、暗く危険な箇所への LED 防犯灯の設置や公共空間への防犯カメラの設置により、犯罪が発生しにくい環境を整備するほか、地域で問題となる空家の発生防止や活用促進を図るとともに、空地についても適正管理を促進します。

関連する SDGs



現状と課題

これまで、自治協力団体を母体とする自主防犯活動、地域一体となったこどもの見守り体制の推進、防犯関係団体と連携した啓発や情報提供活動、防犯性の高い住宅等の普及促進、犯罪が発生しにくい環境整備などの取組を行っています。

しかしながら、高齢者を狙った特殊詐欺やこどもに対する声かけ事案、SNS・インターネットの掲示板を介した犯罪実行者募集情報（闇バイト）などの犯罪が後を絶たず、これらの犯罪が発生した場合や市内及び近隣市などで凶悪・重大事件が発生した場合に、警察と連携して迅速な情報提供や防犯啓発を引き続き行っていく必要があります。

また、近年、少子高齢化や核家族化などの進展とともに、地域における人と人とのつながりの希薄化が進み、防犯力の低下が懸念されていることから、自主防犯組織が未設立の自治協力団体に対して設立を促し、地域の防犯意識を高めていく必要があります。

防犯環境の整備としては、暗く危険な箇所を解消するため、自治協力団体要望等を活用しながら防犯灯の整備を推進していくとともに、生活環境を阻害し犯罪の温床となりうる管理不全な空家・空地について、所有者等への指導等により適正管理を促進していく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市みんなで作る防犯のまちづくり推進計画	市、市民、事業者及び土地建物所有者などの協働による市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、必要な施策を総合的に推進するための計画
加須市空家等対策計画	市内の空家の適正管理や利活用を促進することにより、良好なまちづくりにつなげるため、空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するための計画

具体的な施策

(1) 防犯意識の向上

「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識の向上を図るため、防犯意識や防犯知識を高める啓発活動を行います。

また、近年、巧妙化している高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺を未然に防止するため、関係機関・団体等と連携した啓発を行います。

さらに、学校、家庭、警察と連携し、子どもに対する声かけ事案やSNS・インターネットの掲示板を介した犯罪実行者募集情報（闇バイト）などに対する防犯教育を推進するほか、犯罪被害者の精神的な負担を軽減するため、「加須市犯罪被害者等支援条例」に基づき、啓発及び相談等の支援をします。

(2) 防犯体制の整備

地域の自主防犯活動を促進するため、自治協力団体を単位とした自主防犯組織の設立・育成・活動の支援を行います。

また、市民が犯罪に巻き込まれることなく安全で安心して生活が送れるように、警察、自主防犯組織、地域防犯推進員、防犯協会等の関係機関・団体と連携した防犯体制の整備を推進します。

特に、子どもたちを犯罪から守るため、学校応援団による登下校時の見守り、民間組織と連携した青色回転灯装備車両によるパトロール活動など、地域一体となった見守り体制を推進します。

さらに、犯罪情報などについて、警察との連携を強化し、防災行政無線等により、迅速に情報発信を行うとともに、市ホームページや広報紙などで提供します。

(3) 防犯環境の整備

暗く危険な箇所を解消するため、防犯灯の整備を推進します。

また、道路・公園等で発生する犯罪を防止するため、定期的に植栽等を剪定（せんてい）し、歩行者等の見通しを確保するとともに、犯罪の未然抑止や検挙につながる防犯カメラの整備を推進します。

なお、学校等においては、子どもの安全を確保するため、不審者侵入防止対策や学校等施設の安全点検などを実施します。

(4) 空家・空地対策の充実

空家等対策を推進するため、自治協力団体との協働により空家等の状況把握をするとともに、所有者等への啓発により、管理不全な空家等の発生防止と解消に努めます。

また、空家バンクや国の様々な制度の活用を検討し、空家の利活用を促進することで、防犯や防災、生活環境の保全を図ります。

空地についても「加須市環境保全条例」に基づき、周知・指導などにより適正管理を促進します。

協働のまちづくり

自主防犯組織などと協働し、犯罪に関する情報の共有などを通じて防犯意識の向上を図り、地域の防犯力の強化に努めます。

また、学校応援団などと協働し、児童生徒の登下校時における安全の確保を図り、地域ぐるみの見守り活動を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	6.3件	5.6件	
自主防犯組織の組織率	80.7%	100%	自治協力団体総数に対する自主防犯組織数の割合
問題のある空家の戸数	207戸	160戸	

第2項 交通安全対策の充実

基本方針

交通事故を防止し、交通弱者と言われる子どもや高齢者等に重点を置きながら、世代に応じた交通安全教育や啓発活動を、警察や交通安全関係団体などと連携し、地域一体となって推進します。

また、交通事故の実態や通学路などの危険箇所などを把握し、優先性を考慮した効果的な交通安全施設の整備を図るため、地域と連携して交通安全対策を推進します。

さらに、交通事故による被害者への支援を図るため、交通事故に関する相談窓口の情報提供や各種被害者救済制度の周知を図るなど、交通事故被害者等支援を促進します。

関連するSDGs



現状と課題

交通事故の当事者とその家族の平穏な生活を一瞬にして奪う悲惨な交通事故を防止するため、これまで交通安全運動を展開し、交通安全教育や交通安全啓発活動を実施してきました。これにより交通安全に対する意識の向上が図られていますが、依然として歩行者や自転車乗用中の交通死亡事故が発生しています。また、高齢化が急速に進展し、高齢者の運転免許保有者数の増加とともに高齢者が関係する交通事故も増加傾向にあります。

これらのことから、交通事故のない安全で快適なまちづくりを実現するためには、交通ルールの遵守、交通マナーの実践など市民一人ひとりの交通安全意識の向上、歩行者や自転車利用者の安全に配慮した交通環境の整備、自転車乗車時のヘルメット着用の促進など、交通事故による負傷者の被害を最小限にとどめるための救助・救急活動の充実や、交通事故により多大な身体的、精神的及び経済的な打撃を受けた被害者等が事故に関する相談を受けられる機会を充実させるため、交通事故被害者等に対する支援の推進や各種被害者救済制度の周知が必要です。

また、これらを推進するため、交通安全関係団体などとの連携が重要です。

さらに、全国では自転車が加害者となる交通事故での高額な損害賠償請求事例が発生しており、埼玉県では自転車保険への加入が義務となっていることから、本市においても自転車利用者に対して、自転車保険の周知と加入促進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市交通安全計画	安全で快適な交通社会の実現に向け、市、事業所、関係機関・団体及び市民との協働により必要な施策を総合的に推進するための計画

具体的な施策

(1) 交通安全意識の向上

市民の交通安全意識向上を図るため、警察や交通指導員協議会、交通安全母の会、交通安全協会等の交通安全関係団体と連携した交通ルールの遵守、交通マナーの実践、危険運転の防止などの交通安全教育や啓発活動を推進します。特に、子どもや高齢者などの交通弱者の交通安全を確保するため、子ども自転車運転免許事業や高齢者の交通安全教室などの交通安全教育を充実します。

また、交通指導員の確保に努め、通学時の立哨（りっしょう）指導、安全に通行する意識及び能力の向上を図ります。

さらに、全国では自転車加害者となる交通事故で高額な損害賠償請求事例も発生していることから、自転車利用者に対して、自転車保険の周知と加入促進を図ります。

(2) 交通環境の整備

市民を交通事故から守るため、自治協力団体からの要望、通学路等安全点検などにより交通事故多発箇所や危険箇所を把握し、優先性を考慮した交通安全施設（道路照明灯や道路反射鏡、路面標示等）や道路などの整備・維持管理に努めます。

また、子どもから高齢者、障がい者などあらゆる歩行者や自転車利用者の通行の安全を確保するため、生活道路の整備、放置自転車対策や自転車駐車場の利用促進に努めます。

さらに、信号機や規制標識などの設置については、警察に要望するなど交通環境の改善に努めます。

(3) 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、自転車乗車時のヘルメット着用を促進するとともに、交通事故に即応できるよう、消防機関と医療機関の相互の緊密な連携・協力関係を確保し、救助・救急体制の整備を促進します。

特に、交通事故による重篤患者の救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、埼玉東部消防組合による埼玉県済生会加須病院内の救急ワークステーションや埼玉県のドクターヘリの活用を促進します。

(4) 交通事故被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な身体的、精神的及び経済的な打撃を受けるため、交通事故被害者等に対する支援を推進します。

また、交通事故被害者等に対して、交通事故に関する埼玉県の相談窓口や市が実施する法律相談、公益財団法人交通事故紛争処理センターによる紛争解決などの情報を提供します。

さらに、埼玉縣市町村総合事務組合が運営する交通災害共済制度の加入促進や埼玉県交通安全対策協議会による交通遺児援護制度などの各種被害者救済制度の周知を図ります。

協働のまちづくり

交通安全関係団体などと協働し、地域一体となって交通安全運動を推進します。

また、自治協力団体や学校などと協働し、地域の危険箇所の把握に努め、交通環境の整備を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
交通事故死者数	2人	0人	
人身事故発生件数	250件	220件	
自転車事故死傷者数	53人	30人	
物件事故発生件数	2,492件	2,210件	

第3項 消防力の強化

基本方針

様々な災害に迅速かつ的確に対応し、被害を軽減するため、常備消防の埼玉東部消防組合の構成市として、組合の高度な消防設備・体制の確立及び強化を図るとともに、非常備消防の加須市消防団をはじめとする関係機関の活動体制の充実及び市民の防火防災に対する意識の高揚に努め、市民と一体となった消防力の強化を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

本市の消防を担うための常備消防である埼玉東部消防組合の消防力について、構成市町と連携を図り、埼玉東部消防組合消防力適正化計画に基づき、消防署等の施設、設備、消防車両などの計画的な整備に努めてきました。

一方、近年の火災や災害の大規模化、複雑化など、消防を取り巻く環境は急速に変化しています。この変化に的確に対応し、市民の安全安心な生活を守るため、更なる消防力の強化が必要です。

加須市消防団は、非常備消防として埼玉東部消防組合と並ぶ本市の重要な消防機関であり、地域防災の中核として消防防災活動に取り組んでいます。しかしながら、高齢化や市民意識の変化に伴う消防団員の確保や、消防活動の訓練の充実、安全確保への資機材の充足等の課題について、消防団への更なる支援が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
埼玉東部消防組合消防力適正化計画	消防行政の推進に当たり、健全な財政運営の視点に立ち、消防署や消防車両等の消防施設等の整備を図り、消防・救急・救助体制の強化を図る計画
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	武力攻撃事態、緊急対処事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画

具体的な施策

(1) 広域消防体制の充実

埼玉東部消防組合構成市町と連携し、埼玉東部消防組合の消防体制の充実・強化を図り、消防・災害に対し迅速かつ的確な対応を行う体制を構築・充実します。

(2) 消防施設の充実

消防水利については、火災発生時の消火活動において延焼拡大を防ぎ、被害軽減に資するために重要な施設であることから、防火水槽や消火栓を有効的・効果的に整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

(3) 消防団活動の充実

安全かつ効果的な消防防災活動が行えるよう、計画的に消防ポンプ自動車の更新、機械器具置場兼車庫の整備、資機材の充実等の支援を図るとともに、組織力を高めるための教育訓練を実施します。

また、自治協力団体や事業所の協力の下、消防団への加入促進を図るなど、消防団員の確保に努めます。

なお、加須市消防団の活動に対し、積極的に協力している事業所等に「加須市消防団協力事業所表示証」を交付することにより、事業者等の協力を促進します。

(4) 防火防災意識の向上

地域に密着した消防防災活動への支援とともに、消防団だより「纏」（まとい）の発行や市ホームページ等の広報を充実させ、市民に対し消防団活動への一層の理解・協力を進め、防火防災への意識の向上を図ります。

また、消防特別点検や消防出初式において、消防団員の礼式やポンプ操法等を実施することで有事に対し万全な体制を整え、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、旺盛なる消防精神と厳正なる規律を図り、消防団員の技能の熟達と士気を高めます。

協働のまちづくり

消防団と自主防災組織等の各種団体との協働による防災訓練等の実施を促進し、自助・共助・公助が互いに連携することにより、地域の消防力の強化に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
消防団員数	388人	445人	
覚知から30分以内の消火活動の達成率	100%	100%	

第4項 安全な水道水の安定的な供給

基本方針

将来の水需要に対する安定給水の確保と合わせ、持続可能な水道事業運営を図るため、老朽化施設の統廃合・更新、施設の一元管理等の合理的な給水体制の整備及び水質管理体制の充実等に努めるとともに、災害にも強い水道の確保を図るため、水道施設の耐震化を実施し、水道事業の効率化と健全経営に努め、安全な水道水の安定的な供給を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

水道は、市民生活や産業活動に欠くことのできない社会基盤のため、水道施設の更新や適切な維持管理のほか、水源の割合を県水7割、地下水3割に維持し、安全安心な水道水の安定供給に努めていますが、施設の老朽化が進行し、耐震化が遅れています。

また、近年の経営状況については、人口減少に伴う水需要の減少等により給水収益の増加が見込めない状況となっているとともに、水道施設の老朽化の進行による更新費の増加などが課題となっています。

さらに、全国では老朽化施設などの増加に伴い、地震等の自然災害発生時の復旧の遅れや、大規模な漏水事故などが発生しています。

そのため、長期的な視点に立った浄水場の計画的な統廃合や施設更新を実施するとともに、老朽管及び基幹管路の更新・耐震化により水道を安定的に供給することや、効率的な事業運営や施設の維持・更新に必要な財源の確保による経営基盤の強化を推進していく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市水道ビジョン (加須市水道事業基本計画)	10年後の水道事業が目指すべき将来像を設定し、実現するための具体的方策を示した基本計画
加須市水道施設統廃合計画	浄水場の更新の優先順位を考慮した施設の統廃合や施設規模の適正化などにより、経営基盤の強化と安定給水の実現を目的とした計画
加須市水道管路更新計画	管路の優先順位を考慮した更新を計画的に実施するとともに、管路網や管径の適正化(ダウンサイジング)などによる効率的な更新投資により、安定給水の実現を目的とした計画

具体的な施策

(1) 安心して飲める水道

水質基準に適合した安全で、いつでも、どこでも、おいしく飲める水道水を供給するため、水質検査計画に基づき、計画的な水質検査を実施するとともに、その結果を市民に情報提供し、安心して飲める水道水の供給に努めます。

また、県水と地下水による二元取水の継続による水源の適正管理や貯水槽水道の指導、管路内水質管理に努め、水質管理体制の充実を図ります。

(2) 安定供給する水道

大規模地震やその他自然災害等の発生時において、水道水の供給を可能とする強靱な水道を構築するため、水道施設の更新や耐震化を図ります。特に、耐震性の低い石綿セメント管の更新や、被災による影響が大きな施設の耐震化及び老朽管の更新・耐震化を確実に進めるほか、水圧不足解消に向けた配水管の布設替えを継続して推進します。

(3) 将来にわたる安定経営

将来にわたり、いつでも安全な水道水を安定的かつ持続的に供給するため、老朽化施設の更新や耐震化、将来の水需要の減少を見据えた浄水場の統廃合、施設規模の見直し、ダウンサイジング等を考慮した計画的な更新などを進めるとともに、漏水調査による有収率の向上を図り、経営の健全化に努めます。

また、経営基盤の強化を図る方策として、財源確保策や民間委託の拡大、水道広域化の推進などを検討します。

協働のまちづくり

市民、事業者と協働し、水は限りある資源であることを認識し、節水意識の高揚を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
石綿セメント管残存延長	43.8km	16.4km	
旧簡易水道解消世帯数	60戸以上/年	60戸以上/年	
有収率	85.5%	91.2%	年間総配水量に対する年間料金収入の対象となった水量の割合

第1項 健康づくりの推進

基本方針

「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

また、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病をはじめとした病気の発症予防と重症化予防、食生活の改善や運動の習慣、歯と口の健康づくりなどへの支援、さらに、こころの健康づくりの推進に向けた諸施策を拡充し、市民が生涯にわたりいきいきと健康で暮らせるように取り組みます。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、平成27年3月に「健康づくり都市」を宣言し、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、健康寿命の延伸のための健康づくりを推進していますが、本市では、がんや高血圧、糖尿病などの生活習慣病が多いことから、その発症予防と重症化予防を継続していくことが必要です。

そのため、がん検診（一部自己負担あり）や国保健診（特定健診）に係る費用を無料にするなど、自分の健康管理の基となる検（健）診に係る市民の経済的負担の軽減を図っています。

「健康」は市民一人ひとりの願いであり、市民一人ひとりの健康づくり事業への参加や生活習慣の改善を図る必要があります。検（健）診、介護、医療などの各種データベースを分析し、市民の健康課題となる疾病や重点的に働きかける対象者を絞り込んだ上で、健康相談や保健指導を行い、健康寿命を延伸していく必要があります。

また、こころの健康づくりとして、相談体制の拡充を図る必要があります。

さらに、健康の維持・増進のため、スポーツに取り組むことのできる機会を充実させる必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市自殺対策計画	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民が命の尊さを考え、ともに支え合う地域社会を実現するため、自殺対策を総合的に推進する計画

具体的な施策

(1) 病気の発症予防と重症化予防

病気を早期発見、早期治療し、健康寿命の延伸を図るため、がん検診や国保健診（特定健診）などの実施、人間ドックへの助成などを行うとともに、AIなどの技術を用いた受診勧奨により、受診率の向上を図ります。

検（健）診、介護、医療などの各種データベースを分析し、重点的に働きかけるべき対象者等を明確にし、早期治療や重症化予防を促す保健指導などを行います。

また、本市に多いがんや高血圧、糖尿病などの対策を行います。

さらに、健康講座や健康相談などを拡充し、食事や運動などの生活習慣の改善を行い、「自分の健康は自分で守る」ことができるよう継続的に支援します。

(2) 生活習慣の改善推進

市の健康課題である高血圧を予防するため、減塩プロジェクトによる塩分チェックシートの活用、市内スーパー等での減塩POPや減塩ブースの設置、健康食メニューの発信など、食環境の整備を進め、減塩に取り組みます。

日常生活の中で歩くことや積極的に体を動かすことを心がけるよう、ホームページや健康講座などで普及啓発するとともに、筋力アップトレーニングなど、自分に合った運動が継続できるよう支援します。

また、飲酒や喫煙の健康への悪影響に関する知識の普及を図るとともに、受動喫煙対策に努めます。

さらに、体全身の健康につながる「歯と口の健康づくり」のため、学校保健も含めライフステージに応じたセルフケアに関する知識の普及を図るとともに、歯科医療機関等との連携を強化し、定期検診の啓発を進めます。

(3) こころの健康づくりの推進

こころの健康づくりに関する普及啓発として、ホームページの「こころの体温計」の利用促進を図り、自分のストレス状態を把握する機会を提供します。

また、身近な相談体制として、精神科医や公認心理師によるこころの健康相談を実施し、相談体制の充実を図ることにより、こころの健康づくりを推進します。

さらに、地域の身近な人が相談者として寄り添い、関係機関につなぐためのゲートキーパーを養成し、自殺対策に取り組みます。

(4) スポーツを通じた健康づくりの推進

市民の主体的な健康づくりやスポーツ活動への取り組みを支援するため、関係団体と連携し、健康長寿社会の実現を目指します。

協働のまちづくり

医師会、歯科医師会、薬剤師会及び地域の食生活改善推進員や愛育班員などとともに、健康寿命を延ばすよう取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
65歳からの健康寿命（※）	男性：18.06歳 女性：20.82歳	男性：18.72歳 女性：21.18歳	
国保健診（特定健診）受診率	40.3%	60%	健診対象者数に対する受診者数の割合
塩分の取り方に注意していることがある人の割合	86.7%	90%	
40歳以上における歯周炎を有する人の割合	55.6%	40%	

※ 65歳以上に達した人が、健康で自立した生活を送る期間（「要介護2以上」になるまでの期間）

第2項 スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針

市民が幸せで豊かな生活を送るために、日常生活においてスポーツに親しむ人を増やし健康づくりを進めるとともに、スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通して、健康で豊かな人生を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーションの機会や場の充実を図ります。

関係団体と連携を図り、トップスポーツチームや選手との交流、全国規模の大会の誘致・開催を推進し、スポーツへの興味や親しみ、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意欲の向上を図るとともに、アスリートへの支援を推進します。

また、市内スポーツ施設について、将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、統廃合や快適に利用できる機能整備等を検討します。

関連するSDGs



現状と課題

令和6年12月に実施した本市のスポーツ活動に関する調査において、市民の週1回以上のスポーツ実施率は、32.6%と低い状況であり、健康や体力の維持・増進のため、生涯にわたりスポーツに取り組むことのできる機会を充実させる必要があります。

本市では、「加須市スポーツ元気都市」を宣言し、スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通して、活力と魅力あるまちづくりの実現に向けて様々な取組の推進を図っています。

加須きずなスタジアムをメイン会場にした全国高等学校女子硬式野球選抜大会の開催をはじめ、クライミングの全国大会、自転車ロードレース大会、トライアスロン大会など、関係団体と連携し、トップスポーツチームや選手との交流、全国規模の大会を誘致・開催し、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意欲の向上を図るとともに、国内外で活躍するアスリートを輩出するなど、市民に誇りや喜びを与えるようなアスリート支援を図っています。

また、本市を活動拠点とする全国初のプロ野球チーム名を冠した「埼玉西武ライオンズ・レディース」との連携や様々な女子野球の取組が評価され、令和2年11月、一般社団法人全日本女子野球連盟より「女子野球タウン」の第1号として認定されました。

さらに、令和4年7月、加須きずなスタジアムが日本野球聖地・名所「150選」に選ばれるなど、女子野球を中心に高い評価を得ています。

本市が所有するスポーツ施設の多くは、整備後30年以上が経過し、老朽化による施設の劣化等が見受けられます。将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、スポーツ施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等の検討が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市スポーツ施設整備計画	市内のスポーツ施設について、将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等に関する計画

具体的な施策

(1) スポーツを通じた健康づくりの推進

スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通して、活力と魅力あるまちづくりの実現に向けて、スポーツ関係団体と連携・協力し、こどもから高齢者まで、また、性別や障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれの目的・関心・適性などに応じ、競技スポーツから、グラウンド・ゴルフなどのニュースポーツのほか、ウォーキングなどの軽スポーツまでを含んだスポーツ・レクリエーションを「する」ことのできる機会の充実を図ります。

また、筋力や運動能力が低下した方や障がいのある方など、全ての市民がスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、筋力アップや健康・体力維持などの軽い運動からポッチャなどのパラスポーツまでを楽しむ機会の充実を図ります。

さらに、市民の主体的な健康づくりやスポーツ活動への取組を支援するため、関係団体と連携し、健康長寿社会の実現を目指します。

(2) 誰もが多様なスポーツに参加できる機会の創出

全国規模の大会をはじめとする各種大会を「みる」ことで、スポーツへの関心を高めることにより市民スポーツを推進します。

本市を拠点として活動する「埼玉西武ライオンズ・レディース」、「女子野球タウン」認定など、「女子野球の聖地」の定着を図ります。

「クライミングのまち」として全国高等学校選抜スポーツクライミング選手権大会を継続的に開催するとともに、関係団体と連携し、市民への定着を目指し、クライミングを推進します。

自転車ロードレース大会やマラソン、駅伝、トライアスロンなど、様々なスポーツ大会の誘致・開催を推進し、誰もがスポーツに参加し、楽しむことができる機会を創出します。

市民のスポーツへの参加意欲の向上やオリンピックなどの世界大会に出場し、市民に誇りや喜びを与えるようなアスリートへの支援を図り、地域の活性化を推進します。

スポーツ・レクリエーションを行うには、指導者や審判のほか、多くのボランティアなどの関係者による「ささえ」人が必要であり、スポーツ推進委員や関係団体と連携し、人材育成を含めたスポーツを推進します。

(3) スポーツ環境の整備

本市が所有するスポーツ施設の多くは、整備後 30 年以上が経過し、老朽化による施設の劣化等が見受けられます。将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、スポーツ施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等を検討するとともに、市スポーツ施設のほか、学校体育施設、彩の国 KAZO ヴィレッジ、総合型地域スポーツクラブとの連携など、幅広い視点からスポーツ・レクリエーションに親しめる場の活用を推進します。

協働のまちづくり

特に全国規模の大会などでは多くのボランティアなどにより運営されており、引き続き市民やスポーツ関係団体の協力、市内大学や高校との連携など、協働によるスポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

また、市内企業の協力・協賛などによりスポーツ大会を開催し、協働のまちづくりを推進します。

さらに、市民やスポーツ団体などとの協働によるスポーツ施設の維持・管理をより一層推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
成人者の週 1 回以上スポーツ（運動）をする人の割合	32.6%	65%	
ウォーキング大会の参加者数	1,426 人	1,600 人	ウォーキング大会の参加者数 (市主催＋スポーツ協会主催)
体育館、運動公園、学校体育施設の利用者数	736,685 人	740,000 人	
全国・関東大会等、開催数	13 大会	14 大会	

第1項 感染症対策の迅速・適切な実施

基本方針

新型インフルエンザ等の感染症対策として、市民の生命、健康を守るとともに、市民生活及び市民経済を安定させるため、国、埼玉県、医療機関等と連携しながら対策を推進します。対策に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、対策項目ごとに3期（準備期・初動期・対応期）に区分して対策を整理し、感染症危機に対応できる体制づくりに努め、迅速かつ適切に実施します。

関連するSDGs



現状と課題

本市では、新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症の流行を災害であると捉え、加須市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。また、市内で感染症が拡大した場合に備え、マスク、消毒液、防護服などの計画的な備蓄を進めています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応では、新型コロナウイルス感染症対策本部を令和2年2月に設置し、市民の健康と安全を最優先に考え、「感染予防」、「生活支援」、「事業者支援」の3つの柱を基本に対応してきました。

発生当初は、本市においても国・県からの要請により市民への外出自粛やイベント・集会などの延期や中止、学校教育活動の制限等、社会・経済活動を停止させる措置を行いました。

この経験を通じて、感染症危機が、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする市民生活の安定にも大きな脅威となることを改めて認識しました。

感染症危機において、国は、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改正しており、これらを踏まえ、対策項目ごとに3期（準備期・初動期・対応期）に区分して対策を整理し、感染症危機に対応できる平時からの体制づくりや市民生活及び社会経済活動への影響の軽減、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、基本的人権の尊重などに留意し、取り組むことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等の感染症等を対象に、対策項目ごとに3期に対応を区分し、感染拡大の防止と社会経済活動のバランスを踏まえた総合的な対策について定める計画

具体的な施策

(1) 準備期（発生前の段階）

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症危機に関わる国や埼玉県、医療機関等と相互に連携し、情報共有や連携体制の確認、実践的な訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時において業務を実施するために必要な人員の確保等の実施体制の整備に努めます。併せて、加須医師会等の関係機関と連携し、ワクチンの接種に必要な資材の準備や、接種に必要となる人員、会場等の確保に努め、接種体制の構築を図ります。

予防接種の事務のデジタル化を推進し、ワクチン接種が必要となった際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行います。

また、市民の生活及び地域経済の安定の確保のため、関係機関や関係部局間との連携共有体制の整備や感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

さらに、市民や事業者等に対し、感染症等に関する普及啓発の取組を推進するとともに、マスクや消毒薬などの衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

(2) 初動期（新型インフルエンザ等が発生した段階）

新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、市は、必要に応じて災害対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

ワクチン接種については、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

また、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討し、所要の準備を進めます。

(3) 対応期（国内での発生当初から収束に至るまでの段階）

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに災害対策本部を設置し、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

また、ワクチン接種においては、初動期に構築した接種体制に基づき、接種を進めます。

さらに、市民の生活及び地域経済の安定の確保のため、心身への影響に関する施策や、生活支援を要する方への支援、教育及び学びの継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定、埋葬・火葬の特例等を講じることに努めます。併せて、社会経済活動の安定を確保するため、事業者に対する支援や市民の生活及び地域経済の安定に関する措置を講じます。

協働のまちづくり

加須医師会や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の感染症対策について普及啓発を推進し、感染拡大の予防を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
感染症に関する情報提供（ホームページ等）回数	14回	25回	

第2項 地域医療体制の充実

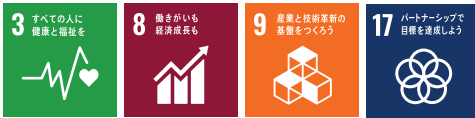
基本方針

地域医療体制の充実を図るため、埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図り、地域全体で市民に対し質の高い医療を提供する地域完結型医療を目指すとともに、医療 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用を促進します。

また、医師をはじめとする医療従事者の確保や新たな医療機関の開設を促進するとともに、初期、第二次及び第三次救急医療体制の確保・充実に向けた支援を進めます。

さらに、国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

中核病院である埼玉県済生会加須病院の誘致、24 時間 365 日体制の救急クリニックの開設支援、市内医療機関の輪番による休日当番医、休日・夜間診療や休日小児科診療などの初期救急医療体制の確保、さらには、東部北地区第二次救急医療圏（※）における病院群輪番制への支援などにより、本市の医療体制は大きく前進しています。

このような中、埼玉県済生会加須病院と市内医療機関との連携強化を図ることにより、地域完結型医療を目指すとともに、医師をはじめとする医療従事者の確保、救急医療体制の充実並びに全国医療情報プラットフォームを活用した医療 DX（デジタル・トランスフォーメーション）及び個人の健康情報を管理するパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の周知促進により、更なる地域医療体制の充実を図る必要があります。

さらに、安心して医療が受けられるよう、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の健全な財政運営に努める必要があります。

※ 東部北地区第二次救急医療圏…加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の 6 市 2 町

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市国民健康保険保健事業実施計画（特定健康診査等実施計画）	特定保健指導を適切に実施し、被保険者の健康づくりを推進するため、特定健診等の実施体制を明らかにした計画

具体的な施策

(1) 地域医療連携の推進

埼玉県済生会加須病院と市内医療機関の連携を促進するとともに、役割分担を周知・啓発することにより、質の高い地域完結型の医療提供体制を確保します。

また、医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）を促進し、全国医療情報プラットフォームを活用することで、救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有や、健康管理・疾病予防・適切な受診等のサポートを行う仕組みの普及を図るとともに、医療機関及び自治体サービスの効率化を図ります。

(2) 地域医療資源の確保

医師や看護師などの医療従事者の確保を図るとともに、市内2箇所目の産婦人科の開設をはじめとする、新たな医療機関の開設を促進します。

また、利根保健医療圏（※）における周産期医療施設の整備促進を図るため、引き続き埼玉県へ要望していきます。さらに、適正受診を促進し、市民を含めた地域全体で本市の医療環境を守ります。

※ 利根保健医療圏…加須市、行田市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の7市2町

(3) 救急医療体制の充実

これまでの初期救急医療（休日当番医、休日・夜間診療）、24時間体制の救急クリニックへの支援、小児救急医療（休日小児科診療）、第二次救急医療を実施している医療機関への支援を継続するとともに、埼玉県済生会加須病院の開院による第二次救急医療、第三次救急医療の強化を図ります。

また、埼玉県済生会加須病院内に救急ワークステーションが設置されたことにより、救急隊員の知識と技術の向上を図り、ドクターカーやドクターヘリ、マイナ救急などの活用により、搬送時間の短縮等に努め、これまで以上に質の高い救急サービスを提供します。

(4) 国民健康保険事業の安定的な運営

国保健診（特定健診）・特定保健指導の受診率向上や糖尿病性腎症重症化対策に取り組み、被保険者の疾病予防と健康増進により医療費の抑制に努めます。

また、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえながら、収納率の向上に努め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。

(5) 後期高齢者医療制度の安定的な運営

フレイル健診（健康診査）の受診率の向上に努め、疾病の予防や健康増進により、医療費の抑制を図ります。

また、高齢者が安心して医療を受けられるようにするために、円滑な後期高齢者医療制度の運営を図るとともに、国の制度改正に適切に対応します。

協働のまちづくり

地域の医療を守り育てていくために、市民、医療関係者及び市の3者が、お互いに理解を深めながら一体となって推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
市内医療機関への救急搬送者数の割合	57%	62%	搬送者数全体に対する市内医療機関への搬送者数の割合
国民健康保険一人当たり医療費の伸び率	0.4%	2.6%	当年度一人当たり医療費÷前年度一人当たり医療費×100-100
国民健康保険税収納率（現年度分）	94.9%	95.2%	

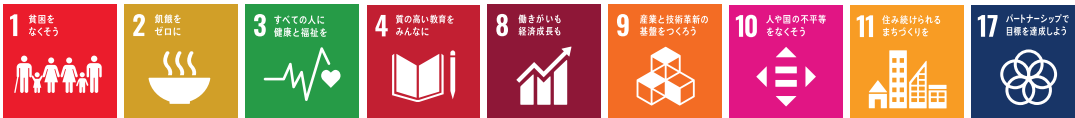
第3項 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者相談センター」をはじめとする相談支援体制の強化、高齢者の健康の増進や社会参加の促進、在宅医療と介護との連携の推進、日常生活を送る上で何らかの支援を必要としている認知症の高齢者や、その家族などを地域全体で支える「地域ブロンズ会議」や「チームオレンジ」などの取組を推進し、地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、介護人材の確保や介護給付の適正化など、介護保険制度を支えるための取組を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22年（2040年）を見据え、高齢者が住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築を進めています。

しかし、介護ニーズの増加が見込まれる一方、少子化の影響により高齢者支援の担い手となる介護専門職員の数の不足が顕著になることが見込まれるため、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者支援の担い手として、元気な高齢者をはじめとする多様な人材の参画が求められています。

こうした中、今後は、介護給付費と介護保険料とのバランスや介護人材の確保の状況などを考慮しつつ、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの整備を進めるとともに、高齢者相談センターをはじめとした相談支援体制の強化、在宅医療と介護との連携、民間事業者や地域住民などと連携した高齢者の見守り、高齢者の健康づくりと介護予防など、高齢者の在宅生活を支える体制づくりを推進していく必要があります。

また、本市では、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進するため、医療や介護などに関するデータを有効に活用して高齢者の健康課題や支援が必要な高齢者の把握、事業のより効果的な実施方法の検討などを進めています。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する普及啓発に取り組むとともに、誰もが認知症になっても住み慣れた家庭や地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族などを地域で支える施策を一層推進する必要があります。

さらに、介護給付費の支出の増加が見込まれることから、介護給付の適正化や介護保険料の収納対策などの取組を推進し、介護保険制度を安定的に運営する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市高齢者支援計画（加須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）	高齢者の福祉サービスとその提供体制などに関する計画、介護保険給付対象サービスや地域支援事業の見込量とその確保策及び制度の円滑な実施に関する計画並びに認知症施策を総合的に推進する計画を一体的に策定した計画
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

具体的な施策

(1) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

高齢者が、介護が必要な状態になることや重症化を予防するため、心身の機能の低下や病気の予防、早期発見・早期対応の取組を推進し、ふれあいサロンや老人クラブなどの市民主体の活動を支援します。

また、介護予防などの活動をサポートするボランティアの養成を推進し、高齢者が地域で関わりや役割を持ちながら健康づくりと介護予防を進めていける環境づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ります。

さらに、医療や介護に関するデータ分析を行い、健康課題を明確にして、生活習慣病の重症化の防止やフレイルを予防するため、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進します。

(2) 高齢者の日常生活を支える体制づくり

高齢者相談センターの機能強化をはじめとした相談支援体制の強化を図るとともに、一人暮らしなどの高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、終活支援に関する取組を推進します。

また、自治協力団体、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会、介護サービス事業者などの多様な主体が参画し、その地域に必要な高齢者支援の仕組みづくりを行う「地域ブロンズ会議」の活動を推進します。

さらに、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加しており、高齢者の介護を含めたニーズが多様化していることから、見守り体制の強化や配食サービスの提供、住まいの確保及び移動支援などを推進します。

(3) 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり

認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、生活習慣病の予防や高齢者の社会参加・生きがいづくり、医療機関や地域の関係者と連携した認知症の早期発見・早期対応など認知症の「予防」の取組を推進します。

また、認知症サポーターの養成や、認知症の人とその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターによる支援を結びつける「チームオレンジ」の整備、認知症カフェの設置の促進など、地域において認知症の人とその家族などを支える「共生」の取組を推進します。

(4) 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実

医療と介護の両方のニーズに適切に対応できるよう、医療関係団体や介護サービス事業者などとの連携をさらに推進し、在宅医療・介護サービス提供体制の充実を図ります。

また、サービス利用の見込量や介護給付費と介護保険料とのバランスを考慮し、民間事業者による介護施設の整備を推進するとともに、デジタル技術の活用や事務手続の簡素化など介護業務の更なる効率化を推進します。

さらに、介護に関する資格試験等への財政支援や介護に関する研修の開催及び研修修了者に対する介護施設等への就労支援など、介護人材の確保に努めます。

(5) 介護保険制度の安定的な運営

増加が見込まれる介護ニーズに対し、必要なサービスを適切に提供できるよう、効果的に介護給付を行うとともに、介護保険料の収納対策と介護給付の適正化に努めます。

協働のまちづくり

社会福祉協議会や自治協力団体、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、地域の介護事業者などと協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

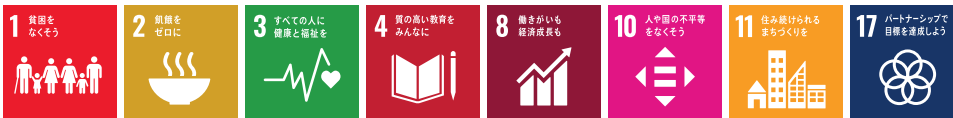
名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
要介護認定率	16.06%	17.68%	
ふれあいサロン設置数	136箇所	163箇所	地域で活動しているふれあいサロン数
高齢者相談センターの認知度	65.8%	85%	調査対象者のうち高齢者相談センターを知っている人の割合
認知症サポーターの養成人数	6,350人	9,000人	
新たな介護人材の確保数	—	60人	新たに市内の介護施設等に従事する介護職員等（就職者数－離職者数）

第4項 障がい者福祉の充実

基本方針

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し合う機運を醸成するとともに、住み慣れた地域で自立し、充実した生活が送れるよう障害福祉サービスの充実を図り、医療的ケア児を含めた障がい児への発達支援や教育支援、働くことの喜びを感じる就労支援、積極的な社会参加支援などを推進します。また、生活環境の整備、保健・医療や障がい者福祉施設の充実、緊急時対応の促進を図ることにより、日常生活において障がい者が安全に安心して暮らせるよう努めます。

関連する SDGs



現状と課題

本市における障害者手帳の所持者数は年々増加しており、内訳として、身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいとなっていますが、療育手帳所持者や精神保健福祉手帳所持者が大幅に増加しています。難病や発達障害など手帳は所持していなくても医師による診断書や意見書により障害福祉サービスを利用している方も多くなっています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。障害に対する理解を深めることにより差別や偏見、権利侵害をなくし、お互いを尊重する共生社会の実現に近づけるため、障害への理解を促進することが必要です。

また、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活・就労・相談の一層の充実を図ることが重要です。障がい者の日常生活の支援のために、事業所の不足や偏在の解消に努めたことにより、市内事業所数も増加していますが、計画相談支援事業所や短期入所、児童系などまだ十分とは言えないサービスもあり、そうしたサービスを提供する事業所の新規開設など更なる障害福祉サービスの充実を図ることが必要です。自立した生活の基盤となる就労について、働く意欲のある障がい者の能力や特性に応じた就労支援や雇用環境整備の促進を図るとともに、地域全体で見守りやサポートできる支援体制を構築し、様々な悩みごとや困りごとに対応できる相談支援の充実が必要です。

多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することが求められるとともに、障がい児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務となり、未就学児から高等学校の児童生徒まで、保育や教育における障がい児支援の充実が必要となります。医療的ケア児への支援が、近年ますます大きな課題となっています。医療的ケア児とその家族が家庭や学校において、安心して生活できる社会の実現に向けて地域全体での取組が重要です。

さらに、障がい者の積極的な外出や社会参加を促進する環境づくりとともに、障害の特性に配慮した情報提供や、平成31年1月施行の「加須市ともに生きる手話言語条例」に基づく手話の普及などをはじめ、コミュニケーション手段を確保できる体制づくりが必要です。

日々の何気ない生活の中にも、障がい者にとっては危険なものや不安になることがあります。障がい者が安全に安心して暮らせるよう、危険や不安といった障壁を取り除くため、ハードとソフトの両面から対策する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市障害者計画及び障害福祉計画・加須市障害児福祉計画	障がい者福祉に関する施策の方向性を示す障害者計画と各種障害福祉サービスなどの見込量を示す障害福祉計画、障がい児支援に係る提供体制の確保について一体的に策定した計画

具体的な施策

(1) 相互理解と権利擁護の推進

障害の有無にかかわらずお互いを理解し尊重することにより、障がい者がいきいきと自分らしく輝けるようにするため、多様な障害の特性や困っていることを理解し、必要な手助けや配慮を実践していける機運の醸成を図ります。

また、障害への理解が深まることにより、障がい者への差別や偏見の解消、虐待の防止、権利の擁護につなげられるよう努め、心のバリアフリー化やノーマライゼーションの理念に基づき、施策を推進します。

(2) 日常生活への支援

障がい者が住み慣れた地域や居宅で自立した生活ができるよう、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供の体制づくりを進めます。特に、訪問系・日中活動系・居住系の障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

また、内容に応じた各種相談支援体制の充実、医療費助成や各種手当の支給による経済的支援の充実、障害の原因となる疾病の予防や発達障害の早期対応等のため、適切な健診や医療の受診など保健・医療の充実を図ります。

(3) 障がい児に対する支援

様々なケースが見られる障がい児支援において、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校などライフステージごとの関係機関が連携を図り、早期発見・早期対応により障がい児本人はもとより、その家族への支援も含めた切れ目ない支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な児童とその家族を支援するため、地域の医療機関や教育機関、福祉サービスとの連携の強化を図ります。

さらに、保育や教育の現場において、障がい児が十分な配慮を受けられるよう幼稚園補助員・障がい児介助員の配置や施設の整備など合理的な配慮に努めます。

(4) 就労への支援

障がい者が自立した生活が送れるようハローワークや北埼玉障がい者就労支援センターと連携し、一般就労の機会の充実に努めるとともに、一般就労が困難な障がい者のために就労継続支援 A 型や B 型などの福祉的な就労の場を確保します。

また、農業分野や産業分野と連携して、障害の特性への理解や障がい者が能力を十分に発揮できる就労環境の確保に努めます。

さらに、市役所においての障がい者雇用を推進するとともに、市内事業所における障がい者雇用を促進するための取組を行います。

(5) 社会参加の促進

障がい者の文化芸術活動やスポーツ活動への参加、地域社会での交流、積極的な外出などを促すため、障害の有無にかかわらず参加できる教室や講座、イベントなどの開催、移動に関わる様々なサービスの提供を行います。

また、聴覚障がい者など情報収集や交流に制約を受ける人の手助けとなるよう、手話の普及などコミュニケーション支援の充実を図ります。

(6) 障がい者の安全安心の取組

建物や道路、公共交通等において段差の解消など、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備による福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、生活の基盤となる居住環境について、住宅改修工事費の助成やグループホームの整備などを促進します。

また、災害時要援護者名簿への登録や災害時等の適切な情報提供・避難誘導、避難場所における福祉避難スペースの整備など、防災対策の充実を図ります。

協働のまちづくり

障がい者団体の活動を支援するとともに、市民、地域社会、障がい者施設、企業などが役割を分担し、ともに力を合わせて取り組んでいける社会づくりを推進します。

K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
北埼玉障がい者相談支援センター 相談件数 (加須市民)	1,239 件	1,500 件	
市内障害福祉サービス等事業所数	94 箇所	125 箇所	
新規障がい者就労者数 (加須市民)	22 人	30 人	北埼玉障がい者就労支援センター利用者の 就労者数

第5項 とともに支え合う地域福祉の推進

基本方針

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安全安心でいきいきと健康で暮らし続けていくために、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民、地縁組織、志縁組織、事業者及び行政等が、それぞれの責任や役割を分担しながら、身近な地域の課題に対して、地域が一体となり主体的に地域福祉に取り組む「全ての市民を対象とした地域包括ケアシステム」を構築し、市民がとともに支え合う地域共生社会を推進します。

また、地域の福祉活動を支える組織を育成するとともに、市民の共助の精神に基づくボランティア活動の促進など、きめ細やかなサービスの充実を図ります。

さらに、行政の各部門及び関係機関が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが生活しやすい地域環境の形成に努めます。

関連するSDGs



現状と課題

少子化による人口減少、高齢化の進展によるライフスタイルの変化に加え、災害時における避難支援や生活困窮、社会的孤立にある方の支援など、地域福祉を取り巻く環境は一層複雑・多様化しています。

本市では、市民と行政の協働による地域福祉を推進し、地域福祉施策に取り組むとともに、社会福祉法人等への監査を担当する専門部署により、市民等へ適切な社会福祉サービスが供給されるよう努めています。

また、地域での相互扶助機能の低下、昨今の大規模な自然災害の発生等を背景に、地域の連携や支え合いへの関心が高まっています。

こうした中、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、市民と行政が協働して地域で助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが必要です。

さらに、地域の福祉活動を支える民生委員・児童委員の活動負担の増大や、日常生活で困っている方をお手伝いする「おたすけサポーター（ちょこっとおたすけ絆サポート事業）」などの人材が不足している状況が続いているなど、新たな担い手の確保が課題となっています。

人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しているため、市民をはじめ福祉団体やボランティアなど多様な主体の参画による地域共生に資する地域福祉活動の普及・促進が求められています。

また、誰もが安心して快適に公共施設などを利用できるまちづくりを進めてきました。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが生活しやすい環境を整えるためには、ハード面の整備だけでなく、情報、教育、文化、市民の意識などあらゆる分野でノーマライゼーションの理念に基づく事業の推進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (地域ささえあいプラン)	地域福祉及び地域福祉活動の推進に関する施策を整理し、今後の取組の指針となる計画

具体的な施策

(1) 地域共生社会の推進

社会的孤立や介護と育児のダブルケア、8050問題など、複雑化・多様化する地域福祉の課題に的確に対応するために、本市独自の地域支え合いの仕組みである「地域ブロンズ会議」の設置及び活動を推進します。高齢分野だけではなく、障害、こども、生活困窮、保健・医療、教育などのほか、現行の制度では捉えられない制度の狭間にある様々な課題・分野等をつなぐ横断的・重層的支援体制の構築に取り組むとともに、積極的に対象者に働きかけ（アウトリーチ）、幅広く支援の手が届く体制づくりに努めます。

(2) 地域福祉活動の推進

地域福祉課題の解決力の強化を図るため、様々な福祉分野を一体的に捉え、本市と加須市社会福祉協議会等が連携して一体的に策定した「加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域の福祉活動を支える民生委員・児童委員の負担軽減などを含めた活動環境の支援・充実を図り、担い手の確保に取り組みます。

地域での助け合い、いわゆる「共助」の大切さを地域へ発信し、地域での支え合いの仕組みづくりを支援するとともに、市民による地域福祉活動や社会福祉に関する情報の提供、ボランティア活動の支援に取り組みます。

(3) とともに助け合う安心な地域づくりの推進

自治協力団体、民生委員・児童委員などによる地域の特性を活かした地域活動への支援の充実を図り、地域住民との協力体制を確立し、高齢者の見守りや声かけなど日常的な支援の実施により、安全で安心な地域づくりに取り組みます。

また、地域での助け合いが不可欠である災害時要援護者支援体制の強化を図るとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実に取り組みます。

(4) 社会福祉法人等への支援

地域住民が必要とする福祉サービスが適切に提供されるよう、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人等に対し、計画的な指導監査、相談、情報共有等に努め、運営状況の把握、不適切な対応や事故等を未然に防止し、利用者の安全を確保するとともに、健全な事業運営による利用者サービスの質の保持・向上を図ります。

(5) ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「加須市市有施設設計方針」及び「加須市高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための基準に関する条例」に基づき、誰もが利用しやすく、分かりやすく、安全な施設の整備を推進します。

協働のまちづくり

市民、自治協力団体、民生委員・児童委員協議会、事業者及び各種法人等が協働し、身近な地域の課題に対して、地域全体で、ともに支え合う「共助」の仕組みづくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
民生委員定数の充足率	96.8%	100%	定数に対する民生委員・児童委員数の割合
社会福祉協議会会員加入率	56.9%	57.5%	世帯数に対する一般会員加入件数（年度末）の割合
避難援助者の登録率	46.8%	47.4%	避難援助者が登録されている要援護者 ÷ 全要援護者 × 100

第6項 生活の安定・安心の促進

基本方針

全ての市民が健康で文化的な生活ができるよう経済的な支援の充実を図り、生活の安定・安心を促進します。

国民年金制度については、老後に安定した生活を送るために制度の周知を図るとともに、制度の適正な運用を関係機関に要請します。

また、社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクが高い方が増加傾向にあり、最後のセーフティネットである生活保護制度は重要な役割を担っています。生活困窮者に対しては、こどもへの学習支援や住居確保などを推進し、各種相談に応じ自立のための支援を図ります。生活保護受給者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、就労支援をはじめとする自立に向けたきめ細かな支援を行います。

消費生活相談の充実、啓発活動の推進により、消費生活の安全安心の確保に努めます。

関連するSDGs



現状と課題

全ての国民の生活を維持するために基礎年金を支給する国民年金制度がありますが、その財源は保険料によって維持されています。少子高齢化に伴う保険料の上昇や景気低迷による未納者の増加が見込まれるため、老後に無年金となり生活困窮に陥るケースも多ク見受けられることから、早期からの年金納付を促す必要があります。

家族の介護や障害で働けなかったり、再就職の失敗により自信を喪失し、引きこもってしまうなど様々な理由により収入が得られず低所得状況に陥ってしまっている人がいます。こうした生活困窮者の自立を適切に支援する相談窓口が必要です。

生活保護受給者数及び生活保護受給世帯は、年々増加しており、それに応じて生活保護費も年々増加傾向にあります。生活保護受給者の抱える問題は、複雑多岐にわたり、困窮の程度に応じた対応が求められており、生活の自立に向けた総合的な対策が必要です。

また、近年、高齢者世帯等への電話勧誘や訪問販売などによる消費者トラブルが多発し、消費生活相談の充実や高齢者等への見守り活動等の取組が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (地域ささえあいプラン)	地域福祉及び地域福祉活動の推進に関する施策を整理し、今後の取組の指針となる計画

具体的な施策

(1) 国民年金窓口の充実

国民年金の資格取得や請求などに関する市民の身近な窓口として、自営業・農業の方などからの相談や受付を充実させるとともに、保険料の免除・猶予制度の積極的な周知など、ねんきんサテライト加須（熊谷年金事務所加須分室）との連携を強化し、円滑な業務を推進します。

(2) 生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の早期把握と自立に向け、自立支援相談窓口の体制を強化するとともに、関係機関と連携し、就労支援や家計相談など、きめ細かい包括的な支援に取り組みます。

生活困窮者の自立支援策については、面談や訪問を通じ、経済的困窮の程度に応じた支援により自立を助長するとともに、就職活動を支えるための家賃費用を一定期間給付し支援します。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、生活に困窮する世帯の子どもへの学習支援に積極的に取り組みます。

(3) 生活保護受給者の自立支援

生活保護受給者に対しては、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する観点から世帯の状況を適切に把握した上で、受給者に寄り添い円滑な関係を構築し、困窮の程度に応じた必要な支援を適正に実施します。

生活保護受給者の自立促進を図るため、福祉事務所の就労支援相談員やハローワークの就労支援員のほか、シルバー人材センターやその他関係機関等と連携を図り、生活保護受給者等就労自立促進事業を積極的に活用し、求職と求人とのマッチングなどの就労支援活動に取り組み、経済的な自立を支援します。

就労に向けた課題がある方についても、それぞれの抱える課題や本人の意向の把握を行うとともに、その状態に応じた就労支援が行えるよう効果的に取り組みます。

また、生活保護受給者の多くが健康上の問題を抱えていることから、検診や医療機関受診の勧奨等により、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進し、健康面や生活面の管理を行うなど、日常生活における自立促進のため、関係機関との連携により健康管理支援を実施します。

(4) 消費生活の安全安心の確保

消費者団体や関係機関と連携しながら、消費生活センターを核とした消費生活相談の充実や高齢者等の見守り活動により、消費者被害の未然防止やトラブル解決に努めます。

また、消費者の自立、消費者力の向上を図るため、消費生活情報の提供や啓発活動に取り組みます。

協働のまちづくり

社会福祉協議会や民生委員・児童委員など関係機関と協働し、生活困窮者や生活保護受給者を地域で孤立させないための取組を推進します。

消費者団体等と協働し、様々な機会を通じて、消費生活の安全安心への啓発を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
学習支援事業参加者（中学3年生）の高校進学率	100%	100%	学習支援事業参加者数（中学3年生）に対する高校受験合格者数の割合
就労支援により就労した生活保護受給者の割合	50%	60%	
消費生活講座参加者数	1,168人	1,270人	中学生、高齢者、民生委員・児童委員、高齢者相談センター職員等対象講座

第2章

未来へつなぐ 人を育むまちづくり

満足度
アップを
目指します!

第1節 こどもを産み育てやすい まちをつくる

市民の満足度

[上段：令和元年 下段：令和6年]

第1項	結婚・出産・子育てへの連続性のある きめ細かな支援		20% 19%	↘ -1
第2項	こどもの健やかな成長の支援		20% 17%	↘ -3
第3項	仕事と子育ての両立の支援		20% 20%	→ +0
第4項	幼児教育の充実		16% 16%	→ +0

第2節 確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる

第1項	学校教育の充実と家庭・地域で 健やかなこどもを育む環境づくり		15% 18%	↗ +3
-----	-----------------------------------	--	------------	------

第3節 自ら学び自分らしく生きるまちをつくる

第1項	生涯学習の推進・芸術文化の振興			
	(生涯学習の推進)		23% 18%	↘ -5
	(芸術文化の振興)		13% 18%	↗ +5

第4節 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

第1項	人権尊重社会の推進		8% 15%	↗ +7
第2項	男女共同参画社会の推進		8% 14%	↗ +6

第1項 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援

基本方針

結婚に対する希望をかなえるため、男女の出会いの場の提供や相談支援の取組を推進します。
 不妊に悩み、妊娠を希望する人を支援するために、不妊治療費等を助成します。
 産前・産後の不安や悩みを解消し、安心してこどもを産み育てることができるよう、子育て家庭への人的支援や子育て相談窓口の充実を図ります。
 また、手当の支給や医療費の助成など経済的な支援を継続します。
 さらに、子育て中の人々が安心して子育てをすることができ、次代を担うこども・若者が健やかに育つよう、地域子育て支援機関への支援や地域社会の活動を促進し、地域でこども・若者を育てていく環境づくりに努めます。

関連するSDGs



現状と課題

結婚や出産を希望しながらも、その希望がかなえられない大きな理由として、経済的な事情や異性と出会える機会が少ないことが挙げられています。こうした中、本市では、結婚を希望する人への相談支援や出会いの機会の提供などを行っている加須市結婚相談所「であいサポートi」を支援しています。
 不妊治療費や不育症検査費等を助成し、妊娠を望みながら、不妊や不育症に悩んでいる人を支援しています。今後も若い世代の人が結婚や出産に希望を持るとともに、これらを望む人の希望を実現するための支援や環境づくりを推進する必要があります。
 本市では、「すくすく子育て相談室」を設置し、妊娠・出産・子育てまで切れ目なく支援するとともに、子育てを取り巻く環境が変化している中で、産前・産後の不安や悩みを解消し、安心してこどもを産み育てることができるよう、相談窓口の一層の充実や子育てに関するタイムリーな情報提供が必要となります。
 また、児童手当の支給や医療費助成の対象を高校生年代のこども・若者まで拡大するなど子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいます。今後は、更なる子育て家庭への経済的支援の拡充についての検討が必要です。
 さらに、より子育てをしやすいまちにするため、身近な地域で子育て支援ができる子育て支援拠点の機能の強化や地域、関係機関等との連携の強化を図るとともに、子育てしやすい環境の整備を進めることが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市こども・若者・子育て支援計画	「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の取組の内容や目標などを明確にするための計画
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

具体的な施策

(1) 出会い・結婚の支援

結婚希望者に対し、相談、紹介、助言などを行う加須市結婚相談所「であいサポートi」の活動を支援するとともに、更なる出会いの機会を増やすため、SAITAMA 出会いサポートセンター（恋たま）に参加します。

(2) 妊娠・出産の支援

性や妊娠に関する正しい知識の普及と健康管理の実施を促す教育、不妊治療費や不育症検査費、妊婦健康診査費用の助成など、若者の健康づくり、不妊や不育症に悩んでいる人への支援、妊娠後における妊婦への支援を切れ目なく行います。

(3) 出産後の子育て支援

子育てに関する総合相談窓口である「すくすく子育て相談室」に、保育士などの資格を有する「子育てコンシェルジュ」と助産師などの資格を有する「母子保健コーディネーター」を配置し、母子保健と子育て支援のサービスを一体的に提供します。

育児に不安を抱えている人を支援するため、産後支援ヘルパーの派遣をはじめ、産後ケア事業の更なる充実を図り、子育てへの不安の解消と孤立化の防止に努めます。

また、乳児家庭への全戸訪問等により産後うつや早期発見を図るとともに、「すくすく子育て相談室」においても、出産後の子育てをサポートします。

児童虐待の未然防止、要保護児童の早期発見、保護者への適切な指導や支援を行うとともに、社会的養育を充実させることにより、児童の健全な育成を図ります。

(4) 子育て家庭への経済的支援等の充実

児童手当や児童扶養手当等の支給や、こどもやひとり親家庭等の医療費の助成などにより、子育て世帯を経済的に支援します。

また、本市独自の取組として、こどもの誕生を祝しての「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の配布、多子世帯への学童保育料の軽減や幼児教育・保育の無償化にかかる副食費の補助等を実施します。

さらに、子育て家庭への経済的支援については、事業効果を見極めながら、拡充に努めます。

(5) 地域での子育てしやすい環境の整備

地域や幼稚園、保育所、関係団体、行政などが連携して、子育て家庭への相談支援のほか、子育て支援センター等での親同士や地域住民との交流の場の創出などきめ細かに子育てを支援します。

また、地域住民や事業所の協力が必要となるファミリーサポートセンター事業やひととき託児事業、子育て短期預かり事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）などの充実を図るとともに、これらの事業の担い手の養成に努めます。

さらに、おむつ交換や授乳等を行うことができる場所の確保や、駅舎や民間施設のバリアフリー化を促進することにより、安心して子育てや乳幼児を連れた外出ができる環境を整備します。

協働のまちづくり

地域活動団体や子育て支援サークルなどの活動を促進し、地域での子育て支援を推進します。また、ファミリーサポートセンターの協力会員やひととき託児のボランティアの確保を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
0～5歳の1年後の人口増減数 (4月1日現在)	64人の増加	増加を維持	
SAITAMA 出会いサポートセンター (恋たま) 利用登録者数	264人	400人	
不妊治療による妊娠者数	44人	50人	
支援プラン対象家庭の最終割合	30.9%	35%	

第2項 こどもの健やかな成長の支援

基本方針

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者が尊厳を重んぜられ、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

乳幼児健診や相談の機会を提供するとともに、予防接種や食育の実施などにより、親と子の健康づくりを推進します。

全てのこども・若者が夢や希望を持って成長し、活躍できるよう、教育を受ける機会の確保、生活の安定と自立のための就労支援や経済的支援などのこども・若者の貧困対策を総合的に推進するとともに、ヤングケアラーやひきこもり、不登校など配慮を必要とするこども・若者などを支援します。

こども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く糧となる多様な体験をすることができるよう支援します。

関連する SDGs



現状と課題

「こども基本法」の成立により、国及び地方公共団体がこども・若者・子育てに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、その施策の対象となるこども・若者や子育て当事者などの意見を反映させるために必要な措置を講ずることが義務付けられたとともに、「こども大綱」において、おおむね30歳未満までのこども・若者が、国・都道府県及び市町村などによる支援の対象となることが明確にされました。こうしたことから、こども・若者などの意見を施策に反映させながら、必要な支援がこども・若者の年齢によって途切れることがないよう、継続的に支援していくことが求められています。

本市は、乳幼児健診や予防接種、育児健康相談事業や親と子の食育事業などを実施し、親と子の健康づくりを推進しています。子育てに関する悩みや不安を抱えている親や、支援が必要なこどもが少なくないことから、引き続き、関係機関との連携の強化や相談体制の充実を図る必要があります。

また、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、生活困窮やヤングケアラー、ひきこもり、不登校などのこども・若者が一定数存在しており、こども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、こども・若者の貧困対策を推進し、一人ひとりが置かれた状況に応じて、その成長を支えていく必要があります。

さらに、安全で安心できる居場所や様々な体験や学習ができる機会の確保が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市こども・若者・子育て支援計画	「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の取組の内容や目標などを明確にするための計画
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

具体的な施策

(1) 「こどもまんなか」の取組の推進

常にこどもの最善の利益を第一に考える、こどもに関する取組や政策が社会の真ん中に据えられる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりをするとともに、こども・若者に関連する施策への意見の反映を推進します。

(2) 親と子の健康づくりの推進

こどもの健やかな成長を支援するため、法定の乳幼児健診に加え、市独自の乳幼児健診を実施し、健康の保持、増進を図ります。

また、病気の予防のため、こどもの定期予防接種やインフルエンザ予防接種の費用の一部を助成するとともに、親の育児不安の軽減、乳幼児の健全な発達支援と生活習慣の確立を促すため、育児健康相談、幼児発達支援、親と子の食育など、親と子の健康づくりを推進します。

(3) こども・若者の貧困対策等の推進

こども・若者の未来が、生まれ育った環境によって左右されることがないように、経済的に厳しい状況に置かれているこども・若者の食や学びへの支援、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援、幼稚園や保育所等の実費徴収費用の一部補助、小学校・中学校の就学援助、ひとり親家庭の生活の安定と自立のための児童扶養手当の支給や就業の支援など、こども・若者の貧困の解消に向けた対策を総合的に推進します。

また、相談窓口の充実や学校、教育・福祉などの関係課や関係機関等との連携を強化することによって、ヤングケアラーや、ひきこもり、不登校、いじめ、外国籍などの配慮を要するこども・若者を支援するとともに、保護司や更生保護活動団体の活動への支援を通じて、犯罪・非行をしてしまったこども・若者の立ち直りを支援します。

(4) 居場所や多様な体験機会の創出

児童館や図書館、公園などの既存施設の充実を図るとともに、個人や民間団体との連携などにより、こども・若者の居場所の創設に努めます。

また、こども・若者が将来の安全で豊かな生活や、より良い社会づくりに向けた知識や興味を得られるよう、小・中学生を対象とした消費者教育や金融経済教育、主権者教育などに取り組みます。

協働のまちづくり

医療機関等と連携し、こどもの健やかな成長を促すとともに、親の育児不安の解消に努めます。また、こども食堂やフードパントリーの団体と情報交換を行い、食材提供等の支援を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
乳幼児（3～4箇月・3歳児）健診受診率	96.3%	100%	
発達・ことばの遅れ等で医療機関への受診を促し、医療機関の受診につながった者の割合	50%	60%	
子育て応援フードドライブへの食品等の寄贈者数	211人	300人	

第3項 仕事と子育ての両立の支援

基本方針

子育てと仕事を安心して両立できる社会の実現に向けて、多様化・高度化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、全てのこどもに質の高い保育を保障するため、保育環境の整備・充実や待機児童ゼロの維持に努めます。

また、市立保育所については、私立保育所の補完的な役割を担いながら、特別な配慮が必要なこどもへの対応やセーフティネット機能を果たす施設として、再整備・再編を進めていきます。

さらに、放課後児童健全育成事業へのニーズの高まりに対応するため、引き続き、施設・人材両面で受入体制を強化し、待機児童ゼロの維持に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

少子化の進行が続く中、共働き世帯の増加や保育時間の多様化により、0～2歳児を中心とした保育ニーズは依然として高い水準にあります。今後も、保育所の待機児童ゼロを維持するためには、保育士の確保、保育環境を整備・充実させていくことが重要です。

この多様化する保育ニーズに対応するため、現在、私立保育所等では低年齢児保育、長時間保育、病気回復期のこどもを対象とする病後児保育や障がい児保育、夜間保育など多様なサービスを展開しています。市立保育所では、特に配慮が必要なこどもや保育困難ケースへの対応など、セーフティネットとしての役割を果たし、私立保育所等の補完的な役割を担っています。

市立保育所が、今後もセーフティネットとしての役割を果たしていくためには、安定的な運営が不可欠です。しかし、園によって老朽化が進んでいる施設もあり、安全性と保育の質の確保が求められるとともに、園児数の推移を踏まえ、市全体として適正に配置していくことが必要となっています。この状況を受けて、「加須市立保育所再整備計画」（令和7年3月策定）に基づき、再編・統合・新設を段階的に進め、保育環境の改善と効率的な運営に取り組んでいます。

また、市立幼稚園では、就労など家庭の事情に応じて通常保育時間を延長する「預かり保育」を全年齢児に実施し、令和7年度からは、長期休業中の預かり保育を1園で試行的に開始しました。

さらに、放課後児童健全育成事業（学童保育）は、全学年への対応や特別な配慮を必要とするこどもへの対応が求められ、余裕教室や周辺の公共施設などを活用し、受入体制を整備してきました。

今後も、指導員を担う人材の確保など、受入体制の整備に向けた取組の推進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市こども・若者・子育て支援計画	「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の取組の内容や目標などを明確にするための計画
加須市立保育所再整備計画	施設の老朽化や保育ニーズの変化に対応し、質の高い保育を将来にわたり確保するための加須市立保育所再整備の計画

具体的な施策

(1) 保育サービスの充実

子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進するため、各家庭の働き方や生活に対応した保育サービスの充実を図ります。

私立保育所等については、低年齢児保育、長時間保育や病後児保育、夜間保育などの特別保育に対して、必要な支援を継続するとともに、病児保育の実施に向けた支援を行い、ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

市立保育所については、私立保育所の補完的役割を担いながら、0歳児受入の拡充や、長時間保育や障がい児保育、一時保育などの保護者ニーズに対応した保育所運営に努めます。

また、市立幼稚園においては、令和7年度から長期休業中の預かり保育を1園で試行的に開始しており、今後、利用状況を踏まえて実施園の拡大を検討していきます。

加えて、全職員研修、私立も含めた合同研修会等を通じて、職員間の交流や情報交換等を図るなど、職員の資質及び保育の質の向上に努めるとともに、保幼小中の連携を強化し、幼児期の教育の成果が小学校につながるよう幼児教育と小学校教育との円滑な接続に努めます。

(2) 保育環境の整備・充実

多様化する保育ニーズに対応し、待機児童ゼロを維持するため、適切な保育環境の整備・充実を図ります。

私立保育所等については、今後も保育需要に対して中心的な役割を担ってもらうため、施設整備に必要な支援を継続します。

また、市立保育所については、私立保育所の補完的な役割を担うこととし、「加須市立保育所再整備計画」に基づき、老朽化が進む施設については再編・統合・新設を段階的に実施します。

併せて、市立保育所が特別な配慮を必要とするこどもや保育困難ケースに対応し、地域のセーフティネットとしての機能を安定的に果たしていけるよう、関係機関との連携を強化し、人的・物的両面での充実に努めます。

(3) 放課後児童健全育成の充実

公立放課後児童健全育成事業については、待機児童ゼロを維持するため、適切な施設の整備や指導員の確保に努めます。

また、主任指導員会議や指導員全体研修を行い、保育の質の確保、向上に努め、安定した継続的な運営を推進します。

民間放課後児童健全育成事業については、公立と合同で指導員全体研修を行い、情報の共有、保育の質の確保、向上に努めるとともに、安定的なサービスを提供するため、運営に必要な支援を継続します。

さらに、特別な配慮を必要とするこどもなど、支援を必要とするこどもに対応するため、専門的な知見を有する関係機関との連携を強化します。

協働のまちづくり

私立保育所や民間放課後児童健全育成室などと協働し、仕事と子育ての両立の支援と児童の健全な育成に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
保育所・学童保育の待機児童	ゼロ	ゼロを維持	
低年齢児入所児童数	445人	446人	3月1日現在の低年齢児（0、1歳児）で保育所に入所している数（委託含む）
市内私立保育所における長時間保育実施率	100%	100%	
市立保育所の耐震化率	66.7%	100%	

第4項 幼児教育の充実

基本方針

市立・私立幼稚園、認定こども園で質の高い総合的な幼児教育を提供します。
市立幼稚園では、引き続き3年保育を実施し、小学校や地域と連携した幼児教育を展開します。
また、園児数の減少や教育ニーズの多様化を踏まえ、教育の質の確保と効率的な運営のため、段階的に再編、統合、認定こども園化を検討していきます。

関連するSDGs



現状と課題

近年、出生数の減少に伴い、近所に同世代の友達がいないなど仲間と一緒に遊ぶ機会やコミュニティの減少が、社会性、自主性、協調性を養うことに困難な状況を招いています。

こどもたちの健全育成を図るには、地域全体で取り組むことが不可欠であり、こどもから高齢者まで全ての世代間の交流機会の提供や地域活動を推進し、こどもたちを健やかに育てることのできるまちづくりが必要です。幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、質の高い幼児教育を提供していくことが求められています。

また、市立幼稚園では就園率が低下し、園児数は年々減少しています。令和3年度以降、休園・休室となる園が複数あり、小規模化による教育活動の制限や教職員体制の確保が課題となっています。

この状況を受けて、「加須市立幼稚園再編計画」（令和5年9月策定）に基づき、令和6年度からは市立幼稚園の運営体制を8園に再編し、適正な規模での教育とその質の向上に努めています。

令和8年度以降は通園区域を廃止し、保護者が希望する園を選択できる制度に移行し、柔軟な運営と利便性の向上を図るとともに、地域全体での幼児教育の質の向上に取り組んでいます。

さらに、長期的には幼児教育の質の確保及び安定的な運営のために、集団による教育活動ができ、かつ、クラス替えが可能な1学年2クラス規模の園児数を確保しつつ、地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすため、園児数の推移、保護者のニーズ、国の施策等を見極めながら、再編、統合、認定こども園化を進める必要があります。

また、特別な配慮を必要とするこどもの割合は増加傾向にあり、個別支援への対応力がより一層求められています。

本市は埼玉県内最多の市立幼稚園数を有し、小学校との併設や地域との連携を活かした地域密着型の幼児教育を長年推進してきました。今後も、この強みを活かしながら、園児にとって望ましい教育環境を確保していく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市人づくり宣言～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」等と整合を図り、本市の実情に応じた教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市こども・若者・子育て支援計画	「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の取組の内容や目標などを明確にするための計画
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保するための計画
加須市立幼稚園再編計画	園児数の減少や教育ニーズの多様化に対応し、質の高い幼児教育を将来にわたり安定して提供するための加須市立幼稚園再編の計画

具体的な施策

(1) 教育内容の充実

小学校との連携をさらに強化し、様々な交流活動や連絡協議会等を通して、小学校教育への円滑な接続により、小1プロブレムの解消に取り組みます。

また、科学遊びや幼児体操などを通じて、幼児の興味や関心を広げ、生きる力と豊かな心を育むために、幼稚園・小中学校・家庭・地域社会が一体となった地域密着型教育を推進するとともに、幼児同士の交流の場や合同の研修会を計画的に開催することにより、市全体の幼児教育の質の向上を図り、引き続き市内市立幼稚園において3年保育を実施します。

さらに、特別な配慮を必要とするこどもには、関係機関、園、保護者と連携しながら、個別の状況に応じた支援体制を構築し、適切な支援に努めます。

(2) 適切な教育環境のための施設運営

幼児の健やかな成長に資する集団教育の場を確保するため、適切な施設整備を行います。

また、市立幼稚園は規模の適正化を進め、「加須市立幼稚園再編計画」に基づき、段階的・計画的な再編（短期・中期・長期）を進め、教育の質を維持しながら効率的な運営体制（再編、統合、認定こども園化）を検討します。

協働のまちづくり

地域や家庭との連携を一層深め、多様な関係者と協働しながら、こども一人ひとりの健やかな育ちと、質の高い幼児教育の実現に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
市立幼稚園入園待機児童数	0人	0人	
市立幼稚園の非構造部材の耐震化対策実施率	37.5%	100%	

第1項 学校教育の充実と家庭・地域で健やかなこどもを育む環境づくり

基本方針

学校教育では、こどもたちが自ら学び考える力や豊かな人間性、健やかな体など、将来をたくましく生きる力を育みます。

市独自の加配教員による個に応じた指導をはじめとする指導方法の工夫・改善に加え、インクルーシブ教育の推進等により、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える支援を充実させるとともに、ICTを効果的に活用し、一人ひとりの学力を伸ばす教育を推進します。

また、将来を見据えた持続可能な魅力ある学校づくりを進めるため、未来を担うこどもたちにとってより良い教育環境の実現に向けた学校再編に取り組みます。

さらに、中学校区内の保・幼・小中一貫教育を進め、家庭や地域社会との連携を強化することで、こどもの健全育成と学力向上を支援します。

地域密着型教育の一環として家族・地域の絆推進運動の「加須市あいさつ運動」を推進するとともに、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、青少年団体の活動を支援しながら、家庭教育の充実を推進します。

関連するSDGs



現状と課題

毎年度実施している全国及び埼玉県の学力・学習状況調査の結果から、本市の小・中学生は、国・県それぞれの平均正答率をわずかに下回っていますが、これまでの学力向上対策により徐々に改善している状況です。また、令和5年度の不登校児童生徒の割合から、本市の小学校は国や県の割合を下回っている一方、中学校は上回っているため、教育センターの適応指導教室「ピア」の指導体制を充実させ、引き続き、全ての児童生徒を学びにつなげる取組が必要で

です。外国籍の児童生徒数は増加傾向にあり、小・中学校での日本語指導教諭による指導のほか、教育センターに配置している日本語指導助手による学校生活や日本文化等への適応支援の継続が必要です。また、医療的ケア児など特別な配慮が必要な児童生徒への支援を充実させ、インクルーシブ教育システム構築の推進に取り組んでいます。

今後、変化の激しい社会、とりわけ急速なデジタル化が進む中で、児童生徒が主体的に生きる力を身に付けるためには、基礎学力の向上に加え、ICTの効果的な活用や多様なニーズに応える教育による確かな学力と豊かな心の育成をさらに推進する必要があります。そのため、学校教育の充実に向けた家庭や地域との連携を一層深め、地域とともにある学校づくりを進めることが必要です。

学校施設については、これまで小・中学校の大規模改造工事など必要な改修を実施してきましたが、今後は老朽化が進む施設を計画的に整備する必要があります。また、小・中学校は災害時の避難場所として指定されていることから、必要な施設機能の向上にも取り組む必要があります。

少子化により多くの学校で児童生徒数が減少している一方、住宅開発などにより児童生徒数が増加している学校もあります。こうした現状を踏まえ、将来を見据えた持続可能な魅力ある学校づくりを進めるためには、保護者や地域住民との十分な合意形成を基本とし、こどもたちにとってより良い教育環境の実現に向けた学校の再編や通学区域の見直しが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」等と整合を図り、本市の実情に応じた教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市学校教育推進計画 ～加須市こどものびのびプラン～	9年間の義務教育の中で「知・徳・体のバランスを兼ね備えた力」を育む学校教育を推進するための計画
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保するための計画
加須市学校給食基本計画	安全で安心な学校給食の提供と健やかな心と体の育成、学校給食に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画

具体的な施策

(1) 自ら学ぶ力と確かな学力の育成

小・中学校に市独自の加配教員を引き続き配置し、ティームティーチングや少人数指導を実施します。また、一人1台端末の環境下でICTを効果的に活用することや読書活動を推進することにより、確かな学力と学ぶ力を育成します。「加須市チャレンジテスト」や中学生に個別の学習指導を行う「加須まなびTime」により、児童生徒の知識・技能の定着を図ります。

(2) 豊かな心を育む取組の推進

様々な原因によるいじめや不登校の課題解決に向け、学校・家庭の支援に加え、児童相談所や警察など関係機関との連携を強化します。スクールカウンセラーや相談員等を学校や加須市立教育センターに配置し、面談などを通じて児童生徒と保護者を支援する相談体制を充実させます。また、適応指導教室「ピア」の機能充実を図り、不登校の予防・改善に努めます。さらに、道徳・人権教育や「夢・未来応援事業」を通じて豊かな心を育て、自他の人権や多様な考えを認め合い、自ら考え行動できる児童生徒の育成を推進します。外国籍の児童生徒には日本語指導を充実させ、日本の生活習慣や文化を教え、学校生活への円滑な導入を支援し、共生社会の実現を目指します。

(3) 安全で安心な学校給食の提供と健やかな体の育成

安全で安心な栄養バランスの優れた学校給食を幼児・児童生徒に提供し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣、健全な食生活を営む判断力を養います。また、社交性や協同の精神を育み、豊かな人間性の基礎を培います。地産地消の観点から地元産農産物を給食に取り入れ、郷土理解と地域農業振興に貢献します。

加須・騎西両学校給食センターは必要な修繕・改修を行いながら2センター体制を維持します。

健やかな体を育むため、体力向上推進委員会で児童生徒の体力の課題を明確化し、授業改善を図るほか、健康診断や歯科指導を通じて、児童生徒に自ら健康管理ができる資質と能力の育成を図ります。

(4) 安全・安心で快適な環境づくり

市立小・中学校の施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽化が進む学校施設の整備を計画的に進め、安全・安心で快適な教育環境を整備していきます。併せて、これからの学びに必要な施設機能の確保に努めます。

(5) 持続可能な魅力ある学校づくりの推進

本市が目指す学校教育の姿や地域の実情等を踏まえ、将来を見据えた持続可能な魅力ある学校づくりを進めるため、未来を担うこどもたちにとってより良い教育環境の実現に向けた学校の再編に取り組むとともに、必要に応じて通学区域の見直しを検討します。

(6) 家庭や地域で健やかなこどもを育む取組の推進

市立全小・中学校に設置した学校運営協議会を活用し、学校応援団・幼稚園応援団の協力の下、学習支援や環境整備、学校・園と家庭・地域との交流を促し、地域密着型教育を推進します。また、中学校区での学びの連続性を意識した保・幼・小中一貫教育を進め、こどもの健やかな成長を家庭や地域とともに支える取組を推進します。

家族・地域の絆推進運動の基本運動の一つとして「加須市あいさつ運動」を推進するとともに、地域で活動する青少年健全育成団体の支援と連携を一層強化し、児童生徒の健全育成を推進します。

協働のまちづくり

学校・家庭・地域及び企業と協働し、こどもたちの「生きる力」を育みます。

地域や地域の人材・企業を活用した教育活動の充実を図るとともに、その学習成果を地域に還元します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
埼玉県学力学習状況調査の県平均正答率に対する市平均正答率の割合	97% 96%	101%以上 101%以上	上段：小学校 下段：中学校
全国学力・学習状況調査の質問紙調査で「人が困っているときに進んで助けますか」に「はい」と答えた児童生徒の割合	93.6% 90.2%	95% 95%	上段：小6 下段：中3
不登校児童生徒の割合	1.14% 7.19%	0% 0%	上段：小学校 下段：中学校
学校給食残食率	2.0%	2.0%	配食量に対する残食量の割合

第1項 生涯学習の推進・芸術文化の振興

基本方針

ライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、老若男女を問わず一人ひとりの学び直し（リカレント教育）をはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会の充実を図ります。文化・学習センター、コミュニティセンター、図書館、加須未来館、郷土資料館など生涯学習関連施設が連携して生涯学習の機会を充実させるとともに、市民の豊かな知識や経験を活かして地域社会で活躍できる場を充実します。

また、芸術文化を振興するとともに、文化財の保存継承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図ります。さらに、読書に親しむ機会の充実に努め、市民の読書活動を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

人生100年時代において、心の豊かさや生きがいを求める市民の学習ニーズは、高度化・多様化しており、個人のライフスタイルによって異なります。

令和6年11月に実施した生涯学習に関する市民意識調査においては、生涯学習のセミナー・講座などに期待する内容として、「健康上のこと」、「生きがい」、「食生活」、「防災」など、市民の日常生活に密接に関わるテーマに対して関心が高い一方で、ニーズが多岐にわたることが示されています。

本市では、様々な学習ニーズに対応するため、生涯学習市民企画委員との協働で学習講座の企画立案・運営を行いながら、市民学習カレッジセミナーや生涯学習セミナーを毎年度開講しているほか、包括連携協定を結んでいる平成国際大学において、シニア世代・ミドル世代を対象に、より専門的な学習講座を実施しています。

今後においても、地域の人材を発掘し協働することにより学習機会をさらに充実させ、市民の学び直しをはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供していく必要があります。

また、市内の各種団体・サークルの活動状況を情報提供することにより、人と人をつなぐ役割を十分に果たし、市民が持つ豊かな知識や経験を活かして地域で活躍する場の充実を図ることが求められています。

さらに、豊かな感性と創造力に富んだ芸術文化の振興を図るとともに、本市がこれまで培ってきた生活文化や歴史的資源・魅力など、郷土の文化財や伝統芸能を理解し郷土愛を醸成し、次世代に継承することが必要です。

建築後30年を超えた加須文化・学習センターをはじめとした文化・学習センター4館では、施設及び設備ともに経年劣化が顕著になっています。

同様に、建築後20年を超えた加須未来館では、展示物の陳腐化が進んでいます。宇宙や天体、科学について楽しく学ぶことができる教育施設として機能を充実させ魅力をアップすることが必要となっています。

また、近年の携帯情報端末やインターネットの普及による「読書離れ」が指摘される中、図書館の利用者数、貸出数ともに減少傾向にあります。図書館においても市民の多様な学習ニーズに対応し、図書館資料の充実に努めるとともに、Wi-Fi環境の整備や図書資料のデジタル化を進めていく必要があります。さらには、将来を見据えた特色ある図書館となるよう見直すことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」等と整合を図り、本市の実情に応じた教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市生涯学習推進計画	学習機会の拡充や学習情報の提供、学習相談の充実、自主学習活動の支援などの市民の学習活動推進や芸術文化の振興、文化財の保存継承、読書活動の推進のための計画
加須市立図書館運営指針	図書館の今後の基本的なあり方及び図書館サービスや運営についての指針
加須市子ども読書活動推進計画	こどもが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう計画的に取り組むための計画

具体的な施策

(1) 生涯学習活動の推進

市民の学習参加のきっかけづくりと学習活動の深まりを目的に、生涯学習市民企画委員との協働による「市民学習カレッジ」やコミュニティセンターが実施する「生涯学習セミナー」を開講するとともに、様々な世代の学習ニーズに応え、平成国際大学や企業等と連携して、学び直しをはじめとする、より専門的な学びの場の充実を図ります。また、新規受講生の掘り起こしに取り組むとともに、学習講座のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化の推進を図り、市民一人ひとりの学習ニーズやライフスタイルに応じた学習機会の提供に努めます。

文化・学習センターやコミュニティセンター、図書館などが施設間で多様な連携に努め、それぞれの機能を活かした幅広い事業展開を推進して学習機会の充実を図ります。

地域社会への参画のきっかけとなる市民の生涯学習活動を推進し、市民が持つ豊かな知識や経験を伝え広める機会を創出して地域社会での活躍の場の充実を図ります。

(2) 芸術文化の振興

市民一人ひとりの豊かな感性や創造力を持った芸術文化の振興を図るため、文化祭や加須市美術展、県展かぞなどを開催し、青少年、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆる市民の主体的な文化創造活動を支援するとともに、市民の誰もが優れた芸術文化に身近で気軽に触れ親しむ機会の充実に努めます。

また、斎藤与里、河野省三、田中正造、下總統一、若林珪蔵、谷山豊、田口和美の加須の偉人7人の功績を顕彰する機会をさらに創出し、市民としての誇りや「ふるさと加須市」への愛着心を育みます。

(3) 文化財の保存継承による郷土愛の醸成

民俗芸能の伝承支援や文化財、歴史資料の調査・公開・展示を行うことにより、市民が文化財等に親しみ、その価値を深めていけるような取組を推進し、次世代へ保存継承するとともに、郷土愛の醸成と地域活性化を図ります。また、郷土の歴史を伝える文化財や歴史資料、加須の昔ばなしなどを「加須インターネット博物館」や「加須市郷土かるた」で紹介します。

なお、考古資料は、騎西郷土史料展示室（騎西城）を核とした施設に集約し、水と暮らしに関する民俗資料は、北川辺郷土資料館を核とした施設に集約して適切に保存し、展示公開を行います。

さらに、市内に分散管理する膨大な収蔵資料の保存・管理について、収蔵施設の再編を進めます。

(4) 快適な学びの場の充実

文化・学習センター4館を市民の芸術文化活動や生涯学習活動の拠点施設として、より多くの市民が安全かつ快適に利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な施設修繕を実施し、施設の充実を図ります。

(5) 未来を創造する場の充実

加須未来館においては、こどもをはじめとした市民の宇宙や天体、科学に対する関心を高め、楽しく学ぶことができる教育施設としての機能充実を図るため、様々な手法を活用して、展示物の刷新や体験遊具の新規購入などリニューアルを進めて、新たな魅力を創造します。

(6) 読書活動の推進

乳幼児健診時での絵本の配布やおはなし会の開催や読み聞かせ、小・中学校における家読（うちどく）の啓発やブックトーク、授業での図書館利用の促進など、こどもが自主的な読書活動ができる環境を整備し、読書のきっかけづくりや読書活動の習慣化を図り、こどもの読書活動がより一層活発になるような取組を推進します。

また、読書活動に関する市民の多様なニーズに対応するため、市立図書館と埼玉県内公立図書館が連携協力し、蔵書の充実を図りながら、市民の読書活動を推進します。

さらに、紙媒体の図書資料だけでなく、いつでもどこでも利用できる電子書籍の導入や図書館へのWi-Fi環境の整備、地域資料等のデジタル化など新しい利用者サービスの充実を図りながら、各館それぞれに特色を持たせた図書館のあり方について検討します。

協働のまちづくり

生涯学習ボランティア（生涯学習市民企画委員）との協働により生涯学習講座の企画立案を充実するとともに、市民講師など地域で活躍する場を充実して、生涯学習を通じた活力あるまちづくりを推進します。

芸術文化活動団体が実施する自主事業への支援を行い、市民と協働で行う芸術文化の振興を図るとともに、文化財保存継承団体と協働して貴重な文化財を次世代に継承します。

KPI（重要業績評価指標）

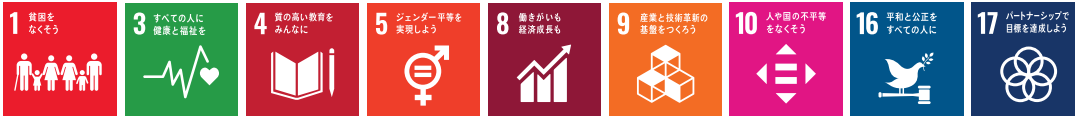
名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
市民学習カレッジの受講率	84%	88%	
各地域文化祭の来場者数	12,742人	18,000人	
インターネット博物館のアクセス数	21,014件	23,000件	
市民一人当たりの年間貸出冊数	3.76冊	3.8冊	

第1項 人権尊重社会の推進

基本方針

人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、相談・支援の充実を図り、全ての市民や人権団体をはじめとする各種団体等の地域社会の構成員が人との絆を大切に、お互いの個性を認め合い、それぞれの能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。

関連するSDGs



現状と課題

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない、人が人らしく幸せに生きていくための権利であり、全ての人に平等に保障されなければなりません。このことは、我が国の憲法において、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」と定められています。世界人権宣言においても、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と謳（うた）われています。

また、平成28年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」が、令和4年には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

本市では、法令や県条例を踏まえて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図り、各種人権問題に対する正しい理解を深めるため、研修会や講演会の開催などの人権教育・啓発を実施してきました。また、学校教育においては、こどもの発達段階に応じた人権意識の高揚を図りつつ、いじめや差別を「しない」、「させない」、「ゆるさない」こどもを育てるため、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を実施しています。

しかしながら、近年、こどもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など問題は複雑・多様化するとともに、災害時における人権への配慮や外国人の人権、性的少数者の人権、感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の問題も未だ存在しています。また、令和5年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。引き続き人権教育に取り組む指導者の育成を含め、地域に密着した人権教育・啓発の推進が必要です。

意識調査において、人権を侵害されたと感じた場合の対応では、「友人、家族等の身近な人に相談する」と約半数の方が答え、市民が気軽に安心して相談できるよう、相談員の資質の向上、相談体制の充実、相談機関の周知などが求められています。また、人権問題の解決には、人権団体と連携しながら、市民やNPO、企業、各種団体等の更なる参加・協働が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人権施策推進基本方針	人権尊重社会の実現に向け、各分野の人権に関する施策を総合的・計画的に推進していくための指針
加須市同和行政基本方針	「人権尊重のまちづくりの推進」の一環として、同和問題の解決に取り組んでいくための施策の指針
加須市人権施策実施計画	各種人権施策の継続性を重視しながら、人権に関わる法制度の改正や社会情勢の変化に適切に対応していくための計画
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」等と整合を図り、本市の実情に応じた教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市人権教育推進基本方針	加須市人権施策推進基本方針に基づき、小・中学校、幼稚園、保育所、家庭、地域社会を通じて、人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進するための指針

具体的な施策

(1) 人権教育・啓発の推進

学校、家庭、地域、企業等も含めた市民総ぐるみの協働により、あらゆる場・機会を通じて、同和問題をはじめとする多種・多様な人権教育・啓発活動を行い、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができるように努めます。

こどもの教育においては、幼児・児童・生徒一人ひとりの人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。

家庭や地域社会においては、幅広い市民を対象に人権問題指導者研修会や人権問題講演会を開催するほか、人権啓発パネル展を実施するなど、人権尊重に関する啓発活動を行い、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮が、その態度や行動に表れるような人権感覚の育成を図ります。

また、児童・高齢者・障がい者への虐待、夫婦や恋人間のDVは、深刻な人権問題であるという認識を広めるため、啓発を行います。

さらに、外国人・性的少数者などを含む全ての市民にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な文化の違いや自分らしく生きることについて、誰もが認め合い、互いの価値観を理解し合えるような人権教育・啓発にも取り組みます。

また、性的少数者への配慮として、申請書等における不要な性別記載の削除に取り組みます。

(2) 相談・支援の充実

国、埼玉県、他市町村、その他の関係機関と連携・協力して、人権相談機関の充実や連携強化に努めます。

市民が人権に関する様々な相談について気軽に利用できるよう、各相談・支援機関の周知を図るとともに、関係職員や相談員の資質の向上に取り組みます。

人権侵害を受けている女性、子どもなどの緊急を要する事案に対しては、迅速な体制をとり、相談、一時保護機能と自立への支援をします。また、知的障がい者、精神障がい者、認知症の方などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

複雑・多様化する人権問題に迅速かつ総合的に対応できるよう、国、埼玉県、他市町村、その他の関係機関を含め、それぞれの相談機関などがネットワーク化を図るなど連携強化した取組を充実します。また、近年、増加しているインターネットを悪用した差別的な書き込み等について、定期的にモニタリングを行い、法務局及び埼玉県に対し、削除要請を行います。

(3) 市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり

児童虐待、いじめ、DVなどの潜在しやすい人権侵害の早期発見を図るため、市民との協働による取組を促進します。

また、人権団体と連携しながら、情報の提供や活動の場の提供などを行い、市民やNPO、企業、人権団体をはじめとする各種団体等が活動しやすい環境づくりを推進します。併せて、全ての人の性のあり方が尊重される社会を目指すため、正しい知識の普及を進めます。

さらに、年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを越えて、互いの多様性を認め合い、誰にでもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが幸せに安心して暮らせる社会環境をつくります。パートナーシップ制度については、他自治体と連携しながら充実を図ります。

協働のまちづくり

学校・家庭・地域はもちろん、企業も含めた市民総ぐるみの協働によって、あらゆる機会を通じて、相互の人権を尊重し合える社会の構築を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

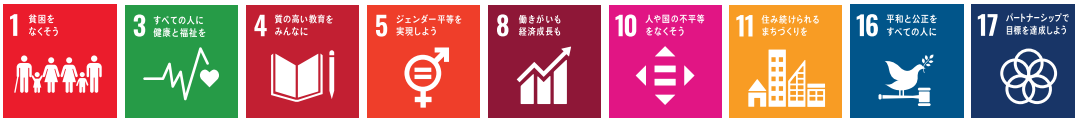
名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
人権啓発研修会等への参加者数	1,401人	1,650人	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権問題を対象とした研修会・講演会等への参加者数
人権教育推進事業への参加者数	2,834人	3,000人	小・中学生学級、成人学級、ふれあい演劇鑑賞会、移動学習会、コミュニティセンター人権教育講座の参加者数
市民相談等相談件数	787件	800件	市民相談＋合同相談＋法律相談

第2項 男女共同参画社会の推進

基本方針

ジェンダー平等の理念の下、男女（みんな）が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、先入観や社会通念、慣習などととらわれず、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において対等に参画し、かつ、仕事と生活の調和する環境の実現に努め、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

関連するSDGs



現状と課題

本市では、男女共同参画の推進を図るため、市民公募等による加須市男女共同参画市民企画委員会を組織し、講演会やセミナーの開催及び男女共同参画情報紙の発行などを行い、男女共同参画に係る市民意識の醸成・高揚を図っています。

一方で、配偶者等からの暴力、ストーカー行為や性犯罪・性暴力等、国をはじめとして、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化が求められている中で、本市のDV相談内容は複雑・多様化しているため、迅速かつ正確な対応と、関係機関との密接な連携がますます重要となっています。

また、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨に沿った、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援が求められています。

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、様々な利益を享受することができ、ともに責任を担う社会にすることが必要ですが、男女共同参画に関する講演会やセミナー参加者のアンケート調査結果では、社会の様々な場における男性と女性の意識と役割の実態にまだまだ開きが見られます。

例えば、社会全体においては、市の各審議会等への女性委員の登用率の向上や、女性人材リストを活用した各審議会への参画など、社会のあらゆる場における女性の活躍の推進が課題となっています。

家庭生活においては、家事、育児、介護等の役割の多くを女性が担っている傾向が見られます。

地域においては、様々な分野における地域活動への更なる女性の参画が必要とされています。

働く場においては、性別等にかかわらず、能力・実績によって公平に処遇される職場や、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等が増えていますが、さらに取組を進める必要があります。

教育の場においては、アンケート調査結果から男女共同参画が比較的進んでいる状況がうかがえますが、地域における生涯学習講座などへの参画については、女性よりも男性の参加が少ない傾向が見られます。

男女が互いの立場を尊重・理解するとともに、多様性も認め合うジェンダー平等の理念の下、市民相互の一体感のある地域社会を確立するため、絆づくりを基本姿勢として、今後さらに、積極的に男女共同参画社会の推進を図っていくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市男女共同参画基本計画	男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策や配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する施策及び女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を位置付けた計画

具体的な施策

(1) 社会全体における男女共同参画の推進

本市の男女共同参画の推進力として、加須市男女共同参画市民企画委員の企画運営による、講演会・セミナー・フォーラムなどの開催や男女共同参画情報紙の編集・発行等の啓発等の取組を推進します。

また、関係各課及び関係機関で構成するDVネットワーク会議を開催し、情報の共有を図りながら被害者救済のために緊密に連携して対応します。

さらに、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、それぞれの意思を尊重しながら、心身の状況等に応じた多様な支援を行います。

また、まちづくりへの女性の参画を図るため、女性人材リストの充実と各審議会等への女性の登用を推進します。

(2) 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに築く家庭生活への支援として、特に男性の家庭生活への参画を促進するために、家事・育児・介護等に関する必要な知識・技術などを身に付けるためのセミナーの開催や広報紙・ホームページ等を活用した情報提供を行います。

(3) 地域における男女共同参画の推進

男女が様々な地域活動とともに参画し、男性・女性それぞれの視点が、健康・福祉・防災・防犯・交通安全・環境保全活動など、地域の様々な活動に効果的に活かされ、人々の暮らしがより豊かになるよう、市民に対し様々な分野の地域活動への参画を呼びかけます。

また、各地域における女性団体による様々な地域貢献活動を引き続き支援します。

(4) 働く場における男女共同参画の推進

女性の職業生活における活躍を推進するため、就業及び再就職を希望する女性のための就業支援セミナーを開催します。

また、働きやすい職場環境の整備を促進するため、啓発活動を通じてワーク・ライフ・バランスの推進や女性の指導的立場への登用の推進に積極的に取り組んでいる市内の事業所を表彰し、広報紙等により広く周知することで市内の事業所の意識の醸成を図ります。

(5) 教育の場における男女共同参画の推進

自他を大切にし、自らの意思によって多様な生き方が選択できるこどもを育むため、学校や幼稚園・保育所等における人権教育を中心に各教科や様々な活動を通じて男女平等教育を推進します。

また、男性も女性も、生涯を通じて一人ひとりが尊重され能力が発揮できるように、市民学習カレッジセミナーや生涯学習セミナー、人権講座・講演会などを通じて男女共同参画社会の推進を図ります。

協働のまちづくり

学校・家庭・地域・事業者等市民総ぐるみの協働により、ジェンダー平等の意識を醸成し、「家庭生活」、「子育て・介護」、「就労」、「社会参加」、「人権」など、男女を取り巻く様々な課題の解決に向けた取組を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
各審議会等における女性委員の割合	31.1%	40%	
女性人材リストの登録者数	57人	80人	
男女の地位が平等と感じている市民の割合	31.0%	40%	

第3章

魅力と活力を生む 産業のまちづくり

満足度
アップを
目指します!

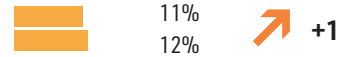
第1節 企業誘致の推進と雇用の創出で 働きやすい環境のまちをつくる

市民の満足度

[上段：令和元年 下段：令和6年]

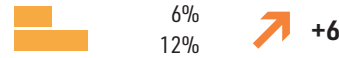
第1項 企業誘致の推進と多様な雇用の創出

(工業の振興)



↑ +1

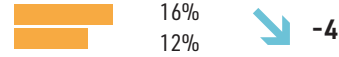
(勤労者に対する支援)



↑ +6

第2節 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる

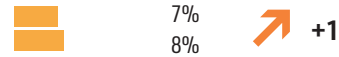
第1項 農業の活性化



↓ -4

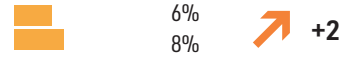
第2項 商業の活性化

(商業の振興)



↑ +1

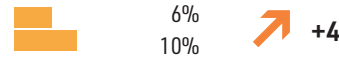
(産業の創出)



↑ +2

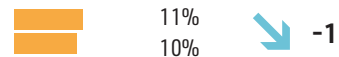
第3項 地域経済の活性化

(産業の創出)



↑ +4

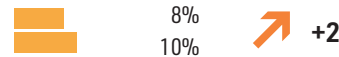
(工業の振興)



↓ -1

第3節 地域の魅力で人が集まるまちをつくる

第1項 観光によるまちおこし



↑ +2

第1項 企業誘致の推進と多様な雇用の創出

基本方針

地域経済を活性化させていくために、道路交通網の要衝である本市の地域特性を活かし、新たな産業用地を確保し、企業誘致を推進します。

また、勤労者が安心して働き、充実した生活が送れるよう、職業能力の開発を支援し、求職者が希望する職種に就けるよう、加須市ふるさとハローワークによる身近で便利な就職相談や職業紹介を行うとともに、加須市シルバー人材センター等の関係機関と連携し、女性や高齢者、障がい者などの様々なニーズに対応した就業を支援します。

関連するSDGs



現状と課題

本市には東北自動車道加須インターチェンジがあり、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジが近接していることから、物流を主とした企業からの進出希望がある中、企業のニーズに応えた物流施設の新規供給が行われています。そのような中、雇用の創出や地域の活性化などを図るため、様々な事業手法を検討し、新たな産業立地基盤を整備する必要があります。その一方で、市内には農業振興地域内の農用地区域が多く、新たな開発には様々な土地利用上の法規制に基づく関係機関等との調整が求められており、そのための協議が長期化することが懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の収束後の雇用情勢は、改善の動きが見られるものの、長期化する物価高騰や国際情勢の変化などにより、先行きが見通しづらい状況が続いています。そのため、加須市ふるさとハローワーク、埼玉県及び加須市シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、身近でより多くの就労相談・職業紹介などができる場の確保や、就業機会の更なる充実が必要です。

特に、女性、高齢者や障がい者など今後の社会構造の変化に伴う就労者のニーズにも的確に対応するため、就労を希望する全ての方に応じた多くの雇用の場の創出ときめ細やかな就労支援が求められています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市産業振興プラン	雇用の創出、商業や地域経済の活性化を図るための具体的な取組を掲げた計画

具体的な施策

(1) 企業誘致の推進

雇用の創出や地域経済の活性化を図るため、東北自動車道のインターチェンジを有し、圏央道の沿線に位置する本市の地域特性を最大限に活かした事業手法等を検討し、関係機関等との土地利用調整や各種手続等を進め、新たな産業団地の整備に取り組みます。

また、新規の出店や事業拡大などを希望する事業者への各種支援を行うことにより、地域商業の活性化を図ります。

(2) 就業支援の充実

国・埼玉県のエconomic対策や雇用創出関連事業の積極的な活用に努め、市民の就業を支援するとともに、加須市シルバー人材センターが行う高齢者の就業支援事業の促進や障害の特性への理解や障がい者の能力を十分に発揮できる就労環境について、農業分野や産業分野と連携して確保に努めるなど、様々なニーズに応じた就業支援を行います。

また、加須市ふるさとハローワーク、ハローワーク行田、埼玉県などと連携し、就職セミナーや面接会を開催するなど、市民の就職活動を支援します。

さらに、事業者側からの求人に対しても、関係機関等と連携して市民の就業支援を推進します。

(3) 女性・高齢者・障がい者などの活躍推進

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置や職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備を進めるとともに、出産や子育てなどのために離職した女性の再就職の希望をかなえるため、国・埼玉県の女性就業支援関連事業と連携し、再チャレンジする女性の就業を支援します。

また、加須市シルバー人材センターが行う高齢者の就業支援の促進をはじめ、障害特性への理解や障がい者の能力を十分に発揮できる就労環境について、関係機関と連携してその確保に努めるなど就業を支援します。

協働のまちづくり

関係機関等と協働し、市内企業への市民の就業拡大を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
ふるさとハローワークを活用した就職者数	427人	480人	
市内の工業団地等への立地事業所数	6事業所	5事業所	市内産業団地等での操業開始企業数
シルバー人材センター会員数	1,002人	1,150人	
女性就業支援セミナー参加者数	42人	50人	

第1項 農業の活性化

基本方針

農業経営の安定化・効率化を図るため、農地の利用集積や生産基盤の整備を促進するとともに、収益性の向上や農産物等のブランド化を推進し、農産物等の生産及び販売に係る支援の充実を図り、さらには持続的な農業につなげるため、地域農業を牽引する農業経営体を支援し、新たな担い手の確保・育成に努めます。

また、道の駅をはじめとした農産物直売所の活用や学校給食、公立保育所、市内飲食店等と連携した地産地消を積極的に推進し、他産業との連携による農産物等の消費及び販路の拡大を図るとともに、農産物の供給などの農業の重要性について市民への理解醸成を図ります。

関連するSDGs



現状と課題

本市は埼玉県内一の米どころであるとともに、収穫量、作付面積は埼玉県内1位であり、麦、そば、大豆などの土地利用型作物も多く生産されています。加えて、トマトやきゅうり、なす、いちごなどの施設園芸、なしやいちじくなどの果樹栽培の収穫量や作付面積も埼玉県内上位を占めており、さらに花卉（かき）の生産や畜産に至るまで多様な農業が展開されているなど、農業は本市の基幹産業となっています。また、農地中間管理事業による農地利用集積も進んでおり、集積面積も埼玉県内1位です。

このような中、本市においても農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の発生、気候変動の影響など、農業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあり、さらに「令和の米騒動」と言われる米の需給問題は深刻となっており、特に市内の経営耕地面積の約9割を占めている水田の有効活用が求められています。

これらの問題に対応するためには、稲作などの土地利用型農業における生産性の向上と、農地の荒廃の防止を図るため、地域の実情に即した、ほ場整備事業などの基盤整備の推進とともに、規模拡大志向を持つ担い手への円滑な農地集積が必要です。

また、農業者自身が技術力・経営力を向上させ、安定的な収入の確保を実現するために、従来の稲作中心の営農に加え高収益化のための作物転換や、品質向上、気候変動対策、農作業の省力化に向けたスマート農業の展開などが求められています。

さらに、稲作農業を中心とした担い手不足が深刻さを増す中、食料供給力の向上と地域農業を維持発展させるための多様な担い手育成が急務です。

消費者である市民に対しても、農産物の供給などの農業の重要性についての理解を醸成し、地産地消や農業体験の一層の推進、他産業との連携を積極的に進めていくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市農業振興ビジョン	農業者・市民と行政の協働により、加須ならではの力強い農業を実現するため、具体的な取組方針を示す計画
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	本市の農業の将来に関する基本的な方向を示す構想
地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）	集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するために目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画
加須市農業振興地域整備計画	農業振興に必要な農地を明らかにし、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進する計画
加須市森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林について、地域実情に即した森林整備を推進する計画

具体的な施策

(1) 良好な生産基盤の確保と農地の有効活用

農地中間管理事業を活用した農地の利用集積や農作業受託による経営規模の拡大と農地の有効活用を促進するとともに、ほ場整備事業などにより良好な生産基盤を確保し、生産コストの低減と農業経営の安定化・効率化を図ります。

また、優良農地として維持・保全し、農地を有効活用するとともに、地域の特性を踏まえながら、都市的土地利用への転換も含め、農地の多面的機能の保全や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

(2) 「稼ぐ」農業の確立

水田農業の高収益化を図るため、国が進める米の安定供給に努めるほか、野菜等の高収益作物や労働生産性の高い作物を適切に組み合わせた営農支援を行います。

また、トマトやきゅうり、なす、いちごなどの優れた市内産農産物のPRを強化するとともに、「かぞブランド」認定による農産物等のブランド化、6次産業化、有機栽培や特別栽培などのエコ農業による付加価値化を促進し、「稼ぐ」農業の実現のための生産や新たな販路開拓に係る支援に取り組みます。

さらに、気候変動への対応や自然災害への対策、害虫防除などに対する農業経営の安定化の支援を行います。特に水稲では、高温耐性品種「えみほころ」の導入やイネカメムシの広域防除などを推進します。

(3) 多様な担い手の育成

市内の農業振興や農地保全を支える主要な農業経営体として、引き続き株式会社かぞ農業公社の機能の充実を図るとともに、地域農業を牽引し意欲的に経営を行う認定農業者等の中心経営体を重点的に支援します。

また、新規就農者や農業後継者など新たな担い手の確保・育成を図るため、就農のための研修や設備取得を支援し、知識や技術習得のための「加須の農業担い手塾」を開講します。

さらに、農作業の省力化のためのスマート農業の導入や企業等の農業参入を推進します。

(4) 市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現

農産物の地域内消費及び販売促進を図るため、道の駅をはじめとした直売施設の充実や学校給食、公立保育所、市内飲食店等での地場農産物の活用を通して、引き続き地産地消を推進します。

また、グリーンファーム加須やライスパーク、市内農業拠点等での農業体験、加須未来館を中心とした宇宙米の活用などにより、多くの市民が農業に触れる機会を創出し、農産物の供給などの農業の重要性の理解促進を図るとともに、商工業や教育分野などとの連携により、協働による「かぞ農業」を実現します。

協働のまちづくり

市内農業者などと協働し、農地保全や地産地消を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
農地中間管理機構に貸し付けた農地の面積	2,474ha	2,800ha	
新規就農認定者数	15人	17人	各年4月1日現在の青年等就農計画認定者数
認定農業者数	299人	300人	各年4月1日現在の農業経営改善計画認定者数
農産物直売所の地元農産物の売上額	343,410千円	345,000千円	市内6箇所の売上額の合計
学校給食に提供した地元農産物（野菜）の割合	15.8%	24.5%	

第2項 商業の活性化

基本方針

商業環境の変化に対応した魅力ある地域商店や商店街づくり、にぎわいのある中心市街地づくりを推進するとともに、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組を推進します。

また、起業や新たな商品の開発などチャレンジ意欲のある事業者を支援します。

さらに、経営体質の強化や商工団体の育成強化など、支援体制の充実を図るとともに、地域の特色を活かした商業の振興、観光や農業等と連携した商業環境など、近隣の大型商業施設への消費の流出を防ぐため、消費ニーズに応じた環境づくりを推進します。

関連するSDGs



現状と課題

本市の商業、特に商業集積地（商店街）は、商店経営者の高齢化、後継者不足に加え、近隣の大型商業施設への消費の流出などによって、活動基盤の弱体化と空洞化が進んでいます。

また、駅と一体であった商業施設の撤退や空き店舗が増加傾向である一方で、加須駅北口地区では空き店舗の活用をはじめ、新たな業態による創業などの動きも見受けられます。

このような中で、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組とともに、活動基盤の見直し、空き店舗の活用や意欲ある事業者への支援など商店街のにぎわいづくりが求められています。

さらに、市内で買い物をする消費者のニーズも多様化していることから、買い物先として選択されるために、より消費者と交流を深め、消費ニーズを把握し、小規模店舗ならではの特化したサービスを提供する必要があります。

加えて、将来的な消費人口の減少が予測されるため、新たな需要の掘り起こしとして、地域資源を活用したビジネスモデルの構築やインターネット市場の開拓を支援する必要があります。

また、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」に基づき、新たなまちづくりによる効果を加須駅周辺エリアにおけるにぎわいの創出につなげていきます。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市産業振興プラン	雇用の創出、商業や地域経済の活性化を図るための具体的な取組を掲げた計画

具体的な施策

(1) 商店街や地域商店の魅力アップ

市内の空洞化が進む商業集積地において、空き店舗活用や商店街の環境整備、デジタル技術の活用を推進するとともに、「加須の逸品カタログ」の作成支援など魅力ある個店づくりへの支援を強化し、商店街や地域商店の魅力アップを促進します。

(2) 起業者やチャレンジ企業への支援

既存の商業施設や商店の経営継続を支援するとともに、商業者の高齢化に対応した事業承継による事業継続や新たに起業する者、新たな商品を開発する者への支援を図るなど、チャレンジ意欲のある事業者に対する経営面や販路拡大への支援を強化します。

(3) 商店街や地域商業のにぎわい創出

商圏人口が縮小する中、市内でのにぎわい創出と購買力を高めるために、商店街や中心市街地スタッフ会議等が独自に行う販促イベントの開催や観光等による交流人口増に向けた取組を推進するとともに、駅と一体となった商業施設跡地の活用について働きかけを行います。

また、農業地域が広がる本市の特色を活かした「生産・加工・販売」を一貫し、付加価値を生み出す6次産業化の推進を図ります。

さらに、消費ニーズの変化に応じた大型店などの立地支援をはじめ、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」に基づく、新たなまちづくりによる利便性・回遊性の向上などの効果の波及など、加須駅を中心とするエリアにおけるまちなかの賑わいの創出につなげていきます。

協働のまちづくり

商工会や中心市街地スタッフ会議、商店街、金融機関、地域住民と協働し、まちなかのにぎわいを取り戻す取組を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
加須市商工会会員数	2,171人	2,300人	
逸品カタログ参加店のうち、来客数や売上が増加した店の割合	74.2%	100%	
商店街にぎわい創出イベント集客数	27,015人	39,000人	商店街にぎわい創出イベントに参加した延べ人数（商店街独自イベント+にぎわい創出イベント4地域）

第3項 地域経済の活性化

基本方針

中小企業・地場産業の経営の安定化や経営基盤の強化に向け、関係機関との連携による制度融資の充実を図るとともに、創業や経営革新などを支援することにより、地域経済の活性化を図ります。

また、「かぞブランド」認定制度による支援を行うとともに、地域内消費を促すため、「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用の拡充を図ります。

さらに、企業間の連携を促進し、地域経済の活性化を図ります。

関連するSDGs



現状と課題

本市においては、かつての地場産業である被服・繊維やこいのぼりの製造が盛んに行われてきましたが、現在は、製造業をはじめ、卸売業、小売業やサービス業など多様な業種が本市の経済と雇用を支えています。

こうした中で、市内に移転してきた事業所や新たに創業された事業所がある一方、市外への移転や廃業の事業所もあり、空き店舗が増えている状況にあるため、市内にある多くの中小企業の経営の安定化と経営基盤の強化に向け制度融資の充実を図るとともに、新たに事業を開始する創業や経営の向上に向けた経営革新などへの支援が求められています。

現在、加須市、加須市商工会、埼玉県信用保証協会の3者により、「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定書」の締結など、補助制度の充実が図られたところです。

また、「かぞブランド」認定制度による支援を図るほか、地域内で消費を促す仕組みである「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用については、今後も拡充を図る必要があります。

さらに、企業連携や産業連携を促進し、新たなビジネスチャンスにつなげる場の創出も求められます。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市産業振興プラン	雇用の創出、商業や地域経済の活性化を図るための具体的な取組を掲げた計画

具体的な施策

(1) 市内企業に対する支援

市内中小企業の経営の安定と事業の発展を促進するため、加須市、加須市商工会、埼玉県信用保証協会の3者により締結された「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定書」に基づき関係機関の連携の下、必要な資金の融資あっせんなどを行うとともに、保証料や支払利子に対する支援を行います。

また、住宅改修等の受注機会の拡大を図る支援や「かぞブランド」の認知度の向上を図るPR支援に加え、身近な事業所支援である「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用の拡充を図ります。

さらに、創業や経営革新などへの支援を行うことにより、空き店舗の活用を含む新規出店や販路の拡大などにつなげていきます。

(2) 地場産業の振興

うどんやこいのぼりをはじめ、被服・縫製、製麺、酒造、藍染め等の伝統工芸など、地域に根ざした地場産業の振興を促進し、雇用の創出や地域の活性化を推進するとともに、地場産業の継承に向けた支援や、関係機関との連携による支援を行います。

(3) 産業の連携

農業、工業、商業が協働・連携し、相互の経営資源を有効に活用できる新たな事業展開を図るため、企業訪問等を実施するとともに交流の場づくりに努めます。

また、農業と商業の連携の下、地場農産物を活用した商品開発などの支援を行うとともに、市内飲食店における地場農産物の活用促進に取り組みます。

さらに、市内の学校や事業所との産・学・官の連携強化や、地場農産物の地域内消費の拡大を図ります。

協働のまちづくり

企業間、産業間や産・学・官など様々な連携支援により地域経済の活性化に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
住宅改修等需要促進事業補助対象 工事費	617百万円	630百万円	
「かぞブランド」の認定により売上 額が向上した製品の割合	66%	70%	
市内の創業を支援した件数	6事業所	10事業所	創業支援補助金、起業家育成資金による 支援件数

第1項 観光によるまちおこし

基本方針

本市固有の豊かな自然や祭り、文化、農業、スポーツ、サイクリングなどの観光資源の魅力アップを図るとともに、イベント・観光情報を国内外に発信・PR することにより、本市への誘客の促進を図ります。

また、観光振興の中核を担うべく新たに発足した一般社団法人加須市物産観光協会の持続的な発展を支援するとともに、周辺自治体の観光協会や商工会、鉄道事業者をはじめとする交通・観光関連事業者等との連携による観光推進体制を強化し、市域・県域を越えた広域的な魅力ある観光都市づくりを推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、関東のどまんなかに位置し、平坦な土地柄で、ラムサール条約登録湿地の渡良瀬遊水地や利根川の恵みが生んだ自然、文化等の観光資源としての恵まれた地理的条件を有していることから、サイクリング適地としての優位性を活かした「観光サイクリング」のブランド化を推進してきました。

また、市内には、空き家を活用したカフェや外国人をターゲットとする宿泊施設など、新たな誘客コンテンツとして期待できる施設やサービスが展開されつつあります。

しかし、コロナ禍を経て社会情勢や旅行に対する意識に変化が見られる中、ポストコロナやインバウンド対応を踏まえ、今後さらに、うどんやこいのぼりなど本市固有の様々な観光資源の魅力アップを図るとともに、新たな観光コンテンツの開発に取り組みながら誘客を促進していく必要があります。

そして、積極的に観光においてアイデンティティを形成し、魅力アップした観光資源を、ホームページや SNS など多様な方法を活用し、国内外に向けて情報発信することが重要です。

さらに、一般社団法人加須市物産観光協会を中心に、埼玉県や周辺自治体、観光関連事業者等と連携し、広域的な観光を推進していくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市誘客促進ビジョン	観光の基本方針、それぞれの主体が担うべき役割、具体的な施策などを定め、今後の観光のまちづくりにおける方向性を示した計画
加須市渡良瀬遊水地活用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方にに基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

具体的な施策

(1) 観光資源の魅力アップ

日本一の大きさを誇るジャンボこいのぼりや日本最大の遊水地である「渡良瀬遊水地」をはじめ、浮野の里や田園風景などの自然景観、四季の花々、むさしの村や県立加須はなさき公園などのレジャー施設、不動ヶ岡不動尊や玉敷神社、神楽などの歴史的な所や文化財、日本で唯一の平地に存在する三県境、かぞブランドをはじめとする特産品や農産物、サイクリングなどの観光資源の有効活用を進め、市の魅力アップを図ります。

特に、本市は、伝統的な「うどんの食文化」があり、全国でも有数の「こいのぼりの生産地」です。

また、全国レベルのスポーツライミング、女子野球、トライアスロンや自転車ロードレースの大会が開催されるスポーツ都市でもあり、今後さらに、観光との連携を強化することによって、観光地域としてのイメージアップを図ることで地域経済の活性化を図ります。

さらに、市外の人からの目線での観光資源の掘り起こしや人材を活用するとともに、空き家を活用した取組を支援することによる賑わいの創出や、魅力ある観光資源や本市の特色を掛け合わせた「加須市の新たな魅力」を創出し、誘客の促進を図ります。

(2) 観光情報発信の充実

効果的な情報発信を行うためには、情報を受け取る側の特性に合った広報媒体や発信内容の工夫が必要です。ホームページや SNS などを活用した情報発信をはじめ、観光大使との連携、集客力のある場所での観光物産展の開催、様々なメディアへの情報提供や多言語化などを推進することで、インバウンドをはじめとする多様なニーズに対応した観光情報発信の充実を図るとともに、観光案内所におけるサービスの充実により、おもてなしの環境づくりを推進します。

(3) 観光推進体制の強化

新たに発足した一般社団法人加須市物産観光協会が、物産観光を通じた地域経済の活性化の推進役として機能するよう、安定した協会運営と持続的な発展に必要な支援を図ります。

また、同協会をはじめ埼玉県や周辺自治体、観光関連事業者などの多様な関係者と緊密に連携することで、観光推進体制の強化を図りつつ、広域的な視点での観光振興を推進します。

協働のまちづくり

市民をはじめ農商工業者・団体、交通関係者、郷土の自然保護団体と文化財の保護団体、観光施設など広範な分野の関係者と協働し、観光のまちづくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
観光入込客数	1,853,486人	2,256,000人	
うどんとこいのぼりを活用した取組数	87件	100件	
物産観光協会ホームページアクセス数	74,142件	100,000件	

第4章

豊かな自然と快適な環境の まちづくり

満足度
アップを
目指します!

第1節 環境意識を醸成し 行動できるまちをつくる

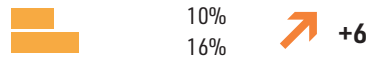
市民の満足度

[上段：令和元年 下段：令和6年]

第1項 環境学習・教育の推進



第2項 環境活動の促進

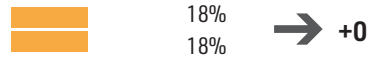


第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる

第1項 自然環境との共生

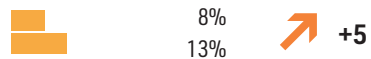


第2項 美しい景観の形成



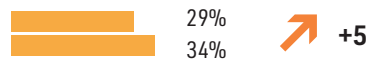
第3節 地球にやさしいまちをつくる

第1項 地球温暖化への対応

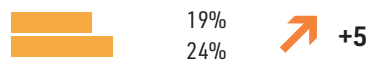


第4節 快適で暮らしやすいまちをつくる

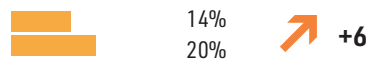
第1項 循環型社会の構築



第2項 きれいな水の再生



第3項 公害のない生活環境の確保



第1項 環境学習・教育の推進

基本方針

学校、家庭、職場、地域などで環境問題についての理解を深め、環境を保全するための主体的な環境活動に結びつくよう、環境学習や環境教育を推進します。

また、地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、人づくり・教育により理解を深めることが必要であることから、環境学習や環境教育を通して市民一人ひとりが環境に配慮した生活に結びつくよう、ライフスタイルの見直し等の意識の向上を図ります。

関連するSDGs



現状と課題

地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、教育が重要であるとの考えから、本市では、浮野の里、風の里、オニバス生生地、お花が池での自然観察会や環境フォーラム、渡良瀬遊水地まつり、リサイクルフェア、環境学習講座などのイベントの開催を通して、環境学習や環境教育の推進を図っています。

今後においても、市民が学校、家庭、職場、地域などで日常における環境問題や取組に理解を深め、一人ひとりが自分にできることを考えて、ライフスタイルの見直しをはじめとする環境に配慮した実践活動につなげることができるよう、本市が実施している環境学習講座をはじめ、現在、連携して環境学習を展開している埼玉県環境科学国際センター等とさらに協力を深め、学校教育や生涯学習などの機会を活用するなど、参加・体験を基本とする環境学習・環境教育を推進することが必要です。

また、幼稚園・小・中学校において、芋掘り体験やグリーンカーテンづくり、清掃活動等を実施していますが、今後もこれらの活動を通して、次世代を担うこどもたちには、学校での環境教育を継続するとともに、農業体験や自然の中での遊びなど、「持続可能な開発のための教育」を踏まえた、体験型かつ主体的な学習を促す機会として提供していくことが必要です。

さらに、本市の自然環境の魅力の発信やこどもエコクラブへの加入、環境フォーラム、渡良瀬遊水地まつりなどの環境関連イベント及び環境に関する測定結果の報告書などは、広報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、周知・情報提供・公開に努めていますが、今後も継続して情報発信をすることで、市民の理解を深めるための機会や場を充実し、環境意識の向上を図ることが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
生物多様性かぞ戦略	本市の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るための計画
加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方にに基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

具体的な施策

(1) 環境学習・環境教育の推進

市民が学校、家庭、職場、地域などで日常生活における環境問題についての理解を深めるため、市の各種施策・事業に参加・体験型の環境学習・教育の視点を取り入れ、その機会や場を増やすなど、ライフスタイルの見直しのきっかけづくりを推進します。

浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池などの特徴的な水辺環境での自然観察会をはじめ、貴重な動植物の宝庫である渡良瀬遊水地での野鳥観察会など、環境学習の場であるエコミュージアムとして市内に点在する貴重な自然を活用するとともに、農業体験事業の展開などのグリーン・ツーリズムの推進による自然とのふれあいの促進や、生涯学習においても環境を学ぶ教室や講座の充実を図ります。

また、こどもたちの環境に対する理解を深めるために、保育所や幼稚園、小・中学校でグリーンカーテンづくりをはじめとする、体験型かつ主体的な環境教育を推進します。

さらに、市では、様々な場面で活用できる学習素材として「加須市環境学習講座」の整備・促進に取り組んでおり、更なる講座メニューの充実に加え、「こどもエコクラブ」など、こどもたちが主体的に行う環境保全活動や環境学習を支援するとともに、埼玉県環境学習応援隊や埼玉県環境科学国際センター、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携した講座の開催や、環境学習・教育における指導者の育成や活動の支援を行います。

(2) 環境意識の向上

広報紙やホームページ、SNS などを通じて、環境フォーラムやリサイクルフェア、渡良瀬遊水地まつりなどのイベント等の環境情報の積極的な提供に努めるとともに、毎年度「加須市の環境」を作成し、市民・事業者との情報の共有を図りながら理解を深め、環境意識の向上を図ります。

協働のまちづくり

様々な環境学習の機会を通じて、環境問題に取り組む市民の参加を促進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
環境フォーラム参加者数	150人	200人	
環境学習講座及び自然観察会の参加者数	223人	400人	

第2項 環境活動の促進

基本方針

環境活動団体の育成や支援を行うとともに、市民や事業者との協働による環境活動を推進します。
また、市民や事業者の自主的な清掃・美化活動などの環境活動を促進します。

関連するSDGs



現状と課題

本市では、地域の環境美化や地域衛生の向上のため、自治協力団体や企業、市民参加による市内一斉清掃をはじめ、渡良瀬遊水地クリーン作戦や地域における河川・道路等の清掃や花壇の植栽等の美化活動のため、環境美化活動サポート団体が活動を行っており、市民や事業者との協働による清掃・美化活動が実施されています。

これらに加え、環境活動団体の地域での継続した活動の促進を図るため、リサイクル推進員の研修会を実施し、養成を図っていますが、今後もこれらの活動を継続・促進していくためには、団体・リーダーの育成支援や組織の充実を図ることが必要です。

また、資源ごみを回収する団体に対しては、ごみの資源化・減量化及び環境活動への助成として報償金交付制度を活用し、リサイクル活動への支援をしています。

今後も市民・事業者の環境配慮行動の実践や地域の環境保全活動への参加を拡大していくためには、機会や場所などの情報提供や小・中学生の参加意欲の促進、加えて自治協力団体などの各種団体や事業者などによる主体的な活動・参加を促進して地域コミュニティの活性化を図り、新たな実践者や参加者を増やしていくことが必要です。

さらに、自然環境活動の分野においては、本市の貴重な自然環境を保全するため、浮野の里・葦の会、オニバスの会、埼玉県生態系保護協会加須支部等が保全活動を行っていますが、活動団体の会員の高齢化や新規加入者の減少など団体の維持が課題となっています。

今後も関連団体と連携しながら緑の保全・創造・活用や水辺環境の保全・再生・活用に取り組むとともに、活動が継続できるよう支援を行いながら、次の世代へ活動を広げていくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市渡良瀬遊水地利用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方にに基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

具体的な施策

(1) 環境活動団体の育成・支援

環境美化活動やリサイクル活動、自然保護活動などの環境活動団体の育成やリーダーの養成を推進します。また、資源ごみを回収する団体への報償金制度を継続します。

(2) 環境活動への参加・協働の推進

市民、事業者、各種団体に対し、環境活動への参加の呼びかけを行うとともに、多世代の協働による環境保全活動や、地域における自発的な環境活動へとつなげていくことを目指します。

また、公共施設や地域の清掃などの環境美化活動やリサイクル活動、自然保護活動などを促進します。

これまで市民との協働で取り組んできた市内一斉清掃や渡良瀬遊水地クリーン作戦、会の川清掃、旧川クリーン大作戦などを継続して開催し、清潔な街並みの形成を図ります。

さらに、小・中学生においては、自然観察会やイベントへの参加などの環境学習・教育の推進と合わせて、地域での環境美化活動や緑化活動等を通して、更なる環境への興味・関心を高めるとともに、郷土愛を育みます。

(3) 環境活動の継続への支援

環境活動団体に対し、次の世代へ活動を広げていくため、環境活動団体の意向を踏まえ、会員募集の周知など側面的な支援を行うとともに、引き続き行政と協働による維持管理を念頭に、安定的な環境活動の維持に努めます。

協働のまちづくり

市民・事業者の協働による清掃活動等を通じて、住みよい環境を維持します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
様々な環境活動に取り組む団体数	235 団体	237 団体	
一斉清掃参加者数	15,231 人	18,000 人	

第1項 自然環境との共生

基本方針

本市は、利根川や渡良瀬川等の河川のほか、田畑や屋敷林、池沼など、豊かな水辺や緑などの自然環境に恵まれ多種多様な生態系が存在しています。

これらの貴重な自然環境と生物多様性の保全・創造・活用を通して、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現し、自然環境と共生できるまちを目指します。

関連するSDGs



現状と課題

市内には、浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池などの水辺環境が点在し、池沼など本市特有の貴重な自然を有し、浮野の里のトキソウ、ノウルシなどの希少種が確認されるなど、様々な生物種が生息しています。特に、渡良瀬遊水地で毎年孵化（ふか）している国の天然記念物であるコウノトリについては、今後も行政区域を越えて自然環境保全に関する連携が期待されています。

渡良瀬遊水地をはじめとする貴重な生態系である水辺環境の保全・活用を図っていく必要があり、農業用排水路についても、今後も冬季通水を実施し、水質改善を図りながら、多様な水辺環境の一つとして、その保全を図っていく必要があります。

また、本市では、代表的な景観である武蔵野の面影を残す屋敷林とそれらに連なる集落が点在し、用水路と一体となった田園風景を形成しています。その一方で、価値観の多様化などによって樹林などの貴重な緑が失われつつある状況にあります。これまでも屋敷林の保全に取り組む市民等への支援をしてきましたが、今後も、屋敷林の保全や身近に取り組むことができるグリーンカーテン等を促進し、緑の創出に努めることが必要です。

さらに、農家数の減少や農業従事者の高齢化が進んでいることから、耕作できなくなった農地を担い手農家に集積し、効率的かつ安定的な農業経営を図る取組を今後も推進しながら、環境にやさしい環境保全型農業を促進する必要があります。

これらの豊かな水辺や緑を守るために、生態系に影響を与え、農作物などに被害を与えるおそれのあるアライグマなどの特定外来生物に加え、近年、確認されているイノシシなどによる被害の防止のため、駆除や予防に努めるとともに、今後もこうした水辺空間やそこに生息する生物種の保全・創造・活用が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
生物多様性かぞ戦略	本市の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るための計画
会の川沿線整備計画	沿線の機能を維持し、潤い、ふれあいを提供するとともに、安全性・利便性の向上を図るための計画
加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方にに基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

具体的な施策

(1) 水辺環境の保全・再生・活用

多種多様な生物が生息・生育する空間として、市民、関係団体などと連携し、本市の代表的な景観である武蔵野の面影を残す浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池、利根川や渡良瀬川、渡良瀬遊水地、中川水辺再生地、市内に点在する池沼など水辺環境の保全・活用に努めます。特に、渡良瀬遊水地は、日本有数の湿地帯という恵まれた環境を有効活用することで、その魅力を広く内外にアピールします。

また、市内で確認されているノウルシやトキソウ（浮野の里）、オニバス（オニバス自生地）、サンショウモ（お花が池）やおオモノサシトンボ（お花が池）などの希少種の保全に努めます。

さらに、市民との協働による河川の清掃活動をはじめ、今後も継続して水辺環境の保全・水質改善のために冬期通水の実施を関係機関等に要請していきます。

(2) 緑の保全・創造・活用

身近な緑はヒートアイランド現象の緩和や、潤いと安らぎのある都市景観の形成などの機能を有する貴重な環境資源でもあることから、都市緑化や屋敷林、貴重な樹林の保全などに取り組む市民等を支援するとともに、グリーンカーテンの設置促進を通して、緑の創造・活用に努めます。

また、市特有の貴重な環境資源を保全するため、埼玉県自然環境保全地域及び天然記念物に指定されている「志多見砂丘」にあるアカマツなどの貴重な緑の保全を推進します。

さらに、都市近郊の緑の重要な役割を担う農地は、作物の生産機能のほか、貯水機能、生物の生息地としての機能や、市民に安らぎを与える癒し機能など多面的な機能を有し、市民にとってかけがえのない環境資源でもあることから、引き続き保全を促進しながら、環境への負荷の少ない環境保全型の農業の普及を促進します。

(3) 外来種・鳥獣対策の推進

農業や生活環境への被害を軽減するため、埼玉県のアライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲など特定外来生物対策に加え、加須猟友会など関係団体やその他関係機関と連携し、イノシシの計画的な駆除を行うとともに、農地や生活環境等への侵入防止対策を進め、有害鳥獣が及ぼす被害防止に努めます。

また、生態系に影響を与えるブラックバスやカミツキガメ、ウシガエルなどの特定外来生物の適正な取扱いに関する普及啓発に取り組みます。

協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、市民共有の財産である緑や水辺などの豊かな自然環境の保全・再生・活用に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
浮野の里環境保全活動参加者数	1,150人	1,200人	
オニバス自生地来訪者数	1,580人	1,600人	オニバス開花時期(7月下旬～9月上旬)の自生地来訪者数(オニバスフェスタ参加者数を含む)
渡良瀬遊水地まつり来場者数	5,500人	6,000人	

第2項 美しい景観の形成

基本方針

身近な緑や憩いの場を提供する緑化や環境美化に努めます。

また、本市の特徴である市内に広がる広大な田園風景をはじめ、市内の魅力的な景観を保全・創造するため、市民との協働による美しい景観の形成を推進します。

関連するSDGs



現状と課題

市内の緑化を推進するため、緑を活かした憩いの場の確保や、屋敷林等の保存樹林の保存、市民、学校、事業所によるグリーンカーテンの普及を推進してきました。今後も引き続き、普及・啓発を含めた取組の推進が必要です。

また、市内の良好な住環境や、不動産岡不動尊をはじめとする歴史的建造物・文化財、武蔵野の面影を残す浮野の里などの市内に広がる広大な田園風景や用水など、地域の日常に溶け込んだ景観の保全・活用に努めていますが、今後も、これらの景観を活用した地域づくりが必要です。

さらに、北川辺地域の柳生の堤の桜をはじめ、市内各所に植栽されている市の木「サクラ」や加須未来館周辺で栽培されている市の花「コスモス」、騎西総合体育館周辺のアじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おおとね周辺のホテイアオイなど、美しい景観の保全に努めており、今後も継続して地元との協働による景観形成が必要です。しかしながら、市の木「サクラ」については、全国で特定外来生物のクビアカツヤカミキリによる被害が拡大しており、市内でも被害が確認されていることから、更なる被害を防ぐための対策が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
生物多様性かぞ戦略	本市の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るための計画
会の川沿線整備計画	沿線の機能を維持し、潤い、ふれあいを提供するとともに、安全性・利便性の向上を図るための計画
加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方に基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

具体的な施策

(1) 緑化・環境美化の推進

学校や事業所、一般家庭へのグリーンカーテンの普及促進などにより、市民とともにまちの緑を創造します。

また、屋敷林等のふるさとの緑の象徴となる樹木（樹林）の保存を図ります。

さらに、美化サポート団体の活動など市民や事業者との協働による緑化推進のほか、道路や公園、街路樹、緑地の維持管理を適切に行います。

(2) 美しい街並みの形成

市内の良好な住環境や歴史的建造物・文化財、田園風景など現存する景観資源を保全するとともに、景観指針の下、地域とともに景観を活かした地域づくりを推進します。

また、市民、関係団体などと連携し、美しい街並みが維持できるように支援しながら、北川辺地域の柳生の堤の桜をはじめ、市内各所に植栽されているサクラや加須未来館周辺のコスモス畑、騎西総合体育館周辺のおじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おおとね周辺のホテイアオイをはじめとして、武蔵野の面影を残す浮野の里などの田園風景等の景観の保全・創造・活用を図ります。特に、市の木「サクラ」については、クビアカツヤカミキリの被害が拡大していることから、被害木の所有者等に対して、被害木の伐採や薬剤による防除などを支援し、被害の拡大防止に努めます。

さらに、街中や郊外の公共空地などを利用して、のんびり過ごせる身近な憩いの場を整備します。

協働のまちづくり

市民・事業者との協働により、緑を創造し、美しい景観を形成します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
グリーンカーテンコンテスト応募数	31件	35件	
加須未来館周辺景観形成作物栽培面積	12,851㎡	15,000㎡	
景観指針を策定する地区数（累計）	1地区	2地区	

第1項 地球温暖化への対応

基本方針

地球温暖化を防止するため、化石燃料や電力の使用量削減など省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーである太陽光発電やバイオマス発電による電力の創出、環境にやさしい移動手段の普及促進など、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制を推進し、ゼロカーボンシティの実現による脱炭素社会の構築を目指します。

また、並行して地球温暖化に伴う気候の変動に対応するため、気候変動の影響からの被害を防止・軽減するための取組を推進します。

関連するSDGs



現状と課題

市では、令和5年3月に「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量の削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用を促進しており、住宅への太陽光発電システムの導入支援、公共交通機関の利用や自転車の利用促進、電気自動車の普及を促進する環境整備など、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた取組を進めています。

今後は、地球温暖化の防止に向け、継続してライフスタイルの転換や太陽光発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーによって発電されたグリーン電力の導入も促進していく必要があります。

また、電力の使用量削減のため、公共施設のLED化を推進しており、市内における防犯灯については、LED化率が100%となっています。今後も公共施設はもとより、民間施設等のLED化や省エネ設備の設置などの温室効果ガスの削減に向けた緩和策の取組を促し、一人ひとりができることから着実に取組を進めていくための啓発活動の推進が必要です。

加えて、これらの緩和策と並行して、地球温暖化に伴う気候変動対策として、埼玉県気候変動適応センターと連携した気候変動に対応するための適応策が必要です。

今後も、熱中症の増加や、稲作等の本市の農業への影響など、気候変動による被害は拡大していくことが予想されます。これまででもグリーンカーテンの設置やクールオアシス、クーリングシェルターの確保などの適応策を講じてきましたが、引き続き、気候の変動に伴う被害の防止・軽減を図る必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市役所地球温暖化防止実行計画(事務事業編)	本市の事務事業における温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出抑制への取組を定め、本市の事務事業から発生する温室効果ガスの抑制を図るための計画
加須市地球温暖化防止実行計画(区域施策編) ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」	本市の市域全体の温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出抑制への取組を定め、本市の市域全体から発生する温室効果ガスの抑制を図るための計画

具体的な施策

(1) 再生可能エネルギーの推進

市施設に加え市民・事業者に対し、太陽光発電システムの設置やバイオマス発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入等を推進します。住宅用太陽光発電システム等の設置を支援するとともに、国・県等の補助制度の周知により、再生可能エネルギーによる発電の普及を促進します。併せて、太陽光発電システムの適切な維持管理について周知をしていきます。

また、環境負荷の少ない再生可能エネルギーによって発電されたグリーン電力の導入を促進します。

(2) 省資源・省エネルギーの推進

市が率先して省エネ行動の徹底や照明のLED化等を実施し、省エネ設備への転換などによる効率的・効果的な省資源・省エネ対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。併せて、広報紙、ホームページ、講習会（セミナー）による省資源・省エネの啓発や「エコライフ DAY&WEEK 埼玉」への参加促進、温暖化防止活動の紹介・表彰や、環境フォーラムの開催など、加須市ゼロカーボンシティ推進協議会と連携して取り組み、市民、事業者への普及啓発を行います。

(3) 環境にやさしい移動手段の普及促進

エコカーやカーシェアリング、エコドライブの普及を促進するとともに、電車・バスなどの公共交通機関の利用や、徒歩・自転車での移動など日常生活における環境にやさしい移動手段（スマートムーブ）の普及を促進します。

また、エコカーの普及に向けて電気自動車用充電設備の整備を推進します。

さらに、自転車通勤の推奨やノーマイカーデーの導入、自転車道の整備、サイクルポートの設置、レンタサイクルの実施など自転車利用の促進を図ります。

(4) 吸収源対策の推進

温室効果ガスの削減のため、屋敷林の保全やグリーンカーテンの設置による街なかの緑化対策や環境にやさしい農業（環境保全型農業）の支援を通じ、吸収源対策を推進します。

(5) 気候変動への対応（適応策の実施）

地球温暖化に伴う気候変動により考えられるリスクに対し、分野ごとに想定される影響を踏まえ、適応策を実施します。

農業分野では埼玉県との連携による高温障害を軽減する栽培技術の普及啓発や高温耐性品種の導入、自然生態系分野では希少野生植物の調査、健康分野ではクーリングシェルターの確保などの熱中症予防対策、災害分野では防災情報の発信、地震ハザードマップ・水害時の避難行動マップの活用促進や堤防強化整備の促進、都市生活・市民生活分野ではグリーンカーテン設置による緑化などの暑熱環境の緩和対策など、被害の防止・軽減を図るための施策を推進します。

協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、省資源・省エネ対策や環境にやさしい移動手段の普及促進によって、温室効果ガスの発生抑制を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
市役所におけるCO ₂ 年間排出量	15,702t-CO ₂	6,766t-CO ₂	
エコライフ DAY&WEEK 埼玉参加者数	5,673人	10,000人	
太陽光発電システムの容量 (10kw未満) (累計)	25,092kw	31,000kw	
電気自動車用充電設備の設置施設数	3施設	15施設	

第1項 循環型社会の構築

基本方針

市民や事業者と協働して、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指し、ごみの資源化・減量化を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rの推進とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進し、最終処分場の延命化を図りながら、関係機関との連携によるごみ等の不法投棄などの防止に努め、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

また、老朽化の著しいごみ処理施設について、統廃合を含めた再編を計画的に推進し、安定的にごみ処理を行える施設整備を進めます。

関連するSDGs



現状と課題

平成25年4月から、ごみの分別方法を5種18分別とし、併せて、有料指定ごみ袋制度を再編したところ、リサイクル率が11年連続して全国トップ5に入るなど、ごみの資源化は高い水準を保っていますが、ごみの減量化については、埼玉県の平均に達していない状況です。環境負荷の少ない循環型社会を構築するためには、引き続き、市民や事業者とともに5Rの意識を高め、国内外におけるごみ削減への要請等に対応しながら、ごみの資源化・減量化に努め、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が必要です。

また、ごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会を中心とした活動への支援や資源ごみを回収する団体への報償金、生ごみ処理容器購入者への補助金の交付などにより、ごみの適正排出への意識醸成が図られていることから、継続したごみの資源化・減量化の取組への支援が必要です。

特に、リチウムイオン電池などの充電式電池類の不適切な分別が原因とされるごみ処理施設の事故や火災が発生し、ごみの処理や収集が停止してしまう事案が全国で散見されていることから、適切な分別の周知が必要となります。

さらに、道路や水路などへのごみの不法投棄も絶えない状況にあるため、市民との協働による、更なる不法投棄対策を行う必要があるとともに、ごみ収集では、高齢化社会の影響により、集積所までごみを運べないなどの世帯が増加することが想定され、従来の仕組みを補完することも検討が必要です。

老朽化したごみ処理施設については、計画的な再編を推進し、適切なごみ収集の継続やごみ処理施設の機能保全を図りながら、搬入されたごみについて、引き続き適正な処理を行っていく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市一般廃棄物処理基本計画	資源循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の発生抑制、資源化、適正処理を総合的、計画的に推進するための指針となる計画
加須市ごみ処理施設再編計画	老朽化の著しいごみ処理施設の統廃合を含めた再編についての方向性をより具体化した計画

具体的な施策

(1) ごみの資源化・減量化の推進

市民と協働して、5種18分別の分別収集や有料指定ごみ袋制度を継続し、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、不要なものを買わない・もらわない(リフューズ)、修理しながら長く使い続ける(リペア)の5Rの推進及び意識啓発をするとともに、バイオマス(草木類や生ごみなど)や紙おむつの資源化など、廃棄物の再生可能資源化と循環利用の普及を進めます。

また、食品ロス及びプラスチックの利用削減対策に取り組むほか、サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を促進し、循環型社会の構築とごみの資源化・減量化を推進し、焼却灰等の最終処分量の削減を図ります。

さらに、引き続きごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会と協働してごみの資源化・減量化を推進するとともに、資源ごみを回収する団体への報償金や、生ごみ処理容器購入者への補助制度を継続し、ごみの資源化・減量化の取組を支援します。

(2) ごみの適正処理

適切なごみ収集を継続するとともに、ごみ処理施設に搬入されるごみを周辺環境に配慮しながら適正に処理し、安定したごみ処理を行います。

また、新たな製品等の出現にも適切な分別を周知し、市民や事業者に対するごみの排出ルールの徹底や不法投棄防止に関する啓発など、ごみの不法投棄対策を図るとともに、不法投棄されたごみを適正に処理します。

さらに、ごみ集積所までごみを運べない高齢者世帯などに対し、ごみ収集の支援ができる方法を調査・研究します。

(3) ごみ処理施設の再編

加須クリーンセンターの基幹改良工事に合わせ、「加須市ごみ処理施設再編計画」に基づき、老朽化したごみ処理施設の統廃合を含めた再編を計画的に進めます。

協働のまちづくり

ごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会を中心とした活動を支援し、市民と協働してごみの資源化・減量化を推進し、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指します。

KPI(重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
ごみのリサイクル率の全国順位(※)	5位	3位以内	
一人一日当たりごみの排出量	953g	800g	ごみ収集量÷人口÷365日
焼却灰の発生量	3,845t	2,980t	焼却灰+飛灰 (加須クリーンセンター+大利根クリーンセンター)

※「ごみのリサイクル率の全国順位」の現状値は、令和5年度の値(環境省の発表による直近の順位)

第2項 きれいな水の再生

基本方針

日常生活に伴い排出される生活排水を適正に処理することにより、きれいな水を取り戻し、快適な生活環境づくりに努めます。

公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化と合併処理浄化槽の適正管理の徹底に努めます。

また、公共下水道施設や農業集落排水処理施設への接続の推進、合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

併せて、公共下水道施設に農業集落排水処理施設を接続するなど、処理施設の再編を進めていきます。

関連するSDGs



現状と課題

生活排水は、河川・水路の水質汚濁の主な原因として水質に大きな影響を与えています。市内の一部の河川・水路において、BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準が未達成であり、環境に関するアンケート調査結果においても、「河川・水路などの水のきれいさ」は、課題として挙げられています。

また、家庭からの生活排水の適正処理を図るためには、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽による総合的な生活排水対策の推進が必要です。

公共下水道事業については、計画的に整備を推進し、令和6年度末現在、事業計画面積の97.6%に当たる1,063haの区域の整備が完了しましたが、整備が完了した区域では、より一層の接続の推進が必要です。

農業集落排水事業については、施設の適正な維持管理とともに、より一層の接続の推進が必要です。また、公共下水道区域に隣接する農業集落排水処理区域において、公共下水道への接続を含め汚水処理の広域化・共同化を進めていく必要があります。

公共下水道事業については、加須市環境浄化センターの長寿命化対策を実施し、農業集落排水事業については、名倉処理施設及び伊賀袋処理施設の大規模改修工事を実施し、施設の老朽化対策を講じてきましたが、今後、併せて施設の安定稼働の確保に向けた更なる機能保全対策の推進が必要となります。

このようなことから、公共下水道事業では、管渠（かんきょ）を含む下水道処理施設のストックマネジメント計画を策定し、また、農業集落排水事業では、令和7年度に策定した第2次加須市農業集落排水施設最適整備構想を基に、処理施設の再編を進め、下水道サービスを持続的、安定的に提供するとともに、ライフサイクルコストの低減が必要です。

合併処理浄化槽については、これまで既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進、浄化槽の維持管理の啓発などを進めてきており、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率は、令和6年度末現在53.0%であることから、今後も一層、合併処理浄化槽への転換や維持管理の徹底、各家庭への水質浄化意識の啓発・高揚が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市生活排水処理施設整備計画	下水道など生活排水処理施設の計画的な整備を推進するための計画
加須市公共下水道事業基本計画	下水道事業の計画区域、計画人口、施設計画などを定める計画
加須市公共下水道事業中期経営計画	公共下水道事業を将来にわたり安定的に継続させるための中長期的な経営計画
加須市農業集落排水施設最適整備構想	農業集落排水事業の処理施設の機能保全管理・長寿命化及び再編を図るための構想
加須市農業集落排水事業中期経営計画	農業集落排水事業を将来にわたり安定的に継続させるための中長期的な経営計画

具体的な施策

(1) 公共下水道の整備と適正な維持管理

生活環境の改善や河川・水路の水質改善を図るため、市街化区域の住居系を中心に、公共下水道の整備を推進します。また、整備完了区域では、公共下水道への加入を促進します。さらに、下水道事業ストックマネジメント計画を策定し、管渠（かんきょ）を含む下水道処理施設の適正な維持管理に努めます。

(2) 農業集落排水処理施設の適正な維持管理及び再編

農業用排水路への生活雑排水の流入を防止することによって、農村生活環境の維持・改善を図るため、農業集落排水処理施設の機能保全対策を図りながら、施設の適正な維持管理に努めると同時に、公共下水道への接続など処理施設の再編を進めていきます。

また、農業集落排水処理区域内における未接続世帯への加入を促進していきます。

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

生活排水の適正処理を推進するため、浄化槽整備区域（積極的に浄化槽を整備する区域）での単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、より浄化能力が高く生活排水を同時に処理できる合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、法定検査の受検や保守点検、清掃の実施について広報紙等を通じた啓発活動などに努め、各家庭での浄化槽の維持管理の徹底や水質浄化意識の高揚を図ります。

(4) 河川の浄化対策

河川や農業用水路の水質の向上を図るため、冬期通水（冬水）や河川浄化団体等との協働による清掃活動、啓発の実施など生活排水対策を推進します。

また、し尿処理施設等に搬入されるし尿・浄化槽汚泥を周辺環境に配慮し適正に処理するとともに、施設の適正な維持・管理に努め、安定した運転を行います。

協働のまちづくり

きれいな水の再生に向けて、市・市民・事業者が協働し、生活排水の浄化に対する意識を高めるとともに、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換を促進し、適正な維持管理を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
公共下水道整備率	97.6%	98.3%	事業計画区域面積に対する整備面積の割合
農業集落排水処理施設加入率	78.6%	86.4%	公共ます設置戸数に対する加入戸数
浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率	53.0%	63.6%	合併処理浄化槽基数 ÷ (合併処理浄化槽基数 + 単独処理浄化槽基数 + 汲み取り便槽基数) × 100
市内50地点のBOD（冬期）の環境基準達成率	46%	100%	市内50地点に対する環境基準達成地点の割合

第3項 公害のない生活環境の確保

基本方針

公害苦情に迅速に対応し、助言・指導による早期解決を図り、安心で快適な生活環境づくりを推進します。

また、大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施するとともに、法令に基づく工場や事業所の規制を実施し、公害の監視や防止に努めます。

さらに、動物愛護とペットの適正飼養の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

関連するSDGs



現状と課題

市では、主要河川でBOD（生物化学的酸素要求量）やSS（浮遊物質）の測定を定期的実施しており、水量の少ない時期はBODが高くなる傾向があります。また、道路騒音の定期測定も実施しており、交通量の多い地点では基準を超過する箇所があります。その他工場・事業所、自動車から排出される汚染物質の濃度測定や公共施設で実施している放射能測定は、いずれも基準を超えていない状況です。引き続き、公害の監視測定を継続するとともに、発生源対策、公害苦情の迅速・適切な処理などの公害の未然防止を図ることが必要です。

市民からの野焼きや雑草などの生活環境に係る苦情を受けた場合は、苦情の発生源に対して助言・指導を行い、迅速・適切な対応を図っています。今後も工場・事業所などの公害発生源に対しては、法令を遵守するように規制・指導を行います。

環境に関するアンケート調査結果では、「公害の監視、未然防止」や「身近な環境美化、地域衛生の向上」、「空家対策の推進」などの取組を求めている市民が多いことから、今後も健康や生活に直結の視点から快適な生活環境を保全することが必要です。

空地の適正管理については、加須市環境保全条例に基づく指導などを行っていますが、引き続き生活環境の保全に向けた対応が必要です。

また、不法投棄パトロールの実施や市民から提供される情報の活用により、ごみの不法投棄の防止に努めていますが、今後も不法投棄を「しない」「させない」「許さない」意識の一層の向上が必要です。

さらに、犬や猫などの身近なペットは、私たちの生活に潤いを与える一方で、フンや鳴き声などによる苦情も寄せられていることから、動物愛護と適正飼養に係る啓発や飼い主等への指導を行っており、引き続き広報等による普及啓発が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画

具体的な施策

(1) 公害の未然防止と発生源対策

公害の未然防止のため、啓発活動に努めるほか、工場・事業所などの公害（騒音・振動・悪臭）の発生源に対して、埼玉県や近隣市と連携し、法令を遵守するように規制・指導を実施します。

また、市民からの野焼きや雑草などの生活環境に係る苦情に対しては、その苦情の原因者に助言・指導を行い、迅速・適切な対応をすることによって早期解決に努めます。

さらに、環境の監視測定体制の整備を推進するとともに、大気や水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施し、その結果を速やかに市民に公表します。

(2) 生活環境の保全

管理の行き届かない空地など生活環境に支障が生じる行為に対して、関係法令や加須市環境保全条例に基づく必要な規制や助言・指導を実施し、良好な生活環境の保全に努めるとともに、管理の行き届かない空家を解消するため、所有者に対して適正管理の指導を行い防犯や防災、生活環境の保全を図ります。

また、不法投棄をさせないまちづくりを目指し、道路や河川、水路などにおけるごみの不法投棄対策を推進します。

(3) ペットの適正飼養の推進

犬や猫によるフン害等の苦情に対し、動物愛護法等に基づく適切な助言・指導を実施するとともに、ペットの適正飼養の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

協働のまちづくり

市民・事業者とともに、安心して快適な生活環境を守るため、公害の未然防止を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭）苦情処理解決率	90%	100%	
環境の監視（ダイオキシン類、大気、河川、自動車交通騒音）測定の実施回数	13回	13回	
狂犬病予防注射の接種率	67.5%	100%	
不法投棄防止パトロール回数	24回	24回	

第5章

協働による 持続可能なまちづくり

満足度
アップを
目指します!

市民の満足度

[上段：令和元年 下段：令和6年]

第1節 地域の絆で協働のまちをつくる

第1項	シティプロモーションの推進		12% 18%	↑ +6
第2項	広聴の推進		12% 9%	↓ -3
第3項	市民と行政との協働 (市民と行政の協働)		10% 13%	↑ +3
	(自治体間交流・国際交流)		7% 13%	↑ +6

第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる

第1項	地域の特性を活かした土地利用と 良好な住環境の形成		10% 9%	↓ -1
第2項	道路ネットワークの構築・ 道路環境の向上		15% 16%	↑ +1
第3項	魅力ある公園づくり		18% 16%	↓ -2
第4項	地域公共交通の充実		15% 14%	↓ -1
第5項	行政手続の利便性と窓口サービスの向上		17% 20%	↑ +3

第3節 持続可能な自治体経営を実現する

第1項	効果的で効率的な自治体運営		9% 12%	↑ +3
-----	---------------	--	-----------	------

第1項 シティプロモーションの推進

基本方針

市民参画を促進する広報活動を積極的に推進し、様々な機会を捉えて情報の収集と提供活動を強化し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNS、PR 動画など様々なチャンネルを活用したシティプロモーションを展開し、市のイメージアップや郷土愛の醸成、交流人口の増加や移住・定住を促進します。

関連する SDGs



現状と課題

広報紙に加え SNS の各種ツール（LINE、X、Facebook、Instagram、YouTube）の特徴を活かしたシティプロモーションを展開し、タイムリーな情報発信や市の魅力を発信する画像や動画の投稿により、SNS における登録者数が着実に増加しています。今後もデジタル社会の目まぐるしい変化に対応した、迅速かつ効果的なシティプロモーションの展開が求められます。

また、本市との関わり方（市民、来訪者など）により、必要な情報や情報収集手段が異なるため、全ての方に向けて的確な情報提供が必要です。

市民が郷土に「誇り」や「愛着」を持って定住するため、さらに、新たな交流人口の増加や定住人口の増加を図るため、本市の魅力を市内外に積極的に情報発信するシティプロモーションの重要性が高まっています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市シティプロモーション方針	市の魅力や各種施策を市内外に効果的に情報発信して、市民の郷土愛や本市の認知度向上を推進していくための基本的な考え方
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画

具体的な施策

(1) 広報活動の充実

広報紙や SNS での市民カメラマンの活用など、市民との協働による広報活動を充実するとともに、紙面のビジュアル力を高め、市民目線に立った「伝わる」紙面づくりをさらに進めます。

また、ホームページや SNS など、それぞれのツールの特性を活かした情報提供に努めるとともに、画像や動画を採用するなど、視覚的にも分かりやすい行政情報の積極的な提供を推進し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

(2) シティプロモーションの展開

「加須市シティプロモーション方針」に基づき、地域の観光資源やイベント情報、子育て情報、災害が比較的少ない地域の特色など、本市の魅力や特長、アピールポイント、各種施策を市内外に積極的に情報発信しながら、市民との協働によるシティプロモーションを展開します。その結果として、市民の郷土への愛着心を深め、「加須市が好き」、「住み続けたい」と思う市民を増やすとともに、全国に向けた本市の PR に努め、加須市に住んでみたい、また訪れたいと感じる交流人口の増加を図ります。

また、市の様々な事業等について積極的なパブリシティ（報道機関への情報提供活動）に努めるとともに、コミュニティ放送局 FM わたらせと連携を図りながら魅力発信に努めます。

さらに、SNS や AI 機能など、日々新しくなるデジタルツールに合わせ、様々な PR 方策を検討し、魅力発信の充実に努めます。

(3) 移住・定住の促進

市外から移り住み、三世同居をする人のための住宅の新築等への補助や固定資産税の一部を優遇する「三世代ふれあい家族応援事業」、米の贈呈などにより移住者を歓迎するとともに、市内の現地案内ガイドやオンライン相談、全国イベントなどを通じて、積極的な情報提供・PR を行い、移住・定住を促進します。

協働のまちづくり

広報活動の充実によって市民と行政の情報の共有化を図るとともに、市政に対する市民の理解と協力を得ることによって協働のまちづくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
加須市に住み続けたいと思う市民の割合	74.2%	75.7%	
市公式 SNS の登録者数	57,841 人	61,300 人	LINE、X、Facebook、Instagram、YouTube の登録者数
パブリシティ年間情報提供の件数	450 件	500 件	

第2項 広聴の推進

基本方針

市民と行政の対話を推進するとともに、各種団体等からの要望、手紙・メールや各種アンケートなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を積極的に推進することにより、市民と情報や目標を共有し、市民の市政に対する意見・提言・要望を市政に反映します。

関連するSDGs



現状と課題

本市では、各種審議会や団体の会議、様々なイベントなどを通じて、市民と市長が直接対話する機会を設けており、市役所の窓口や電話対応など日常的な場面においても、市職員が市民との対話の中で市政に対する意見・要望などを伺い、相互理解と信頼の構築に努めています。

また、各種団体等からの要望については、各地域や各分野における市民を代表する要望として受け付け、その実現に努めています。

さらに、手紙・メール、各種アンケート調査など、様々なチャンネルを活用した広聴活動を展開し、市政に対する市民の意見・要望などを幅広く伺っています。

協働による持続可能なまちづくりを実現するためには、今後も、まちづくりの主体である市民と行政との相互理解と信頼を深めながら、広聴の推進を図り、市民と情報や目標を共有した上で、市民の声を市政に反映し、市政への市民参画を促進する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画

具体的な施策

(1) 対話の推進

各種審議会や各種団体の会議、市内で開催される多彩なイベントや集会などに市長が積極的に参加するなど、市民と市長の直接対話を推進します。

また、市役所の窓口や電話での対応など様々な場面における市民と市職員の対話においても、市政に対する意見・要望を丁寧に聴き、市民と行政の相互理解と信頼の構築を図ります。

(2) 各種団体等からの要望の対応

共通の目的を持つ市民で構成された各種団体からの要望は、それぞれの分野における市民の要望を集約したものと見做し、真摯に受け止め、その実現に努めます。

(3) 様々なチャンネルによる広聴活動の推進

時間や場所を問わず誰でも気軽に意見や要望を伝えることができる手紙・メール、特定のテーマに関する意見を広く収集する各種アンケート調査、各種計画の策定前に案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終案を作り上げるパブリックコメント制度など、様々なチャンネルによる広聴活動の推進を図り、市民の意見・要望、ニーズの傾向や変化を的確に把握し、可能な限り市政に反映します。

協働のまちづくり

広聴活動の充実によって、市民の意見や要望を伺い、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、市政に対する市民の理解と協力を得ることによって、市民と目標を共有し、協働のまちづくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
タウンミーティングに参加した人数	146人	420人	

第3項 市民と行政との協働

基本方針

急激な少子高齢化などに適切に対応できる持続可能なまちづくりの構築に向け、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、自治協力団体による地域の自治活動をはじめ、地域の様々な場面において、多くの市民の参加の下で行われているボランティア活動やコミュニティ活動などの市民活動を支援するとともに、市民と行政との情報の共有化を図りながら、それぞれが責任や役割を分担し、連携した協働によるまちづくりを一層推進します。

また、市民一人ひとりが家族や地域のつながり・愛着を深められるよう、ふるさとづくりを進めていくとともに、地域の特色を活かした他の自治体との交流を通して、相互理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

さらに、国籍等の異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合い、ともに生きていくことのできる多文化共生のまちづくりを目指します。

関連するSDGs



現状と課題

現在、行政と強いつながりがある自治協力団体、消防団、交通指導員や民生委員などの活動をはじめ、福祉、スポーツ、文化、芸術、環境などの分野において、多くの市民がボランティア活動を行っています。

こうした中、本市では「加須市協働によるまちづくり推進条例」（平成23年10月5日施行）を制定し、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

地域コミュニティが希薄化する中、市民がまちづくりに参加しやすい環境をつくり、市民活動の活性化を図るとともに、市のシンボルの普及やイベントなどを通して、市民が誇りと愛着を持てる地域社会づくりを進めていく必要があります。特に自治協力団体は、地域における防災、防犯、見守りや環境美化などにおいて大きな役割を担い、まちづくりの最大のパートナーと言えますが、加入率が低下傾向にあり、本来地域住民が公平に担うべきごみ集積所管理や美化活動などに参加しない、自治協力団体に加入しないで恩恵だけを受けるフリーライダー（ただのり）等の課題が顕在化しています。

また、個人情報保護しながら、原則公開とする情報公開制度を適正に運用し、市民と行政の情報を共有化することが必要です。そして、選挙を通して市民が市政やまちづくりに参画することも重要です。

現在、姉妹都市の栃木県さくら市と、友好都市の福島県双葉町及び長野県中野市との交流を推進していますが、地域資源をアピールするとともに、自治体との交流を拡充する必要があります。

さらに、市内在住外国人は、市全体の人口の3.5%（令和7年4月1日現在）を占めており、外国人が暮らしやすい環境の整備が必要です。加えて、外国人の定住者をはじめ、外国人と接する機会が増える見込みであることから、互いの文化や価値観などの違いを認め合う機会を提供するなど、多文化共生社会の構築が求められています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市協働によるまちづくり推進条例	本市のまちづくりの基本的な考え方を明らかにするとともに、市の特性を活かした活力ある豊かな地域社会の実現に向け、具体的な内容を定めたもの
加須市家族・地域の絆推進運動大綱	協働のまちづくりをさらに深化させていくための基盤づくりとなる「家族・地域の絆推進運動」の具体的な内容を定めたもの
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画

具体的な施策

(1) 市民と行政との協働の推進

自治協力団体が運営しやすいように、市との協働事業の負担軽減や加入しやすい工夫など、自治協力団体連合会と連携して取り組み、まちづくりの最大のパートナーである自治協力団体の活動を支援します。

また、市民活動の拠点施設である市民活動ステーション「くらくら館」を中心に、各種市民活動団体を支援するとともに、まちづくり団体の連携組織である「まちづくりネットワーク・かぞ」の活動を支援します。

さらに、選挙を通して市民が市政やまちづくりに参画できるように、投票を呼びかけます。

(2) 行政情報の公開

個人情報保護に留意しつつ、情報公開制度を適正に運用するとともに、審議会等の会議の公開及び会議録の公表制度を円滑に運用し、また、市民への情報提供を積極的に推進し、行政情報を共有化します。

(3) 絆によるふるさとづくりと地域コミュニティの活性化

市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深め、市民相互の信頼関係などを高めるため、「家族・地域の絆推進運動」を推進します。

また、各地域・各地区で活動する様々な団体やその連合体であるコミュニティ推進団体の支援、連携を通して市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深めるよう、地域コミュニティを活性化します。

さらに、市の花「コスモス」・市の木「サクラ」の普及や、各地域・各地区で開催しているイベントなどを通し、市民の郷土愛を醸成し、ふるさとづくりを推進します。

(4) 自治体間交流の推進

自治体との間で教育、文化、スポーツなどをはじめとする活動を通じた交流を推進することにより、相互の理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

また、姉妹都市の栃木県さくら市と、友好都市の福島県双葉町及び長野県中野市とは、住民レベルの交流をさらに促進するため、交流事業を支援します。

(5) 多文化共生社会の推進

市内在住の外国人も、安心してともに暮らせる多文化共生の社会を構築するため、やさしい日本語や案内板、各種刊行物の外国語併記に取り組むとともに、関係団体との連携を強化します。

また、外国からの研修生がホームステイするワンナイトステイ事業を促進するとともに、ホストファミリー登録家庭の増加を図ります。

さらに、イベントを通して、本市を訪れる外国人と市民との交流機会を増やします。

協働のまちづくり

市民と行政が対等な立場で情報を共有し、共通の目標を認識した上で、それぞれが責任と役割を適切に分担し、相互協力によって、協働によるまちづくりの推進に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
全事務事業における市民との協働実施割合	95.5%	100%	
自治協力団体加入率	73.8%	74.0%	
地域市民活動団体数	82 団体	86 団体	
市民の日記念事業への参加者数	35,193 人	38,000 人	

第1項 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成

基本方針

地域の特性を十分に活かし、秩序ある整備と発展を目指すため、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に計画的な土地利用を推進します。

特に、加須駅周辺では、埼玉県済生会加須病院の開院を契機として、都市機能の集積を図るとともに、既存市街地におけるにぎわい創出など新たなまちづくりを推進します。

また、良好な住環境を整備する民間開発や土地区画整理事業、個性ある街並みなどの整備を計画的に推進します。

関連するSDGs



現状と課題

東北自動車道加須インターチェンジを有し、羽生インターチェンジ及び圏央道白岡菖蒲インターチェンジも至近であることや、国道125号、国道354号等の国県道の整備により、本市の道路網の充実が図られています。今後も市の健全な発展と秩序ある整備を進めるため、産業目的の土地利用を推進していく必要があります。

加須駅周辺については、駅と一体となった商業施設跡地や商店街の空洞化対策のほか、都市型マンション建設などの状況を踏まえ、埼玉県済生会加須病院の開院を契機に都市的な土地利用を進めるとともに、にぎわいの創出を図る必要があります。

また、本市は、市街化区域の占める割合が小さく、市街化調整区域において都市計画法第34条第11号による民間住宅開発が多く行われている現状もあることから、民間の土地開発にあっては適切な開発を指導し、田園都市にふさわしい住環境の形成に努める必要があります。

さらに、野中土地区画整理事業については、事業施行期間内の完了を図る必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市都市計画マスタープラン	将来目指すべき都市の姿を明確化し、それを実現するための土地利用や諸施設の位置付け、配置等の指針とする市の都市計画に関する基本的な方針
病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想	民間活力を原動力とした様々な都市機能が集積する魅力のある新しいまちづくりの方針やその実現に向けた方策を示す構想
「加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条第1項」に係る指定運用方針	都市計画法第34条第11号の条例で指定した集落区域における開発行為の区域指定基準及び予定建築物の用途等の指定運用方針
「加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第1項第1号」に係る指定運用方針	都市計画法第34条第12号の市街化を促進するおそれがない等と認められる条例で定める開発行為の区域指定基準及び予定建築物の用途等の指定運用方針
野中地区まちづくりプラン	野中土地区画整理事業の区域縮小に伴い、除外された地区の整備方針

具体的な施策

(1) 地域の特性を活かした土地利用の推進

高速道路等の道路交通網に恵まれた本市の特性を活かし、企業の立地を促進するための産業候補地を確保するとともに、商業・サービス業等の充実につながる土地利用を推進することで、将来にわたって良好な生活環境を維持し、市全体の活力向上に努めます。

(2) 加須駅周辺のまちづくりの推進

加須駅周辺においては、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」による取組を優先的まちづくりゾーンから順次進めるとともに、あらゆる世代が集い交流する空間の形成や、民間活力を原動力とした様々な都市機能の集積を図るなど、複合的な土地利用に努めます。

また、埼玉版スーパー・シティプロジェクトと連携し、まちなかの空地や空き店舗、空家などの既存ストックの活用や再生に向けた協議を関係団体等と進め、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

(3) 良好な住環境の形成

民間の土地開発については、計画的で良好な住環境の形成を推進するため、「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく適切な指導に努め、都市機能や居住環境等の維持・充実を図ります。

また、野中土地区画整理事業については、効率的・効果的な事業の進捗を図り、早期完了を目指して取り組むとともに、除外地区については、整備方針に沿って道路、公園等の公共施設の整備を推進します。

さらに、市営住宅等については、公営住宅のニーズ等の状況を見ながら、再編等を進めます。

協働のまちづくり

地域住民や開発事業者等との協働により、住みよいまちづくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
企業立地（1ha以上）件数	7件	13件	
都市計画法第34条第11号開発許可件数	119件	120件	
野中土地区画整理事業の区域内人口	1,553人	3,240人	計画人口：3,800人 (事業施行期間：令和14年度まで)

第2項 道路ネットワークの構築・道路環境の向上

基本方針

渋滞の解消や安全対策を図るため、国・県道の早期整備に向けて埼玉県への継続的な要望に努めます。

また、災害時の広域避難経路や緊急輸送道路を確保するための「利根川新橋」及び市内を南北に結ぶ幹線道路の早期整備の促進に努めます。

企業などの社会経済活動や市民の日常生活を支え、便利で暮らしやすいまちをつくるため、市内の幹線市道による道路ネットワークの構築に努めるとともに、誰もが利用する最も身近な生活道路の整備に努めます。

さらに、老朽化した橋りょうの計画的な修繕や、市民との協働などにより、効率的・効果的な維持管理に取り組み、道路環境の維持向上に努めます。

関連するSDGs



現状と課題

国・県道の整備については、要望活動に取り組んだ結果、国道125号や国道354号、県道北中曽根北大桑線などの整備に至り、道路交通の利便性は確実に向上していますが、依然として市内の幹線道路では渋滞が発生している箇所や未整備区間のある道路もあります。

今後も、県道の整備促進に加え、また、県域を越える広域避難経路の確保、緊急輸送道路としての活用及び地域経済の活性化が見込まれる「利根川新橋」の整備を促進するため、群馬県板倉町、栃木県栃木市と連携し、国や県への要望活動を継続することが必要です。

また、鉄道などによるまちの分断や踏切による慢性的な交通渋滞を解消するため、市内を南北に結ぶ幹線道路の整備促進が必要です。

市内各地域を結ぶ幹線市道については、交通の流れをスムーズにさせる国・県道とのネットワークを構築するために、計画的に整備を行う必要があり、市民の日常生活を支える生活道路については、公平性・効率性のため、加須市生活道路整備事業評価システムによって評価を行い、優先順位に基づく道路整備が必要です。

さらに、県内で最も多くの橋りょうを管理する本市では、高度経済成長期以降に集中的に整備した橋りょうの老朽化が進んでいるため、橋りょうの計画的な点検及び修繕が必要です。

また、舗装面や側溝の破損、街路樹による歩道の根上りなどの道路施設の老朽化や、道路敷地内の雑草繁茂による道路環境の悪化への対応が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市道路網整備計画	市の道路を計画的に整備し、国・県道を含めた市全体の道路ネットワークを構築するための計画
加須市橋りょう整備計画	橋りょうの長寿命化及び耐震化の2つの事業を実現するため、各整備方針を定めた計画

具体的な施策

(1) 県道の整備促進

市内幹線道路における渋滞の解消や安全対策、また、新たな道路ネットワーク構築を図るため、市の中心部を通る都市計画道路幸手久喜加須線、都市計画道路下高柳道地線、東部地域を通る都市計画道路幸手鷲宮加須線、北部地域を通る都市計画道路栗橋大利根加須線、さらに、北中曽根北大桑線、羽生外野栗橋線、加須北川辺線、加須鴻巣線などの整備が必要であり、早期整備に向けて埼玉県に強く要望していきます。

都市計画道路下高柳道地線の市道148号線（済生会通り）から国道122号については、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」における東西方向の主軸を担う都市計画道路であることから、埼玉県と連携を図り、整備促進に努めます。

(2) 利根川新橋の整備促進

県域を越える広域避難経路や緊急輸送道路の確保により災害時において命を守るとともに、人やモノの交流による地域経済の活性化を図るため、本市と群馬県板倉町を結ぶ「利根川新橋」の早期建設とその架橋に係る幹線道路の整備促進について、同町と構成する「加須・板倉利根川新橋建設促進協議会」において、国や埼玉県・群馬県に強く要望していきます。

また、利根川及び渡良瀬川への架橋を含めた広域的幹線道路については、栃木県栃木市も含めた2市1町で連携を図り、整備促進します。

(3) 南北幹線道路の整備促進

踏切による慢性的な交通渋滞を解消するため、南北幹線道路の整備促進について、関係機関へ要望活動を実施します。

また、県道を補完するルートの検証や関係機関との協議を行い、効果的、効率的な整備推進について検討します。

(4) 幹線市道・生活道路の整備推進

幹線市道については、近隣市や地域及び公共施設を結び、人・情報・物・産業の活発な交流を支えるため、通過交通の流れをスムーズにし、利便性と快適性を兼ね備えた道路ネットワークを構築するとともに、交差点改良や歩道の確保など、誰もが便利に通行できる、人にやさしい道づくりを「加須市道路網整備計画」に基づき計画的な整備に努めます。

特に、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」内の埼玉県済生会加須病院周辺には、都市機能の集積を促進するための幹線道路、さらには区域の広がりを見据えた幹線道路の整備を目指します。

また、生活道路については、自治協力団体からの要望を加須市生活道路整備事業評価システムによって公平に評価し、優先性を考慮して、市民の日常生活に密着した安全性や利便性の向上など、市民に親しまれる道路整備に努めます。

(5) 橋りょうの安全対策

老朽化した橋りょうの安全を確保するため、計画的、継続的な点検を行い、点検結果に基づき、計画的な修繕を行い、橋りょうの安全対策を進めます。

(6) 道路環境の維持・向上

道路・公園等ウォッチャーなどの市民からの情報提供や道路パトロールによって、常に道路や橋りょう等の道路構造物の現況を把握し、緊急性や必要性に応じた道路の補修を行います。

また、市民との協働、民間活力を活かした効率的、効果的な維持管理について検討を進めるとともに、埼玉県や関係機関へ信号機及び歩道橋設置などの要望活動を行い、道路環境の維持向上に努めます。

協働のまちづくり

市民と協働し、生活道路の砂利敷きや側溝清掃など簡易な作業を実施します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
交通ネットワーク、道路環境に対する市民の満足度	16%	50%	市民アンケートで「満足」・「やや満足」と答えた人の割合
道路に起因する事故発生件数	5件	0件	

第3項 魅力ある公園づくり

基本方針

機能に応じた公園形態の見直し、公園の統廃合や施設の再配置を行い、身近な緑や憩いの場を提供します。加須駅周辺の新たなまちづくりエリアには、市民からニーズが高い、あらゆる世代が集い交流する魅力ある新たな交流空間の創出を推進します。

また、あらゆる人が、安全安心で利用しやすい公園施設の設置を推進するとともに、公園の適切な維持管理を推進します。

さらに、地域にある身近な公園に愛着を持ってもらうため、市民や自治協力団体、企業などと一緒に協働による公園づくりを推進します。

関連するSDGs



現状と課題

本市では、公園の特徴や利用者ニーズ、それぞれの地域や地区のニーズに即した利用促進を図るため、「スポーツ・健康づくり型」、「遊び型」、「自然・文化・歴史型」、「コミュニティ・広場型」の4つの形態に分類するとともに、災害用物資の保管場所や災害時の避難場所など防災面での活用が図れるよう、機能に応じた公園の維持・充実を図ってきました。一方、立地や機能が重複している公園や借地による公園が多くあることなど、今後の少子化に伴う人口減少や高齢化による将来の公園利用状況を見据え、自治協力団体や利用者から意見をいただきながら、公園形態の分類の見直しを行い、公園の廃止や統合、施設の再配置などについても検討する必要があります。

また、令和4年10月に実施した加須駅周辺新たなまちづくりに関する市民アンケート調査では、加須駅南口に公園を整備してほしいとの回答が多くあり、この地域への新たな公園の設置ニーズが高く、新たな公園の整備を検討する必要があります。

さらに、これまでの公園づくりでも多機能トイレやスロープ、車椅子で利用できる水飲み場、駐車場など、障がいのある方でも利用できる公園施設を一部に設置してきましたが、今後はより一層、障害の有無や年齢、性別、国籍などを問わずあらゆる人が安全安心に利用できるような公園施設（インクルーシブ遊具など）の整備が必要となります。

また、350以上の公園を有する本市では、行政だけでの適切な維持管理には限界があり、市民等との協働による管理が必要とされています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市公園設置管理方針	都市公園、児童遊園地、開発公園を含むその他公園の3つに分類していた公園を統合し、使われ方に着目して、求められる機能に応じて4つの公園形態に分類し設置管理する方針
加須市公園維持管理計画	公園に求められる機能を維持・充実させるため、公園形態再編の方法や公園維持管理の基本方針を定めた計画

具体的な施策

(1) 公園の再編

立地や機能が重複している公園など、それぞれの公園の利用実態に基づき、機能に応じた公園形態（①スポーツ・健康づくり型、②遊び型、③自然・文化・歴史型、④コミュニティ・広場型）の分類見直しを行い、将来の少子高齢化を見据え、利用者や地域のニーズを踏まえつつ、必要に応じて公園の廃止や統合、施設の再配置を行います。

また、身近な緑の保全に努め、市民の憩いの場を提供します。

(2) 魅力あふれる新たな交流空間の創出

加須駅周辺の新たなまちづくりエリアには、あらゆる世代が集い交流を生み出す魅力あふれる新たな公園整備を推進します。

また、新たな公園整備に当たっては、市民からの意見や公園に対するニーズを踏まえ、基本理念・テーマを設定し、公園の位置、規模、施設等の検討を行います。

(3) 公園施設の適切な設置や維持管理

あらゆる人が公園を安全安心に利用できるよう、公園施設の設置に配慮するとともに、定期的に清掃、除草、樹木剪定（せんてい）、遊具の保守点検や修繕等、公園施設の適切な配置や維持管理を推進します。

(4) 様々な担い手による公園の維持管理

自治協力団体や利用者に公園への愛着を持っていただくため、公園サポーターをはじめ、様々な担い手による公園の維持管理を推進します。

協働のまちづくり

自治協力団体への公園維持管理業務の委託や公園サポーター等の団体と連携し、市民との協働による公園の維持管理を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
公園利用者意見聞取りにおける満足度	72.7%	80%	
公園の維持管理に関する市民活動団体数	14団体	26団体	

第4項 地域公共交通の充実

基本方針

コミュニティバス「かぞ絆号」については、交通弱者と言われる高齢者等の通院や買物などの移動手段として、市内公共交通事業者と連携して、必要な運行改善を実施し、利便性の向上と利用促進を図ります。

また、コミュニティバスとともに地域公共交通を支えている民間路線バスやタクシーの維持に努めます。

鉄道については、鉄道事業者や関係機関に対し、輸送力増強や利便性の向上などに関する要望を粘り強く継続します。

関連するSDGs



現状と課題

運転免許証の自主返納が浸透する中、高齢者をはじめとするいわゆる「交通弱者」の移動手段の確保・充実を図ることが求められています。

また、コミュニティバス「かぞ絆号」の充実や利便性の向上が求められており、これまでも利用実態や市民からの要望等を踏まえ、必要な改善は適宜行っていますが、市民の移動手段の充実を図るため、今後も市内公共交通事業者への影響や財政的なバランスを十分に考慮し、さらに、社会的な課題である運転手不足に対応しながら、安定した持続的な運行体制に見直していく必要があります。そのような中で、自動運転バス等の導入を検討するなど、更なる移動手段の充実と確保が必要です。

地域公共交通については、民間路線バスやタクシーを運行する市内公共交通事業者と市がそれぞれの役割を担いながら、ともに地域の公共交通を支えていくことが重要です。利用者数の減少や運転手の高齢化等の課題を抱えている市内公共交通事業者の存続を支援していく必要があります。

鉄道については、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、鉄道事業者や関係機関に対し、輸送力増強等に関する要望を継続しているものの、利便性の大きな向上に至っていません。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域公共交通計画	地域の移動手段を確保するためのビジョン、事業体系を示し、地域にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにする計画
加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方にに基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

具体的な施策

(1) コミュニティバスの維持・充実

デマンド型乗合タクシー・循環バス・シャトルバスの3つの方式で運行しているコミュニティバス「かぞ絆号」については、利用者のニーズを的確に把握し、市内公共交通事業者への影響や財政的なバランスを十分に考慮しながら、高齢者等交通弱者の移動手段の確保、公共交通不便地域の解消を図ります。

また、持続可能で安定した運行を確保するため、適宜、運行体制を見直し、コミュニティバスの最適化を図りながら、民間路線バスやタクシーとともに地域公共交通を支えられるように、その維持、継続に努めます。

加えて、自動運転バス等の導入を検討し、実証実験や安全性・採算性などを踏まえた導入可能性を探っていきます。

(2) 民間路線バス・タクシーの維持

利用者数の減少や運転手の高齢化等の課題を抱えている民間路線バスやタクシーの市内公共交通事業者については、コミュニティバスとともに地域公共交通を支えられるように、その維持、継続に努めます。

(3) 鉄道の輸送力増強と利便性の向上

鉄道を利用する市民の利便性の向上を図るため、東武伊勢崎線については、東武鉄道株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対して、輸送力増強や利便性の向上などに関し、本市単独での要望活動のほか、沿線の自治体で構成する各協議会等や埼玉県を通じた要望活動を粘り強く継続します。

また、東武日光線については、沿線の自治体との連携を図りながら、輸送力増強に関する要望活動を行います。

さらに、本市の重要な観光資源である渡良瀬遊水地や三県境の玄関口となっている柳生駅の再整備を推進し、利用者の利便性の向上はもちろん、観光振興や地域活性化を図ります。

協働のまちづくり

市内公共交通事業者と協働し、交通弱者の移動手段の確保や公共交通不便地域の解消を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
コミュニティバス「かぞ絆号」一日 当たり利用者数	229.2人	270人	デマンド型乗合タクシー、循環バス、シャトルバスの延べ利用者数の合計
デマンド型乗合タクシー利用登録者 数	18,953人	21,500人	

第5項 行政手続の利便性と窓口サービスの向上

基本方針

デジタル社会の発展や多様化する市民ニーズに対応するため、デジタル技術を活用して行政手続などのオンライン化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努め、デジタルで喜びや笑顔あふれるスマートな市役所づくりを推進します。

また、こうした行政手続などのオンライン化による利便性の向上に当たっては、引き続き、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、デジタル技術を活用したサービス提供の基盤となるマイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化などに取り組んでいます。

しかしながら、現在も書類による手続や市役所等に出向いての対面による手続のほか、押印を必要とする手続も残っているなど、オンライン化は十分に進んでいるとは言えない状況です。

また、平日来庁できない方への対応として、日曜窓口やコンビニエンスストアなどによる証明書等交付サービスを提供してきました。多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、市役所を訪れることなく行政手続ができるオンライン化やご遺族サポート窓口など、窓口サービスの充実により、今後も継続して市民の利便性と行政サービスの向上を図る必要があります。

一方、こうした利便性の向上には、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティ対策への不断の取組が求められます。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画
加須市 DX 推進計画	DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の羅針盤として、喜びや笑顔あふれるスマートで持続可能な地域社会の形成を目指し、全ての分野に関わる横断的な計画

具体的な施策

(1) 行政手続オンライン化の推進

オンラインによる市民との相談業務・添付書類や押印の省略などによる行政手続の簡便化を図りながら、公共施設の予約や使用料等の納付など、時間や場所の制約を受けずに24時間、いつでも・どこにいても・来庁することなく手続可能なオンラインによる行政手続を充実させて、「行かない・来させない」窓口を推進します。

また、本人確認の有効な手段であり、さらに、デジタル化の基盤であるマイナンバーカードを有効に活用しながら、利便性の高い行政手続のオンライン化を推進します。

(2) 窓口サービスの向上

市民が身近な場所でサービスを受けられるように、各総合支所をはじめ、コンビニエンスストアなどでの証明書等交付サービスの利用を推進します。

また、窓口手続において、ワンストップによる窓口や申請書の作成支援などにより、「書かない・書かせない」、「待たない・待たせない」など来庁者の負担を軽減し、滞在時間の短縮に取り組みます。

加えて、多様なニーズに応じ、様々な窓口シーンに合わせて円滑にコミュニケーションが図れるサービスやキャッシュレス決済の充実、AI等の先進技術を活用した効果的な行政サービスを提供するなど、スマートなまちづくりに取り組みます。

(3) 個人情報の保護

安心で便利なサービスを提供するため、情報システムの信頼性や安定性の確保はもとより、職員の情報管理能力の向上を図るとともに、個人情報の適切な保護のため、サイバー攻撃による情報漏えいの防止などの情報セキュリティ対策を徹底します。

協働のまちづくり

窓口サービスなどのアンケート調査により把握した市民の声を反映し、本庁舎や各総合支所の行政サービスの向上を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
行政手続のオンライン申請利用率	56%	62%	
職員の対応についての市民満足度 (※)	83%	86%	市民アンケートで「満足」・「やや満足」と答えた人の割合
証明書発行のコンビニ交付利用率	25%	36%	

※「職員の対応についての市民満足度」の現状値は、令和5年度の値（隔年ごとに実施の窓口対応等実態調査結果による直近の値）

第1項 効果的で効率的な自治体運営

基本方針

持続可能で安定的な行財政基盤を確立できるよう、公共施設の適正な配置や計画的な行財政運営に努め、職員の能力開発や組織の見直し、「加須やぐるまマネジメントサイクル」による行政評価を実践し、効果的な行財政運営を推進します。

また、デジタル社会の発展に対応した行政のデジタル化を実現するため、AI やクラウドなどのデジタル技術を活用した自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、あらゆる分野において効果的に行政サービスを提供するため、業務の効率化を図ります。

さらに、近隣自治体との連携を強化し、広域的な取組を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策に多額の経費が必要となっています。また、合併して誕生した現在の本市は、類似施設が多いため、今後の人口規模や財政規模に見合った施設数となるよう、公共施設の統廃合と適正な配置を実現していかなければ、真に必要な施設を適切に維持していくことができなくなります。

少子高齢化の進展をはじめとした、社会経済情勢の変化や制度改正、新たな行政需要などに対応するため、市が行う全ての事業について行政評価による改善・見直しが必要です。

自立した自治体経営のため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組による効果的かつ効率的な事務改善の推進と、マイナンバーの活用や税及び税以外の収入の確保、未利用普通財産の売払いを進めるなど、新たな行政サービスの導入や財源確保策が必要です。

生産年齢人口の減少による安定的な税収の確保が課題となる中、物価高騰や労務単価の上昇等による経常的経費の増加に伴い、本市の財政状況は厳しさを増しています。

最適の人員で最大の効果を上げられるよう、簡素で効率的な組織と定員管理を行うとともに、様々な行政課題などに対応可能な職員の能力開発を継続して行う必要があります。

また、市民ニーズの多様化や頻発する自然災害への対応など、市域を越えた広域的な視点を要する自治体間共通の行政課題に対応するため、他の自治体とのより一層の連携強化が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画
加須市 DX 推進計画	DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の羅針盤として、喜びや笑顔あふれるスマートで持続可能な地域社会の形成を目指し、全ての分野に関わる横断的な計画
加須市人材育成基本方針	限られた人材を最大限活用する人事管理を達成するための目指す「職員像」や、職員の意識改革・人材育成の方策などをまとめた指針
加須市公共施設等総合管理計画 加須市公共施設等個別施設計画	公共施設の更新・統廃合・長寿命化の計画的な実施と最適な配置の実現を目的とした今後の公共施設等のあり方に関する方針
公共調達改革に関する加須市の取組基本方針	良質で安価な社会資本の整備という社会的要請に応えるとともに、地域特性などに配慮しつつ確実な改革を推進する基本方針
未利用普通財産（土地・建物）の利活用基本方針	未利用普通財産の利活用を計画的に推進するための考え方や今後の取組等を示した基本方針

具体的な施策

(1) 公共施設等の適正な配置と民間活力の活用

公共施設の老朽化対策と併せて、施設の統廃合を進め、真に必要とされる公共施設の適正な配置の実現を目指すとともに、公共施設における利便性の高い市民サービスの提供と維持管理費の縮減を図るため、指定管理者制度の導入や民間事業者等への委託など、更なる民間活力の導入と連携を推進します。

(2) 計画的で効率的な行政運営

市が行う全ての事務事業について、市民の立場と経営の視点に立ち、加須やぐるまマネジメントサイクル（PDCAサイクル）による行政評価を行い、不断の改善と見直しを進め、計画的かつ効率的な「自立した自治体経営」を実現します。

また、市が行う事務の執行等についての適法性、効率性、有効性を検証し、市政の公正で合理的かつ能率的な執行を確保します。

さらに、AI やクラウドなどのデジタル技術を活用した自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進して、アナログな業務をデジタルへシフトすることで、生産性の向上と職員の働き方改革を進め、効果的で効率的な行政運営に努めます。

そして、市民生活における量よりも質を重視する成熟社会への移行に伴い、誰もが生きがいを感じられ、活躍ができ、将来にわたって持続可能な成長と成熟のバランスの取れたまちづくりを推進します。

(3) 安定的な財政運営

「収支の均衡」、「債務残高の圧縮」、「将来への備え」の3つを財政運営の基本姿勢として、限られた財源の中で、社会経済情勢の進展による影響を考慮しながら、市の施策の優先度、実効性を反映した予算編成を行い、今後も引き続き、安定した財政運営に努めます。

また、市有財産の有効活用を図るとともに、市税以外の自主財源として、未利用地の売却、ふるさと納税制度の効果的な運用、各種広告料収入等により歳入を確保します。

さらに、サービスに対する経費やサービス内容等の各種データ等の整理と分析を行い、施設使用料・交付手数料・団体補助金等の市民サービスと負担の適正化を推進します。

(4) 職員の能力開発と時代に合った組織管理

将来にわたって行政サービスを確実に提供し、新たな行政需要に的確に対応していくため、必要な人材の確保と職員の能力開発に努めます。

また、業務の効率化や組織体制の見直しなどを踏まえながら、業務の質や量に応じた定員管理を行います。

さらに、多様で柔軟な働き方を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスの促進やテレワーク・リモートワーク等の活用など、市役所における働き方改革を推進します。

(5) 広域行政の推進

県境隣接自治体で構成する関東どまんなかサミット会議等に参画し、水害時広域避難場所の確保等、緊急時の取組など広域的な取組を推進します。

また、近隣自治体との公共施設の相互利用の実施のほか、一部事務組合や広域連合などによる、効率的な事務執行を推進するとともに、引き続き構成市町と協力して一層の経営改善を図ります。

協働のまちづくり

市民と行政との協働や市内部の改革や改善の推進によって、効果的で効率的な自治体運営の実現を目指します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
人口の社会増減数	669人の増加	増加を維持	
AI・RPAの活用数	21件	33件	
全課の事務改善件数	96件	112件	
市税の収納率	98.5%	98.8%	

IV 資料編

1

第2次加須市総合振興計画改訂版策定の経過

年	月 日	項 目
平成 24 年	1月 4日	第 1 次総合振興計画 策定
平成 28 年	2月 8日 11月14日	第 1 次まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定 第 1 次総合振興計画 改訂（後期基本計画 策定）
令和 2 年	3月16日	第 1 次まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂
令和 3 年	2月26日	第 2 次総合振興計画 策定 （前期基本計画・第 2 次まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定）
令和 6 年	11月～12月	「まちづくりアンケート調査」・「若者の進学・就職などの希望に関する調査」の実施
令和 7 年	6月 2日 6月30日 7月11日 7月17日 7月23日 7月28日 8月 8日 8月20日 8月22日 9月18日 10月22日 10月30日 11月13日 11月20日～ 12月19日 12月25日	第 1 回 3 役調整会議 第 1 回 総合振興計画推進本部 第 2 回 総合振興計画推進本部 第 3 回 総合振興計画推進本部 第 4 回 総合振興計画推進本部 第 5 回 総合振興計画推進本部 第 6 回 総合振興計画推進本部 第 7 回 総合振興計画推進本部 第 1 回 総合振興計画審議会 第 8 回 総合振興計画推進本部 第 9 回 総合振興計画推進本部 第 2 回 3 役調整会議 第 2 回 総合振興計画審議会 計画案に対するパブリックコメントの募集 第 10 回 総合振興計画推進本部
令和 8 年	1月15日 1月21日 2月 5日 3月 9日 3月18日	第 3 回 総合振興計画審議会 諮問 総合振興計画審議会 答申 第 2 次総合振興計画基本構想改訂案を市議会に提出 市議会において第 2 次総合振興計画基本構想改訂案 議決 第 2 次総合振興計画 改訂 （後期基本計画・第 3 次まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定）

2

市民参加

(1) まちづくりアンケート調査

① 調査の目的

本調査は、加須市の市政運営の指針となる「第2次加須市総合振興計画 後期基本計画」の策定に当たり、市民の意見を広く反映させるための基礎資料とすることを目的として行ったものです。

② 調査の方法

- ・調査対象 市内居住の18歳以上の男女
- ・対象者数 5,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳（令和6年10月21日現在）から無作為抽出
- ・調査方法 郵送配布、郵送・インターネット回収
- ・調査期間 令和6年11月20日送付、12月6日締切

③ 調査項目

- ・回答者の属性について
- ・加須市の住みごころについて
- ・まちづくりについて
- ・加須市の施設等について
- ・自由記入意見

④ 回収結果

・標本数 5,000票 ・有効回収数 1,506票 ・有効回収率 30.1%

⑤ アンケート結果（施策の満足度、重要度について抜粋）

施策の満足度と重要度について、次のとおり加重平均値を算出し分析を行いました。

<加重平均の算出方法>

$$\text{加重平均} = \frac{\sum_{i=1}^{\text{回答数}} (A \times 2 + B \times 1 + C \times 0 + D \times (-1) + E \times (-2))}{(\text{無回答を除く回答総数})}$$

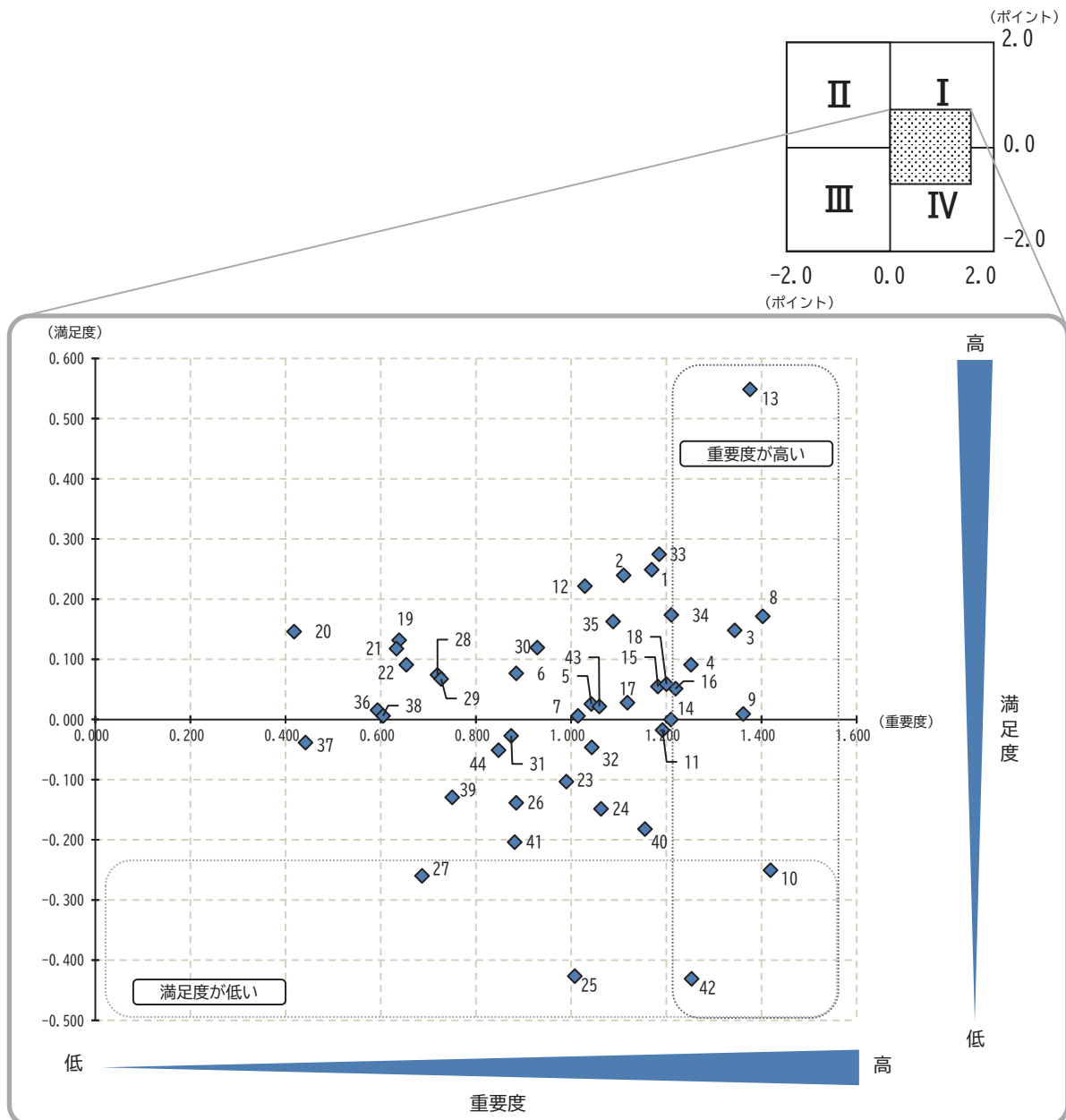
- A：満足 (重要) +2ポイント
- B：やや満足 (やや重要) +1ポイント
- C：普通 (どちらともいえない) 0ポイント
- D：やや不満 (あまり重要ではない) -1ポイント
- E：不満 (重要ではない) -2ポイント

※回答者が全員「満足（重要）」であれば、2.0ポイントとなり、全員が「やや満足（やや重要）」であれば、1.0ポイントとなります。

評価の対象施策は、以下の 44 施策です。

- | | | | |
|------------------|----------------------------------|---------------|-----------------------------|
| 1 健康づくりの推進 | 12 消防力の強化 | 23 多様な雇用の創出 | 34 きれいな水の再生 |
| 2 感染症対策の迅速・適切な実施 | 13 安全な水道水の安定的な供給 | 24 農業の活性化 | 35 公害のない生活環境の確保 |
| 3 地域医療体制の充実 | 14 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援 | 25 商業の活性化 | 36 シティプロモーションの推進 |
| 4 高齢者福祉の充実 | 15 子どもの健やかな成長の支援 | 26 地域経済の活性化 | 37 広聴の推進 |
| 5 障がい者福祉の充実 | 16 仕事と子育ての両立の支援 | 27 観光によるまちおこし | 38 市民と行政との協働 |
| 6 ともに支え合う地域福祉の推進 | 17 幼児教育の充実 | 28 環境学習・教育の推進 | 39 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成 |
| 7 生活の安定・安心の促進 | 18 学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり | 29 環境活動の促進 | 40 交通ネットワークの構築・道路環境の向上 |
| 8 水害対策の強化 | 19 生涯学習の推進・芸術文化の振興 | 30 自然環境との共生 | 41 公園の維持・充実 |
| 9 震災等対策の強化 | 20 スポーツ・レクリエーションの振興 | 31 美しい景観の形成 | 42 地域公共交通の充実 |
| 10 防犯体制の強化 | 21 人権尊重社会の推進 | 32 地球温暖化への対応 | 43 行政手続の利便性と窓口サービスの向上 |
| 11 交通安全対策の充実 | 22 男女共同参画社会の推進 | 33 循環型社会の構築 | 44 効果的で効率的な自治体運営 |

※下の図は、右の図の網掛けの部分拡大したものです。



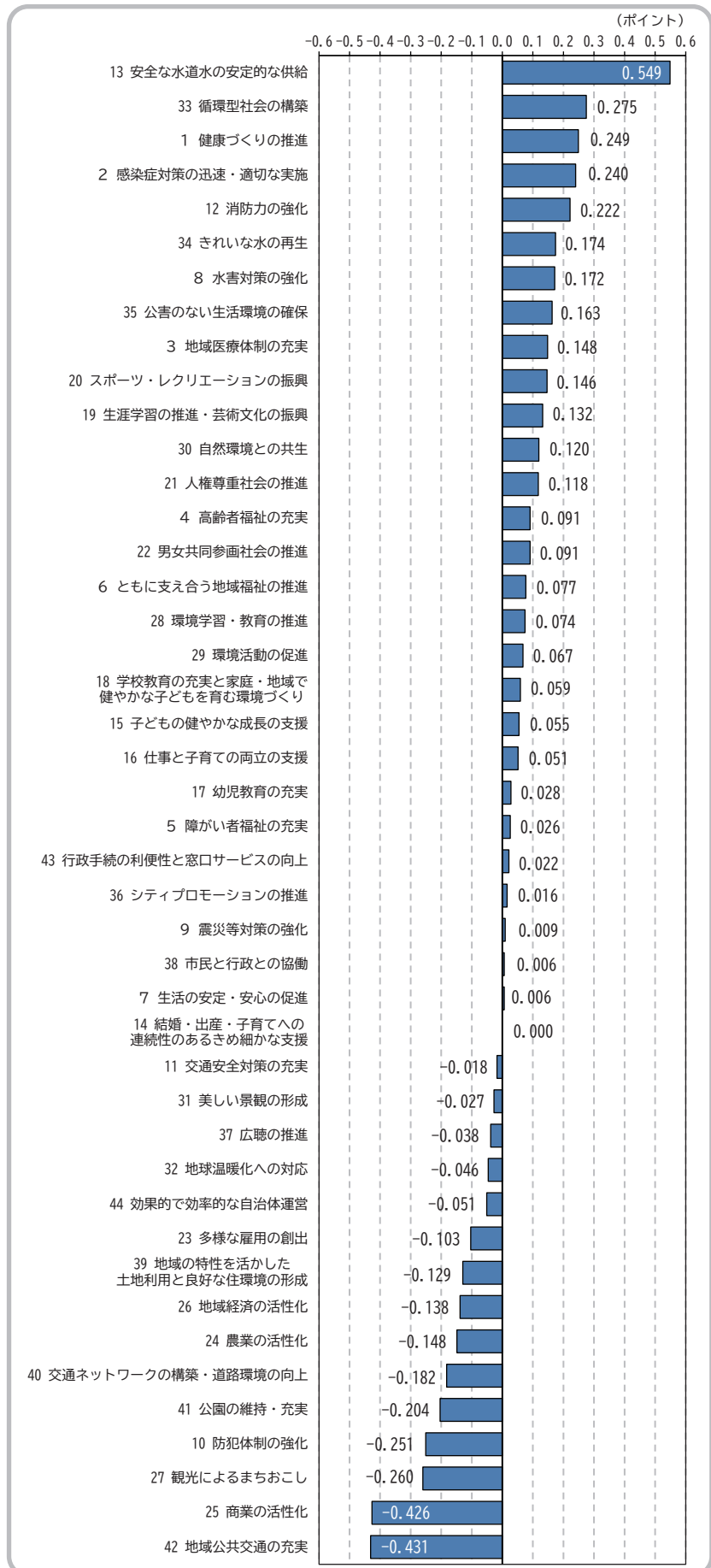
満足度

満足度は、29 施策がプラス、15 施策がマイナス

加重平均により満足度が特に高い項目は、「13 安全な水道水の安定的な供給」で、比較的高い項目としては「33 循環型社会の構築」、「1 健康づくりの推進」となっており、これらを含めてプラスになっている項目は 29 施策です。

満足度の低い項目は、「27 観光によるまちおこし」、「25 商業の振興」、「42 地域公共交通の充実」などであり、これらを含めてマイナスになっているのは 15 施策です。

前回調査（令和元年度）と比べ、満足度がプラスの施策が 10 施策増えており、満足度が大きく上がったものは、「8 水害対策の強化」、「3 地域医療体制の充実」、「13 安全な水道水の安定的な供給」であり、逆に大きく下がったものは、「41 公園の維持・充実」、「42 地域公共交通の充実」でした。（ただし、前回調査時は第 1 次加須市総合振興計画の施策が対象）



重要度

重要度は、全施策がプラス、26 施策が 1.0 以上

重要度をみると、全施策がプラスであり、中でも 26 施策が 1.0 以上となっています。比較的重要な項目は、「10 防犯体制の強化」、「8 水害対策の強化」、「13 安全な水道水の安定的な供給」、「9 震災等対策の強化」、「3 地域医療体制の充実」、「42 地域公共交通の充実」、「4 高齢者福祉の充実」、「16 仕事と子育ての両立の支援」、「34 きれいな水の再生」などです。

重要度の比較的低い項目は、「36 シティプロモーションの推進」、「37 広聴の推進」、「20 スポーツ・レクリエーションの振興」などです。

前回調査（令和元年度）と比べ、全施策の中で重要度が大きく上がったものは、「6 ともに支え合う地域福祉の推進」、「32 地球温暖化への対応」、「23 多様な雇用の創出」であり、逆に大きく下がったものは、「12 消防力の強化」、「15 子どもの健やかな成長の支援」、「9 震災等対策の強化」でした。（ただし、前回調査時は第1次加須市総合振興計画の施策が対象）



(2) 若者の進学・就職などの希望に関する調査

① 調査の目的

本調査は、加須市内の高校・大学に在籍している方から、進路、住まい、結婚や子どもなどに関する意識や希望を聞き取り、今後のまちづくりを担う若い世代が暮らしやすい、魅力あるまちづくりを考えるための基礎資料とすることを目的として行ったものです。

② 調査の方法

- ・ 調査対象 不動岡高等学校、開智未来高等学校、花咲徳栄高等学校在学の2年生及び平成国際大学在学の3年生
- ・ 調査方法 学校を通じて配布、学校を通じて回収又はインターネット回収
- ・ 調査期間 令和6年11月～12月

③ 調査項目

- ・ 回答者の属性について
- ・ 進路希望について
- ・ 住まいの希望について
- ・ 結婚・子どもについて
- ・ 自由記入意見

④ 回収結果

- ・ 標本数 1,180 票
- ・ 有効回収数 1,033 票 (高校生：908 票、大学生：125 票)
- ・ 有効回収率 87.5%

(注)

・ 集計について

比率は、全て百分率(%)で表し、小数点第2位以下を四捨五入して算出しています。したがって、比率の合計が100.0%に満たない、あるいは超える場合があります。

また、複数回答の設問については、1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよいことから、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

・ 設問ごとの集計の有効回収数

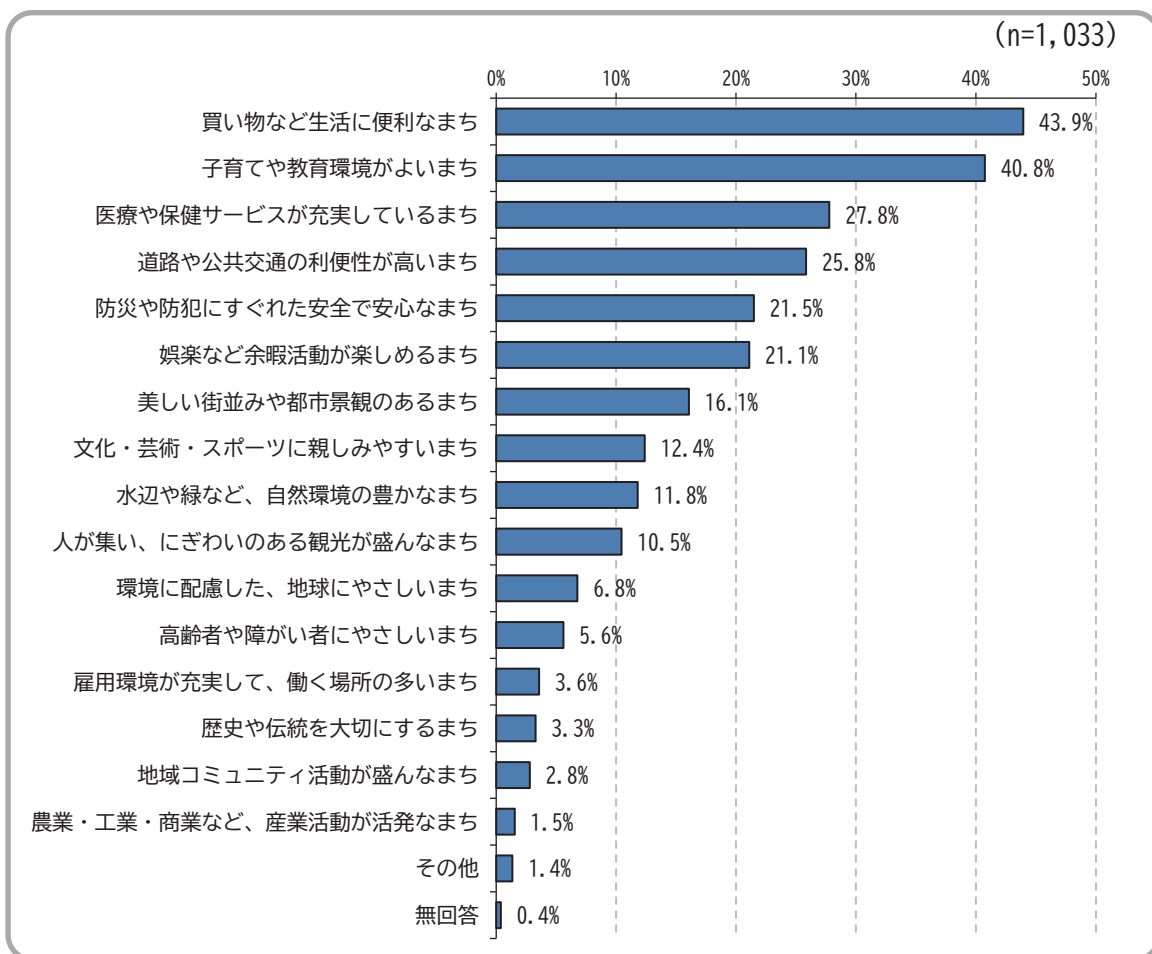
グラフで“n = 1,033”と表記してあるのは集計の有効回収数です。全員が回答すべき設問では1,033となりますが、回答者が限定される場合は、この数を下回ります。

⑤ 調査結果（加須市の望ましいあり方と現在のイメージについて抜粋）

（質問）もし、あなたが加須市に住むとしたら、加須市がどのようなまちであって欲しいですか。
 （その他を含む17の選択肢のうち、3つまで選択）

（回答）加須市に住むとしたら、加須市がどのようなまちであって欲しいかについては、「買い物など生活に便利なまち」が43.9%と最も多く、次いで「子育てや教育環境がよいまち」が40.8%、「医療や保健サービスが充実しているまち」が27.8%となっています。

そのほか、20%を超えている項目は、「道路や公共交通の利便性が高いまち」が25.8%、「防災や防犯にすぐれた安全で安心なまち」が21.5%、「娯楽など余暇活動が楽しめるまち」が21.1%となっています。

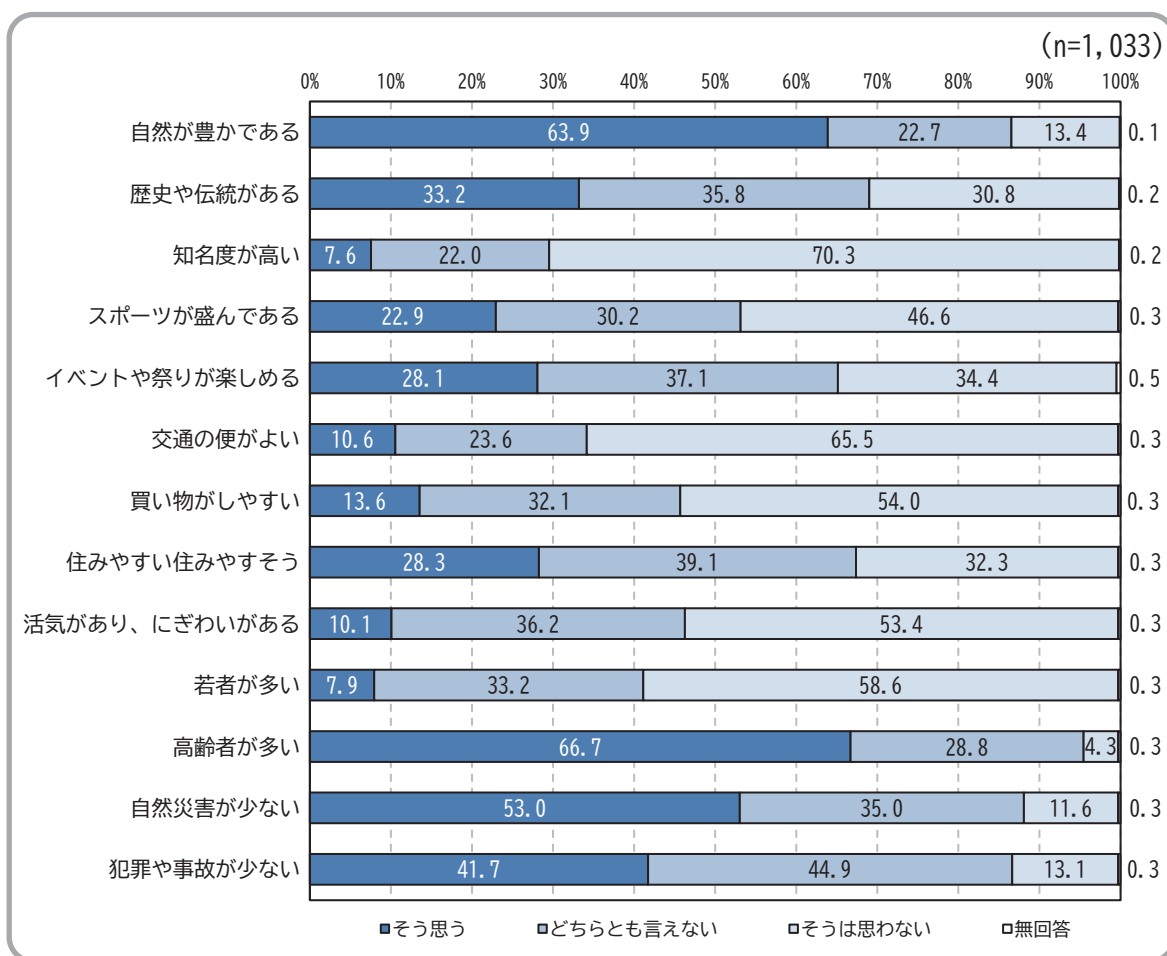


(質問) 現在の加須市について、どのようなイメージを持っていますか。

(13のイメージごとに、そう思う、どちらとも言えない、そうは思わない、のうち1つだけ選択)

(回答) 加須市のイメージについては、「高齢者が多い (66.7%)」、「自然が豊かである (63.9%)」、「自然災害が少ない (53.0%)」が「そう思う」の上位にあげられています。

一方、「知名度が高い (70.3%)」、「交通の便がよい (65.5%)」、「若者が多い (58.6%)」が「そうは思わない」の上位にあげられています。



(3) パブリックコメント

「第2次加須市総合振興計画改訂版」(案)への 市民意見(パブリックコメント)の結果概要

- 1 実施期間 令和7年11月20日(木)～12月19日(金)
- 2 募集方法
 - ・市ホームページにより周知
 - ・政策調整課及び各総合支所地域振興課の窓口で閲覧
 - ・電子申請サービス、郵送、電子メール、ファックス、持参により受付
- 3 意見総数 個人1名から合計1件
- 4 寄せられた意見の計画(案)への反映状況

	反映状況(件数)				
	総数	反映済	反映する	一部反映する	反映しない
【基本目標1】 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり	0	0	0	0	0
【基本目標2】 未来へつなぐ人を育むまちづくり	0	0	0	0	0
【基本目標3】 魅力と活力を生む産業のまちづくり	0	0	0	0	0
【基本目標4】 豊かな自然と快適な環境のまちづくり	0	0	0	0	0
【基本目標5】 協働による持続可能なまちづくり	0	0	0	0	0
【その他】	1	0	0	0	1
合 計	1	0	0	0	1

3

加須市総合振興計画審議会

(1) 審議会条例

加須市総合振興計画審議会条例

平成22年3月23日

条例第22号

改正 平成31年2月22日条例第1号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、加須市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市内の公共的団体等の代表者

(2) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。ただし、前条第2項第1号に規定する委員にあつては、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成31年条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員（市議会の議員の身分を有していた者（第19条の規定による改正前の加須市都市計画審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された者を除く。）を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす。

(2) 委員名簿

加須市総合振興計画審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

区 分	氏 名 (敬称略)	団体名等
(1) 市内の公共的団体等の代表者 (14名)	武正 寿明	加須医師会
	内田 親	加須市老人クラブ連合会
	尾高 幸江	加須市民生委員・児童委員協議会
	小西 七郎	加須市防災士連絡会
	嶋田 善市	加須市子育て応援子ども食堂・フードパントリー団体連絡会
	内田 俊輔	加須私立保育園園長会
	小山 郁子	加須市 PTA 連合会
	市川 邦夫	加須市スポーツ協会
	鈴木 君恵	かぞ地域女性会連合会
	山中 哲大	ほくさい農業協同組合
	眞中 紀	加須市商工会
	大塚 利雄	加須・大利根工業団地協議会
	坂本 優太	加須青年会議所
	○ 石川 安則	加須市自治協力団体連合会
(2) 知識経験を有する者 (6名)	◎ 石上 泰州	平成国際大学
	大河内 修治	埼玉りそな銀行 加須支店
	高柳 正行	埼玉県利根地域振興センター
	風間 啓	株式会社 Inlight
	庭山 正幸	公募委員
	佐藤 政代	公募委員

(3) 諮問

加政発第275号
令和8年1月15日

加須市総合振興計画審議会会長 様

加須市長 角 田 守 良

第2次加須市総合振興計画改訂版（案）について（諮問）

このことについて、加須市総合振興計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(4) 答申

令和8年1月21日

加須市長 角田守良様

加須市総合振興計画審議会
会長 石上 泰州

第2次加須市総合振興計画改訂版（案）について（答申）

令和8年1月15日付け加政発第275号により諮問のありました第2次加須市総合振興計画改訂版（案）につきまして、当審議会において慎重な審議を重ねた結果、適切であると認め、下記のとおり意見を付して答申します。

記

- 1 計画の推進に当たっては、当審議会の審議過程や市民アンケート調査等で寄せられた多くの意見を尊重するとともに、引き続き、基本構想に掲げられた新たな将来都市像の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりに最善の努力をされますよう要望します。
- 2 少子化に伴う人口減少は、今後も加速度的に進行していくことが予想されていることから、「第3次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な推進を図ることにより、人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための取組を一層推進されますよう要望します。
- 3 商業施設の撤退などによる駅周辺の商業集積地の空洞化への対応をはじめ、直面するまちづくりの課題に対し、迅速かつ適切な対策を講ずるとともに、市民や市内事業所に及ぶ影響を最小限に抑えるための柔軟な取組を推進されますよう要望します。
- 4 計画に位置付けられた全ての施策に対し、行政評価による検証を行い、改善策を検討するとともに、施策の推進に当たっては、適宜必要な見直しを実施し、実効性のある計画の進行管理に努められますよう要望します。

4

加須市総合振興計画推進本部

加須市総合振興計画推進本部設置要綱

(平成24年6月4日 市長決裁)

(設置)

第1条 加須市が将来都市像の実現に向けて、計画的、効率的な自立した自治体経営と市民等との協働によるまちづくりを確実に推進するとともに、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、加須市総合振興計画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合振興計画の策定及び改訂に関すること。
- (2) 総合振興計画の進行管理に関すること。
- (3) その他総合振興計画等に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充て、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 本部の補助機関として、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、本部長が任命する。
- 3 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。
- 4 分科会長及び副分科会長は、本部長が指名する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

- 2 分科会の庶務は、各分科会長が所属する部署において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

(加須市総合振興計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 加須市総合振興計画策定委員会設置要綱（平成22年11月25日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

(加須市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱の廃止)

- 2 加須市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱（平成27年11月29日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長 総合政策部長 総務部長 環境安全部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康スポーツ部長 都市整備部長 上下水道部長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 会計管理者 議会事務局長 教育委員会事務局生涯学習部長 教育委員会事務局学校教育部長 行政委員会事務局長

5 用語解説

用語	解説
あ	
RPA	アール・ピー・エー、Robotic Process Automation の略。定型的な操作やデータ入力などの作業を、事前に作成したシナリオに基づき、ソフトウェア（ロボット）が人の操作を再現するプログラムを実行する仕組みのこと。
愛育班員	近隣住民への声かけ及び見守りを通じて、健康づくりの支援を行う住民組織である「加須市母子愛育会」に所属する市民のこと。
ICT	アイ・シー・ティー、Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関連する技術一般の総称（情報通信技術）。
アイデンティティ	英語では「同一であること」「本人であること」といった意味を基本とする。その人や地域の特長や「らしさ」を示す言葉として使われる。
空家バンク	空家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空家の利用を希望する人に紹介する制度のこと。
い	
石綿セメント管	セメントにアスベストを混合して製造した石綿セメントを用いたコンクリート製の水道管のこと。
溢水（いっすい）	堤防のないところで河川の水があふれること。
医療 DX	保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤（クラウドなど）を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。
医療的ケア児	NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。
Instagram	インスタグラム。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じて写真の共有ができる SNS のこと。
インバウンド	海外から日本を訪れる旅行を指す。
う	
家読（うちどく）	家庭読書の略で、家族で読書を楽しむ習慣をつける読書活動のこと。
え	
AI	イー・アイ、Artificial Intelligence の略。学習・推論・認識・判断などの人間の知能を持たせたコンピュータシステム（人工知能）のこと。
エコ農業	農業生産における農薬の適正使用の徹底及び使用量の削減、たい肥等の有機物の施用などの環境保全型農業のこと。
エコミュージアム	エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）からなる造語であり、地域全体を一つの博物館に見立て、地域の自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産などを現地において保存、育成、展示することをいう。

用語	解説
エコライフ DAY&WEEK 埼玉	エコライフ DAY (デイ) は、簡単なチェックシートを利用して、埼玉県民が1日間のエコライフを体験すること。エコライフ WEEK (ウィーク) は、エコライフ DAY のチェック項目の中から、任意でいくつかの項目を選び、一週間取り組むこと。
SS	エス・エス、Suspended Solids の略。水中に懸濁している不溶解性物質のこと。
SNS	エス・エヌ・エス、Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービスのこと。
SDGs	エス・ディー・ジー・ズ、Sustainable (持続可能な) Development (開発) Goals (目標) の略。2015年(平成27年)9月の国連サミットで全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年(令和12年)までを期限とする17の国際目標のこと。
X	エックス。旧称 Twitter (ツイッター)。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じて140文字以内の短文(ポスト)の共有ができるSNSのこと。
NPO	エヌ・ピー・オー、Non-profit Organization の略。非営利組織。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。
LED	エル・イー・ディー、Light (光を) Emitting (出す) Diode (ダイオード) の3つの頭文字からなる。電流を流すと発光する半導体で、発光ダイオードともいう。LEDは蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから、環境負荷が低い発光体として、照明などに利用されている。
お	
温室効果ガス	赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる、大気中にある二酸化炭素(CO ₂)やメタンなどの気体のこと。人の活動により増加しており、京都議定書では温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO ₂)、メタンなどの6種類についての削減が定められている。
か	
海洋プラスチック問題	プラスチック製品が適切に処分されず、海に流されて海洋プラスチックごみとなり、海洋汚染や生態系に影響を及ぼす問題のこと。
カスリーン台風	昭和22年(1947年)9月に日本に接近し、関東地方や東北地方に甚大な浸水被害をもたらした台風のこと。
化石燃料	石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素(CO ₂)を発生し、地球温暖化の主要な原因となる物質のこと。
加須きずなスタジアム	加須市民運動公園内にある野球場。全国高等学校女子硬式野球選抜大会が開催されている。令和4年7月、日本野球聖地・名所「150選」に選ばれた。
家族・地域の絆推進運動	市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深め、市民相互の信頼関係やコミュニティ意識を高めることにより、地域力の向上を図るとともに、「協働」のまちづくりをさらに深めていくための基盤づくりを目的とする運動のこと。
加須市生活道路整備事業評価システム	加須市において、自治協力団体等から受けた生活道路整備に関する要望を公正性、透明性を確保し、かつ効率的な事業執行を図るために優先順位を決めるための評価システムのこと。
加須市ゼロカーボンシティ宣言	令和5年3月に「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用促進により、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。
加須の逸品カタログ	事業所の魅力を加須市内外にPRするため、地域に密着したオリジナル商品・技術・サービス等を掲載したカタログ「KAZO FAN」のこと。

用語	解説
かぞ農業	水利の富んだ平坦な地形であることから、水稻を中心とした土地型農業を中心としながらも、きゅうり、トマトなどの施設園芸の複合経営も多くみられる特色のある加須市の農業のこと。
かぞブランド	平成28年度(2016年度)に創設された、加須市の知名度及び製品の付加価値の向上を図り、産業振興及び地域活性化に資することを目的に、市内の優れた商品や製品、農作物等をかぞブランドとして認定する制度のこと。
加須まなびTime	市内公立中学校に通う生徒を対象に、学習サポーターによる学習支援を行う中学生学力アップ教室のこと。
加須未来館	加須市外野に所在する、美しい農村景観と豊かな自然環境の下で、地域の活性化を図るグリーン・ツーリズムの推進と、こどもたちが楽しみながら宇宙への夢を育み未来を創造する施設のこと。
加須やぐるまマネジメントサイクル	全事務事業についてPDCAサイクルによる進行管理を行い、事業の改善を図る加須市独自の行政評価システムのこと。
学校応援団	「学習支援」、「登下校における安全安心の確保」、「環境整備」など、様々な面から地域住民が教育活動を支援する取組のこと。
管渠(かんきょ)	下水や雨水を収集し排水するために地下に埋設された下水管又は水路の総称。
観光大使	イメージアップや観光客の誘致を図るなどの目的で任命される、その地域にゆかりのある各界で活躍している人のこと。
関東どまんなかサミット会議	加須市、茨城県古河市、栃木県栃木市、小山市、野木町、群馬県板倉町で構成される、関東4県の県境に位置する隣接自治体が相互に協力・連携することで、魅力ある圏域の形成を目指す会議のこと。
き	
キャッシュレス決済	お札や小銭などの現金(キャッシュ)を使用せずにお金を払うこと。クレジットカード、交通系電子マネーやコード決済などもキャッシュレス決済に当てはまる。
旧簡易水道	水道事業創設以前に、簡易水道として布設された水道管のこと。
救急ワークステーション	救急車と救急救命士を含む救急隊員が24時間365日病院内に常駐し、医師の指導の下、病院実習を行い、救急要請時に病院から出動する体制のこと。
協働	加須市に関わる全ての団体・個人が、共通の目標に向けて相互に尊重し合い、連携を図りながら、それぞれの立場に期待される役割をそれぞれが可能な限り果たしていくこと。
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、地上の雨量計により観測したり、気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせにより解析したときに気象庁から発表される情報のこと。
緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。
く	
クーリングシェルター	指定暑熱避難施設。令和6年4月1日に全面施行された改正気候変動適応法に基づき、市町村が指定する。適当な冷房設備が備わっていること、熱中症特別警戒情報が発表されたときに住民等に開放できること等の要件等を満たす施設のこと。
クールオアシス	熱中症対策の一環として、公共施設のほか県内企業等の協力の下に設置する外出時の一時休息所のこと。
クラウド	クラウドコンピューティングの略。データやアプリケーション等のコンピュータ資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。

用語	解説
グリーンカーテン	ゴーヤやアサガオといったつる性の植物の機能を生かし、外壁周辺にも展開することで、夏季の暑さを和らげる。遮光・遮熱の効果や、冷房費削減・二酸化炭素排出削減が期待される。
グリーン・ツーリズム	農山漁村に滞在し、農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。
グリーン電力	環境負荷の少ない再生可能エネルギーによって発電された電力のこと。
グリーンファーム加須	加須市上三保に所在する、市民農園やバーベキューサイト、加工実習室などを有する施設のこと。
け	
KPI	ケー・ピー・アイ、Key Performance Indicators の略。重要業績評価指標のこと。目標に対する達成度合いを測る指標として用いている。
健康寿命	平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。
建築協定	地域住民が良好なまちづくりのため、地域の特性に応じ、建築基準法で定められた基準に上乘せする形で、建築物の建て方など一定のルールを設け協定する制度のこと。
こ	
5R	ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の総称。
広域的幹線道路	高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される、地域間の連携や交流を支える道路ネットワークのこと。都市間を結ぶ国道等。本市においては県域を越える広域避難経路や緊急輸送道路としての利根川及び渡良瀬川への架橋を含む道路を指す。
広域避難	住んでいる地区を越えて、市が指定する避難場所、親戚や知人宅などの安全な場所へ避難する方法のこと。
公園サポーター	公園等の維持管理（清掃・除草・植栽等）活動に意欲を有する団体等のこと。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと。
河野省三 （こうの せいぞう）	明治15年（1882年）、現在の加須市騎西に玉敷神社祠官の次男として生まれる。不動岡高校、國學院大學に学び、卒業後は國學院大學で教鞭をとり、その後、学長に就任し、昭和36年（1961年）には紫綬褒章を受章した。
交流人口	その地域を訪れる（交流する）人のこと。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなど、特に内容を問わないのが一般的である。
高齢者相談センター	介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支えるために設けられた介護予防など必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点となる機関のこと。
国営かんがい排水事業	基幹的な農業水利施設の整備・更新を行う事業のこと。安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行う。
国土強靱化	大規模な自然災害などに備えるため、事前防災や減災、迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施して、強くてしなやかな国づくりや地域づくりを進める取組のこと。

用語	解説
国保健診（特定健診）	40歳～74歳までの公的医療保険（国民健康保険等）加入者を対象に、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドロームに着目して行う健康診査のこと。
5種18分別	平成25年（2013年）4月から、「日本一のリサイクルのまち」を目指して加須市が全市で統一して採用しているごみの分別方法のこと。
子育て応援フードドライブ	家庭や企業などから食料品を寄贈してもらい、必要としている人に無償で提供する活動のこと。
子育てコンシェルジュ	保育士などの資格を持つすくすく子育て相談室の職員のこと。
子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する支援体制の充実を図るため、子育て支援の拠点として、児童の健やかな成長や子育て家庭への総合的な支援活動を推進するための施設のこと。
こどもエコクラブ	こどもたちの地域における環境保全活動・環境学習を支援するために、公益財団法人日本環境協会（こどもエコクラブ全国事務局）が実施する、幼児（3歳）から高校生まで、誰でも参加できる環境活動のクラブのこと。
こども基本法	令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されたこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法のこと。
こども食堂	ボランティア団体等がこどもなどに対し、食事や学習、遊びの場などを提供する取組のこと。
こども大綱	こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月22日に閣議決定された政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもの。
こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会のこと。
コミュニティバス 「かぞ絆号」	加須市が市の地域特性を踏まえ、デマンド型乗合タクシー、循環バス、シャトルバスの3つの運行方法を組み合わせて運行しているコミュニティバスのこと。
コミュニティ放送局	電波法施行規則や放送法に定義する超短波放送（FM放送）の周波数を利用し、ラジオ受信機で聴取できるFM放送の一種を行う放送局のこと。
さ	
サーキュラーエコノミー （循環経済）	あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を目指す社会経済システムのこと。
災害ケースマネジメント 体制	被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組の体制のこと。
災害時要援護者	高齢者や障がい者など災害時に援護が必要な市民のこと。
災害対策情報収集室	災害時に迅速・的確な情報を基に災害対策本部で協議し、最終的な意思決定を行うために必要な情報を収集する組織のこと。複数の気象情報等を総合的に把握していくほか、関係機関、部署等と本部との情報連携を円滑に行うとともに、避難情報発令等の検討を行う。
最終処分場	不要品のうちリユース（再利用）、リサイクル（再資源化、サーマルリサイクルを含む）が困難なものを処分するための施設のこと。
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいう。

用語	解説
SAITAMA 出会いサポートセンター（恋たま）	結婚を誠実に希望する独身男女に、出会いの機会を提供する埼玉県の公的な結婚支援サービスのこと。
埼玉版スーパー・シティプロジェクト	超少子高齢社会を見据え、市町村の「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを県が支援するプロジェクトのこと。
斎藤与里（さいとう より）	明治18年（1885年）、現在の加須市下樋遣川に生まれる。画家・評論家として岸田劉生らとフェウザン会を結成し、また、ゴッホ、セザンヌ、ゴーギャンを日本にはじめて紹介するなど、近代洋画の進展に大きな役割を果たす。
彩の国 KAZO ヴィレッジ	公益財団法人埼玉県サッカー協会が管理・運営を行う、旧県立騎西高等学校跡地に設置された施設（SFA フットボールセンター）の愛称。
産・学・官の連携	民間企業（産）、教育機関・研究機関（学）、政府・地方公共団体（官）による連携のこと。
産後支援ヘルパー	出産後の家事等について援助が受けられず、日常生活を営むのに支障がある家庭に派遣し、子育てのお手伝いをするホームヘルパーのこと。
三世代ふれあい家族応援	三世代同居を目的とした住宅の取得又は改修費用に対する補助や、三世代同居を目的とした住宅に対する固定資産税等を優遇する取組のこと。
し	
志縁組織	市民等で構成された団体のうち、公共的又は公益的な特定のテーマを掲げて活動を行っているボランティア団体など、同一の目的意識によるつながりを基礎として構成された団体のこと。
ジェンダー	男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係のこと。
市街化区域	都市計画法に基づく制度で、都市計画区域の中ですでに市街地を形成している区域及び今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。市街化区域内では、土地利用を適切に誘導するため、用途地域を指定することが定められている。
市街化調整区域	都市計画法に基づく制度で、都市計画区域の中で自然環境や農地等を保全するために市街化を抑制する区域のこと。市街化調整区域内では、一部の例外を除き、原則として開発行為等が制限されている。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。
自主防犯組織	安全安心なまちづくりのために、地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織（ボランティア団体）のこと。自主的に防犯パトロールやこどもたちの見守りを行っている。
事前防災	想定される災害の被害を最小限に抑えるため、事前に対策を講じること。
自治体 DX	地方公共団体が行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務の効率化を図ること。
シティプロモーション	市の活性化などを目的に、市への愛着を高めていくために行う様々な活動のこと。
市内総生産額	市内で1年間に生み出された付加価値の合計のこと。国内総生産（GDP）の市分に当たる。
地場産業	地域の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざしている産業のこと。
市民学習カレッジ	生涯学習を通じた学習活動を支援する加須市の取組のこと。

用語	解説
下總皖一 (しもおさ かんいち)	明治31年(1898年)、現在の加須市砂原に生まれる。東京音楽学校(現東京藝術大学)卒業後、本格的な作曲活動を始める。「たなばたさま」、「野菊」など数多くの童謡・唱歌・校歌を手掛け、生涯の作曲数は3,000曲以上とも言われている。また、「和声学」「作曲法」などの音楽理論を確立し、日本の近代音楽の基礎を作ったとされている。
ジャンボこいのぼり	昭和63年(1988年)に地元青年会議所の協力の下に作られた、全長100メートルで世界最大の加須市所有のこいのぼりのこと。毎年5月3日の市民平和祭には、会場の利根川河川敷緑地公園で遊泳が行われる。現在は平成25年度(2013年度)に作られたジャンボこいのぼり4世が使用されている。
周産期医療	妊娠22週から出生後7日未満の周産期に妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と、出生後の新生児管理を主な対象とする医療のこと。
就労継続支援A型・B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、障害者総合支援法に基づき、提供される障がい福祉サービスのこと。雇用契約のあるA型と雇用契約のないB型がある。
循環型社会	自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会のことで、資源の採取や廃棄を抑制し、一度使用したものを繰り返し使用するなど、環境への影響を最小にするような仕組みを持つ社会をいう。
小1プロブレム	幼児教育から小学校教育への段差が乗り越えられない状況をいう。
商圈人口	商業施設や小売店、商店街などを日常的に利用する消費者が生活している地理的な範囲(商圈)内の全人口のこと。
消費者トラブル	「消費者」と「事業者」との間で起こるトラブルの総称。
常備消防	市町村に設置された専任の職員が勤務している消防本部及び消防署による消防活動のこと。
消費生活センター	専門の消費生活相談員が、消費生活に関する相談を受け、トラブル解決に向けて消費者への助言や業者側との交渉などを行う組織のこと。
消防水利	消火栓や防火水槽など、消防法に規定する消防に必要な水利施設及び同法の規定により消防水利として指定されたもの。
初期、第二次及び第三次救急医療	入院を必要としない軽症の救急患者に対応するものが初期救急、入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応するものが第二次救急、生命の危機が切迫している重篤患者に対応するものが第三次救急に区分される。
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や、食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取組のこと。
食生活改善推進員	“私達の健康は私達の手で”をスローガンに、地域で食を通じた健康づくりを広めるボランティアのこと。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。
女子野球タウン	一般社団法人全日本女子野球連盟が認定する、女子野球をシティプロモーションとして活用し、地域活性化を目指す自治体のこと。
女性人材リスト	多方面から女性の人材を収集し、必要に応じて情報を提供することを目的とした女性人材の名簿のこと。
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	令和元年12月に中国において初症例が発見されたコロナウイルスによる感染症のこと。全世界で拡大が確認され、令和2年から、日本でも緊急事態宣言の発令や旅行・会食の自粛の要請がなされ、社会的、経済的に大きな影響を与えた。COVID-19は、国際正式名称。
す	
水防団	水防法第5条の規定により設置される水防に関する防災組織のこと。

用語	解説
スクールカウンセラー	いじめや不登校等の問題に対応するため、児童生徒の心の相談に当たるとともに、保護者や教職員への指導・助言を行う臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者をいう。
すくすく子育て相談室	様々な子育て相談に対応する、子育て世代へのワンストップの相談窓口のこと。
ステークホルダー	ある組織・団体等の活動に直接的・間接的影響を受ける利害関係者、利害当事者のこと。
スフィア基準	人道憲章と人道対応に関する最低基準のこと。スフィア基準では、「人道憲章」、「権利保護の原則」、「コア基準」（全てのスフィア基準に共有される必須のプロジェクト基準）とともに、「人間の存続のために必要不可欠な4つの要素：(1) 給水、衛生、衛生促進、(2) 食糧の確保と栄養及び、(3) シェルター、居留地、ノン・フードアイテム（非食糧物資）、及び(4) 保健活動」の分野における最低基準が定められている。
スポーツクライミング	垂直に立つ壁を人工のホールド（でっぱり）を利用して道具を使わずに登るスポーツのこと。ボルダリング・リードクライミング・スピードクライミングの3種目を指す。
スポーツ・レクリエーション	心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われる活動のこと。
スマート農業	ロボット技術やICT等の先端技術を活用して超省力・高品質生産等を実現する新たな農業のこと。
せ	
生活排水	台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。
性的少数者	性自認と性別が異なる人や同性愛や両性愛の性的指向をもつ人のこと。
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと、また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念のこと。
セーフティネット	生活上のリスク（経済的困難、病気・障害、家庭環境等）により支援が必要となった場合に、制度や支援につなぎ、必要に応じて公的な受け皿（公立施設等）が居場所を確保するなど、安心を支える仕組みの総称。
世界人権宣言	昭和23年（1948年）12月10日の国連総会で採択された、基本的人権についての宣言のこと。正式名称は、「人権に関する世界宣言」という。
ゼロカーボンシティ	2050年に二酸化炭素（CO ₂ ）を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長又は地方自治体が公表した地方自治体のこと。
線状降水帯	次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過又は停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水を伴う雨域のこと。
そ	
総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
た	
台風第19号	令和元年10月6日にマリアナ諸島の東海上で発生し、12日に日本に上陸した台風のこと。主に東日本に甚大な被害をもたらした。日本政府は、激甚災害、特定非常災害、大規模災害復興法の非常災害の適用を行った。
太陽光発電	日光が当たると直接電気が発生する太陽電池パネルを利用した発電方法のこと。太陽エネルギーは無尽蔵であるほか、二酸化炭素（CO ₂ ）や汚染物質を出さないクリーンエネルギーとして注目されている。

用語	解説
ダウンサイジング	コスト削減や効率化を目的として、物や組織のサイズ（規模）を小さくすること。
タウンミーティング	市民の皆さんと地域の課題や市政について、市長等と直接意見交換をする対話集会のこと。
田口和美 (たぐち かずよし)	天保10年(1839年)、現在の加須市小野袋に生まれる。東京大学医学部初代解剖学の教授を務め、教え子に森鷗外や北里柴三郎がいる。日本人によって書かれた最初の体系的解剖書を執筆するなど、わが国の医学発展に多大な貢献をした。
脱炭素社会	地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、再生可能エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムのこと。
田中正造 (たなか しょうぞう)	天保12年(1841年)、現在の栃木県佐野市に生まれる。第1回の衆議院議員総選挙に当選して以来、国会が開かれる度に足尾鋳毒問題を取り上げ、渡良瀬川沿岸の被害農民のために奮闘を続けた。議員を辞職して被害の惨状を天皇に直訴し、命をかけてこの問題に取り組んだ。
谷山豊 (たにやま とよ/ゆたか)	昭和2年(1927年)、現在の加須市騎西に生まれる。数学界で平成5年(1993年)に証明されるまでに360年かかった難題「フェルマーの最終定理」を解く鍵を握った「谷山-志村予想」を提唱し、数学界に多大な貢献をした。
ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態となること。
多文化共生	国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
ち	
地域完結型医療	地域の中のそれぞれの病院等が、役割を分担して病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持つこと。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。
地域ブロンズ会議	地域で活動する団体や地域住民が、地域の高齢者を地域全体で支えるという共通の目的を持って集まり、話し合い、見守りや声かけ、日常生活における困りごとの手伝いなどを行う地域支え合いの仕組みづくりのこと。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
地域防災計画	様々な災害に備えて、自衛隊、ライフライン関係機関などそれぞれの防災関係機関がその全機能を発揮して、市民の生命や身体、財産を守るための各防災対策を総括的な計画としてまとめたもの。
地域密着型教育	学習支援や環境整備、学校・園と家庭・地域との交流を推進し、中学校区での学びの連続性を意識した保・幼・小中一貫教育を進め、こどもの健やかな成長を家庭や地域とともに支える取組のこと。
チームオレンジ	令和元年度から実施されている認知症の人の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげる仕組みのこと。
地縁組織	市民等で構成された団体のうち、自治協力団体などの地域的なつながりを基礎として構成された団体のこと。

用語	解説
地区計画	都市計画法に基づき、それぞれの地区の特性に応じて良好なまちづくりを行うために、地区の目標や建築物等の建て方のルールなどを具体的に定め、住民などの意見を反映しながら、その地区独自のまちづくりルールをきめ細かく定めるもの。
地産地消	地域で生産された農産物を地域で消費するだけでなく、生産者と消費者を結び付け「顔が見え、話ができる」関係づくりを行う取組のこと。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化につながるもの。
地方創生 2.0	単なる地域活性化策ではなく、我が国の活力を取り戻す経済政策であり、多様な幸せを実現するための社会政策であり、そして地域が持つ本来の価値や楽しさを再発見する営み。令和7年6月に今後10年間を見据えた「地方創生 2.0」の方向性を提示する「地方創生 2.0 基本構想」が閣議決定された。
ちょこっとおたすけ絆サポート券	地域福祉の充実と地域商業の活性化を目的として加須市商工会が発行している地域通貨券のこと。市内約700の取扱店舗で商品を購入する際に、使用することができる。
て	
であいサポート i	加須市結婚相談所のこと。加須市が運営を支援している民間の結婚相談所で、結婚希望者に対し、相談・紹介・助言などを行っている。
DX	デジタル・トランスフォーメーション、Digital Transformation の略。ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
ティームティーチング	複数の教師が協力して教育指導にあたる教育方法のこと。
テレワーク・リモートワーク	情報通信技術を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務がある。
と	
冬期通水（冬水）	水質環境の改善等のために冬季にも水を通すこと。
道路・公園等ウォッチャー	自治体が、道路等の公共施設の損傷箇所や危険箇所の情報提供を依頼している市民・民間企業のこと。
同和問題	日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの人権問題のこと。
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる等の犯罪のこと。
特定外来生物	海外起源の外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れのある生物で、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づいて指定された生物のこと。
特定工場	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の適用を受ける工場（製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のある工場をいう。
都市計画道路	都市計画法において定める都市施設の一つで、都市の骨格形成を目的に都市計画で位置・幅員・構造を定めた道路のこと。
土地区画整理事業	都市計画事業の一つで、宅地利用の促進や居住環境の向上を図ることを目的に、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、区画の整った市街地を整備するもの。

用語	解説
利根保健医療圏	医療法で規定されている「医療計画」に従い、埼玉県知事が設定した「二次医療圏」の一つであり、加須市、行田市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町で構成される。
DV (ドメスティックバイオレンス)	Domestic Violence の略。配偶者・恋人・その他親密な関係にある者(過去にあったものも含む)が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的・経済的暴力のことであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴るはもちろんのこと、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。
な	
内水氾濫	集中豪雨等により排水路に多量の雨水が流入し、処理しきれず、道路や宅地に浸水被害が発生すること。
中川水辺再生地	県内を流れる中川で水辺の自然や景観を取り戻し、散策や自然観察ができるように、埼玉県が整備した水辺の再生エリアのこと。市内では川口地区の遊歩道が整備された。
南北幹線道路	地域を南北方向に結ぶ骨格となる道路のこと。本市においては利根川や鉄道等によるまちの分断や踏切による慢性的な交通渋滞を解消するため、市内を南北に結ぶ道路を指す。
に	
二元取水	水道を県水(浄水受水)と地下水(深井戸水)の2つの水源から取水することで、地下水の過剰摂取による地盤沈下の防止や、災害等によりいずれかの水源が使用できなくなった時に、一方の水源で水道水の供給を継続できるようにするもの。
2050年カーボンニュートラル	2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。日本政府はこの目標を2020年10月に宣言した。
ニュースポーツ	20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツのこと。一般に、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼としたものをいう。
認知症カフェ	厚生労働省の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)で全市町村において開催することが目標とされている、認知症の人とその家族が気軽に立ち寄れるカフェのこと。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。
認知症フレンドリー社会	認知症当事者の声を大切にした社会環境の考え方で、当事者のやりたいことやできることが継続できる社会のこと。
認定こども園	就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えた、教育・保育を一体的に行う施設のこと。認定基準を満たす施設が、都道府県等により認定を受けることができる。
ね	
ネイチャーポジティブ (自然再興)	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方であり、生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせること。
ねんきんサテライト加須 (熊谷年金事務所加須分室)	平成31年(2019年)2月1日に加須市役所2階に開所した県内初、全国で5例目の年金事務所分室のこと。
の	
農業集落排水	市街化調整区域内の生活排水などの汚水を集めて処理すること。

用語	解説
農業振興地域	総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県知事が関係市町村と協議して指定する地域のこと。
農地中間管理事業	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構が貸付を希望する農地の所有者から農地を借り受け、耕作を希望する農業者に貸し付けることにより、農地の集積、集約化を促進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図る事業のこと。
農地利用集積	効率的かつ安定的な農業経営を営む者へ、農地の貸借等により、利用する農地面積を拡大すること。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活し、活動することが、社会の本来の姿であるという考え方のこと。
は	
パーソナル・ヘルス・レコード（PHR）	生涯にわたる個人の健康・医療に関わる情報（個人の健康や身体の情報や記録した健康・医療・介護などのデータ）のこと。
パートナーシップ制度	同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度のこと。
バイオマス発電	生物から作り出される有機性のエネルギー資源を燃焼したり、ガス化して燃焼したりして発電する仕組みのこと。
ハザードマップ	被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示した地図のことで、自治体ごとに作成される。
働き方改革	働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革のこと。
8050 問題	80代の高齢の親と50代の未婚の同居のこどもが同居するなかで抱えている問題のこと。
パブリシティ	PRの一種で、プレスリリースやインタビューへの応対などを通じて、メディアに報道として自らの組織・団体に関する内容を取り上げてもらう活動のこと。
パブリックコメント	特定の計画又は政策に関し、市民等に対し、趣旨、内容その他必要な情報を事前に公表し、これに対する意見を求める方法のこと。
パラスポーツ	身体機能や知的発達に障がいのある人が行うスポーツのこと。
バリアフリー	障がい者や高齢者が生活や行動する上で、妨げとなる障壁（バリア）を取り除き、安心して暮らせる環境をつくること。
ひ	
BOD	ビー・オー・ディー、Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標をいう。
PDCA	ピー・ディー・シー・エー、Plan-Do-Check-Actionの略。計画－実施－点検－改善のことで、業務を継続的に4段階で繰り返して改善する手法のこと。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。
非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材のこと。

用語	解説
非常備消防	消防組織法に基づいて各市町村に設置される他に職業を持つ非常勤特別職による公設の消防機関のこと。消防団が該当する。
ふ	
ファミリーサポートセンター	仕事と育児の両立を支援する目的で、育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助に協力できる人（協力会員）、援助の利用も協力もできる人（両方会員）が会員として登録し、相互に援助活動を行う組織のこと。
フードデリバリー	注文に応じて、飲食店等が調理した食事を自宅や職場など指定する場所まで配達するサービスのこと。
フードパントリー	様々な理由で生活に困っている人々に、食料品などを無料で配布する活動のこと。
Facebook	フェイスブック。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じて文書や写真の共有ができるSNSのこと。
福祉避難スペース・福祉避難所	災害時において避難所内に設置される障がい者や高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者などの要配慮者のための専用スペースを福祉避難スペースといい、要配慮者のための特別な配慮がされた避難所を福祉避難所という。
ブックトーク	一つのテーマに沿って数冊の本を紹介すること。
ふるさとハローワーク	公共職業安定所（ハローワーク）が設置されていない市町村において、職業相談・職業紹介等を行うハローワークの附属施設のこと。国と市町村が共同で運営する。
ふれあいサロン	歩いて行ける場所で、加須転倒無止体操や手芸等の創作活動、脳のトレーニングなどを行いながらおしゃべりし、楽しく仲間づくりをする交流の場のこと。
フレイル	加齢による心身機能の低下により、健康な状態と要介護状態の中間に位置する、支援や介護が必要になりやすい状態のこと。
へ	
ヘイトスピーチ	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。
ほ	
放課後児童健全育成事業	学童保育のことで、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業のこと。
防災ラジオ・防災アプリ	防災ラジオは、加須市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主（住民票のある世帯）などに無償で貸与される防災行政無線の放送が聞こえるラジオのこと。防災アプリは、ハザードマップ、避難情報や避難場所開設情報などをスマートフォン上で確認できるアプリのこと。
ホームステイ	異文化体験や語学学習の一環として、外国の家庭に一時的に滞在し、その家庭の一員として生活を共有すること。
母子保健コーディネーター	家庭児童相談とともに、保護が必要な児童や妊産婦への支援、児童相談所と連携した専門的な相談などを行う資格を持った職員のこと。
ほ場整備	農地の区画を整理するとともに、用水路、排水路、農道、暗渠（きょ）排水等の整備を行い、生産性の高い農地をつくること。
ホストファミリー	外国人を家族の一員として受け入れて、世話をする家族のこと。

用語	解説
ま	
マイナンバーカード	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき発行される、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードのことで、公的な身分証明書となる。
マイバッグ・マイボトル運動	ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、マイバッグやマイボトルを携帯する、誰もが身近にできる取組として実施される活動のこと。
学び直し（リカレント教育）	学校教育からいったん離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。
み	
未接続世帯	下水道供用開始区域内又は農業集落排水処理区域内において、下水道、農業集落排水に接続していない世帯のこと。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けた様々な取組を行う人のこと。民生委員は児童委員も兼ねている。
や	
屋敷林	冬の季節風や火災、夏の日差しなどから、集落や家屋を守るための手段として活用されている屋敷の周りに人工的に造られた樹林のこと。
闇バイト	SNS やインターネット掲示板などで、「短時間で高収入が得られる」など甘い言葉で募集される犯罪実行者募集情報及び応募者を詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の手先として利用するアルバイトのこと。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。
ゆ	
有収率	料金収入となった各家庭等の水道メーターを通った総水量と、浄水場から配水した総水量の割合のこと。
YouTube	ユーチューブ。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じて動画の共有ができるSNSのこと。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう施設や製品などをデザインする考え方のこと。
よ	
幼稚園応援団	幼児の興味や関心を広げ、生きる力と豊かな心を育むために「あそびの支援」「環境整備」などの教育活動を、園や家庭と共に支援する地域の人材の総称。
要保護児童	保護者がいない児童又は児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待）などにより、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。
ら	
ライスパーク	北川辺ライスパークのことで、加須市麦倉に所在する、稲作や野菜収穫など、農村文化にふれる農業体験施設のこと。
ライフスタイル	生活の様式・営み方のことで、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方を指す。
ライフステージ	人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの生活段階のこと。
LINE	ライン。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じてメッセージの共有ができるSNSのこと。

用語	解説
ラムサール条約	昭和46年(1971年)2月2日に制定され、昭和50年(1975年)12月21日に発効した湿地に関する国際条約のこと。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。
り	
立哨(りっしょう)指導	主に小学校や中学校の通学路・学校周辺などで、児童・生徒の登下校時に立ち、交通安全や通学の安全を見守る指導活動のこと。
れ	
令和の米騒動	令和6年夏頃からコメが品薄になり価格が高騰した問題のこと。同年8月の南海トラフ地震臨時情報をきっかけに消費者の買いだめが起こり、価格が上がり始めた。猛暑で十分な精米を確保できない事態も重なった。スーパーの店頭価格は令和6年春までの5キログラム2,000円前後から令和7年3月には4,000円を突破した。
ろ	
6次産業化	1次産業(農林漁業)、2次産業(製造業)、3次産業(小売業)の一体的な推進を図ることで新たな付加価値を生み出す取組のこと。
わ	
ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方のこと。
Wi-Fi	ワイファイ、Wireless Fidelityの略。パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)でネットワークに接続する技術のこと。
若林珣蔵 (わかばやし かんぞう)	安政4年(1857年)、現在の加須市中央に生まれる。明治17年(1884年)の埼玉県議会や明治23年(1890年)の帝国議会の議事録作成に速記の導入を成功させた。23年間にわたり衆議院議事録作成の重鎮として活躍するなど、速記の普及に多大な貢献をした。
ワンナイトステイ事業	世界各国の外国人日本語教師が、1泊2日又は日帰りで一般家庭に滞在し、日本の生活や文化を体験する埼玉県の事業のこと。



表紙イラスト 小春あや氏（イラストレーター・加須市観光大使）



第2次加須市総合振興計画 改訂版
(基本構想・後期基本計画)

令和8年3月発行

発行 加須市

編集 総合政策部 政策調整課

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1

電話：0480-62-1111（代表）



第2次加須市総合振興計画 改訂版
Kazo City Master Plan



環境にやさしいベジタブルインクを使用しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。